

保育所等における予防的かつ積極的支援に基づく乳幼児ソーシャルワークに関する研究

ー乳幼児期からの切れ目のない要支援子ども・家庭への支援をめざしてー

明星大学通信制大学院博士後期課程

教育学研究科 教育学専攻

学籍番号 16sk1001

氏名 鶴田 智子

目 次

序 章	1
1 はじめに	1
2 研究の背景	4
第1章 本研究の目的と構成	12
1 目的と研究法	12
1.1 研究の目的	
1.2 研究デザイン	
1.3 データ収集と分析	
2 本研究の構成	19
2.1 研究の構成	
2.2 倫理的配慮	
第2章 乳幼児期を中心とした子ども虐待防止における研究動向と課題	23
1 子ども虐待防止に関するわが国の施策動向および課題	23
1.1 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点	
1.2 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	
1.3 地域子育て支援拠点事業	
1.4 要保護児童対策地域協議会	
2 イギリスの子どもの貧困対策およびわが国の施設、教育機関の子ども虐待予防に関する研究動向	34
2.1 イギリスの支援施策 シュア・スタート	
2.2 児童養護施設等の家庭支援専門相談員に関する研究動向	
2.3 スクールソーシャルワークの研究動向	
2.4 保育ソーシャルワークの研究動向	
3 小括	52

第3章 保育所における要支援子ども・家庭への支援の実態-4つの自治体および1つの行政区における支援ネットワークの比較から- (研究1)	55
1 問題と目的	55
2 研究方法	56
2.1 調査対象	
2.2 調査内容と方法	
3 結果と考察	57
3.1 他機関連携、ネットワーク	
3.2 連携のパイプ的役割	
3.3 保育所内における対象保護者支援および担当保育士へのスーパーバイズ機能	
3.4 巡回訪問の役割	
4 総合考察	62
4.1 保育所内の支援システム、関係機関との連携の現状	
4.2 保育所におけるネットワークのあり方や課題	
第4章 スクールソーシャルワーカーの支援プロセス	65
1 スクールソーシャルワーカーの配置形態に対する意識の変容と支援プロセスの検討-複線径路等至性アプローチ(TEA)による分析- (研究2)	65
1.1 問題と目的	
1.2 研究方法	
1.3 結果と考察	
1.4 総合考察	
2 保育士経験を持つスクールソーシャルワーカーの支援プロセス-ケアワーク経験がソーシャルワークを豊かにする視点- (研究3)	83
2.1 問題と目的	
2.2 研究方法	
2.3 結果と考察	
2.4 総合考察	
3 小括	99

第5章 保育所におけるソーシャルワーク的支援の可能性-要支援子ども・家庭を支援する 保育士の変容プロセス- (研究4)	100
1 問題と目的	100
2 研究方法	102
2.1 調査対象と方法	
2.2 分析方法	
3 結果と考察	104
3.1 家庭支援担当保育士として支援するプロセス -TEM図を用いて-	
3.2 保育士の意識の変容 -TLMGを用いて-	
4 総合考察.....	112
4.1 保育士の家庭における支援プロセス -TEM図 SD,SGを中心に-	
4.2 保育士の意識の変容 -TLMG図を中心に-	
4.3 保育所におけるソーシャルワークの担い手	
4.4 保育所に求められるソーシャルワーク的な家庭支援	
4.5 母子保健と保育所の連携	
5 研究の限界と今後の課題.....	116
第6章 要支援子ども・家庭における母子保健と保育所の連携に関する調査-乳幼児期から の切れ目のない支援にむけて- (研究5)	118
1 問題と目的.....	118
2 調査内容と方法	120
2.1 基本属性	
2.2 連携項目の抽出	
2.3 研究4のインタビューに基づく連携の要素の抽出	
2.4 保育士、保健師による項目の再確認	
2.5 回答形式	
2.6 調査対象者	
2.7 実施日	
2.8 方法	
3 アンケートの結果(フェイスシート)	122

3.1	回答者の所属	
3.2	回答者の職種	
3.3	回答者の役職	
3.4	回答者の年齢	
3.5	回答者の経験年数	
4	分析方法	124
5	結果	129
5.1	要支援子ども家庭の支援体制に関する所属ごとの設問の得点差の比較	
5.2	要支援子ども家庭の支援体制に関する公立と民間の設問の得点差の比較	
5.3	要支援の未就園児に関する所属ごとの設問の得点差の比較	
5.4	特定妊婦に関する所属ごとの設問の得点差の比較	
6	考察	133
6.1	母子保健担当部署と保育所等の連携の認識	
6.2	公立保育所等と民間保育所等の保育所におけるソーシャルワークの必要性、その担い手に関する意識	
6.3	本研究の課題	
第7章 本研究における総括的考察		137
1	本研究における知見	137
1.1	各章の総括	
1.2	乳幼児期におけるソーシャルワークの考案	
1.3	保育所等を中心とした切れ目のない支援	
2	要支援子ども・家庭の保育所等支援モデル	145
2.1	保育所等における「乳幼児ソーシャルワーク」の定義	
2.2	予防的かつ積極的支援に基づく「乳幼児ソーシャルワーク」の定義の独自性	
2.3	予防的かつ積極的支援に基づく「乳幼児ソーシャルワーカー」の考案	
3	本研究の課題と提言-乳幼児期からの切れ目のない支援の実現にむけて-	151
3.1	本研究の意義	
3.2	本研究の課題	
3.3	乳幼児ソーシャルワークの実現にむけた提言	

あとがき	153
引用文献	155
初出一覧	173

序 章

1 はじめに

子どもには一人の人間として尊重され、良い環境の中で育てられる権利がある。コルチャックの「子どもはすでに人間である」という概念は、世界中の全ての子どもたちが持っている権利を定めた、子どもの権利条約に大きな影響を与えたとされている。子どもの権利条約(1994)は、大きく分けて4つの権利①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利、を定めている。①、②、③については、主体的に大人が、子どもに対して行うことで権利を保障する内容となっている。④の参加する権利については、子どもが主体的に自由に意見を表明し、大人等が聴き受容することで成り立つ権利である。聴き手の大人の役目として、子どもの意見を聴けるところまで、大人が成長していなければならないとコルチャックは主張している(塚本 2019:210)。①から④の子どもの基本的人権を保障するには、大人が子どもを守り育て、ひとりの人間として尊重して接することに尽きると考える。しかし、子ども虐待問題という、近年の大きな世間の関心事となっている子どもの人権侵害の問題がある。

子ども虐待という人権侵害は、家庭という私的領域で起こる。従来、私的領域は「非法」であった。しかし、2000年には、児童虐待の防止等に関する法律が制定され、家庭という私的領域においても、国が子どもの人権を守ることが明記された。金井(2009)は、虐待を捉える視点として「単なる個人や特定の家族の中で生じる特殊な問題」ではなく、「様々な経済的・社会的構造から生じる社会問題であるとの認識を生み」、その解決のために社会全体で取り組むべき、という姿勢が示されたと述べている。本法律は、私的領域における子どものセーフティネット(安全網、安心安全を提供する仕組み)であると考える。

筆者は、子どもの成長を保障する保育所で保育士として勤務し、数年前から児童相談所の児童虐待対応の部署で児童福祉司としてケースワークを行っている。筆者は、保育士としてたくさん子どもや親と接してきた中で、印象的だったクラスがある。そのクラスは、ひとり親家庭がクラス全体の7割を占め、親は育児・生活ストレスを抱え、不適切な養育から子どもが落ち着きがなく、トラブルが多発し荒れていた。その中でも忘れられない親子がいる。その子どもは、場面の切り替えやちょっとしたきっかけで、怒り、保育士に対して物を投げつけたり、暴力を振るう。それを見た親は、子どもに拳骨

などの暴力で止めようとする。親は暴力で子どもを止めようとするので、子どもよりさらに上回る暴力が必要になる。その場で筆者が保護者に注意をしても、保護者は「行ってわからなければ、体で覚えさせるしかない、自分もそうやって教えられてきた」等、体罰を正当化しており、なかなか聞き入れてもらえなかった。当時は、ようやく子どもの権利条約が批准された頃であり、ましてや児童虐待防止法などまだ制定されていない時期であった。なんとか、この親子を負(暴力)の連鎖から抜け出せないかと、様々な関わりを考え、子どもの良さを見つけ出しそれを親にアピールしたり、こんな関わり方をすると落ち着いて理解できているなど親に知らせたつもりだったが、子どもへの関わりの変化はあまり上手くいかなかった。上司に相談しても、その親子を諦めたような発言であったり、大変だねと声をかけてくれる同僚保育士はいても、助言は少なかった。筆者自身が子どもや親を支援したいと考えていても、振り返ったり、立ち止まったりする余裕もなく、業務に追われる月日が流れた。上手くいかなかった苦い思いは20数年経った今でも、心に強く残っている。

それから数年が経ち、筆者が児童相談所の虐待の対応をしている時、保育所での対応が困難だった親子と、同じような過去がある子どもを虐待で保護したことがあった。当時のことを思い返し、「あの時、もっと何かできなかったのだろうか」と考え悔やまれた。親子間がこじれてしまって、施設に行くしか方法がなくなったケースや、ひどいネグレクトケースなど、一時保護から施設もしくは里親(=親子分離)となってしまうケースも多く、「もっと早くから、子どもだけでなく親や家庭を支援してくれる人と繋がっていたら、全く違う生活だったかもしれない」「果たして親子が別れて暮らすことが、本当に子どもにとってベストな選択なのだろうか」という複雑な思いを強く抱くようになった。

児童相談所にいると、学校で子どもたちを支援するスクールソーシャルワーカー(以下SSWerとする)とよく話をする機会がある。筆者は、SSWerから親子もしくは家族丸ごと含めて、継続的に支援している話を聞くことがあり、感心することがあった。その取り組み内容を聞くたびに、筆者は人間形成の最初の時期である、乳幼児期の子どもが過ごす保育所にも、信頼できるSSWerのような、身近な地域で支援できる環境を作るべきだろうと考えるようになった。そのような環境があれば、筆者が経験した虐待の影響から、暴力を振るう子どもや家族にも、有効な支援ができたかもしれない。出生前から親もしくは子に関わる母子保健(主に保健師)、集団保育の場である保育所から学校と支援者

が切れ目なくつなぐことで、支援の必要な子ども・家庭を、いつでも、どこからでも支援でき、子どもを含む家族をエンパワメント(個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出し、力をつけていくこと)していけるであろう。

しかし、保育所や多様な保育施設、幼稚園等には、制度としてSSWerのような支援者は配置されていないのが現状である。そして、学校教育と幼児教育の場である幼稚園、こども園、安心安全に生活することができるように養護し、発達を促すための教育を行う保育所や保育施設等、母親と子どもの健康の保持増進を図る母子保健は、同じ子どもが対象者であっても、行政の管轄がそれぞれ異なり縦割りであるため、連携が求められていても、連続性が十分に図れないことも危惧される。

以上の問題を踏まえ、子どもの人権保障を起点とし、以下のソーシャルワークの定義(社会福祉専門職団体協議会国際委員会 2016)に基づき本研究を進めたい。

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。(社会福祉専門職団体協議会国際委員会 2016)

子どもは「大人に依存する存在」であり、「搾取され虐待される状況に追い込まれ」やすいため、ソーシャルワーカーが介入し問題解決の援助を行う必要がある(国際ソーシャルワーカー連盟 2004:18-19)。ソーシャルワークの定義は本研究の目的の根幹をなし、子どもの権利保障にも適用できると考える。

本研究は、胎児期からの切れ目のない支援を行うにあたり、保育所等¹⁾での要支援子ども・家庭への支援ができる支援システムの考案をし、それによりすべての子どもたちの権利を保障することを目的としている。本研究で用いる要支援子ども・家庭とは、児童福祉法上の要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)を除く、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその家庭と定義する。

また子どもの福祉は、高橋(1994:158-159)によると、子どものウェルフェア(welfare=福祉)から、ウェルビーイング(well-being 人権保障、自己実現の支援)と転換していくとした。子どものウェルビーイングを尊重するためには、高橋(1998:29-30)は「社会の核である家族の家庭生活の中で、父親・母親・子ども一人ひとりの権利を尊重し、相互の合意・納得を形成するための十分なコミュニケーションの過程を重視し、一人ひとりのウェルビーイングを促進する新たな家族関係」を作る必要があると述べている。ゆえに、子どもと家庭の両面から支援することは、子どもの福祉を考える上で、極めて重要である。子どもの福祉は、子どものウェルビーイングの尊重を目的としているが、そのためには親への支援も同時に行いながら、家族全体をエンパワメントしていくことが肝要である。

そして切れ目のない支援は、佐藤(2018a)によると「平成26年の妊娠・出産包括支援モデル事業からキーワード」となったと述べている。妊娠期から出産、家庭保育から保育所等の集団保育、義務教育の学童期へと、子ども時代は所属先が短期間で有期的な段階を踏む。子どもへの支援を行う際、それぞれの所属先において支援が途切れることなく繋がっていくことは、子どもを守る上で重要になる。本研究では、子どもの権利を尊重するという社会正義の基、乳幼児ソーシャルワーク(第7章参照)の考案と切れ目のない支援を目指し、ソーシャルアクション(社会福祉制度の創設や制度運営の改善を目指し、世論に働きかける活動)を起こしていきたいと考えている。

2 研究の背景

本研究における子ども虐待予防の概念について述べる。子ども虐待予防の支援を大別すると、全ての子ども家庭を対象とするポピュレーションアプローチと、虐待が起こる可能性がある、もしくは起きているといった家庭の支援、つまり要支援および要保護児童・家庭を対象とするハイリスクアプローチがある。集団全体に働きかけて「適切な方向に少しずつ移動、シフトする方法」をポピュレーションアプローチと呼び、「高いリスクを有するものに対する方法」をハイリスクアプローチと呼ぶ(日本看護協会 2007)。

本研究の中心は、後者のマイノリティーである要支援子ども・家庭に対する効果的な支援体制のあり方についてであり、子ども虐待事案が発生した場合、生命の危険が一番高いと考えられる乳幼児期を対象とした、ハイリスクアプローチである。本研究のハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの範囲をFig.1に示す。

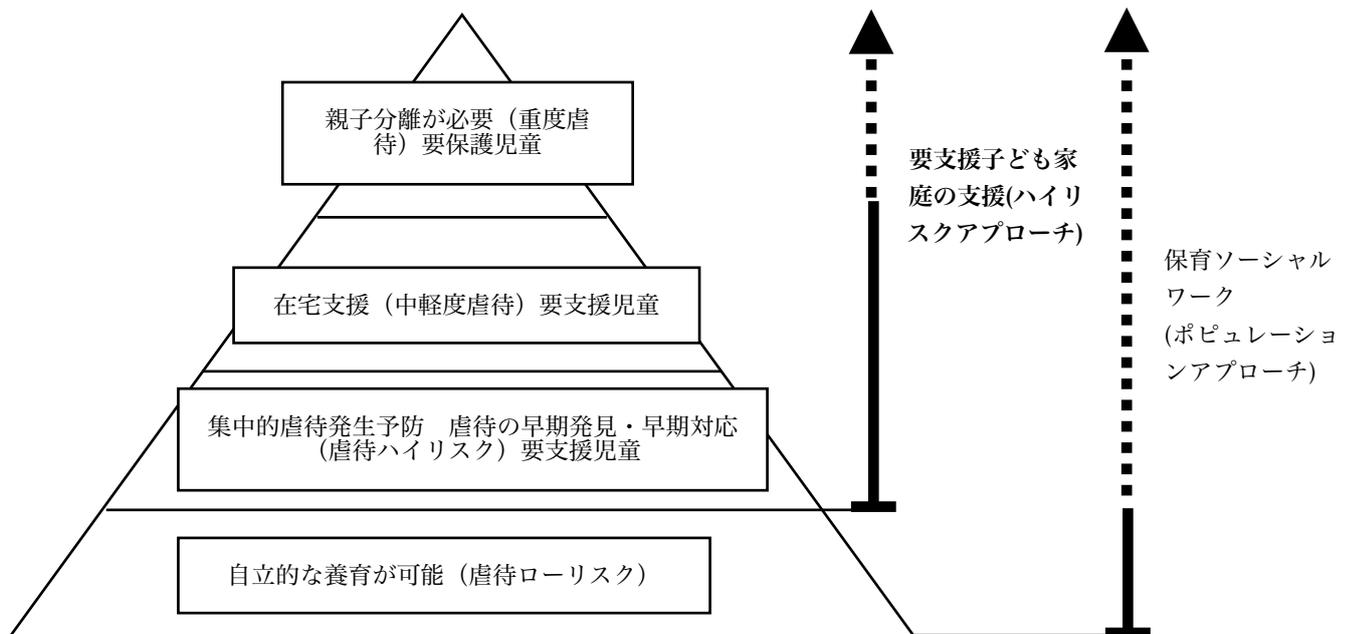


Fig.1 本研究の支援対象の範囲 ※実線は主に支援する範囲を表す

深刻な児童虐待事件が後を絶たない。全国の児童相談所が受理した児童虐待相談件数は平成30年度には過去最高の16万件に迫る勢いである(厚生労働省2019a)。2003年7月から児童虐待による死亡事例等の検証が行われ、現在第15次報告までなされているが、第1次（2003年7月から）から第15次（2018年3月まで）の心中以外で死亡した子どもの総数は779人で、その内5歳までの子どもは673人、全体の86%を占めている。特に乳幼児期の子どもに対する虐待は、生命の危機に直結している可能性が極めて高いことが伺われる。早期の乳幼児期の子ども・家庭支援が、いかに重要であるかを再認識する結果と考える(厚生労働省 2019b)。

子ども虐待問題の対策として、支援者が子どもを中心としたソーシャルワークを実践し、環境に働きかけ、関係機関と連携しながら支援することが求められる。特に、これから人生の始まりとなる乳幼児期に関して、子どものみならずその家族を支援し、ケアワーカーとしての保育者を支える、ソーシャルワーカーの存在は貴重であると考え。ましてや問題を抱えている家庭や子どもは、特に自ら置かれている状況に気づかない、考えが及ばない、また発信する力を持たないことが多いため、大人が予防的かつ積極的支援をしウェルビーイングを促進することが必要になるであろう。

昨今の子ども虐待の対応を行っている組織として、代表的なのが児童相談所や市区町村の要保護児童対策地域協議会である。児童相談所は専門的な職員が配置されている

が、重篤な事案や急増している児童虐待相談件数の対応に忙殺されている。また、都道府県および政令指定都市等の単位で設置されているため、地域での細やかな支援には手が届かない現状がある。児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議(2019)によると、児童虐待が発生した際、「一時保護等の介入的対応を行う職員と、支援を行う職員を分けるなどの児童相談所における機能分化」を行っていくとあり、重篤事案の介入体制強化が明確化されている。児童相談所には、重篤なケースに介入し、専門的な対応が必要なケースの支援が課せられていくため、地域における中軽度の要支援子ども・家庭への支援には、益々手が届きにくくなることが推察される。

次に要保護児童対策地域協議会において、市区町村は主に要支援・要保護児童等におけるマネジメント機関であるため、市区町村の支援業務は、対象者の細部に至る直接的で継続的な支援者とはなりにくい。しかし、2016年児童福祉法が改正され、それに伴い設置された市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ(2017)により、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針が策定され、これまで以上に「地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点」とする構想が示された。より身近に支援できる態勢の方向性が示されている。鈴木(2019:1)は、「児童相談所中心主義(点支援)から市区町村中心主義(面支援)」にシフトし、「敷居が低い、身近な相談が気軽にできる」体制の構築ができるとしている。これにより子育て世代包括支援センターとの密な関係性と、保育所等や学校のSSWerとの連携から、切れ目のない支援を目指すことが期待できるであろう。

以上、それぞれの機関が支援する対象の範囲について述べてきたが、児童相談所は個別で密な支援を行うケースワークが主体であり、地域や学校、保育所等ではそれぞれの子ども・家庭に対する個別支援や、同じ悩みを抱える保護者等へのグループ支援が中心であり、子育て世代包括支援センターや子ども家庭支援拠点では、地域や関係機関の調整を図りながら支援を行うコミュニティワークが期待できる。Fig.2に関係機関の支援領域の関係を示す。

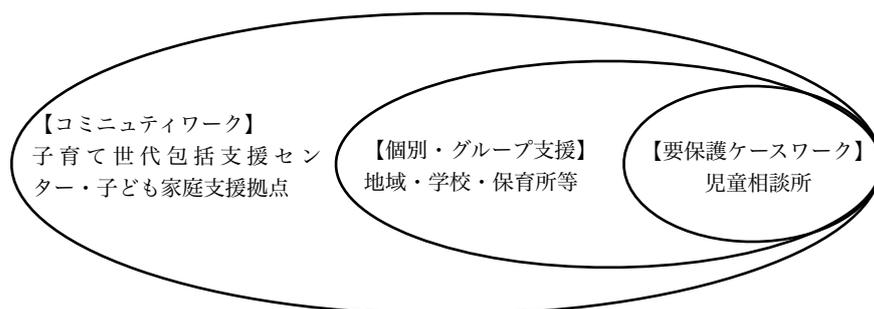


Fig.2 子ども家庭支援範囲の概念図

また児童虐待問題は、様々なリスクが絡み合って起こる。リスクは、経済的困窮、家族形態の変動、DV、子どもの障がい、保護者の疾患等、社会的孤立などが考えられる。松本(2013:35)は、「貧困とは現実の生活過程において、可能性の制限と対応能力の低下、不利と困難の連鎖・蓄積の過程」であるとし、貧困が子育ての困難さを生み、児童虐待問題として表出すると論考し、子ども虐待は貧困問題と強い関係があるとしている。松本(2010:27)は、子ども虐待問題に対して社会的関心が高まった1990年代には、「子ども虐待問題を、特定の人の問題ではなく“だれにでも起こりうる”問題」という議論があったと述べている。この状況へ早急に対応する必要があるとし、1996年に日本子どもの虐待防止研究会(現：日本子ども虐待防止学会)の発足や、2000年には児童虐待の防止に関する法律の施行と、様々な子ども・家庭支援の研究や対策がなされてきた。

そして児童相談所や市区町村とは別に、子ども・家庭の直接の支援者として、子どもの所属する機関にはソーシャルワーカーが配置されている。小中高学校ではSSWer、児童養護施設等にはファミリーソーシャルワーカー等を挙げることができるが、乳幼児期においてはそれにあたる専門職の配置は明確にされていない。2013年に設立された「日本保育ソーシャルワーク学会」は、保育所等のソーシャルワークに関する唯一の専門学会であり、保育ソーシャルワーカーを養成する養成講座を開催している。このように「保育ソーシャルワーカーの養成・配置の必要性・重要性」は提唱されているが、まだまだ保育現場における保育ソーシャルワークの「議論は途についたばかり」である(伊藤2017:17)。

さらに保育ソーシャルワークについて述べると、対象についての考え方として、倉石(2019:19-20)は、保育ソーシャルワークの広義の対象は、すべての子育て家庭と地域社会を対象とし、狭義は「生活課題を抱えている家庭と、その家族を支えようとしている地域、専門機関が対象」と位置付けている。Fig.3はその関係図を示したものである。Fig.3の狭義が、本研究のハイリスクアプローチである要支援子ども・家庭への支援等に類似し関連していると考えられる。つまりハイリスクアプローチは、集中的で継続的な対応を迫られている場合において必須の支援であり、様々な実践の検討や支援システムの考案などを進めていく必要がある。全子ども・家庭を対象とする支援と、要支援子ども・家庭への支援とは、アセスメントやアプローチが異なることは言うまでもなく、後者においては子どもへの思いや経験値、技術や知識も必要となる。

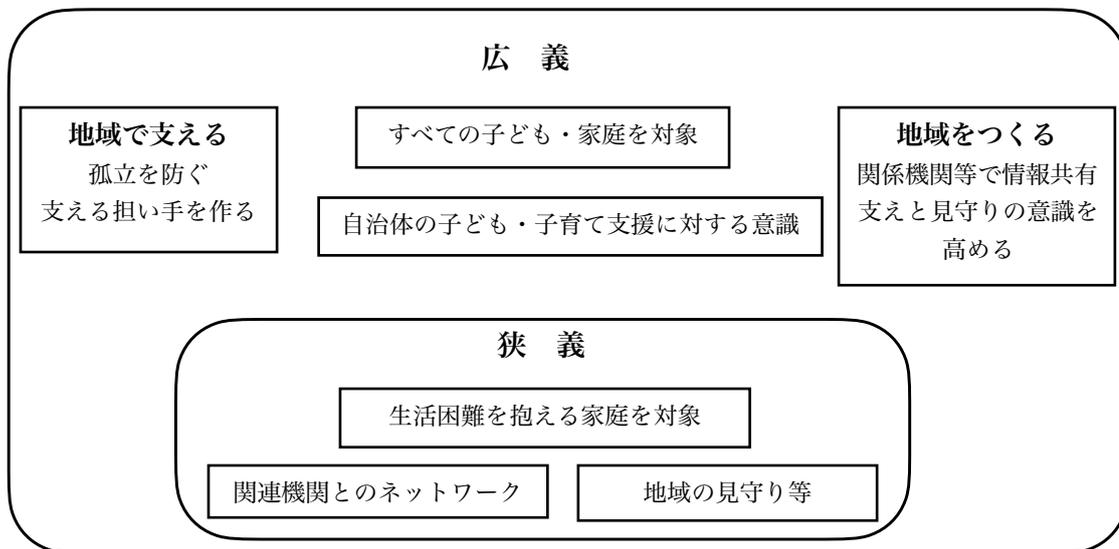


Fig.3 保育ソーシャルワークの対象についての考え方
 出典 倉石哲也・鶴宏史編(2019:19)『保育ソーシャルワーク論』、図表2-1を筆者修正。

また保育ソーシャルワークの機能として、個別支援、発見、評価等をミクロ、地域のネットワーク作りや社会資源の発掘等をメゾ、制度・政策の改善提案、専門職養成のモデル等をマクロとして位置付けている(倉石 2019:23-24)。Fig.4はその関係性を示したものである。本研究は、ミクロからマクロへ展開している。

ところで、乳幼児期に所属するであろう保育施設は、認可保育所、幼稚園、こども園をはじめとし、認可外保育施設等と多様化している。2018年4月現在で、全国で保育所等利用定員は約280万人、保育所等(こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業、保育所)数は約35,000カ所である(厚生労働省 2018a)。幼稚園在学者数約120万人、幼稚園数は約10,000カ所、認可外保育施設を加えると相当数の乳幼児の預け先があることがわかる(文部科学省 2018)。それら保育所等においては、通告に至る児童虐待の対応マニュアルはあるが、問題を抱える家庭や保護者への支援について、実践的で具体的な支援方法については、現場では手探りな状況が多いのではないだろうか。実際に2019年6月に発生した、札幌2歳児衰弱死の事件では、

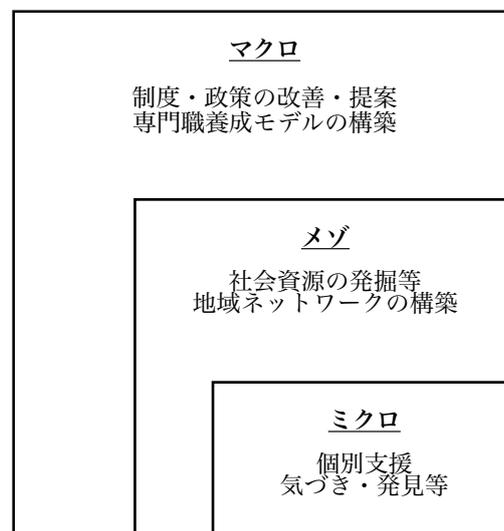


Fig.4 保育ソーシャルワークの機能
 出典 倉石哲也・鶴宏史編(2019:24)『保育ソーシャルワーク論』、図2-2を筆者修正。

認可外保育施設に度々預けられていた時に関わっていた保育士が、虐待の兆候に気づいて心配していたとの報道があった。保育士が虐待に気づいていても、どのように保護者に接して(支援して)いいのか、またどのような状態の時に多機関と連携したらいいのかなど、実際には解らないことも多いのではと推測される。特に、保育所と母子保健は関わる子どもの時期が重なる。乳幼児健診や個別支援の状況を知っている母子保健の保健師と、日々の親子の様子や子どもの発達を知っている保育所保育士との情報共有や連携も、要支援子ども・家庭を支援するためにはかなり重要となる。

そのような状況に保育所が対応するには、組織として関係機関と連携し共に支援ができる環境を整えることが必要である。つまり妊娠期から関わっていく母子保健から保育所等、小学校、中学校と子どもの成長に合わせて、支援者や関わる機関が多分野で有期的、区切りがあるため、関係機関が連携を強めながら支援の連続性や再支援を行っていく必要がある。妊娠期から支援する子育て世代包括支援センターは、「利用者支援事業の母子保健型・基本型、市町村保健センターなどをどう組み合わせるかは、地域の実情に応じ」(厚生労働省2015)で選択することが可能となっている。子育て世代包括支援センターは始まったばかりであり、実際は既存の関係するセクションを複数集めてその業務の時だけ「センター」として運営していることも考えられる。そして役割分担や責任の所在が不透明となり、連携が困難となる可能性もあり得る。学校では、要支援子ども・家庭の支援として、SSWerの活用はあるが、保育所等にソーシャルワークを行う専門職の配置義務はないため、学校と保育所等、子育て世代包括支援センターとの繋がりが強固とは言えない。子どもや家族を包括的に切れ目なく支援していくためには、支援方法やシステムについて現状を調査し検討していく必要がある。子育て世代包括支援センターは対象をすべての子ども・家庭とするが、その詳細な支援する対象の範囲について、Fig.5に示すとおり、中間層から要介入支援層では、関係機関との連携の重要性が示されている。

近年注視している子どもの問題のひとつとして、貧困問題が挙げられる。妊娠期では「経済的理由で赤ちゃんを産めない」(田尻2009)、保育所利用では「生活困難による保育料の滞納が増え」(実方2009)、学童期では「学校に来て前日と同じ洋服のままという日が何日」(鈴木2009)もあると言う貧困の問題がある。保護者の問題は、「夫婦間の葛藤や世代にまたがる家族機能の喪失等深刻な問題が内在し、さらにその背景には夫婦や家族の経済的困難」(大西2009)等から、保護者がストレスを感じ、子どもの社会生活

への影響が出ている。貧困の連鎖を断ち切り、どの子どもも夢を持つことができる子ども・家庭の支援が求められている。乳幼児期の子どもの所属機関である保育所等に、子どもや家族を支援するシステムが未構築なことは、子ども虐待予防としての支援が機能し難い状況にあると言える。

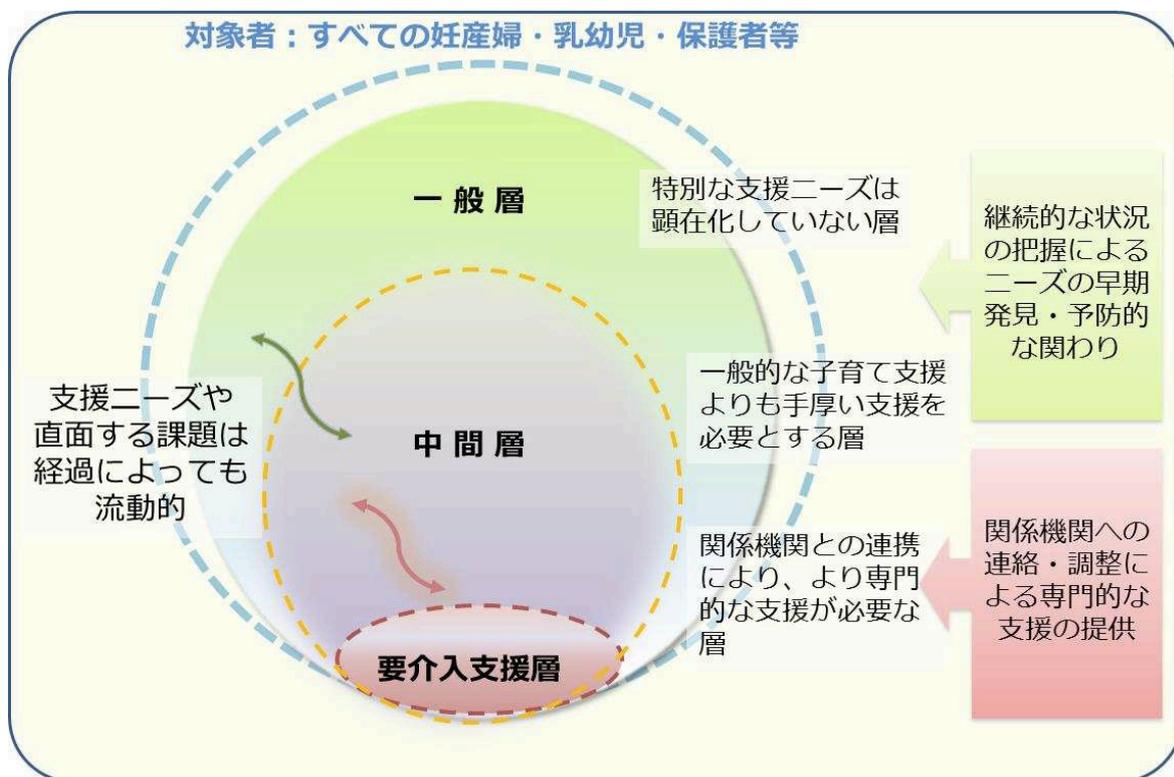


Fig.5 妊娠・出産・子育てにおけるリスクからみた
 子育て世代包括支援センターが支援する対象の範囲
 出典：厚生労働省(2017)『子育て世代包括支援センター業務ガイドライン』p8

本研究は、広義では子どもの人権侵害である子ども虐待の予防や防止を実現することで、子どもの最善の利益を保障することが目的である。狭義では、保育所等における要支援子ども・家庭に対する支援システムを考案し、なかでも乳幼児期におけるソーシャルワークの実現を目指し提言を行う。保育所を中心とした調査を行う理由としては、乳幼児期の要支援子ども・家庭が多く入所していると思料され、幼稚園より幅広い年齢の子どもを保育していることが挙げられる。保育所を調査研究することで、幼稚園やこども園、その他の保育施設等においても適用できると考える。保育所等や学校という親以外の大人からの保育や教育を受ける場と、親を中心とした家庭で行われる保育や教育が共有されなければ、子どもの健全な成長は望めない。ましてや、支援が必要な子どもにおいては、なお一層、家庭の生活基盤を支援しなければ、保育所等や学校での保育・教

育にも影響がでる。子どもの健全な成長には福祉と教育が密接に関係している。そのため本研究分野の範疇は、保育・教育の研究分野から福祉教育の研究分野にまたがる。

そして要支援子ども・家庭の支援では、支援者は問題があると感じていても、当事者である要支援子ども・家庭は、問題を意識していないため、自ら相談し支援を受けようと行動しないことも多い。当事者が相談してくるのを待つと言った受け身の姿勢ではなく、要支援子ども・家庭において予防的かつ積極的で受容的に支援者が関わり、問題を把握し支援することが必要となる。

本研究の目的は、要支援子ども・家庭の支援者に対して、インタビュー調査や質問紙調査を行い、支援プロセスや連携等の実態を明らかにすることで、保育所等における要支援子ども・家庭に対する支援についてソーシャルワークが機能する支援システムを考案し、提言することである。なお、本研究での要支援子ども・家庭に対する支援システムとは、支援の必要な子ども・家庭に対して、誰が(人材)、いつ、どこで(場所)、どのように(内容や方法)支援を行っていくのかという支援システムについての枠組みのことである。つまり、システムとは予算や運営方法など具体的な制度設計を示すものではなく、支援の内実をまず深めていくことを目指しており、そのことによって、児童虐待防止という喫緊の課題に向き合おうとするものである。

第1章 本研究の目的と構成

1 目的と研究法

1.1 研究の目的

要支援子ども・家庭を支援するシステムが法的に整備されてきつつある機関として、学校をあげることができる。学校にはソーシャルワークの専門家であるSSWerが配置され、取り組みや支援が進んでいる。一方で、保育所はどのような支援システムになっているだろうか。乳幼児期の子どもへの支援は子どもが権利の主体者であり、子どもに対するエンパワメントの視点が必要となる。それと共に保護者を含む家庭支援も不可欠となる。なぜなら子どもは家庭を基盤として育つからである。

現行では保育所にはソーシャルワークの実践者たる者の資格などや専門性、位置付けなど決まったものはない。多くの要支援子ども・家庭についての支援を検討する、要保護児童地域対策協議会での保育所の出席者は所長であり、所長代理として主任保育士が行う場合もあった(寺田 2011:10)。民秋(1999:84-85)は、主任保育士、もしくは所長がソーシャルワークを担当し、保育士がケアワークを担当するといった役割分担を提唱し、土田(2012:107)もそれを前提として研究をしている。故に所長、主任保育士が要支援子ども・家庭のソーシャルワーク的な実践を行っている可能性が高い。児童福祉法第33条に定められた保育所の職員配置には、保育士や保育所の長は明記されているが、主任保育士に関する配置は記されておらず、主任保育士の果たしている役割が膨大であるにも関わらず、法的には主任保育士ですら配置する必要はない。

西原・原田・山口ほか(2008)の要保護児童対策地域協議会が保育所、幼稚園、小学校、中学校の教職員に実施したアンケートについて分析しているが、「児童虐待によりよく対応するために教育行政に何を望むか」という質問に対する結果で一番多かった回答は、「スクールソーシャルワーカーなど児童虐待に対応できる専門職」、2番目に「カウンセラー等の専門家」、3番目に「児童虐待に対応する教員の加配」であったと論じている。保育所、幼稚園、学校において、「児童虐待に対応できる専門職」を熱望していることがわかる。

また、社会保障審議会児童部会保育専門委員会(2016)の「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」では、貧困家庭、外国籍家庭など、「特別なニーズを有する

家庭への支援の必要性」を指摘し、年々増加している児童虐待相談の実態から、「複雑・困難なケースも増えるなど、発生予防、発生時の迅速・的確な対応が求められている。保育所はそれぞれの家庭の多様な背景に合わせて、関係機関との連携を図りながら、適切に対応していく必要がある」とし、「保育所におけるソーシャルワークの機能について今後の研究」に期待するとしている。保育所保育指針解説(厚生労働省 2018b:347)でも、子育て家庭への支援では、多機関との連携を図るためにも「ソーシャルワークの基本的な姿勢や知識、技術等についても理解を深めた上で、支援を展開していくことが望ましい」とされており、保育所におけるソーシャルワークの重要性を説く内容となっている。

以上のように、学校では支援システムが構築されているが、保育所等にSSWerのような支援システムが熱望されていても、具体的な内容や人材等については言及されていない。また支援システムの中では、子どもが所属する組織によって支援が分断されないよう、切れ目のない連携の仕組みづくりも検討する必要がある。

妊娠期から乳幼児期の支援を行っている保健師と保育士の連携について、尾形・有本・村嶋(2011)は、保健師が「母子に対応している保育士を支援し、保育所が虐待についての観察と報告を行いやすく」とするとともに、保育所が親子への「ケア機能の発揮ができるよう」に支援していたと述べている。子ども虐待予防において、保健師と保育士の連携は重要であると言える。故に保育所が学校のSSWerや、母子保健の保健師との連携が円滑にできる為にも、未整備である保育所での要支援子ども・家庭への支援システムを考えることは意義がある。本研究は保育所における要支援子ども・家庭に対する、ソーシャルワークが機能する支援システムの考案が研究の中心となる。社会的弱者である子どもの人権を保障し、どの子どもも生まれた環境によって左右されず、その後の人生の選択ができるような社会の実現を目指したい。

本研究結果で便益を受ける対象者は、要支援子ども・家庭であり、保護者、その支援者、子どもに関わりのある者全般である。Fig.1-1にその範囲を示す。

乳幼児期の子ども虐待予防・防止のための本研究の研究方法は、要支援子ども・家庭を支援するSSWerおよび保育士のイーミックな視点を包含する支援プロセスと、イーミックな視点から導き出された母子保健と保育所等の支援連携の汎用性について、混合研究法を用いるものである。本研究はソーシャルワークの定義に基づいた「社会正義」を基礎として、一人の人間としての子どもの権利保障を中心とし、ソーシャルアクション

を試みるものである。その上で、本研究の目的は、乳幼児期における要支援子ども・家庭への支援に対する、支援システムを考案することを目的とする。

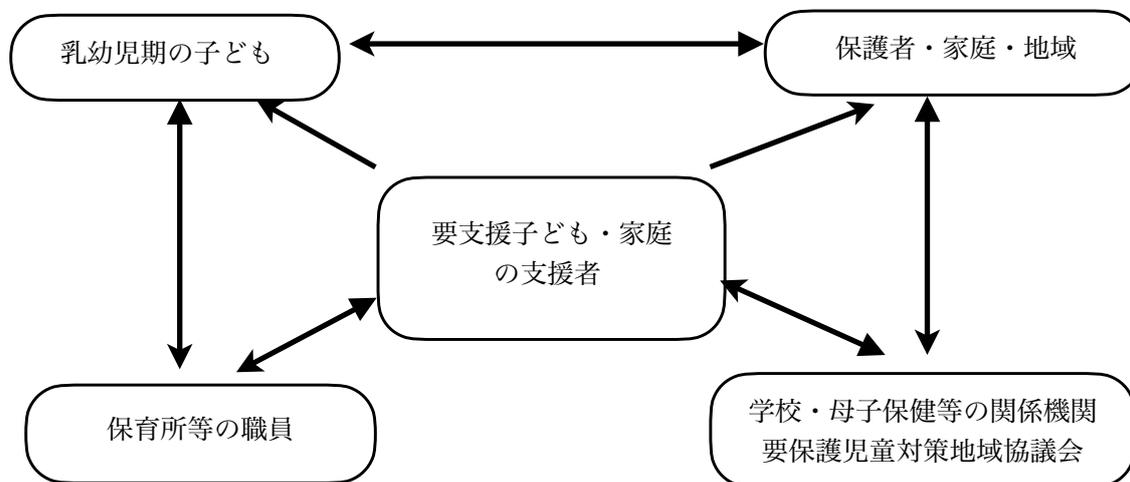


Fig.1-1 本研究結果で便益を受ける対象者

1.2 研究デザイン

混合研究法を採用した理由は以下である。本研究は、保育所におけるソーシャルワークシステムの考案を目的としているが、保育所にはそのシステムが整備されていない。よって、行政(母子保健等)の取り組み、先駆的に支援を行っている保育所の現状、学童期における支援の現状を把握する必要がある。これら連続性のある複数の研究において、質的アプローチを中心としながら量的アプローチで強化することにより、単一のアプローチを採用するよりも、より深い理解が得られると思案する。

混合研究法について、抱井(2016)は次のように説明している。

人間科学の研究アプローチのあり方をめぐり、量的研究を主軸とするポスト実証主義と質的研究を主軸とする構成主義との間で20世紀後半に展開した、パラダイム論争の結果生まれた第三の研究アプローチである。抱井(2016:2)

混合研究法は質的・量的研究アプローチを用いたハイブリットであると言える。量的研究と質的研究の特徴について述べる。量的研究は、実証主義あるいはポスト実証主義の立場をとる。仮説を立て定量的データを用い客観的に検証するが、その際、研究者自

身の価値観は、反映されないといった考えが実証主義の立場であったが、ポスト実証主義は研究の実施方法やデータの解釈に、研究者自身の価値観が反映されることもあるとしている(Teddlie and Tashakkori=2017:4)。

一方質的研究は、解釈主義の考え方に基づいており、実証主義とは対極である。解釈主義は、「個人的な経緯や経験が研究には重要で、調査対象者との信頼関係によって変わり、言説や文脈により研究対象者がどう解釈しているか把握することが重要である」という立場をとる(野村 2017:20-23)。質的研究について、Flick(=2011:26)は「日常の文脈における人びとの発言や行為を出発点にする」こと、「具体的な事例を、その時間的、地域的な特性において分析する」ことであると述べている。やまだ(2004)は、質的研究者に対して「世界や人びとが生きる世界の多元性と多様性、社会・文化的環境や時間によって変化する“現実”に関心を持っている」と述べている。そして質的研究と量的研究はそれぞれのメリット、デメリットがある。質的研究では個人や少人数の経験に関する深い見方を得ることができるが、一般化を目指す研究には適さない。量的研究は母集団の一般化はできるが、個々のプロセスや内情を測ることはできない。

このような量的と質的アプローチを混合し、第3の研究法として混合研究法が確立された。混合研究法は、質的、量的の良いところを組み合わせることで、シナジー効果を得ることができる(Creswell=2017:17)。抱井(2016:3)は「量的研究により現象の全体的傾向を把握し、質的研究により個々人の多様な経験を把握することを可能にする混合研究法」は、実践分野の研究に適していると述べている。

本研究は、要支援子ども・家庭に対する支援を行っている各機関の支援プロセスや、支援者の自己モデルを多様性やリアリティーを持って探求する。質的に描き出すことで、同様の支援者たちの気づきや内省のきっかけ、様々な支援内容の案出ができ、多様な支援をイメージすることが可能であると考え。質的データの収集した結果を用いて、母子保健と保育所との連携等について、質問紙の尺度作成を行い量的データを収集・分析する。量的研究結果から、質的研究の裏付けおよび、一般化や法則性を見出すことができると考える。インタビューの個別で開放的なデータと、質問紙のクローズなデータの複数の視点を得ることができ、質と量を混合することで、より深い支援者の思いや支援状況の全体像を可視化し、単一の研究データだけでは捉えられない、より包括的な見識や豊富なデータを収集することができる。収集したデータを分析し考察することで、子ど

もの権利保障のための子ども虐待の予防・防止に向けた、保育所等の支援システムの考案ができると考える。

第1に行政職員を対象とし、保育所における要支援子ども・家庭への支援の取り組みの比較調査(研究1)を行い、第2に学童期の支援者であるSSWerの支援プロセスの実態(研究2,3)を探究し、適した配置形態と望ましい人材について検討する。SSWerと保育所の支援者との関連を検討し、第3に先駆的に要支援子ども・家庭の支援に取り組んでいる、保育所保育士の支援プロセス(研究4)について質的データを分析し、解釈を行う。第4で保育士のインタビューの質的結果(研究4)を基に質問紙のデザインを行い、母子保健と保育所の連携について量的データを収集、分析を行う(研究5)。質的および量的データから導き出された結果を比較し、総合的な結果と解釈に基づき、要支援子ども・家庭への支援システムのあり方を検討する。

以下に混合研究法および各研究に対する研究設問を設定する。

<質的研究の研究設問>

・各行政機関における、乳幼児期の要支援子ども・家庭への支援は誰が、どのように行っているのか(研究1)

・学童期の要支援子ども・家庭の支援は誰が、どのように行っているのか

SSWerの配置形態の違いによる支援プロセスの変化(研究2)

ケアワーク経験とソーシャルワークの関連(研究3)

・保育所での要支援子ども・家庭の支援は誰が、どのように行っているのか(研究4)

<量的研究の研究設問>

・乳幼児期の要支援子ども・家庭の支援を行う母子保健と保育所等の連携は誰が、どのように行っているのか(研究5)

・公立保育所と民間保育所は、要支援子ども・家庭の支援者の専門性や必要性についてどのように考えているのか(研究5)

<本研究の研究設問>

・保育所等が要支援子ども・家庭への支援をするには、どのような支援システムを考えるのか。

・要支援子ども・家庭に対し、胎児期から切れ目のない支援を行うには、どのような連携が必要になるのか。

以上から、保育所等における要支援子ども・家庭への支援システムを考案し提言する。Fig.1-2に本研究のダイアグラムを示す。

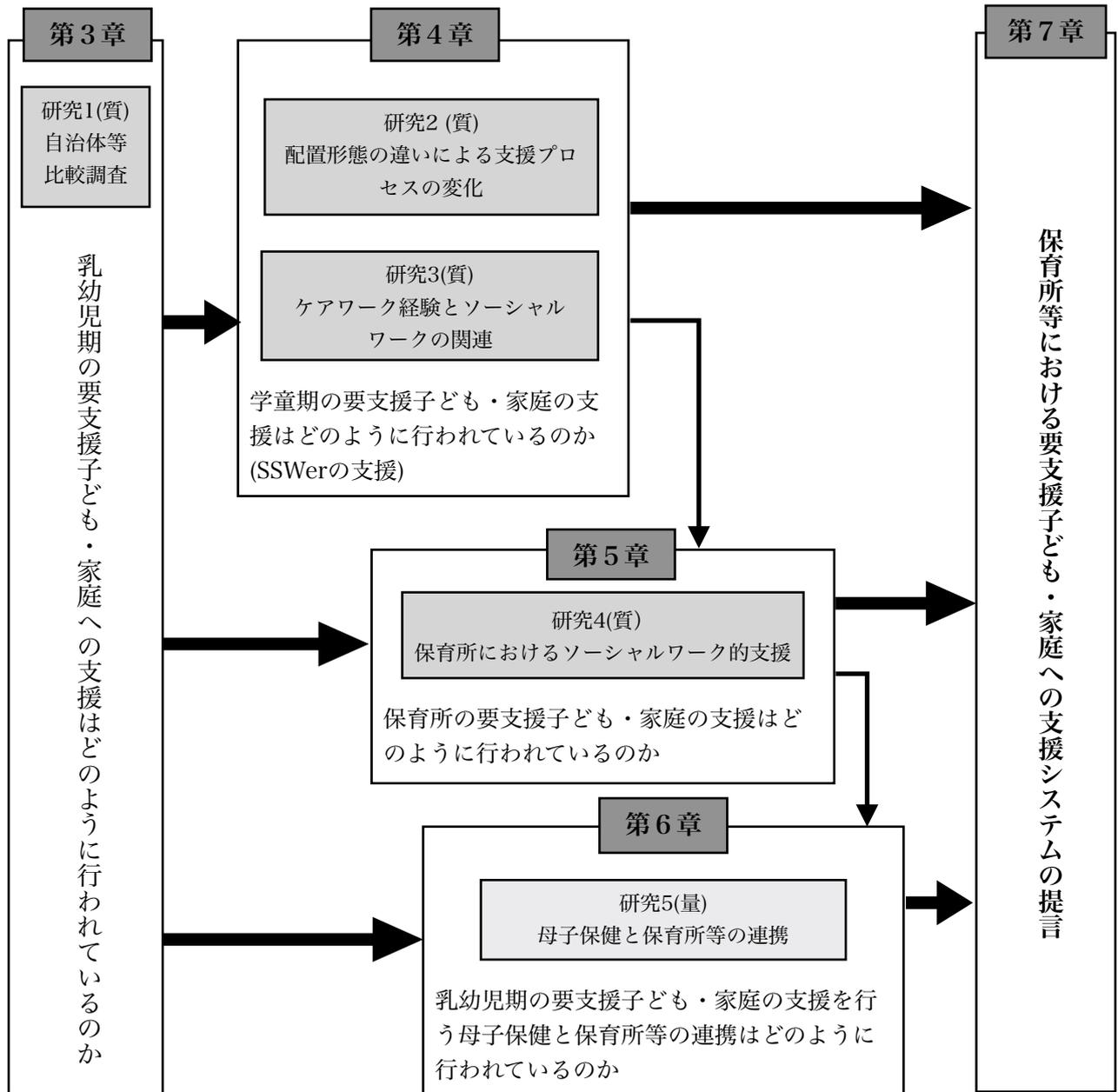


Fig.1-2 乳幼児ソーシャルワークの実現を目的とする研究のダイアグラム

1.3 データ収集と分析

本研究は、子ども虐待問題の対策として、乳幼児期の要支援子ども・家庭への早期支援の実施に向けた、支援システムについて考案するものである。本研究の調査対象者は、要支援子ども・家庭の支援者である行政職員、SSWer、保育所保育士、母子保健の保健師である。この支援者は、それぞれのフィールドで支援をしているが、子ども期における切れ目のない支援を考える上でもキーパーソン(鍵となる人物)であると考えられる。

調査対象機関は、行政、教育委員会、保育所である。研究1から4までの対象者は、要支援子ども・家庭の支援者である、行政職員10名、SSWer4名、保育所保育士4名であり、半構造化インタビューを実施している。このインタビューの目的は、現場の支援の現状および支援プロセス等をリアリティーに導き出すものである。質的データの分析方法として、行政へのインタビューについては(研究1)、それぞれの差異が分かるよう表にまとめ、SSWerおよび保育士については(研究2、3、4)、TEA(詳細は第3章の注を参照)を用いた。また保育所保育士へのインタビューは、質的データを反映させた質問紙を作成するための目的もあった。そして保育士の支援プロセスをTEAで分析し、その結果をもとに質問項目が作成された。研究5の質問紙法による調査対象者は、母子保健の保健師と保育所等の所長あるいは主任保育士とした。四件法で測定する42項目の質問項目は、保健師と所長あるいは主任保育士が回答する18項目、公立保育所等と民間保育所等の所長あるいは主任保育士が回答する12項目、該当組織のみ回答する、未就園児の支援の6項目、特定妊婦支援の6項目で構成されていた。次に、作成された質問紙を用いて無作為多段抽出法により抽出された、行政の母子保健担当部署400カ所、公立保育所等400カ所、民間保育所等400カ所、計1200カ所について、質問紙調査を実施し、それぞれの対象者(対象機関)の回答の差の比較をノンパラメトリック検定を用い分析した。最後に、質的データと量的データの結果から、保育所等における要支援子ども・家庭の支援のあり方を検討した。

ところで中心となる質的データの分析手法であるTEAについての理論的背景について述べる。TEAの拠り所としているのは文化心理学である。文化心理学とは「生を受けた個人がその環境の中で生命を維持し生活し人生をまっとうするために記号を取り入れつつ生きていくプロセスを描く、心理学的試み」としている(Sato・Yasuda・Kanzaki et al. 2014)。TEAはヴィゴツキーの心理学と「人間発達の歴史的文化的側面を重視するという意味においても、記号という概念を用いるという意味においても」関連している

と言える(サトウ 2012a:215)。ヴィゴツキーは、「記号は、他人あるいは自分の行動に対する心理作用の手段であり、人間自身の支配に向けられた内面的活動の手段」と述べている(ヴィゴツキー 1930-31/05:115)。

本研究の主な質的データの分析手法であるTEAと質的研究主導型混合研究法について、抱井(2015)は、質的研究主導型混合研究の哲学的基盤は「客観性重視のポスト実証主義と主観性重視の解釈主義の中間的立場」であるとし、哲学的基盤を文化心理学とするTEAは「一方で現象に個別記述的にアプローチすることで固有な経験の持つ特殊性を描きつつ、もう一方で解放システムとしての人間発達が持つ普遍性に切り込」んでおり、「TEAの持つこの存在論的・認識論的立場は、この研究アプローチを、質的研究主導型混合研究の一形態として議論することを可能にする」と述べている。本研究では、混合研究と相性の良いTEAを組み入れることで、単一な研究アプローチだけでは得られない、より深みのある研究成果が得られると考えた。よってインタビュー調査(質的)を中心とし、それを質問紙調査(量的)で補強する研究構成で支援システムを考案する。

2 本研究の構成

2.1 研究の構成

本研究の構成は以下の通りである。序章と本章では、問題と目的、研究方法や構成について示した。

第2章で乳幼児期を中心とした、子ども虐待予防における研究動向と国の政策および、他国の政策について概観する。子ども虐待予防および防止に関する国の施策や、胎児期から学童期に至る、母子保健や保育所等、学校、児童養護施設等でのソーシャルワークを主体とした支援システムの現状、および海外イギリスの貧困対策における乳幼児期の子どもと家庭への支援としてスタートした、シュアスタートについて論考する。

第3章では、保育所等における要支援子ども・家庭への支援について、各自治体等の現状の取り組みを比較調査する(研究1)。

第4章では、保育所等でソーシャルワークを見据えた支援を行う上で、先行モデルとなり得る学校のSSWerについて検討する。まず、SSWerの配置形態に着目した支援プロセスについて検討し(研究2)、ケアワークの経験がソーシャルワークにおよぼす影響について検討し(研究3)、意識の変容を質的データを基に探求する。

第5章では、研究1を基に専任職員を配置し、要支援子ども・家庭に対する支援システムを整理し、実践している保育所について質的データを用いて探求する(研究4)。

第6章では、研究4のインタビューから抽出された内容から、質問紙の項目を作成し、乳幼児期の要支援子ども・家庭について、母子保健担当部署と保育所等の連携、公立保育所等と民間保育所等の支援システムに関する意識について量的データを用いて考察する(研究5)。

第7章では、第2章から第6章で得られた知見を基に、総合的に本研究を考察し、本研究の限界と保育所等で要支援子ども・家庭を支援するシステムについて提言と展望についてまとめる。以上の本構成をFig.1-3に示す。

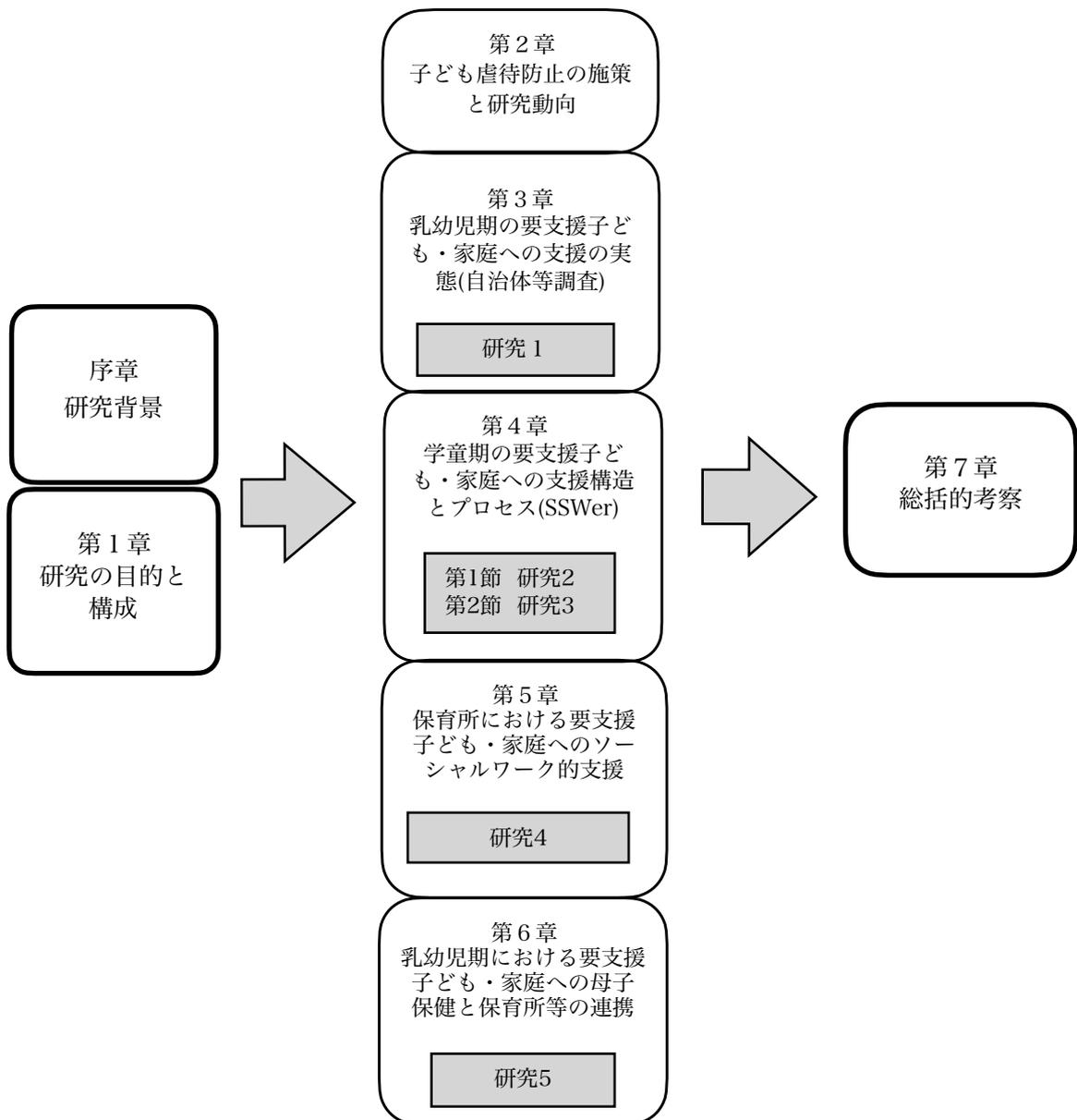


Fig.1-3 本論の構成

2.2 倫理的配慮

本研究は、2016年12月16日および2018年10月26日に本大学の研究倫理委員会による審査・承認を得て実施した(受付番号H28-019、H30-038)。

注

- 1)本研究での保育所等は、認可保育所、こども園、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、認可外保育施設、幼稚園など、すべての乳幼児期の子どもが所属する場所を指す。

第2章 乳幼児期を中心とした子ども虐待防止における研究動向と課題

本章では、第1に子ども虐待予防における、胎児期から学童期までのわが国の子ども虐待防止施策について整理するとともに、子ども期における切れ目のない支援をどのように展開しているのか探る。第2では、子どもの貧困問題対策で、国家をあげて取り組んだイギリスのシュアスタート、我が国で子どもや家庭の支援を行っている支援者、そして保育ソーシャルワークの研究動向について概観する。

1 子ども虐待予防に関するわが国の施策動向および課題

まず、子ども虐待防止に関する我が国の施策について整理しておく。身近な地域である市区町村の支援体制について確認し、今日の子ども虐待予防の現状と課題について検討する。

本項で取り上げるのは、主に出生前から乳幼児期の子どもを包括する「子育て世代包括支援センター」、地域のすべての子どもとその家庭を対象とする「子ども家庭総合支援拠点」、乳幼児期の家庭への訪問事業である「乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業」、子育て中の親子が気軽に集える場を提供する「地域子育て支援拠点事業」、要支援・要保護児童および家庭への支援を協議するネットワークの「要保護児童対策地域協議会」についてである。

1.1 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点

子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子保健包括支援センター」）は、「平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、母子保健法の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う」（厚生労働省2017a）ために、「市町村は同センターを設置するように努めなければならない」（母子保健法2017）として法定化された。

子育て世代包括支援センターは、フィンランドのネウボラ(Ministry of Labour, Migration Division:1997)をイメージし、日本版ネウボラとして身近な地域に設置し、全国展開していくこととされた(木脇:2017)。木脇と類似するフィンランドのネウボラの研究として鈴木・岡光・廣瀬ほか(2015)は、乳幼児期の虐待予防において、母子保健

サービスや子どもの一次医療サービスが集約される「ネウボラを基盤とした公的母子保健サービスシステムが非常に重要な役割を果たしている」と述べている。従来、子ども期は保健・福祉・教育の組織が縦割りとなって分断されている。子育て世代包括支援センターは、それぞれの組織別で分断される弊害をなくし、わかりやすいワンストップサービスを提供できる部署として期待されている。

子育て世代包括支援センターの支援対象者は、原則全ての妊産婦、乳幼児とその保護者を対象とすることを基本とし、地域の実情に応じて18歳までの子どもとその保護者についても対象とする等、柔軟に運用することとされている。子育て世代包括支援センター業務ガイドラインでは(厚生労働省2017b:4-9)、「妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整」をすることと記されている。子育て世代包括支援センターにおける支援は、「妊娠・出産・子育てに関するリスクの有無にかかわらず、予防的な視点を中心とし、全ての妊産婦・乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを基本」とするとされ、特定妊婦や要支援家庭等については、「保健師、要保護児童対策地域協議会、市区町村子ども家庭総合支援拠点、児童相談所等との連携によって対応する」とある。また、子育て世代包括支援センターは、「妊産婦・乳幼児等の情報をセンターに一元化して把握することでリスク把握の精度を高め、適切な支援と事後のフォローアップができるよう」関係機関との連携強化を図るよう、整備を進めるとある。

佐藤(2018b:37)は、子育て世代包括支援センターについて「母子保健に子育て支援が融合したポピュレーションアプローチの新たな時代が始まった」と述べている。母子保健と児童福祉を統合し、全ての家庭へ妊娠期から乳幼児期へと切れ目のない支援を提供することを役割としている。育児不安の解消や早期の虐待予防に寄与することが期待されている。佐藤は、ポピュレーションアプローチの新しい形について述べているが、切れ目のない支援を進める上で、多機関との連携は重要となる。多機関との連携について平子(2019)は、子育て世代包括支援センターと連携する関係機関として、「産婦人科や小児科等の医療機関、保健所、保育所・認定こども園等、学校等」を想定していると述べている。平子は多機関との連携について示しているが、さらに連携や支援の継続性について高屋(2018)は、「子どもやその保護者が抱える課題の中には、就学前後関係なく、継続して向き合っていく性質のもの」もあると指摘し、「就学後においても福祉的

なアプローチやケアを継続」する必要があるとしている。高屋は、乳幼児期以降の継続支援についての必要性を示してきたが、大豆生田は連携の問題点について論じている。特に支援が必要な保護者と子どもについて大豆生田(2017)は、支援体制が整っても未だに「子育てに課題を抱えていても支援に結びつかない親子は少なくない」と述べ、「支援の網の目を張り巡らせるネットワークの仕組みをいかに作るかが課題」であると論じている。支援に結びにくい親子への介入的な支援を行うためには、子育て世代包括支援センターという枠組みがあっても、フォーマル、インフォーマルなネットワークの仕組みづくりが不可欠となるであろう。

大豆生田と類似した子育て世代包括支援センターの注意点について、林(2019)は「実際問題として一見問題がなさそうに見える妊産婦や乳幼児も育児環境面をはじめ、メンタル面など健康に影響を及ぼす恐れがある潜在的なニーズ」があると論じている。メンタル面や家族関係のリスクは、乳幼児健診等では見えにくい面があると考えられる。そのためにも、継続的な予防のための子育て支援を進めていくことが必要となる。リスクがないと判断される家庭については、さらなる子ども虐待予防として、保育サービスや子育て教室、母親同士の集まる場の提供などを通して孤立を防ぎ、気軽に安心して子育ての不安や悩みを相談できる場の提供をする必要があるだろう。

大豆生田や林は、親子に対する支援について述べているが、高岡は支援者側からの視点で論じている。高岡(2013:293-294)は、従来の保健センターから見た連携について、母子手帳発行や乳幼児健診などの定期的な機会に保護者と子どもに会うのは、保健センターが支援的に関わるきっかけとなるが、「養育者のもとに介入的に入ることへは保健センターとして全体的に抵抗」があると導き出している。

したがって先行研究から、子育て世代包括支援センターの大きな役割の一つとして、ポピュレーションアプローチによってスクリーニングを機能させ、リスクのある家庭や子どもを発見し、早期支援や他機関につなぐ役割を果たしていることが言える。つまり子育て世代包括支援センターの職員には、来館したすべての子ども・家庭との面談等を行うため、介入的に支援する必要がある保護者や子どもを見分けたり、その保護者を他機関と繋ぐ熟練した力量も必要となるであろう。しかも子育て世代包括支援センターは、親子がセンターに来館するところから、支援的な関わりが始まることが多いため、来館しない親子に対しては、より一層他機関との連携と多様なサービスメニューが重要となる。

子育て世代包括支援センターは誕生したばかりである。しかし、子育て世代包括支援センターの理念にあるように、保健・福祉部門が子どもを中心として融合し、ワンストップ化したことは画期的なことである。今後、就学前後において切れ目なく支援の継続ができるシステム強化のためには、その分野の個々のスペシャリストを集めることで、子育て世代包括支援センターを総合的にジェネラル化すること、そして早急に制度が浸透することが必要だと考える。

次に市区町村子ども家庭総合支援拠点について触れる。市区町村子ども家庭総合支援拠点は、2016年の児童福祉法等の一部を改正する法律によって「子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点」(厚生労働省2017c)の整備が規定された。

衣笠(2018)は、2016年の児童福祉法の改正により、市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会調整機関、子育て世代包括支援センターといった「それぞれ相談支援機能を有する機関がいくつも法定化・強化されて」、「相談支援拠点が複数併存」しているとし、また福祉事務所内にある「家庭児童相談室の機能を核として支援拠点の機能を拡充することも想定」されると述べている。それぞれの機関が複雑に併存していることにより、逆に相談窓口の分かりにくさはあると言える。しかし、子ども・家庭の相談窓口として、それぞれの相談支援機能を併設する、または統合することで解消される可能性もある。子ども家庭総合支援拠点は、身近な市区町村におけるソーシャルワーク機能を持った機関として、積極的な支援が期待できると考える。

1.2 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、家庭訪問支援(ホームビジティング)である。ホームビジティング(Home Visiting)は、イギリスの子育て支援政策であったシュアスタートの中核的な支援方法の一つであり、世界的な広がりを見せている(西郷2011a)。

厚生労働省(2007)の乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)ガイドラインによると、「生後4か月を迎えるまでの、全ての乳児のいる家庭を事業の対象とし、家庭を訪問し、育児の孤立化を防ぐ為に、適切な情報提供および支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とした、広く一般を対象とした事業」で

あると記されている。対象者は「原則として生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭」としており、訪問者は「保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘」してよいとあり、訪問の事前に研修等を受けることを記している。

次に訪問内容について、佐藤(2010)は、孤立させないための地域の子育て支援に関する情報提供、保護者の悩みなどを傾聴し、適切なサービス提供と家庭の養育状況の把握を行うことであると述べている。佐藤と類似するのは小野・木村・平田の自治体事業担当者への調査研究である。小野・木村・平田(2015)によると、乳児家庭全戸訪問事業は「子育て初期の保護者の子育てのしんどさや不安を傾聴」することと、「養育環境などを正確に把握し支援の必要性を判断し、適切な支援につなぐこと」が求められるとし、それは「ソーシャルワークの視点の必要性」があると論じている。小野・木村・平田の見解に類似している研究として、元山(2018)は、初回訪問をする訪問員として「医療・家庭訪問などの知識と技術を持った保健師」が有効であるとし、「確実な家庭のアクセスメントで漏れなく継続支援へ繋ぐ」ことが必要であると述べている。また元山は、乳児家庭全戸訪問事業についての研究が少ないため、全戸訪問の評価、必要性、方向性等の検討ができていないと指摘している。

それから訪問の受け入れについて、益邑(2017)は「訪問の同意を得やすくし、訪問拒否にならないようにするには、妊娠期からの関わりが重要」と述べている。益邑の訪問前の論述から、訪問の実際について、吉田が訪問の利点と欠点について述べている。吉田(2010)は、この事業の訪問指導の時期と内容について「新生児訪問指導を早期に行い専門家が母親の気持ちを受け止めること」は、「母親の育児満足感や自己効力感を高める」と示唆しつつ、「訪問指導を最初から拒否する母親もいることから、行政の母子サービスが敬遠され身近とは言い難い面を持つ可能性もある」と述べている。

したがって乳児家庭全戸訪問事業は、ポピュレーションアプローチとして全ての乳児と親を対象としており、全体の把握とともに子育てや医療等の情報提供を行い、保護者の話を傾聴する。さらに乳幼児健康診査の情報と乳児家庭全戸訪問等をトータルし、スクリーニングを行うことで、ハイリスク家庭の早期発見を目指している。しかし、先行研究からも明らかなように、訪問を受け入れてもらえなければ、サービス提供や家庭の把握ができず、アクセスメント(初期の評価、査定)や継続支援につながらない。乳児家庭全戸訪問事業のメリットデメリットを把握し、訪問の受け入れの工夫と訪問できた際に支

援が必要な家庭の見分け、継続支援への繋ぎをどのように行うのか等、事前に検討しておく必要がある。さらに多職種が集まり、訪問の情報共有を行うことで、質の高い訪問を工夫することが必要であろう。

一方、養育支援訪問事業であるが、厚生労働省(2008)のガイドラインによると、「乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく」情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握された、「養育支援が特に必要と認められる家庭を対象者」としており、ハイリスク家庭への訪問支援として位置づけられている。訪問員は「保健師、助産師、保育士等を想定し、対象者の具体例としては、若年妊婦や妊婦健診未受診などの望まない妊娠等の継続的支援を必要とする家庭、育児不安や産後うつなどを抱えていたり、孤立感を抱える家庭、食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状況にある家庭、施設等を退所または里親委託の終了で、実家庭に児童が復帰した後のフォロー等」となっている。

それに養育支援訪問事業の実施状況調査(厚生労働省 2017d)によると、2017年4月1日現在、養育支援訪問事業の実施率は76.7%、養育支援訪問事業の対象家庭を把握した経路は、「乳児家庭全戸訪問事業による把握」が65.6%と最も多く、次が「要保護児童対策地域協議会の支援ケース」が58.3%であった。訪問対象家庭の特徴は「育児不安がある」が80.3%、次に「養育者の育児技術がない又は未熟である」が77.2%であった。事業の対象家庭の一部訪問できなかった市町村が15.9%あったが、その理由は「訪問の同意が得られなかった」51.9%で、「訪問したが不在だった」が41.0%だった。訪問者は、保健師が最も多い。

なかでも養育支援訪問事業は、具体的な2種類の類型を基本として実施するものとされ「育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者」に対する「乳幼児家庭等に対する短期集中支援型」とネグレクトや「定期的な見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後」の家庭を支援する「不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型」に分かれている。

次に白石(2011)によると「不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型」には、前述のようにネグレクトや家庭復帰後の在宅支援であるため、「家庭訪問を行う点では同じであっても、虐待予防の支援と介入後の支援とは方法論が異なることを意識

し、二つを分けた実施を考える必要」があると提唱している。その内容に類似する研究として清水・和泉・波川(2013)は、支援員は「家族の健康問題の解決・改善と家族のセルフケア能力の向上を目指すものであり、家族全体を対象として総合的に支援」することや、支援を望まないが問題を抱えている家庭についても、継続的な援助を行う必要性を述べている。

上記の見解に対し、やや異なった見解として潮谷(2016)は、明確な虐待のリスクがある場合、養育支援訪問事業に繋がっているが、育児不安や貧困などの悩みなどの潜在的な虐待のリスクに対しては、継続的な訪問相談支援に結びつかないことがあると述べている。潮谷が指摘している虐待のリスクについて、ソーシャルワークの視点から木村(2016)は、自治体の事業担当者を対象とした、養育支援訪問事業の実施に必要な構成要素を明らかにする研究をしているが、「他部署・機関との関係も軽視できないが、子どもも家庭福祉と教育機関が養育支援訪問事業の実施にはより重要である」と言及している。保健、教育、福祉は子ども期には重要な分野となるため、常に連携できる状況を作ることが必要となるであろう。

以上により養育支援訪問事業は集中的な支援としては優れている反面、その支援期間内に改善されなかった場合、どの機関につなぐのかといった問題と、そもそも訪問を受け入れない母親に対してはこの事業が機能しないといった問題点がある。虐待のリスクがある家庭に関しては、要保護児童対策地域協議会で多機関と連携しながら、母親との関係の取り方やニーズの引き出しをどう行っていくかが、支援員や関係機関の課題であると考えられる。親が支援を受けて得した、ためになったと思える訪問であれば、ニーズも拡大すると考えられる。訪問の内容や質について、支援者側のスキルを高めたり、支援者と訪問者のマッチングも重要となるであろう。乳児家庭全戸訪問事業、要保護児童対策地域協議会、養育支援訪問事業の関係図をFig.2-1に示す。

1.3 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業実施要綱(厚生労働省 2014a)によると、地域保育で支援拠点事業は「地域において子育て親子の交流等を促進する」とあり、「地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する」ことを目的としている。背景には、3歳未満児の約6～7割は家庭で子育てしていること、核家族化、転勤や転居などの地域との関わりが希薄、子どもの人数の減少、男性の育児の関

わりが少ない等が挙げられる。地域子育て支援拠点事業には、常設の地域子育て拠点を設ける一般型と、児童館や児童福祉施設等の多様な子育て支援に関する施設に場を設ける連携型がある。地域子育て支援拠点には、4つの基本事業として、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施がある。一般型には、⑤から⑦の事業、連携型には⑧が加算事業として設けられている。加算事業は⑤地域の子育て拠点として、地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり事業、放課後児童クラブ等の多様なサービスの実施、関係機関とのネットワーク化を図る)、⑥出張ひろばの実施(常設が困難な地域に出向き開設)、⑦地域支援の取組の実施(地域の多様な世代との連携、地域ボランティアの育成、子育てサークルとの協働等、家庭訪問等)、⑧地域の子育て力を高める取組(学生ボランティアの日常的な受入・育成)の4つである。ボランティア育成からアウトリーチ、一時預かり事業など幅広い支援を展開することが可能となった。

児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化

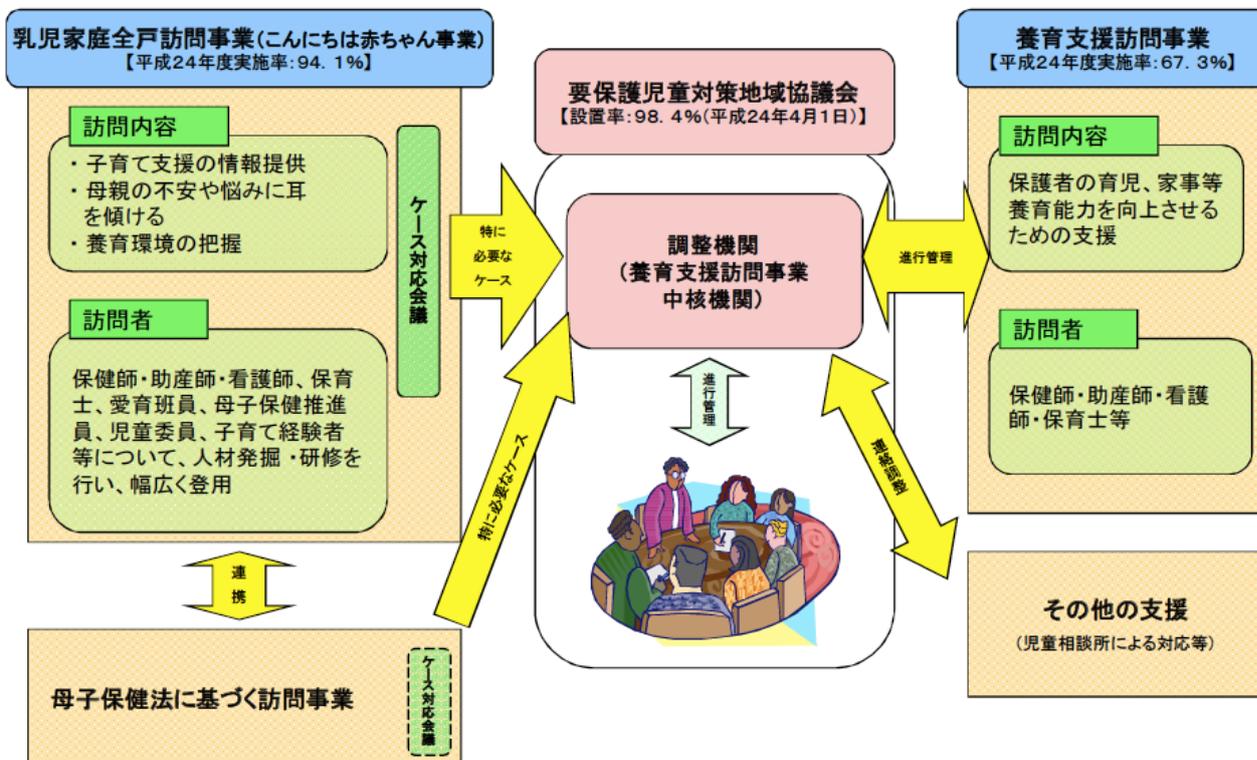


Fig. 2-1 市区町村における家庭訪問事業と要保護児童対策地域協議会との関連
出典：厚生労働省(2015)『地域子ども・子育て支援事業について』,p16

そして地域子育て支援拠点事業実施状況(厚生労働省 2018c)によると、平成30年度は7,431カ所で、内訳は一般型が6,555カ所、連携型が876カ所となっている。運営主体は、全体で社会福祉法人が37.4%、直営が34.5%、NPO法人が10.2%となっている。実施場所として、保育所が35.7%、公共施設・公民館21.3%、児童館14.5%、認定こども園12.6%、その他専用施設や空き店舗等である。加算事業には、地域の子育て支援活動の展開を図るための取り組み(上記の⑤、⑥)と地域支援(上記の⑦、⑧)の2種類がある。

地域の子育て支援活動の展開を図るための取り組みについては、実施カ所が全体の11.3%、未実施が88.7%である。実施カ所は一時預かり事業が最も多く、次に市区町村独自事業、放課後児童健全育成事業、乳幼児全戸訪問事業・養育支援訪問事業がある。地域支援については、実施カ所が16.8%、未実施カ所が83.2%である。内訳は、高齢者・地域学生等の多様な世代との連携が多く、地域の子育て支援の発掘・育成を行う取り組み、地域の団体と共同して伝統文化や習慣・行事の実施、事業を利用したくてもできない家庭への訪問支援等、と続く。

次に地域子育て支援拠点事業の経営状況等に関する調査報告書(厚生労働省 2018d)によると、地域子育て支援拠点のスタッフの資格は、保育士が60.4%、幼稚園教諭が35.2%、資格なしが18.4%、子育て支援員が10.0%であった。実施場所は、保育所が34.6%、その他公共施設が15.9%、児童館が14.6%であった。このように、地域子育て支援拠点事業は、保育士、幼稚園教諭などの専門職がスタッフとして配置されることが多く、保育所など子どもと保護者が集まりやすく遊びやすい場で実施されている。

ところで地域子育て支援拠点事業の利点として橋本(2018)は、地域子育て支援拠点と市区町村の家庭支援拠点との協働で、問題のある家庭を適切なサービスに繋いだり、非利用の家庭が特定のサービス利用をきっかけとして、地域子育て支援拠点につながる可能性を示唆している。また、地域子育て支援拠点が利用者が感じるスティグマを緩和する可能性もあるとしている。橋本に類似した見識として中谷(2014)が、専門スタッフがいる地域子育て支援拠点では、母親の「育児負担の軽減、育児情報の取得と活用、仲間づくりを行って」おり、必要に応じて他機関への紹介や連携も行える素地があると述べている。橋本と中谷は、単独の地域子育て支援拠点の効果について述べているが、地域子育て支援拠点と併設されてある施設の効果と、その課題について坂本が明らかにしている。

次に地域子育て支援拠点の質的向上と発展に資する実践と多機能化に関する調査研究(坂本 2017:11)では、「地域子育て支援拠点と併設された他の子育て支援事業の間で「入口効果」と「出口効果」が認められる」と述べ、互いに連携を一層高める必要があるとしている。支援効果として、それぞれの職員同士、継続的なモニタリングができるとしており、拠点に併設されている他の子育て支援事業の利用者は「多様な背景やニーズを抱えている場合があり、多機能的に支援を行うことによって幅広い利用者層をカバー」することができるとしている。また課題としては、組織内外の連携、情報共有、業務量の増加、人員不足などがある。要支援家庭に対する行政の担当部署との連携や「要保護児童対策地域協議会への参加など、多機能型地域子育て支援拠点が包括的な支援」に取り組むことが期待されるとある。

一方それと異なった課題として香崎(2012)は、地域子育て支援拠点事業がある一定の効果をあげていることを述べているが、遊び場を提供していても、その場に行けない保護者も依然としていることに着目している。子育て支援施設を全く利用していない、以前利用したが今は利用していない者に調査を行い、利用しない理由として「ニーズの不台致」や「対人関係」「立地条件」などが要因であることを明らかにした。戸外の遊び場として公園が挙げられ、継続したアウトリーチの必要性と公園の活用の再考について論じている。

特に地域子育て支援拠点は、就学前の子どもと親であれば誰でも利用できることから、スティグマ(否定的な印象)を緩和する可能性があり、問題を抱えている親子に対してサービスの提供ができる利点がある。課題として、支援者が問題を抱えている親子を見分ける、そして介入的関わり方ができる力量をつける必要があるだろう。問題を抱えている親子には、加算事業を利用することで、アウトリーチや訪問支援を実施する等、多様な取り組みを考える必要がある。

1.4 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会(厚生労働省 2005a)とは、児童福祉法第25条の2により設置が義務づけられた協議会であり、「虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため」に、地域関係機関が子どもや家庭の情報を収集、役割分担そして適切な連携のもとで対応することを目的としている。

対象児童は、児童福祉法第6条の3に規定する要保護児童であるが、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含まれる。各関係機関は、それぞれで守秘義務が課せられているが、この要保護児童対策地域協議会のメンバー内で支援に必要な情報であれば、守秘義務違反や個人情報保護法違反には問われないとされている(厚生労働省2017e)。

次に要保護児童対策地域協議会の利点として、①要保護児童等を早期に発見することができ、迅速に支援を開始することができる。②各関係機関等が連携を取ることで情報の共有化が図れ、それをそれぞれの関係機関等で、役割分担について共通の理解を得ることができ、責任を持って関わることの出来る体制づくりが出来る。③情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとって良い支援が受けられやすくなる。④個別の事例に関係機関等が分担して関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる、と解説している(厚生労働省2004)。

要するに加藤(2016)は、要保護児童対策地域協議会について「児童福祉法や子どもの権利条約のもと、地域の子どもがその発達成長に応じて、安心安全に生活することを保障するものであり、また子育てに困難な状況にある養育者に対する支援ネットワーク体制を構築する」と説明している。

それに対して要保護児童対策地域協議会の課題として、加藤(2010)は「調整機関担当者が3年以内で転勤する場合、地域事情に疎く、個別ケース検討会議の重要性すら理解できていない場合も想定される」と論考している。また、要保護児童対策地域協議会のケース管理に関し、加藤(2013)は「親・家族を理解するためには、どこまで情報を集め、誰が主導するのかという点」が不足しており、うまく調整できていなかった施設退所事例については、「児童相談所が市区町村に呼びかけていくというノウハウが十分に受け継がれていない」との指摘もある。さらに、今後「ファミリーソーシャルワークが行える家庭全体の視点を入れた虐待予防対応を発展させ」、要保護児童対策地域協議会が機能するようにしていく必要があると言及している。

特に子ども・家庭支援は、関係機関との連携が不可欠であり、支援調整が不足すると重篤な結果になることも想定される。子どもと親だけでなく、家族全体、もしくは親戚、近隣者などのアセスメントを行い、多角的に複数の目で見えていくことも大切である。要保護児童対策地域協議会が形骸化せず機能するためには、自治体の担当者に対するスーパービジョンができるシステムが必要であると考えられる。要するに要保護児童対策

地域協議会は、ハイリスクの子ども・家庭への支援を他機関同士で情報共有し、知恵を出し合いアプローチを考える場である。加藤が指摘する「ファミリーソーシャルワークが行える家庭全体の視点」は、情報共有に留まらない要保護児童対策地域協議会のさらに一歩進んだ支援体制の示唆と考える。子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会等の市区町村における体制の関係図をFig.2-2に示す。

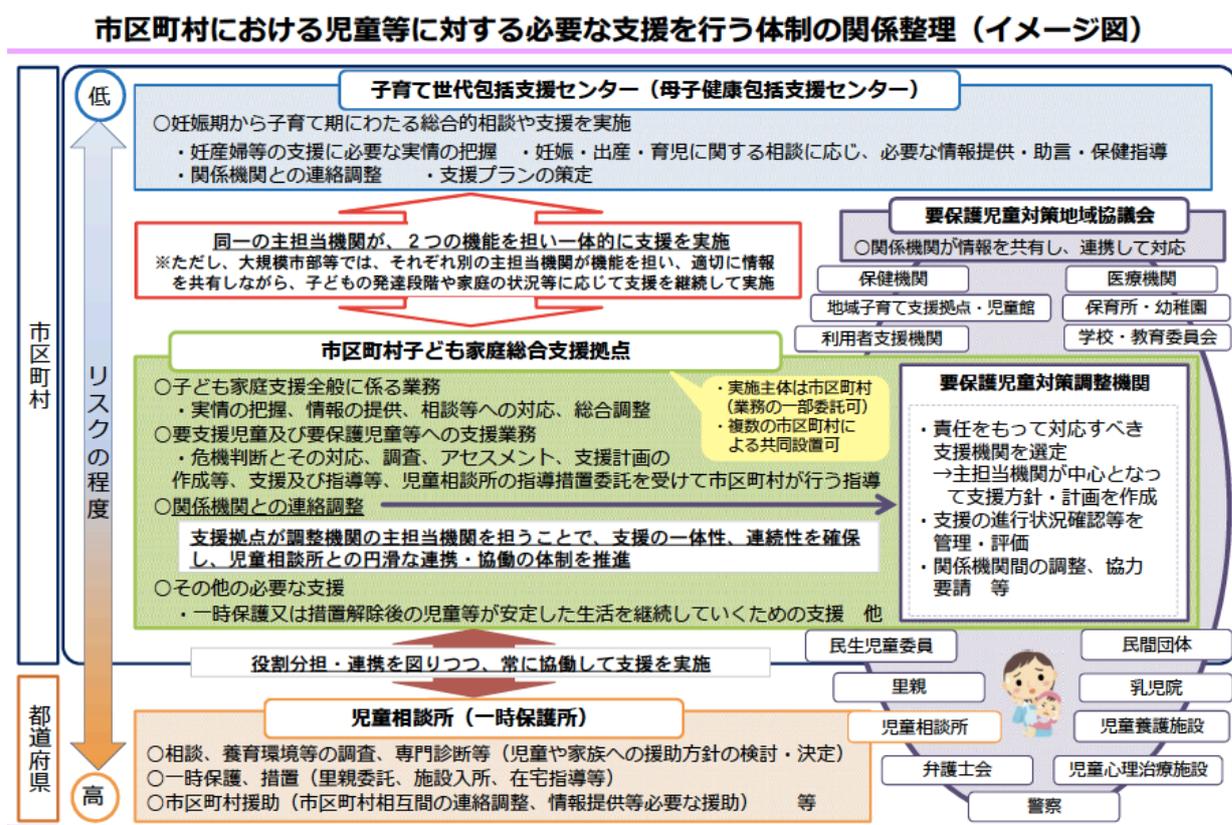


Fig.2-2 市区町村の児童等に対する支援体制の関係図

出典：厚生労働省子ども家庭局(2018)『市町村・都道府県における子ども家庭総合支援体制の整備に関する取組状況について』,p27

2 イギリスの子どもへの貧困対策およびわが国の施設、教育機関の子ども虐待予防に関する研究動向

子ども虐待問題のリスク要因として、こどもの貧困問題があげられる。わが国の子どもの貧困率は2015年当時、13.9%で7人に1人、ひとり親家庭では50.8%と2人に1人の

割合であり貧困問題が深刻化している(厚生労働省 2016)。わが国と同様の先進国、イギリスでも子どもの貧困問題が深刻化し、ヨーロッパでは高水準に位置していたが、「貧困の低減を公約とした1998/1999年度の政府決定以降、25%という著しい減少」をしたとある(OECD=2011:473)。貧困対策としてブレア政権下でシュアスタートが開始され、乳幼児期の子どものケアや家庭への支援に、国家が積極的に介入し取り組むという政策がなされてきた。ともあれ先進国の中で、貧困の割合がこれほど大きく減少している国は、イギリスの他にはほとんどない。イギリスは政策によって子どもの貧困問題に対し、一定の成果を出していると言える。故にイギリスの子どもの貧困対策を概観することで、わが国の要支援子ども・家庭への支援の手がかりを得、子ども虐待の予防に繋がることのできるのではないだろうか。あわせて我が国における子どもの関係機関である、保育所、学校、また社会的養護の子どもの生活の場である児童養護施設において、子ども・家庭支援の現状に触れ、子ども・家庭に対する全体の支援を通観したい。

本項では、イギリスの就学前の子ども・家庭を対象とした貧困対策である、シュアスタートについて概観し、就学前の保育・教育および家庭を包括した支援について整理する。また、児童養護施設等での子ども・家庭支援、学校におけるSSWer、就学前教育の場を代表する保育所等での保育ソーシャルワークの研究動向を概観し、問題点を整理する。

2.1 イギリスの支援施策 シュアスタート

イギリスの乳幼児期の子育て支援施策である、シュアスタート(Sure Start)について、背景、目的、内容、効果とその課題について先行研究をもとに概観する。

シュアスタートの背景について塩崎(2015:139)は、シュアスタートが始まる前、イギリスでは青少年の不就学、未稼動の問題、アルコール依存などの問題が深刻化しており、社会の基礎単位である家族が形成できず、子どもの安定した生活が脅かされる状況にあったと述べている。シュアスタートはJay Belsky eds.(=2013:14-20)によると、米国のヘッド・スタート・プログラムを参照し、乳幼児期の介入の国内外の調査研究結果から、親子にとって質の高い適切な幼児期のサービスへの投資が、児童のその後の人生における公的支出を減らす上で、効果的であると示されたことにより導入したとある。また埋橋(2009)によると、莫大な財源を投入して「10年計画の貧困対策としてスタート」したシュアスタートは、修学前の貧困層の子どもと家庭を対象として、保育や家庭

支援を提供するものであったと論述している。それは、貧困の連鎖を断ち切るための「子どもに重点をおいた社会投資戦略」(田邊 2015)であった。

つまりシュアスタートは、地域を拠点として早期介入を行い、子どもに関する保健、幼児教育・保育、家庭支援や親の就労支援等まで、ワンストップでサービスを準備するシステムであった。シュアスタートの目的は、1999年からほぼ10年間にわたり実施された、地域貧困児童家庭支援政策であり、当初は貧困地域の4歳以下の児童と家庭を対象として、親に変わる保育幼児教育、保健等・家族支援、親の就労支援などが提供された(Edward et al, 2018; Jay Belsky eds.=2013:5)。OECD(=2011:477)によると、「イギリスはシュアスタート・プログラムを優先的に貧困地域に集中することによって、最もリスクの高い子どもへのサービスを大幅に拡大」し、子どもの貧困を撲滅しようと試みた政策であったと述べている。そのうえ岩間(2006)は、イギリスの伝統的な保育政策の考え方として「保育は親族を中心としたインフォーマルな領域において行われ」てきたとあり、児童や保護者に明確な問題事案がある場合のみ「介入すべきという家族のプライバシー重視」の考え方があったとしている。しかし、ブレア政権の児童ケア政策はそれを覆すものであり「従来の保育・幼児教育のあり方を量的に、また質的に大きく変革」し、第1に教育を優先する考え方で「総合化、普遍化、経済的負担の軽減、質の担保の4つの概念」があるとした。さらに西郷(2006:7-8)は、「7つの政府部門の大臣を含む運営組織により管理・監督され」ており、地方では「ボランティアな地域組織(日本のNPOに類似した組織)、健康・ソーシャルサービス・教育・適切な地方自治体の部門」等、親たちが組織している事業者により運営されていると述べている。さらに「多様な組織との横断的協働は乳幼児やその家庭のための地域サービスの改善」に役立つことが期待できるとしている。

埋橋は次の5つをシュアスタートの新しく試みた内容として報告している。

- ①就学前の早期支援が教育的社会的および健康面での不平等を軽減する方法であるという考え方を政府が強く支持したこと。
- ②短期的な事業ではなく、長期的に計画されたこと。
- ③きわめて多角的なアプローチをとること。具体的に言うと、保育者、保健訪問員、ソーシャル・ワーカー、地域社会開発ワーカーなどが協同することは、かつてないことであった。

- ④主にアメリカの調査結果であるが、政策の根拠を調査研究に求めたこと。
- ⑤就学直前あるいは直後ではなく、出産前から4歳という早期に介入をはじめること。(埋橋 2011a:42)

つまりシュアスタートは「親へのカウンセリングと児童が学習や学校に適応できるように親を支援する」という新しい試みであり、乳幼児期に不利益が広がることは、将来も不都合をもたらす、それを食い止めるには早期の介入が発生予防につながると述べている(Jay Belsky eds.=2013:22)。提供する中心サービスは以下の5つであった。

- ・アウトリーチ(公共機関の現場出張サービス)と家庭訪問
- ・家庭と親への支援
- ・高品質の遊び、学習と保育を児童に提供するように支援すること
- ・プライマリ・ケアと地域保健ケア、児童保健、発達と家族保健のアドバイス
- ・特別サービスへのアクセス援助を含む特別なニーズを持つ人への支援

(Jay Belsky eds.=2013:25)

それにシュアスタートの建物は、子どもたちが入りたくなる魅力的な空間や玩具など、リラックスできる環境づくりがなされていた(Ball and Niven,2005:6)。内閣府政策統括官(2009)は、シュアスタートの支援内容の報告で「利用可能な児童ケア定員の拡大、児童の健康、幼児教育、情緒的な発達の増進、親に対する育児・就労の支援」であったと述べている。

またシュアスタートの特徴的な内容の一つとして、積極的に対象の家庭へアウトリーチ等を行っていた。その取り組みが効果的であったと報告されており(Edward and Jacqueline2004)、とりわけ中心的に活動していたのが民間の活動団体のホームスタートであった(西郷 2011b)。ホームスタートとは、イギリスで約40年前に始まり、「乳幼児がいる家庭に、研究を受けた地域の子育て経験者がボランティアとして訪問する活動」であり、内容は「1.2週に一度、2時間程度、定期的に約2-3カ月間訪問し、「傾聴」と「協働」(育児や家事や外出を一緒にする)を行う家庭訪問型の子育てサービス」である(尾島・田中 2016)。つまりホームスタートは「親による親支援、地域のボランティアに

よるピアサポート(同じような立場の人によるサポート)が親の子育て意欲を向上させる」との考えが中核をなしている(尾島・田中 2016)。

我が国でも2006年から調査研究がスタートし、2008年にはホームスタートジャパン(2014)としての活動が全国的に広がっている。ホームスタートは「地域の子育て経験者(非専門家)でも、安心安全に訪問支援に参加できる“しくみ”」があり、「保健師等の地域の専門家と協働しながら、ピアサポーター(当事者)によるボランティア活動ならではの寄り添う支援に焦点をあてることで、多様な親のニーズに応える高い効果」を挙げている(ホームスタートジャパン 2006)。

シュアスタートの評価報告の一例について埋橋(2009)は、「子どもと家族がより効果的なサービスを受けられるようになり、望ましい変化が現れた」ことをまとめている。そしてシュアスタートを好意的に評価しているBlair(2006)は演説で「妊娠中のアドバイスと幼児期の子どもへのサービスを提供するプログラムであり、就労支援としてのスキルを学ぶサービスであり、地域保健、保育・教育のネットワークの中核となる地域資源である」とシュアスタートの成果を述べている。またシュアスタートには、必ずその効果について検証され、報告書が作成されていた。シュアスタートの視点は、子どもだけでなく家庭支援にあるとし、早期介入を重視することで、家庭での生活機能を高め整えることが可能となると結論づけている(DfES 2005:20)。さらに岩重(2011:15)は、「特定の個人や家庭だけでなく、重点地域全体をカバーするため、スティグマの問題が生じないという利点が強調されていた」と述べている。

ところでシュアスタートの効果について、全体的には子どもの貧困問題にどれだけの費用対効果があったのか、また青年期の問題を軽減できたかにおいても懐疑的であるとしつつ、少数であっても子どもや家庭の機能の効果があり、価値のあるものだったとの見方があった(Jay Belsky eds.=2013:218-219)。加えて埋橋(2011a:52)は、全体的には、過大な評価は注意深く考えないといけないが、方法論の限界もあり、良い効果があったと考えるのが妥当であると述べている。

シュアスタートは、初め貧困地域の子ども家庭について実施していたが、ある程度のサービスの成果を得て、全ての子ども家庭にサービスが届けられるように展開していった(European Commission et al,2006:7)。そして2004年以降「親のための選択、子どもの最善のスタート：児童ケアの10年戦略」(HM Treasury:2004)のレポートで、シュアスタートは、チルドレンズ・センターとして貧困地域だけでなく全ての地域で利用でき

るよう全国展開された。しかも清水(2014)は、「総合的なサービス提供機関を基盤にする方が幼児の発達に効果的であると言う調査結果に基づき、2006年からシュアスタート児童センターSure Start Children's Centres(DfES:2008)が設けられ」と述べ、シュアスタートの時代的变化について「対象も貧困児童家庭に特別に配慮しつつ一般化」し拡大されたと述べている。シュアスタート地域プログラムから児童センターへの移行は大きな変化をもたらし、その結果子どもと両親に対する支援について現地のニーズに迅速に対応し、より一元化されたサービスの提供と、児童センターと学校とがより緊密に連携していた(Jane Lewis 2011:82)。

シュア・スタート・チルドレンズ・センター(Sure Start Children's Centres)について埋橋(2011b)は、「2000年時点でイングランドの恵まれない地域からそうでない地域にかけて3,500カ所設置されるに至った」とあり、「誤解を恐れずに言えば、このタイプのチルドレンズ・センターは日本の認可保育所で家族支援の機能を強化したもの」ではないかと指摘している。それに類する主張として中嶋(2016)は、「保健、幼児教育・保育、家庭支援などのサービスを提供するワンストップ機能が、わが国の保育施設の参考になる」と述べている。それと異なる視点として田中(2017)は、わが国の保育所の場合、待機児童解消の問題が親のニーズと相まって「質の向上よりも量的拡大が有効」であると、政治的背景から判断されたことが、イギリスの児童福祉政策のような方向性に至らなかったのではと概観している。

その後2010年に政権が民主連立政府に変更となり、以降シュア・スタート・チルドレンズ・センターが縮小し、「将来の成功阻害要因(学習不振、精神障害、犯罪等)を取り除く目的で、子どもと親の日々の暮らしに関与する」という早期介入の方向へ転換した(榎穂2017)。早期介入の強化は、後になって発生する問題を防ぐことにつながり、後々、精神的な問題、学力の低さ、犯罪など、不利益な状態であることは、社会的にも損失であり、予防に力を入れる方が、経済的なコストが低くなるという研究結果に基づいて実施している(House of Commons 2017:3)。ここでいう早期介入とは、例えば、家庭訪問、教育に対する補助金(施設側への給付)、親教育に関するプログラムなどが挙げられる。効果について2016年の報告によると、シュア・スタート・チルドレンズ・センターが設立した既存のネットワークは、家族を中心とした設定に有効であることが明らかとなった(A.Bate&D.Foster 2017:34)。

すなわちシュアスタートは、初めは乳幼児期の子どもを持つ貧困家庭を、子どもと保護者の両方向から支援し、貧困の連鎖を断ち切る手立てとして取り組まれた。その後は、チルドレンズ・センターがどの地域にも設置され、全ての乳幼児を持つ家庭が利用できるシステムと変化していく。その中でセンター内だけに留まらず、アウトリーチや家庭訪問支援を積極的に行い、課題解決を進めてきた。また、保健師、保育士等の多職種による協働、親の就労支援などのワンストップ化も支援に結びつきやすかったと考えられる。わが国はすでに乳幼児の保育の場として、保育所や保育施設、幼稚園、こども園等があり、身近な地域に数多く点在している。その数多くある保育所等に、シュアスタートのような機能性を持たせることで、より細やかな子ども・家庭への支援が行えるであろう。

そしてシュアスタートは、4歳以下の貧困の子ども・家庭に対して、莫大な国家予算を費やした。わが国でも子どもの貧困対策としての施策はあるが、シュアスタートほどの予算を費やすまでにはない。貧困の子どもを救うこと、そして人生の早期に焦点を当てたこと、エビデンスを基に対策を講じてきたことなど、国家全体で取り組んだ成果は評価できる。

つまりシュアスタートの特色である、ワンストップサービスや、保育の質を高める努力、アウトリーチや家庭訪問などの民間との協働、妊産婦からの支援等、今ではわが国も当たり前のように施策に取り入れている内容であるが、当時はユニークで斬新であったと言えるであろう。誤解を恐れずに言うと、子育て世代包括支援センターを含む子ども家庭支援拠点事業と保育施設が融合すると、シュア・スタート・チルドレン・センターと酷似するのではと考える。保育所等が保育・教育の質を高め、子ども家庭支援拠点と協働・連携することは重要であり、保育所等に対し、要支援子ども・家庭を含む全ての子ども・家庭への支援システムを早急に整備する必要がある。

2.2 児童養護施設等の家庭支援専門相談員に関する研究動向

早期の家庭復帰等の支援や虐待を受けた児童に対する援助体制等を整えるため、平成11年度から乳児院に、平成16年度から児童養護施設にと拡大しながら、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー以下FSWとする)の配置を進めてきた(厚生労働省2005b)。平成24年度からは、加えて里親支援専門相談員(里親支援ソーシャルワーカー)を配置し、里親支援の充実を図ってきている。そして児童養護施設等では制度として

FSWを配置し、子どもや家庭の支援について一定の整備がされてきている。またFSWの業務や役割について、施設入所児童の早期家庭復帰の支援、所謂家族再統合や退所後のアフターフォローを主として家庭調整を担っている。

以下、FSWを担うに値する資格や資質、FSWの役割、レジデンシャル・ソーシャルワークの3点について、先行研究を概観していく。第1にFSWの資格要件は「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各校のいずれかに該当する者でなければならない」とされている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知2012)。FSWの資格がソーシャルワーカー専門職と限定されていないことについて、永井(2006)は「社会福祉士である者とは規定されておらず、果たして複雑な課題を抱えた子どもたちを支援する専門職として適切なものであるかも疑問が残る」と問題提起している。FSWの制度ができた初期に、岡本(2009)は、FSWの役割に関するアンケート調査を行い、その回答の中で「7割以上の家庭支援専門相談員が兼務として勤務している実態」を明らかにしている。岡本の主張に類似した視点から、加賀美(2010:119)は「児童福祉施設におけるソーシャルワークモデルや実践理論が不明確なまま、多くはケア職員の増員ととらえて配置を歓迎するといった風潮があったことも否め」なかったと述べている。FSWが配置され始めた当初は、人材不足などの状況にあったことが理解できる。

そのうえでFSWの担い手について井上・松宮(2010)は、「ファミリーソーシャルワーカー職の多くは主任保育士などが担っている」と言われ、「経験年数や長く児童やその保護者への支援経験の蓄積には大きなものがある」としながら「新たな支援課題に対応しきれ」ていない可能性であったり、「ケアワークとの兼務でソーシャルワーク業務に専念できない可能性」も考えられると提起している。井上・松宮と類似する見識として加藤(2009)は、FSWについて当初は「ベテラン児童指導員が家庭支援の役割を担うことが期待」されていたが、ケアワーカーが行う親支援との業務分担や役割が曖昧で、FSW自身やりにくさを感じていることがあり、「ケアワーカーの経験や知識、能力、努力などを尊重することと、家庭支援専門相談員としての専門的な力を活用してもらうこととのバランスが、家庭支援専門相談員の役割を施設内に位置付ける過程で重要」と述べている。

第2にFSWの役割について大澤(2012)は、「子どもを接点に親との信頼を築きながら、家庭の様子を間近に見ることができる家庭支援専門相談員が児童養護施設に配置さ

れていることの意義は大きい」としているが、一方でFSWが「必ずしもソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを持ち得ていないこと」を示唆しており、実際に「ケアワーカーとその他の職種との業務分掌があいまい」な状態があり、業務に専念しにくい体制があるという見方をしている。大澤の見解に類似しながらも、ケアワーカーとFSWの関係に踏み込んだ視点から虹釜(2007)は、「子どもと接する直接処遇職員と家庭支援専門相談員の連携・関係がファミリーソーシャルワークを左右する」と述べ、処遇職員とFSWとの間で、保護者に対する支援方法や助言などの意見や見立てが違うことがあるとし、不調に終わることもあると述べている。FSWが複数いない施設等では、FSWが孤立し、業務への悪影響の可能性についても指摘している。さらにFSWの役割と立場について虹釜 (2008:157-158)は、「職員集団のなかでのFSWの位置付けは、生活援助という枠を超えた、独立した専門職としての認識が不可欠」であるとし、「児童養護施設の一スタッフというよりも、独立した権限を有する専門職という捉え方」をする必要があると述べている。また虹釜と類似している栗山の見解がある。栗山(2015)は、同じ子ども・家庭の支援を行う、SSWerとFSWの共有すべき視座として「ソーシャルワーク専門職としてのアイデンティティと思考の方法を共有すること」であるとし、そのためには「科学的根拠に基づく援助・支援の方法論の構築」、「実践に対する“説明責任”の準備体制を整える」、「各システムに関する管理責任の明確化とスーパービジョン体制の組織化を図る」ことが必要であると述べている。

以上FSWの役割を施設内の視点から研究されてきたが、地域で役割を果たすための配置のあり方として中山(2008b)は、FSWを「施設のなかに位置付け」る現在のあり方と、「施設内に配置されていなくても、地域に独立して存在」する形(例えば 包括支援センターのような事務所への配置)もあるとし、「施設の委託を受けて施設入所時の支援を行うと同時に地域の要請を受けて地域の子育て家庭の支援を行うあり方」も考えられると提示している。

第3にレジデンシャル・ソーシャルワークについてであるが、社会福祉施設におけるソーシャルワークは、施設での居住サービスを中心として、自立や家庭復帰支援など生活形態に応じた総合的なソーシャルワークを行う。その総称はレジデンシャル・ソーシャルワークと言われている(伊藤 2007)。レジデンシャル・ソーシャルワークについて、山本(2011)は、児童養護施設における援助について、子どもの養育というケアの枠組みだけでなく、ソーシャルワークの「視点を持った援助の必要性を示唆するのもの」

であるとし、「それぞれの施設の状態に応じ、アセスメントやその後の支援計画シートなどを開発し、実践の一助」となるような取り組みの必要性を述べている。山本の見解に類似しながらも支援機能に踏み込んだ視点から宮崎(2016)は「レジデンシャルソーシャルワークは、「自立支援機能」「家族支援機能」「地域支援機能」から成り立つ」とし、「ケアワークとソーシャルワークの関係では、生活場面面接の概念を使用することによって、両者は連続性がある」と結論づけている。そして生活場面面接を「意図的かつ積極的に活用することで、子ども一人ひとりのニーズ把握やその解決や緩和、軽減を図るといったソーシャルワークの方法として用いる」と説明している。ケアワークとソーシャルワークの連続性があるレジデンシャルソーシャルワークの考え方は、他の子ども期のソーシャルワークの概念や、支援者の要件の再考につながっていくと考えられる。

第1にFSWの資格、第2にFSWの役割、第3にレジデンシャルソーシャルワークにおいて、先行研究で共通するところは、FSWの資格の曖昧さからくる機能不全の恐れ、施設におけるソーシャルワークの重要性と親子調整と環境との相互連携におけるソーシャルワークの視点、ケアワークとソーシャルワークの密接な関係性である。異なるところは、FSWの配置場所、ソーシャルワークモデルの曖昧さ、FSWとケアワーカーとの業務分担の曖昧さの指摘であった。

特にFSWは要保護児童と家庭の再統合やその後のフォローを行うため、子どもと親の問題に関する専門性、地域や他機関との連携なども必要となる。先行研究からも、FSWは役割として重要であるとしながらも、ただのケアワークの延長にならないよう、児童指導員とは別な立場で、業務や役割を明確にする必要があることがうかがえる。またFSWとケアワーカーとの関係性や業務の曖昧さが指摘されているが、明確に区別できない部分、それぞれの専門性を生かす部分等、互いに理解し合うことが、円滑な支援につながるであろう。ソーシャルワークの知識や力量も求められるため、研修やソーシャルワーク専門職としての資格保持なども必要となるであろう。

ソーシャルワーカーの配置場所について、効果や利用の利便性、家庭や地域との関係性の中でソーシャルワークモデルを考える必要がある。施設内に配置するのか、子ども家庭総合支援拠点などの地域の拠点に配置するのか等、効果的な方法を模索する必要があると考える。

2.3 スクールソーシャルワークの研究動向

学校現場における子どもの問題行動や児童虐待などへの対応において、他機関、他職種との連携や協働が求められ、平成20年度から文部科学省では、スクールソーシャルワーカー活用事業が実施されるようになり、全国的に配置されるようになった(文部科学省 2008a)。SSWerは、2020年3月末までに全中学校区にSSWerを配置する(約1万人増員)といった方向性が打ち出され(内閣府 2015)、平成29年度からSSWerは学校教育法施行規則で法定化された(文部科学省初等中等教育局 2017)。

SSWerの具体的な業務内容は、①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動等である(文部科学省 2008b)。SSWerが活動するにあたり、望まれる資質や役割について、どのように検討されているだろうか。第1にSSWerとしての資質、第2にSSWerとして求められる役割について、研究動向を概観する。

第1の資質について門田(2009b)は、「スクールソーシャルワーカーとして新規に採用された社会福祉士及び精神保健福祉士の大半は学校に関わるのが初めてである」と述べている。一方で内田(2010)は、「社会福祉士と教員免許(教職経験)を併せ持つスクールソーシャルワーカー」がおり、「教職経験から、学校現場に関する知識を備えていること」は、業務に有用であることを明らかにしている。ではSSWerをどのように育成しているのだろうか。山下(2010:53)によると、日本社会福祉士養成校協会では、SSWerの人材養成のためのスクールソーシャルワーク教育課程について、2008年9月に養成プログラムを発表したと述べており、2016年現在では、全国に41校の教育課程認定校が存在している(日本社会福祉士養成校協会 2016)。以上を総合して、述べているのが工藤である。工藤は、SSWerの能力について様々な報告等をまとめ次のように述べている。

スクールソーシャルワーカーには社会福祉学における児童福祉分野や障害児者福祉分野などにおける、これまでの実績を踏まえた様々な知識や技術、理論などをそれぞれのケースに応じて適切に実践、援用できることはもちろんのこと、関係福祉領域や保育学などの体系とも連携、援用を行えるだけの知識も必要とされている。工藤(2009)

第2にSSWerとして求められる役割について、鈴木(2008:137-138)は、SSWerは「校内の職員組織、学校外の個人・組織とを橋渡しする技量」が求められるとしている。鈴木が学校内を中心としたSSWerの役割を論述しているが、加藤(2008:88)は、SSWerは「子どもに寄り添うということは、側で話を聴くということだけでなく、そこからさらに社会資源を活用しながら、子どものニーズに応じていくという役割」について、ソーシャルワークの視点から述べている。それに類似した論考として澁谷(2008:112)は、SSWerは「ソーシャルワークの基本原則である“人権と社会正義”に基づいている」とし、「子どもの側に立って、その人権を擁護し、最善の利益保障を行うための方法」を考える必要があるとしている。

一方、教師の角度から君島・君島(2016)は、教師へのインタビュー調査より、SSWerに「学校では立ち入りにくい家庭状況の把握、児童や保護者に様々な働きかけを行う役割を期待」している一方で、SSWerの活用の仕方がわからない等、理解が深まっていないことを明らかにしている。君島・君島に類似する視点から山下(2013)は、「教師は教育課程を遂行することに忙殺され、どうしても内向き」になるため、学校は閉鎖的になりやすいが、SSWerは「学校と家庭、地域社会の間に立って調整機能を主たる業務とすることから」学校を外に向けて開いていくことができ、閉鎖的な学校を打開することに期待できると述べている。

要するに第1のSSWerの資質としては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職をベースとして、子どもに関する専門知識を付与することが望ましいと推察できる。そして第2のSSWerの求められる役割として、SSWerは学校の内外に向けて、子どもの思いや人権を擁護する活動を行う必要がある。児童虐待問題に対しても、学校には今までなかった福祉の視点を持ち、積極的に外部との他機関連携を図る点において、重要な役割を担っている。その活用の仕方では、教師との温度差がある場合も想定されるが、恐れることなくSSWerが、子どもを主体としたソーシャルアクションを起こしていくことも可能である。学校内で教師がしたくてもできなかった子ども一人ひとりの細かい支援が、SSWerによる実行の可能性を期待していると言える。

学校では、このようなSSWerやスクールカウンセラーなどのような異職種の専門性を持つ職員を配置し、教職員の中で役割分担を行い、教師の教育活動と連携しあうことによって、複雑で多様な生徒指導の問題に対応するために、「チームとしての学校」として取り組む体制を創り上げている。文部科学省(2015b)によると、「チームとしての学校」

を実現するための次の3つの視点に沿って学校のマネジメントモデルを転換することが必要とある。第1に指導体制の充実を図るため、「心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として、業務内容等を明確化し、質の確保と配置の充実を進めていく」とする「専門性に基づくチーム体制の構築」、第2に、優秀な管理職の確保や、「主幹教諭の配置の促進や事務機能の強化など校長のマネジメント体制を支える仕組みを充実」する「学校のマネジメント機能の強化」、第3に、人材育成の充実や業務改善の取り組みを進めることで、教職員がそれぞれの力を発揮できるようにする「教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備」が挙げられている。さらに、「『チームとしての学校』と家庭、地域、関係機関との関係」、「国立学校や私立学校における『チームとしての学校』」についての在り方が示されている。特に中でも注目されているのが、「チーム体制の構築」で、学校内をいかに他職種(SSWerを含む)の専門職とどのように連携・分担するのか、また学校外の地域や行政等との連携・協働をいかにチーム学校として行っていくのが課題となっている。Fig.2-3に「チームとしての学校」のイメージを図を示す。

「チームとしての学校」におけるSSWerの活用について、小林(2017)は、「チームとしての学校」の一員として、SSWerは「学校との協働を強く意識した活動が求められ、これまでの福祉関係のフィールドとは大きく異なることを強く認識する必要がある」と示唆し、鈴木・原田・伊田ほか

(2019)は、SSWerを有効活用するための条件として、「SSWerがその専門性を発揮できる場を安定した形で設けること」が重要だと述べている。一方、大塚(2019)は、「チームとしての学校」の中での役割として、SSWerが保護者と教員の「協働の促進役として関わり、パートナーシップの構築」ができるようにすることが必要と述べ、今村・下田(2017)は、学校では

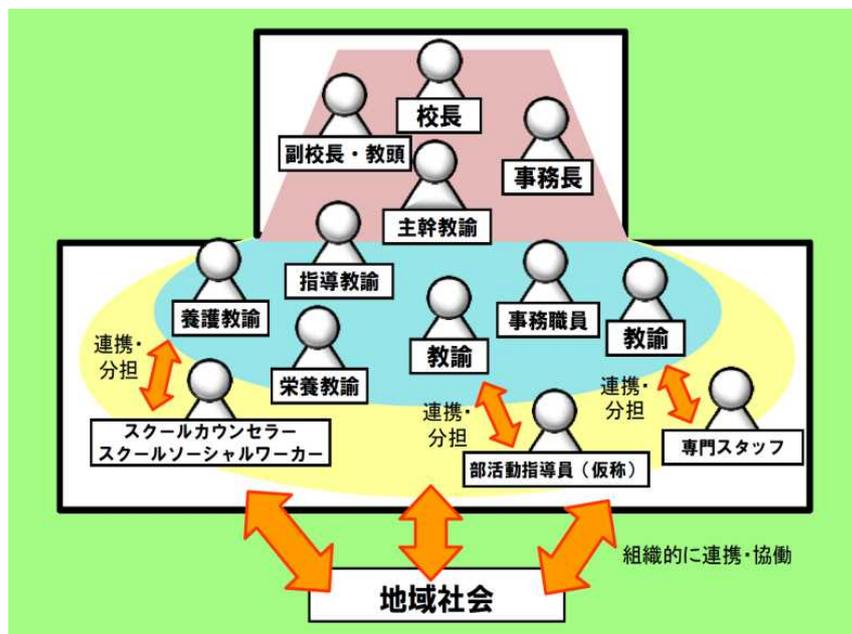


Fig.2-3 「チームとしての学校」のイメージ
 出典：文部科学省(2015b)『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)概要』

「個々の状況を見ながら能力を発揮させ、成長・発達の可能性を追求していくことこそ、これからの学校に求められる」とし、SSWerについて「個人の権利を擁護する立場」であり、そのような専門性は「教育や学校現場で役に立つものであり、チーム学校の推進においても有効性を示す」と述べている。

また宮野・潮谷・奥村ほか(2018)は、教員が教育分野の専門職であり、福祉分野の専門職であるSSWerは「子どもの幸せを共通目標に、互いにリスペクトしながら多職種連携でソーシャルワークを進める」ことが「チームとしての学校」に必要と述べている。このように、教員とSSWerの協働について、それぞれの専門性を活かし立場を尊重することで分担ができ、SSWerが促進的な関わりをすることで、保護者と教師のつなぎ役として連携を図ることが期待できるであろう。

なおSSWerの実践や方法論などの研究も進んできているが、異職種が学校内で浸透していくには、役割の明確化やしつかりした法的整備は重要である。学校でソーシャルワークを担うものとして法的に配置が保証されているところが、混沌としている保育所等におけるソーシャルワークとは異なるところである。

2.4 保育ソーシャルワークの研究動向

保育ソーシャルワークの研究動向について、保育所における保護者への子育て支援を中心に概観し課題を考察する。

近年、保育所において発達の問題を有する子どもが多いことが報告されるなど、支援を必要とする子どもや家庭が増加している。それにより保育所におけるソーシャルワーク機能の強化や、地域との連携の必要性について議論されている(社会保障審議会児童部会:2016)。新たな社会的養育の在り方に関する検討会(2017)では、「発達の問題を持った子どもの増加や養育機能の問題に悩む家庭が増加しており、日々子どもと親に接する保育所という場における子ども家庭支援を充実させるため、ソーシャルワーカーおよび心理士の配置等、保育所等の子ども家庭の支援機能の向上が必要である」という提言がなされている。

以上のような厚生労働省の部会や検討会で、保育所という乳幼児期の子どもや保護者が集まる場所に、ソーシャルワークの視点を持った専門職の配置についてニーズが高まり議論されているが、保育ソーシャルワークの定義には、未だ明確なものはなく様々な見解がある。

なかでも伊藤(2014:26)は「保育ソーシャルワークとは、子どもと保護者の幸福のトータルな保障に向けて、そのフィールドとなる保育実践及び保護者支援・子育て支援にソーシャルワークの知識と技術・技能を応用しようとするもの」であるとしており、鶴(2009:54)は「保育ソーシャルワークとは、保育所における援助活動を社会福祉援助実践から捉えたもの、あるいは子ども家庭福祉実践から捉えたもの」と述べている。そのほか各論者が定義を論じているが、それをトータルして伊藤(2018)が次のように一つの提案として定義している。

保育ソーシャルワークとは、保育とソーシャルワークの学際的・統合的な概念として位置づけられ、子どもと保護者の幸福のトータルな保障をめざし、その専門的知識と技術をもって、保育施設や地域社会における特別な配慮を必要とする子どもと保護者(障がいや発達上の課題、外国にルーツをもつ子どもや家族、育児不安、不適切な養育、虐待や生活上の課題)に対して行われる支援である。
(伊藤 2018:8-9)

それでは保育ソーシャルワークの実際はどのように検討されているのだろうか。第1に保育ソーシャルワークの担い手とその役割、第2にケアワークとソーシャルワークの関係性、第3に保育ソーシャルワークに必要なスキルや機能について、研究動向を概観する。

第1に保育ソーシャルワークの担い手について所(2016)は、「ソーシャルワーク機能を保育所や児童養護施設等の施設においてだけでなく、地域において実践することの時代的要請」があるとして、子ども期のソーシャルワーク実践を「保育士に求めるのか、新たな専門職を創造するのか」は課題であると述べている。所に類似した主張として土田(2006)は、各論者について論点の違いを大別しており、「ケアワークをソーシャルワークの一部として捉えるか別の専門性として捉える」か、さらに担い手を保育士と考えるならば「保育士の職務から専門性を抽出するか、保育士の本来実施すべき職務から専門性を構築する」かに派生していると述べている。所も土田も担い手については明確に言及していない。それに対し永野(2011b)は、「保育士がケアワークとソーシャルワークの双方を担うことが果たして適当であるかについては議論の余地がある」としながら、「保育の専門性とソーシャルワークの専門性の両方を併せ持つ」ことが担い手として望ましいと述べている。永野の論述に類似している笠野(2016)は、「保育というケアワー

クの技術を持つ保育士が技術を活用しながら、子どもと保護者、家庭の状況を把握し、子どもと家庭の福祉実現のためにソーシャルワーク機能を果たしていくことを考えたほうが現実的であるが、現状から見ると厳しいのでは」と疑問を呈している。そして保育士がソーシャルワークのスキルを身につけることができるように、日本保育ソーシャルワーク学会認定資格として保育ソーシャルワーカーを育成している(牛島 2018:145-146)。

上述の保育士かソーシャルワーク専門職かといった資格の視点ではなく、村上は求められる人材について次のように述べている。「ケアワークを丁寧に展開しながら、今、家庭や地域には、どのように制度やサービスが求められ、ソーシャルアクションを仕掛けていけば良いかも含めて、冷静に地域を見つめることができる人材が求められる」(村上 2018:115)と述べている。実は保育所の場合、日常が子どものケアで多忙であり、「冷静に見つめることができる人材」として考えられるのは、現状、所長、主任保育士ぐらいしかいない。寺田(2011:8)は、所長は園全体のマネジメントを行い、主任保育士は所長のサポートや保育士のリーダーとして、保育士の指導を行うことを中心とする役割であると述べている。そのため、所長、主任保育士は複雑で多様化している保護者・家庭支援への対応に追われ、結果他の業務を圧迫することで、疲弊感に繋がっていくと考えられる。したがって保育ソーシャルワークの人材について、保育士をベースとしている論述が目立つが、見解は分岐しており統一していない。

第2にケアワーク(保育)とソーシャルワークの関係性についても、しばしば議論となっている。土田(2012:93-96,107)は、ケアワークとソーシャルワークの関係性について、両者の連続性、ソーシャルワークの専門性、両者を役割分担として捉えることの3点について論じた上で、保育所における両者の関係性について、「ケアワークの専門性とソーシャルワークの専門性は異なるが、「ケアワークの専門性が追求していくこと自体に、現状では必ずしも実践されていないソーシャルワークの視点・技術を用いたソーシャルワーク支援が必要」と指摘している。土田と類似した論述として鶴(2009:50)は、保育(ケアワーク)とソーシャルワークの関係性は全く関係ないものではなく、何らかの形において両者の連続性が確認されたと論じている。

土田と鶴同様、両者の関係性はあるとしつつも灰谷(2014)は、「ソーシャルワークのような活動は、すでに保育現場や子育て支援現場の保育者が、多少なりとも実践」してきたが、残念なことに「ケアワークに重点が置かれ、今まで、ほとんど理論化やシステム化されてこなかった」と述べている。

以上概観すると、ケアワークとソーシャルワークの連続性や関係性はあるが、それが保育所の中でどのように位置付けられているか現場は把握しないまま、必要に迫られ保育士が支援していたとも考えられる。

第3に保育ソーシャルワークに必要なスキルや機能について、全子ども・家庭と問題を抱えている子ども・家庭の2点に分けて研究動向を概観する。保育ソーシャルワークの機能として鶴(2009:52)は、「子育て中の保護者を直接的な支援の対象」としながら、「子育てをめぐる関係性、すなわち、親子関係、親同士の関係、子育て家庭と地域社会との関係、専門職同士の連携などの回復あるいは構築」も行うことであると論じている。保育士の保護者支援における経験年数と、保護者対応スキルの関連について中平・馬場・高橋(2014)は、「中堅保育士や熟練保育士は、全体の状況を把握する力があり、保護者の態度、表情に素早く反応」しており、「中堅・熟練保育士は、新任・若手保育士と比べて、自ら保護者と関わりあう機会」が多いとし、保育士年数を重ねるごとに積極的に保護者に対応し受け入れようとしていると述べている。一方保育士のスキルについて榎本・矢田・矢田(2016)は、「保育士は必要な場合に他の専門職につなぐことができる程度にソーシャルワークのアセスメントをするスキルを身につける必要がある」としながらも、保育士が「保護者支援に必要なスキルを身につけたとしても、そのスキルを生かすことのできる環境が整っていない」と論考している。他方、保育士のスキルから少し離れているが、子育て支援の機能の面で丸目(2015)は、「現場の慢性的な人手不足など、保育士を取り巻く厳しい勤務環境が変わらないため、結果として社会や保護者の期待に応えられないというジレンマを抱え」と述べている。

要するに保育士が長年行ってきた子育て支援(ポピュレーションアプローチ)で、アセスメントスキルなど身につけ専門性を高めたとしても、現状、保育ソーシャルワークを行う環境が整っていないことと、慢性的な人手不足などの問題点があった。利点としては、ベテラン保育士は保護者との関係の取り方に高いスキルがあることがわかり、ソーシャルワークに生かせる内容があることが示唆された。ベテラン保育士は、ケアワーカーの経験年数を重ねるほどに、保護者支援の対応力が高まり、さらにソーシャルワークのスキルを取得することができれば、継続的な支援ができる可能性がある。しかし、丸目が指摘しているように、保育所の慢性的な人手不足を解消しなければ、十分な支援は困難である。

次に問題を抱えている子ども・家庭(ハイリスクアプローチ)における、保育ソーシャルワークの機能や必要なスキルについて、研究動向を概観する。高岡(2013:112)は、相談ニーズの低い、攻撃的・拒否的な保護者へのアウトリーチに関する研究で保育士(主任保育士4名、園長1名、その他10年以上の保育経験者)11名にインタビュー調査をした結果「保育士は時間をかけて養育者を支えることを継続し、少しずつ保育士と養育者の協働作業へと移っている」ことを導き出し、「養育者の日常に寄り添う保育園の保育士だからこそできる最大のメリット」と結論づけている。一方、高岡は保育士の支援スキルのメリットを明らかにしたが、次に示す研究は保育士の保護者対応の問題点を明らかにしている。子ども虐待問題について、望月・北村・大久保ほか(2014)は、所内での保育士の対応について「保護者の話を聴く」、「園長に相談し、支持を得る」、「園内での話し合いを行う」、「児童相談所や保健師、近所の人々との連携を図る」であるとし、苦慮していることとして、「保護者とのコミュニケーションの取り方が難しい」、「虐待か騷か否かの見極めが難しい」、「通告の時期を判断することが難しい」、「保護者とのトラブルによる保育士の精神的苦痛」、「虐待の認識や価値観の違いによる対応の難しさ」、「他施設との連携が不十分であること」が挙げられ、課題として保育士同士の「虐待に関する認識の共通理解をする」ことと、「保育士を精神的にサポートする体制づくり」をすること、「他施設との連携のあり方等を検討」することが必要だと論考している。

また支援が困難な保護者に対する解決策として中村の論考がある。子どもの貧困問題と保育ソーシャルワークについて中村(2016)は、「乳幼児期の貧困の事例は、保育現場にとって間違いなく困難事例になる」とし、それを他機関と連携し対応していくためには「“保育ソーシャルワーカー”という社会福祉の専門職を保育所に配置」すべきと論じている。そのように貧困家庭、また要保護・要支援児童に対して、ソーシャルワーク機能を備え、支援システムを整えることの必然性が論じられている。支援システムの一つである、子ども虐待防止対策における保育所巡回相談を通して、大曾根(2017)は、虐待を未然に防ぐには「虐待のサインを見逃さない」という段階よりもかなり前段の、「保護者・家族が抱える育てにくさや関わりにくさの軽減」が必要であることが示唆されたとし、「セーフティネット確立には、日常的な子育て支援に関わる専門機関(保育所・幼稚園)と専門職(保育士・幼稚園教諭)の活用が有効」であると述べている。大曾根と類似した虐待予防に関する保育士の意識調査として中津(2015)は、「児童虐待の通告経験が保

育士として10年以上の人や50歳以上の人が多いことを考えると、保育士の経験を積むことや、子どもや親を見る力が必要」になると述べており、「実際には保育士が気づいていない、もっと多くのリスクを抱える人達がいるのではないか」と問題提起している。

そして貧困の子どもに対する支援について中村は、保育士の重要性を述べている。中村(2014)は、貧困におかれた幼い子どもは「不満や願いを正確に口に出すことが困難」とし、「他人のものを盗む、パニックになる、過食、整理整頓ができない」などあり、「保育者は、幼い子どもたちの貧困を最も把握しやすい立場にある。子どもたちの“声なき声”をいかに聞こうとするかが問われている」と述べている。

今までの研究動向は保護者支援、子ども支援の視点であったが、他方、要保護児童対策地域協議会での保育所の連携の実態について、山本(2014)は「保育所がネットワークの一員として連携が行われている現状については、十分明らかにされて」いないことに触れている。つまり所内外での要支援子ども・家庭の支援について、ソーシャルワークに基づいた視点が必要になると考えられるが、保育所はネットワークの一員として誰が参加し、虐待問題にどう対応し連携しているのかという研究は十分ではない。

以上、問題を抱える子ども・家庭における保育ソーシャルワークの必要なスキルや機能について、研究を概観してきた。共通している利点は、ベテラン保育士には保護者とのコミュニケーションスキルが高いこと、保育所は継続的な支援が可能であり、親子の変化に気づき対応することができる点である。しかし問題点は、対応困難な保護者との関係性等による保育士の疲弊感、経験の浅い保育士が虐待に気づかないリスク、そして保育ソーシャルワークの担い手が曖昧な点である。

第1、第2、第3における共通の論点は以下の2点である。初めに保育ソーシャルワークは必要であるが、担い手について、またどのような業務内容を行うのかについてであり、最後に保育ソーシャルワークの必要なスキルとして、他機関との連携力、虐待に関する理解や対応力、コミュニケーションスキル等が挙げられた。

3 小括

本項では、子ども虐待防止における研究動向と課題について論じてきた。

1では、行政の乳幼児期を中心とした子ども・子育て支援施策を概観した。評価できることは、次の3点である。第1に、ポピュレーションアプローチ(子育て世代包括支援セ

ンター、乳児家庭全戸訪問、地域子育て支援拠点事業)からハイリスクアプローチ(養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会)への連携システムである。第2に、母子保健と児童福祉(子育て支援)をワンストップの組織(子育て世代包括支援センター)として構築しているところである。第3に、支援の拠点を身近な市区町村に設置(子ども家庭総合支援拠点)していることである。

課題としては、以下2点をあげる。第1に、次々に新しく類似した施策が現れており、不明瞭であることは否めない。第2に、胎児期から就学前までのシステムは網羅されているが、教育機関や保育所等の連携は、要保護児童対策地域協議会が中心となっているにとどまり、真の切れ目のない支援が構築されているかは不透明である。

2では、イギリスの貧困問題の対策としてのシュアスタート、子ども分野の代表的なソーシャルワークとして、児童養護施設等のファミリーソーシャルワーク、保育ソーシャルワーク、スクールソーシャルワークについて研究動向を概観した。シュアスタートは、私的領域の子ども・家庭に公的機関が介入している点が特色である。イギリスは社会公正と機会均等を目指し、負の連鎖を断ち切るために、就学前の子どもへの質の高い関わりが重要と考えていた。わが国の子育て支援政策はシュアスタートに類似しているところも多くあった。シュアスタートは、手続き等のワンストップ化と多機能で多職種の専門家集団、子どものケアと親や家庭の支援と一つの施設で全て完結する取組である。シュアスタートの理念は、わが国では一つのモデルとして、子ども家庭総合支援拠点につながっていると考えられる。また、事務所などで来客(支援者)を待つのではなく、アウトリーチや家庭訪問など積極的に支援者側から出向くことも今後の支援には必要になるであろう。また専門職と非専門職(ボランティアやピアサポート等)の連携や、支援の組み合わせも今後の参考となると考える。

児童養護施設等のFSWは、ケアワーカーの経験のある者がその役割を担っていることが多く、独立した専任職員の立場で親子の調整を行っている。FSWとSSWer(ソーシャルワーク専門職資格を取得している人が多い)は支援の相違があった。FSWは家族再統合における親子関係調整、施設退所後のフォローを中心とした支援が多く、SSWerは親子間調整もあるが環境調整と連携に力を入れていることが示唆された。支援対象の違いとして、FSWは、子どもと家族全体を中核として考え、中核内の調整、中核周辺の大人、子どもの調整を行うことが主立っており、SSWerは、子どもが中核にあり、周囲の関係する大人や子ども(環境)に働きかけることが示された。そして、SSWerのみならず他職種の

専門家との連携・分担を行い「チームとしての学校」において、組織力をつけ、学校一丸となって児童の問題解決にあたる体制が示されているが、保育ソーシャルワークは、まだまだこれからの領域であり、必要性は十分議論されていても、役割をいつ、誰が担うのか、どこを拠点として、どのような内容で支援を行うのか、統一した見解はない。そして乳幼児期からの切れ目のない支援を考える場合、他機関連携は必要となる。FSW、行政の母子保健と児童福祉、教育機関のSSWer、そこに保育所等のソーシャルワークを担う職員の存在は不可欠であると考ええる。

子どものアドボケーター(権利や意見を主張する代弁者)であり、学校や地域に根ざして活動しているSSWerをモデルとし、支援内容を検討することは、保育所における要支援子ども・家庭への支援に、大きな視座を与えることになるだろう。

第3章 保育所における要支援子ども・家庭への支援の実態

—4つの自治体および1つの行政区における支援ネットワークの比較から— (研究1)

1 問題と目的

本研究は、保育所の要支援子ども・家庭の支援を、各行政機関がどのように把握し、取り組んでいるのかを明らかにする。要支援子ども・家庭の支援では、保育所内だけではなく、多機関との連携が必要となり、個別ケースを要保護児童対策地域協議会を通じたネットワークの中で、役割を決め協働している。その場合、ソーシャルワークの観点を踏まえた対象児童の行動観察、家庭背景等のアセスメント、情報共有や支援方針等を確認していく作業が必要となる。山本(2014)は、「保育所における支援は保護者やその家庭、さらに地域へと支援対象は拡大」していると述べており、ネットワーク作りや連携が重要となるが、「連携システムはそれぞれの自治体レベルで内容や方法は異なる」との指摘があり、連携システムの実態把握が困難だったとしている。

保育所では、他職種との連携として主に障がい児保育を対象とした、巡回相談という外部機関からの支援を受けていることが多い。巡回相談の実施は、保育所からの期待が高く、保育士からも高い評価を得ている(真鍋 2010)。しかし園山・由岐中(2000)は巡回相談の意味合いや内容は各自治体で異なっており、どの程度有効に機能していたのかは不透明であると指摘している。巡回相談は、所長、主任保育士、保育士等への心理職による専門家からのコンサルテーションの要素が強く(鶴 2012)、子どもや保護者に対する個別的な関わりに対しての助言はあっても、各機関との連携およびネットワークなどの環境に働きかけることは異なっている。

要支援子ども・家庭への支援に関して、巡回相談や専門機関との連携はどのように行われているのか、それらの差異は、自治体のどのような違いに起因しているのかなど明らかにすることが必要である。要支援子ども・家庭は、どの自治体にも存在するが、人口の多い都市型の自治体の中の保育所は、複数の支援事例を持ち、取り組みの実践を蓄積していること、その取り組みの実践は、関係機関との連携や支援のあり方の違いに関連する可能性があり、その関連性を分析することが、今後の保育ソーシャルワークの発展に寄与できると考えられる。同じ乳幼児期(幼稚園は幼児期)の子ども・家庭を支援する機関である幼稚園やこども園、その他の乳幼児保育を行っている保育施設においても、預かり時間や管轄組織の違いはあっても、本研究の保育所の調査は、ひとつの基準やモデルになると考えられる。

本研究では、都市型の自治体の中で、保育所におけるソーシャルワークについて、特徴的な取り組みを行っている4つの自治体および1つの行政区を取り上げ、保育所内の支援方法、関係機関との連携の現状と調査・分析することを通して、保育所における支援システムの考案や課題を導き出すことを目的とする。

なお、本研究で示している「巡回相談」および「巡回訪問」は同じ意味合いで使用し、各自治体が使用している言葉をそのまま引用している。本研究で示す「巡回相談」および「巡回訪問」とは、定期的な訪問（相談）、もしくは必要に応じて保育所等から求めがあった場合に訪問（相談）している形態を含む。また、本研究では保育所に在籍する子どもを「園児」と呼び、一文字で省略する場合は「所」ではなく「園」と記述する。

2 研究方法

2.1 調査対象

対象行政機関は、本研究の趣旨に賛同した政令指定都市3市（うち1都市内1行政区を含む）及び特別区1区であった。対象者は、筆者の知人の紹介や学会などで知り得た、行政機関の保育所・子育て支援の主管課、児童家庭福祉の主管課等で業務を行っている保育士等であった。筆者と対象者は事前に面接の日程調整のため連絡をとったが、概ね初対面であった。調査期間は、2017年1月から3月までであった。データの収集場所は、それぞれの行政機関の会議室で行い、職員2名と1～2時間ほどの面接を実施した。面接実施前に、本研究の目的を説明し、記録の許可と、プライバシー保護等の説明をした。対象者及び調査時期等を各行政機関ごとに表にまとめた(Table3-1)。

Table 3-1 各行政別のインタビュー対象者および実施時間（鶴田 2017）

自治体等	年月	インタビュー時間	対象者				
			所属	役職	役割	資格等	人数
V市	2017年 2月	約30分	保育所運営主管課	係長	保育所研修計画実施	保育士	2名
W市	2017年 1月	約80分	保育所等運営主管課兼公立保育所	参事（所長） 保育主任	公立保育所運営、 子育て支援	保育士	2名
Y市及び Y市Z区	2017年 3月	約60分	保育所・子育て支援主管課	係長（所長） 職員（主任）	保育所の連携・ 子育て支援	保育士	2名
		約40分	要保護対策地域協議会事務局	職員	虐待通告窓口	社会福祉士	2名
X区	2017年 3月	約70分	保育所・子育て支援主管課	係長（所長）	保育所運営、 子育て支援	保育士	2名
			家庭相談主管課	係長	婦人相談		

2.2 調査内容と方法

調査内容は、公立保育所における要支援子ども・家庭への支援の現状と課題であり、半構造化インタビューを実施した。調査項目は、①対象児童、②担当職員の名称、処遇および役割、③所内でのケース会議概要および所外の各種会議概要、④巡回相談の有無および役割機能、⑤他機関連携の状況、⑥課題等であった。

インタビューで得られたデータについて、各項目ごとに表に整理しまとめた(Table3-2-1,3-2-2)。筆者が表にした内容に相違がないか、対象者とメールや電話でやり取りをし、表の加筆修正を行った。

3 結果と考察

各自治体から聴取した内容を表に記す (Table3-2-1,3-2-2を参照)。4つの自治体および1つの行政区の共通点としては、公立保育所で勤務した経験を持つ自治体の保育士が、要支援子ども・家庭の支援を間接的に、または直接的に実施しており、関係機関との連携を綿密に実施していること、そして相違点は、要支援子ども・家庭の支援に特化している自治体と、発達において「気になる子」の支援と、要支援子ども・家庭の支援の両方を行っている自治体があった。この調査結果から、保育所における要支援子ども・家庭の支援システムについて、以下に示す4点を中心に、4つの自治体および1つの行政区の取り組みについて概観する。

3.1 他機関連携、ネットワーク

保育所は要保護児童対策地域協議会の構成メンバーとして、要支援・要保護児童の情報やそれぞれの役割分担、支援方針等を共有して直接支援を行っている。個別ケースや緊急なケースについては、保育所が直接、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議に参加し協議を行っている。

要保護児童対策地域協議会の実務者会議（概ね年に3-4回程度開催）に保育所と、子育て支援の主管課に所属する保育士が構成メンバーとして参加しており、管轄内の保育所に所属する対象児童を把握している。

Table3-2-1 各行政の保育所における要支援子ども家庭への取り組み (鶴田 2017)を修正

内容	V市 (西日本)	W市 (西日本)	X区 (東日本)
0～5歳 (就学前) (対人口比)	6.3%	6%	7.2%
0～18歳未満 (対人口比)	15.8%	16.4%	14.5%
公立園数	7園	19園	15園
事業名	子育て支援	巡回訪問	障がい児巡回相談
名称※	人権保育推進保育士 (家庭支援推進保育事業)	家庭支援担当 (主管課兼務) (家庭支援推進保育事業)	保育士
職名※	保育士	主任保育士 (係長級)	保育士 (係長級)
処遇	専任	専任	区の子ども家庭課保育担当
勤務地	保育所	保育所	区役所
配置されている専任職員	3人	6人	2-3人
役割	特に配慮が必要な子どもの把握。親、担任の支援	要保護児童・要支援児童の保育内容及び当該児童の保護者支援の向上を図る。	臨床心理士と共に巡回訪問し家庭の把握、職員の指導 (私立認可保育園は原則年3回)
	家庭訪問の実施。親と担任とのパイプ役	教育・保育施設連携における事務局の役割を担う。 (公民の教育・保育施設をつなぎ保育の質を上げるためのパイプ役)	気になる家庭や子どもに関する情報提供および関係機関との連絡調整。
	地域・家庭・小中学校との連携		
所内会議	所内研修個別ケースカンファレンス	保育所によって年1～2回、所内家庭支援会議 (所内でリスト作成、担任以外の見方、職員で共有) *区担当公立保育所所内家庭支援会議に参加	特になし
公立会議	人権保育推進保育士研修	家庭支援担当者会議 (年4回～5回) 参加者は家庭支援担当6人と主管課担当参事1人	障がい児に関する協議会
対外会議	虐待等個別カンファレンス (区、児相からの要請に応じて出席)	子ども虐待ケース連絡会 虐待個別カンファレンス 区要支援ケース連絡会	要保護児童対策地域協議会の進行管理連絡会 4回/年 実務者会議 2回/年 個別ケース検討会議 随時参加
課題	公民保育施設や他機関との連携	関係機関との連携強化	園と要保護・要支援児童のケースをつなぐコーディネータの役割。
	情報提供書及び家庭支援計画書等の作成		

Table3-2-2 各行政の保育所における要支援子ども家庭への取り組み (鶴田 2017)

内容		Y市(東日本)		Y市Z区 (東日本)	
0～5歳 (就学前) (対人口比)		6.2%		6.3%	
0～18歳未満 (対人口比)		15.2%		16.4%	
公立園数		45園		4園	
事業名		子育て相談事業		子育て相談事業	
名称※		地域子育て支援担当 発達相談支援コーディネーター		地域子育て支援担当 発達相談支援コーディネーター	
職名※		保育所職員 (保育士等)	保育総合支援担当 職員 (保育士等)	保育所職員 (保育士等)	保育総合支援担当 職員 (保育士等)
勤務地		保育所	区役所	保育所	区役所
配置されている専任職員		特に専任職員等の決まりはなく、兼務の場合もある。		特に専任職員等の決まりはなく、兼務の場合もある。	
役割		園児の特に配慮が必要な子どもの把握。家庭の支援		園児の特に配慮が必要な子どもの把握。他機関との連携。	
		地域において、こども(未就学児)の発達に不安を持つ保護者に対し、相談の実施		地域において、こども(未就学児)の発達に不安を持つ保護者に対し、相談の実施	
		育児不安を覚える家庭等に対する積極的な相談の実施及び関係機関との連携		育児不安を覚える家庭等に対する積極的な相談の実施及び見守、関係機関との連携	
公立所内会議		所内研修ケースカンファレンス		所内研修ケースカンファレンス	
公立区会議		発達相談支援コーディネーター会議		発達相談支援コーディネーター会議	
公立民間会議		区の状況により行う		2017年度より開催予定	
対外会議	区	・要保護児童対策協議会ケースレビュー ・要保護児童連携調整部会		・要保護児童対策協議会ケースレビュー 年3回(区課長) ・要保護児童連携調整部会年9回(区係長) 受理会議(内容により区の保育総合職員)	
	園	ケース会議(児童相談所・区保健師・区社会福祉士等)		ケース会議(該当園・区役所係長・児童相談所・区保健師等)	
課題		公立保育所の研究部会に(インクルーシブ研究)があり、気になるケースの支援・対応についてのスキルアップや社会的動向について学んでいるが保護者支援や児の対応については今後も学びをし、更なる支援力の向上を目指す。		保育所内の家庭に向けたよりきめ細やかな支援や家庭との連携をとるための園の仕組み作りや発達相談支援コーディネーターの役割を追求する。	
		発達相談支援コーディネーターの役割が各園に任されているので共有の必要性		園と行政と関係機関がそれぞれの専門性を活かした関わり方をより密に構築していくこと。	

※表の「名称」「職名」は保育所にてソーシャルワークを行っている職員が対象者である。

3.2 連携のパイプ的役割

保育所・子育て支援等の主管課に配属されている保育士、もしくは保育所勤務と兼務している保育士が、巡回訪問の担当者となっている自治体があった。巡回訪問では、気になる子どもの接し方について助言をしたり、連絡票を用いて要保護・要支援児童の情報共有を行っていた。V市では、Fig.3-1のように、人権保育推進保育士として加配されている家庭支援推進保育事業を行う保育士が、要支援子ども・家庭への支援を担当保育士とともにしており、両者を繋ぐ役割を果たしていた。また、W市ではFig.3-2のように、保育所・子育て支援の主管課の保育士が、公立・民間保育所と児童福祉の主管課のパイプ役となり、支援の必要な家庭や子どもの把握に努めている。民間保育所、認可外保育施設等への巡回訪問は、希望した園や要保護児童対策地域協議会で把握している子どもがいる園について実施している。さらなる連携強化が課題となっており、巡回訪問を各保育所、保育施設に広げるため、広報活動を行っていた。

3.3 保育所内における対象保護者支援および担当保育士へのスーパーバイズ機能

保育所内での対象保護者支援は、担任保育士、主任保育士、園外対応の窓口および担任保育士へのスーパーバイザーとして所長、主任保育士との回答が多かった。

特にW市では、Fig.3-2で示しているように、主管課兼務の家庭支援担当である主任保育士が、保護者支援を担当保育士とともに行っていた。またW市では、保育士へのアドバイスや連絡報告も担い、保育所外部への窓口業務も家庭支援担当である主任保育士が担っていた。

3.4 巡回訪問の役割

児童福祉の主管課と各保育所をパイプ役として繋いでいるW市、X区、Y市、Y市Z区は巡回訪問を行っている。Fig.3-3のように、保育所・子育て支援等の主管課が児童福祉主管課および各保育所を繋ぎ、巡回訪問の内容は、障がい児として認定されていないが、発達面の偏りなどを含めた「気になる子ども」（X区、Y市、Y市Z区のみ）と、要保護・要支援児童の把握、情報共有と助言であった。

巡回訪問先は、公立保育所間が主で、依頼があれば民間保育所に出向き、新設保育所、民営化となった保育所等にも訪問を行う場合があった。

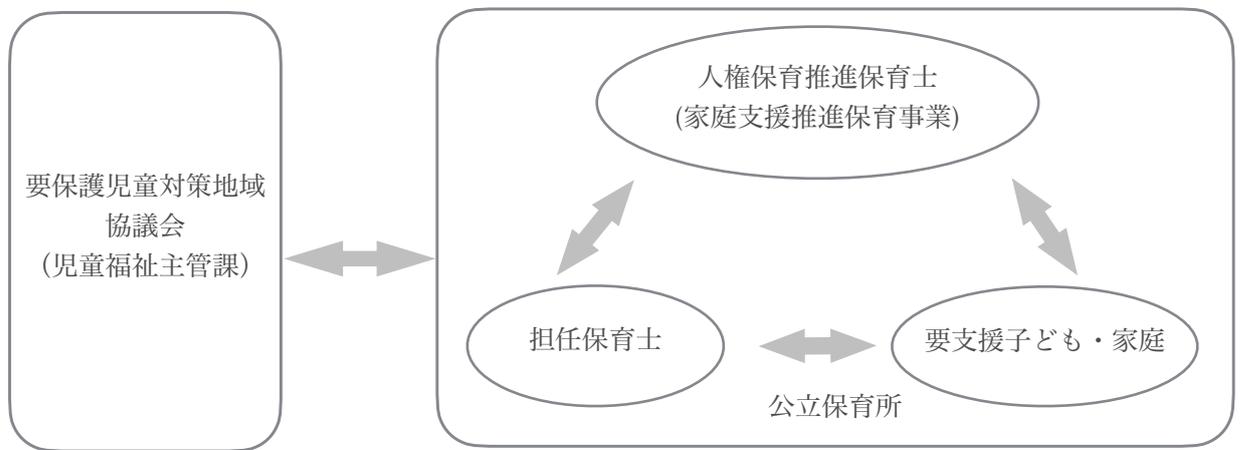


Fig.3-1 V市の要支援子ども家庭への連携システム (鶴田 2017)を修正

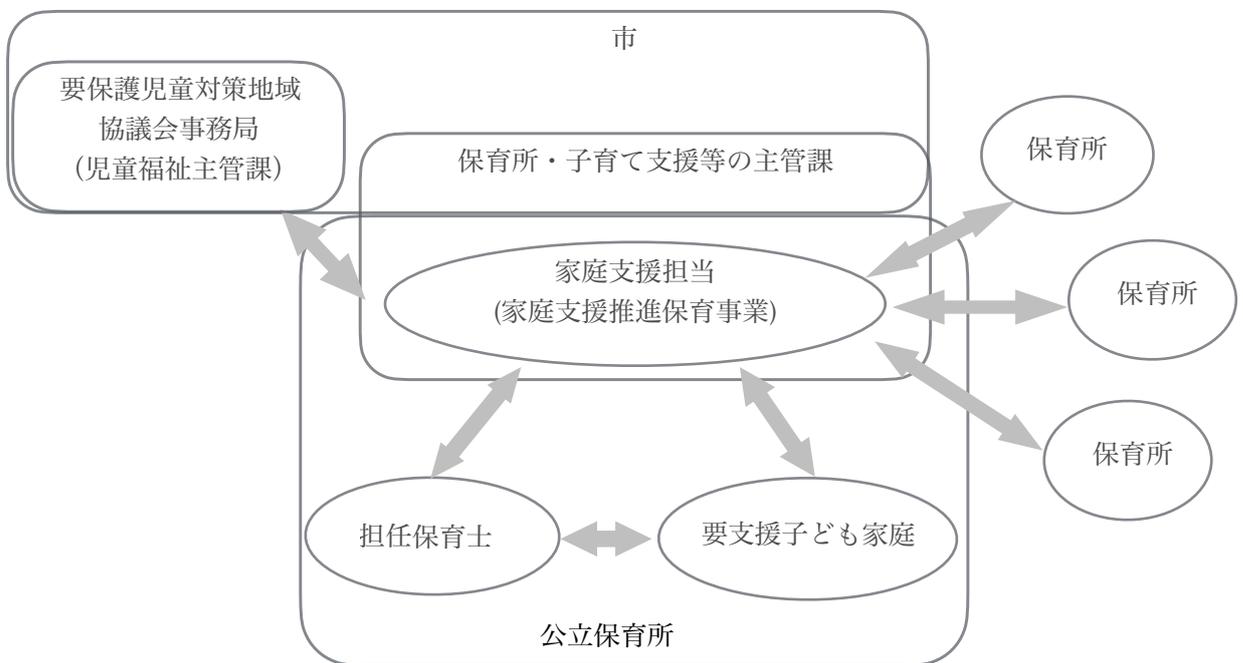


Fig.3-2 W市の要支援子ども家庭への連携システム (鶴田 2017)を修正

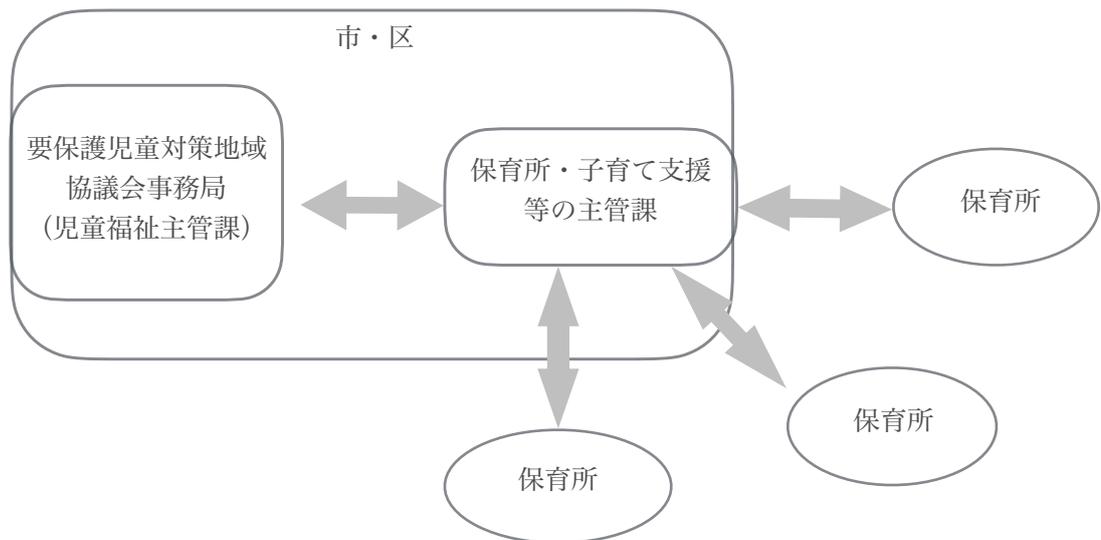


Fig.3-3 Y市・Y市Z区・X区の要支援子ども家庭への連携システム (鶴田 2017)
 (注：Y市・Y市Z区は保育所からの依頼があった場合のシステム)

4 総合考察

4.1 保育所内の支援システム、関係機関との連携の現状

保育所では、要支援子ども・家庭の支援について、直接的には担任保育士や主任保育士が行っていた。巡回訪問もしくは保育所より訪問依頼をした場合に、情報共有や助言を受けている保育所と、職員である家庭支援専任の保育士が、要支援子ども・家庭を直接支援しながら、他機関との連携も担っている保育所があった。つまり比較的人口の多い都市部の保育所は、要支援子ども・家庭の支援を保育所内だけで検討するのではなく、情報共有や援助方法について他機関と連携する必要性を感じ、必要に応じて巡回訪問等を望む保育所が存在すること、そして保育所内で直接的に家庭支援を行う、専任の職員の存在を必要としている保育所があると推測される。

そもそも保育所は、通常保育から延長保育や休日保育、障がい児保育等のケアワークの部分大きな役割であり、さらにソーシャルワーク的要素を含む、地域子育て支援を行っているが、特に注意深く見ていないとわかりにくい要支援子ども・家庭については、所内の支援システムを別途考える必要がある。X区、Y市、Y市Z区のように自治体の役所に勤務する保育士等による巡回訪問では、保育所として特別なニーズのある家庭の問題を抱え込んだりすることなく、また見過ごしてしまいそうな家庭の支援について、アドバイスを受けることができる。また保育所内としては、保育士が安心感を持って保護者を支援し、担任に任せ

てしまうのではなく、保育所全体として取り組むことができる。顔の見える身近な相談先としての巡回訪問は、行政の虐待通告窓口や児童相談所より、素早く特別なニーズを持つ家庭をキャッチし、支援に結びつけることが可能で実践的なシステムであると考えられる。

家庭支援専任の職員については、家庭支援推進保育事業を行う保育士（V市では人権保育推進保育士、W市では家庭支援担当）の活用が期待される。2017年4月17日付 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(2017a)「多様な保育促進事業の実施について」によると、家庭支援推進保育事業実施要綱の目的に「日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うこと」とある。対象児童としては「日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童」であることと明記されている。つまり、家庭環境に対する配慮などが必要な児童ということであり、それは要保護・要支援児童を想定していると考えられる。対象児童に対する指導計画を作成し、家庭訪問等やアウトリーチ的関わりや個別面談等を行い支援することが期待されている。対象保育所は「該当する児童が入所児童の40%以上である保育所」と基準があり、加配の予算措置がなされているが、前述の基準を満たさなければ、保育士を加配することが困難となる。活用のハードルが高いため利用の課題が残る。

4.2 保育所におけるネットワークのあり方や課題

保育所における要支援子ども・家庭の支援には、ネットワークは不可欠であり、特に要保護児童対策地域協議会との連携は重要である。要保護児童対策地域協議会は、住民に身近な市町村が設置主体となった支援関係者のネットワークである。要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能は、ケースの管理や支援の実施状況についての関係機関との連絡調整であることが多いため、実際の要支援子ども家庭について直接的で密な支援を行うことが、十分にできない可能性がある。保育所のような身近な場所が今以上に直接的な支援を行うことができる支援システムがあれば、支援を積極的に求めない親がいたとしても、アウトリーチ的な支援ができると考える。

巡回訪問は、中学校区程度の小規模な地域コミュニティで行われることが理想であると考えられる。支援システムを考案していくことで、地域の把握、要保護・要支援児童を支援する見守り体制ができ、新しい支援者の発掘など、コーディネーターとしての役割を担うことも

可能であると考え。今回調査した行政機関は連携強化を課題として挙げており、巡回訪問は行政機関と保育所とを繋ぐパイプ役としての連携機能もあった。そのため行政機関は、新規に巡回先に加わる保育所が増えることを期待している。今後、訪問の依頼を望む保育所が増えていくと、埋もれている要支援子ども・家庭を掘り起こし、適切な支援や社会資源につなぐことができると考える。また、認可外保育施設、ベビーホテル等、全ての乳幼児保育施設でも、巡回訪問は活用されることも期待したい。これらの認可外保育施設等は、要保護児童対策地域協議会の構成メンバーでないことも多く、連携の難しさがあるが、「個人情報の保護に関する法律」（2016年改正）では、第20条で「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と明記されており、情報の取り扱いに留意しつつ、巡回訪問など連携の取り組みを一層広げていくことが求められるだろう。

障がい児保育の巡回相談は、心理等の専門家がコンサルテーションを行い、保育所も専門家からのアドバイスを求めているため、巡回訪問は、ある一定程度の保育所には確立されていると考えられる。要保護・要支援児童の巡回訪問でも、コンサルテーション機能を持ち、行政や他機関とのパイプ役となる巡回訪問を期待している保育所もあると推測される。

本研究では、要支援子ども・家庭の支援に対し、保育所内に勤務して支援する役割を果たす者と、市区の役所勤務を基本として支援の役割を果たす者が存在し、また社会福祉士としてではなく保育士としての立場で保育ソーシャルワークを担っている現状が導き出されたが、どの方法が最も有効であるかという点については明らかにできなかった。

今後は、乳幼児期以降の学童期では、要支援子ども・家庭における支援がどのように行われているのか探求する必要があるため、学童期の研究に関しては次章に譲る(第4章参照)。本章のW市の保育士による取り組み(家庭支援推進保育事業を活用した保育士)が、要支援子ども・家庭に対する支援において、先進的事例をもち組織として体系化されている内容と考えられるため、要支援子ども・家庭の支援を行っているW市の保育士の支援プロセスを探究していくことにする(第5章参照)。

第4章 スクールソーシャルワーカーの支援プロセス

第3章の研究1では、保育所が要支援子ども・家庭の支援を行うにあたって、各保育所への支援の現状について、5つの行政に対し調査検討した。5つの行政の職員によるインタビューでは、要支援子ども・家庭の支援について、問題がある際に専門的知識がある職員を派遣する行政機関と、保育所内で直接支援をし他機関と連携する専任の保育士がいる行政機関があった。保育所における要支援子ども・家庭について、行政も問題を注視しており、ソーシャルワークを担う者の位置付けや、ネットワークのあり方について方策を試みていることが導き出された。

乳幼児期以降の学童期における要支援子ども・家庭への支援は、どのように行われているだろうか。本章では、学童期の要支援子ども・家庭における支援について、SSWerの活動に焦点をあてる。第1は、SSWerの配置形態における意識の変容と支援プロセスの検討、第2は、ケアワークの経験を持つSSWerの支援プロセスを探求する。

1 SSWerの配置形態に対する意識の変容と支援プロセスの検討

—複線径路等至性アプローチ(TEA)による分析の試み— (研究2)

1.1 問題と目的

SSWerは、2017年3月末に学校教育法施行規則が改正され「児童の福祉に関する支援に従事する」(学校教育法施行規則第65条の3)こととされ、法的根拠に基づき業務が明確になった。「スクールソーシャルワーカー活用事業」が2008年から開始され、約10年近く学校現場で有益な福祉的実践を行ったことに対する成果の現れであろう。

SSWerの存在は、保育所等での新たな支援システムを考える上でヒントになり得ると考える。その支援システムについて考えるべきは、まず人材と配置である。人材については後項で触れることにし、本研究ではSSWerの配置形態¹⁾について、SSWerの成長プロセスとともに探求する。

SSWerの配置形態においては、大枠で言うと配置型と派遣型があり、その違いによる実践と効果についての研究がなされている。山野(2015:99)によると、派遣型は教育委員会等に籍を置き、教師等が問題を発見し明確になったところで依頼され、配置型は拠点校に籍

を置き、学校の中において問題発見からSSWerが直接支援を担っている。「派遣型」は問題に焦点化して対応するため、問題の困難さからSSWer自身は実感を持ちにくい可能性はあるが、効果に繋がりやすい」(山野・梅田・厨子 2014；山野 2015:98-99)と述べており、派遣型はピンポイントに対応できるため、問題を抱える子どもへの対応により効果的である配置形態であると言われている。

一方で、西野(2009)は配置型SSWerの援助プロセスについて分析した結果、配置型では予防的関わりができることや、校内体制の構築に貢献し、保護者や子どもに直接介入することで、子どもの最善の利益につながった活動ができることを明らかにした。課題としては、SSWerの活動が学校組織に影響を受ける可能性を示唆している。奥村(2016)は、配置型の場合、SSWerの予防的関わりおよび虐待等の早期発見に対して、主体的にSSWerが関わるができるため効果的であると論考している。先行研究では、直接的な支援が期待できる配置型と、問題に焦点化し効率的な支援が期待できる派遣型の配置形態の違いや、メリット・デメリットについていくつかの議論がなされている(門田 2009a；久能 2013；山下 2013)。

このように、派遣型は効率的であるが配置型は直接的な支援が期待できるといわれており、それぞれのメリットが分かっている(門田・奥村 2009:59)。だが、筆者は派遣型よりも配置型の方が、SSWerは子どもの生活に関わることで、ソーシャルワークの視点での日々の観察やアセスメントが出来、自分で発信することが困難な子どもを認知しやすいと考える。しかしながら、SSWerの視点による支援プロセスから配置形態の違いについて、実態を示すには至っておらず、配置型と派遣型を経験したSSWer自身が、支援プロセスを通して、配置型と派遣型に対する意識の変化がどう起こったのかについて、導き出した研究は十分ではない。

そこで本研究は、学校でソーシャルワークを行うには重要であろう配置形態に着目し、配置型の方が有効であるという仮説を立て、以下の2点について明らかにすることを目的とする。第1に、派遣型と配置型の双方を経験したSSWerの支援プロセスの可視化を試みる。第2に配置形態に対する意識の変容について考察する。さらに、それらを通して問題を抱える子ども・家庭等へのSSWerの支援の様態について考察する。

問題を抱える子どもとその家庭の実態から、胎児期から切れ目のない支援のあり方を考えていくことはますます重要となっている。学童期の子どもとその家庭への支援を行っている職種としては、児童養護施設等で業務を行うファミリーソーシャルワーカーも存在するが、

子どもと家庭にダイレクトに支援を行う職員である、SSWerの支援のあり方を分析することは、今後、学校現場だけでなく様々な現場での支援のあり方を考える上で、有益である。特に、保育所のように「家庭との緊密な連携」や「入所する子どもの保護者に対する支援」が求められ(厚生労働省 2017f)、継続的直接的な支援を行う場において貴重な知見を得られるのではないかと考えられる。

1.2 研究方法

SSWerが配置形態の違いで、どのような支援プロセスを経験し、そして意識がどの様に変容したのかを検討する。そこで対象者の経験を抽出し、人の内的変容に焦点をあてつつ、非可逆的時間とともに生きる人間の経験を総体的に描くことが出来る、複線径路等至性アプローチ(Trajectory Equifinality Approach:以下TEA)²⁾を用いて質的に分析する。

1.2.1 調査対象と方法

西日本にあるY市の教育委員会にて、SSWerとして勤務し配置型³⁾と派遣型⁴⁾を経験したことがあるSSWerの紹介を願い、協力が得られたSSWerの4名にインタビュー調査を行った。Y市では、配置型で経験した後、派遣型で勤務することが多くあり、本研究の研究協力者4名とも配置型から派遣型に移行した経験を持つSSWerであった。研究協力者は、Y市教育委員会の筆者の知人から紹介された。紹介されたSSWerは、筆者と時々研修会や会議などで同席することがあり、以前から顔見知りの関係であった。

研究協力者の概要をTable4-1に示す。その他、基本情報として年代、SSWerとしての勤務年数、派遣型、配置型のそれぞれの経験年数および背景を確認した。調査期間は2017年6月から12月までである。第I回目のインタビューは、2017年7月に実施し、インタビュー時間は概ね60分程度であり、面接は4名とも筆者が行った。その後も、インタビュー内容の確認のため、2回目の面接を2017年11月、その後は2017年12月に2回メールでのやり取りを行った。

研究対象者が多いほど、類型を把握することが出来るであろうが、SSWerで派遣型、配置型を経験している職員が稀少であること、本研究では派遣型と配置型の双方を経験したSSWerが実際の支援プロセスを通して、配置形態に対してどのような意識変化を示していたかを明らかにすることを目的とし、4名を調査対象とした。

Table4-1 本研究における研究協力者 2017年7月現在 (鶴田 2019b)

協力者	性別	年代	年数	内配置型年	内派遣型年	背景	資格
A	女	20	4年4ヶ月	4年	4ヶ月	SSW養成校出身	社会福祉士
B	女	30	8年4ヶ月	6年	2年4ヶ月	教職課程の大学出身	社会福祉士
C	女	20	6年4ヶ月	4年	2年4ヶ月	SSW養成校出身	社会福祉士
D	女	40	10年	9年	1年	元保育士	社会福祉士

データの収集場所は、Y市の施設の面接室にて個別に面接を実施した。面接実施前に研究目的の説明等、面接録音の許可、プライバシー保護など説明した。なるべく協力者の語りを阻害しないようにしながらも、以下の質問内容に従って半構造化面接を行った。質問項目は、①Y市に採用される前の経歴、②Y市で配置型のSSWerとして支援してきたプロセス、③派遣型となって支援してきたプロセスなどについて、インタビューの流れに応じて質問した。

1.2.2 分析方法

本研究の分析方法としてTEA (サトウ 2012b)を採用した理由は以下の2点である。第一に、それぞれの研究対象者がSSWerとして活動している時間の流れの中で、多様な経験を通して心理的な揺れを感じたことを可視化するのに効果的な分析方法であると考えた。第二に、サトウ (2015a:6)によれば、等至点とは「研究者の興味・関心」であり「研究の目の付け所」である。池田・池田(2018)は、学校評価を管理職が行うものと考えていた校長の意識の変容を学校全体で実施することを等至点として設定し、TEM図でプロセスを描きながら仮説検証を行っている。すなわち、等至点というリサーチクエスチョンを設定することで、仮説を立てることが出来、研究テーマを明確にしてくれるという特徴を持つ分析方法である。また分析を通じて「相手にとって意味のある等至点 (2nd EFP) が設定される」とも言われており、安田(2015:34)は「等至点は単に研究目的に即して設定するだけのものではない」とし、インタビューを通して「個別具体的な多様性を捉える」と等至点の概念を動的に理解することが重要であると述べている。さらに、研究協力者との「トランスビュー的飽和」⁵⁾と「両極化した等至点的飽和」の二つの理論的飽和がみられれば、研究としてまとまりのあるものといえるとも言われている(サトウ 2015a:25)。

TEAによる分析は、研究協力者のSSWerの話を書く手続きとなる「歴史的構造化ご招待」(Historically Structured Inviting:HSI)⁶⁾を行い、SSWerの意識の変容と支援プロセスを「複線径路・等至性モデリング」(Trajectory Equifinality Modeling:以下TEM)⁷⁾によりTEM図を作成し、その中で分岐点(Bifurcation Point:BFP)となるものについては、さらに「発生の3層モデル」(Three Layers Model of Genesis:以下TLMG)⁸⁾を用い可視化した(サトウ 2015b)。

TEM図は、等至点及び両極化した等至点への径路の多様性を必須通過点(Obligatory Passage Point:OPP)、分岐点(Bifurcation Point:BFP)、さらに社会的方向づけ(Social Direction:SD)、社会的助勢(Social Guidance:SG)を加え、時間軸に沿って図式化したものである。TEMによる分析手順は、以下の通りである。まず、①インタビューで得られた語りを意味のあるまとまりごとに切片化した後、ラベル化しそれを分析単位とした。②それぞれの語りから必須通過点、分岐点を設定した。③4名とも語られた主なテーマが、＜配置型での活動＞だったため、等至点を配置型から派遣型に向かう＜派遣型のSSWerとなる＞とし、これは、研究が進行するにつれて変更もありうるとした。両極化した等至点(polarized Equifinality Point:P-EFP)を＜派遣型のSSWerとして活動しない＞とし、「両極化した等至点的飽和」を確認した。また、これらについて再度、研究協力者との面接を行い、トランスビュー的飽和を確認した。語りのラベリングについて一例をTable4-2に示す。

そして、TLMGを用いてSSWerが活動していく中での意識の変容を可視化した。TLMGによる分析は、TEM図で設定された分岐点を元に、個別活動レベル、記号レベルにわけ、4名分の価値観を図式化した。

個別のTEM図およびTLMG図を研究協力者に確認してもらい、内容の加除修正を行った。その後、4名のそれぞれの逐語録から、スライミングした共通の事象をまとめたものを時間順に並べ、必須通過点、分岐点、さらに社会的方向づけ、社会的助勢に分類した。次に個別の分岐点を比較し4名の共通の分岐点を検出した。4名のラベリングした事象を、非可逆的時間に沿って等至点へ至る径路に設定し、TEM図に統合した。研究協力者と共に統合したTEM図を見直し加除修正を行った。

1.3 結果と考察

インタビューから等至点を<派遣型のSSWerとなる>とし、等至点に至るまでの径路を、分岐点(SSWerが活動の際に変容したと考えられる経験)を区切りとして、4名の統合したTEM図の全体像を第Ⅰ～Ⅴ期に分類した(Fig.4-1)。また、社会的方向づけと社会的助勢から、職務に対する社会的要因を分析し、分岐点、社会的方向づけ、社会的助勢についての概念をTable4-3にまとめた。

Table4-2 TEA分析のラベル (一例) (鶴田 2019b)

語り	概念	ラベル
<p>A.初めての配置された学校に配属されました。</p> <p>B.W校が初めてで、2年間いました。</p> <p>C.Z校に3年間いて、担当校は小学校3校、中学校1校でした。</p> <p>D.はじめはQ校に配置されて、3年間いました。</p>	<p>必須通過点： OPP (多くの人に共通して生じる経験や状態)</p>	<p>配置型のSSWerとなる</p>
<p>A.私が行った学校が荒れてて、かなり学級崩壊があった。</p> <p>B.子どもは暴れますし、器物破損であったり、教師に対する暴言であったりと、大人に対する不信感をお持ちのお子さんがたくさんいました。</p> <p>C. Kが問題行動を起こしながらも、学校には毎日登校したのが、学校が居場所だったのかなと思ってた。</p> <p>D.その時中学校が、びっくりするくらい荒れてた。</p>	<p>分岐点：BFP1 (等至点に対する径路の分かれ道が発生するところ)</p>	<p>学級崩壊や虐待されて暴れる子どもとの出会い</p>
<p>A.教師もきついから、とにかくSSWerに全部相談されることとかあったんです。</p> <p>C.(教師は)別にソーシャルワーカーに何かを相談しなければいけないとか、なんかそんな感覚はなかったと思いますね。興味も持たれていない感じ。</p> <p>C.自分たち(教師)もSSWerってよくわからないから、もうあなたの思うようにやってって言われた。</p> <p>D.結構本当に毎日起こる出来事がすごいんで、あたふたあたふた、教師もしてる感じはあった。</p>	<p>社会的方向づけ：SD (等至点(EFP)に至るありようを阻害する力として描き出される)</p>	<p>教師の戸惑い</p>
<p>A.教師の業務に流されてしまうようなところがあった。</p> <p>C.SST⁹⁾を学校全体に導入したいって考えをお持ちだったので、私はやったことがなかったんで、そんな急にできないわって思いました。</p> <p>C.ケースをどう見立てるかとか、どう進めて行くのかっていうところは、やっぱり学校の中でできてなかった。</p> <p>D.保護者から子どもを虐待したくなるんですけど、どうしたらいいですかって、言われたんですけど。こんな仕事かって思いました。</p>	<p>社会的助勢： SG (等至点(EFP)へ向かうありようを促進したり助けたりする力を意味する概念)</p>	<p>SSWerとして模索する</p>

Table4-3 TEA分析の概念 (鶴田 2019b)

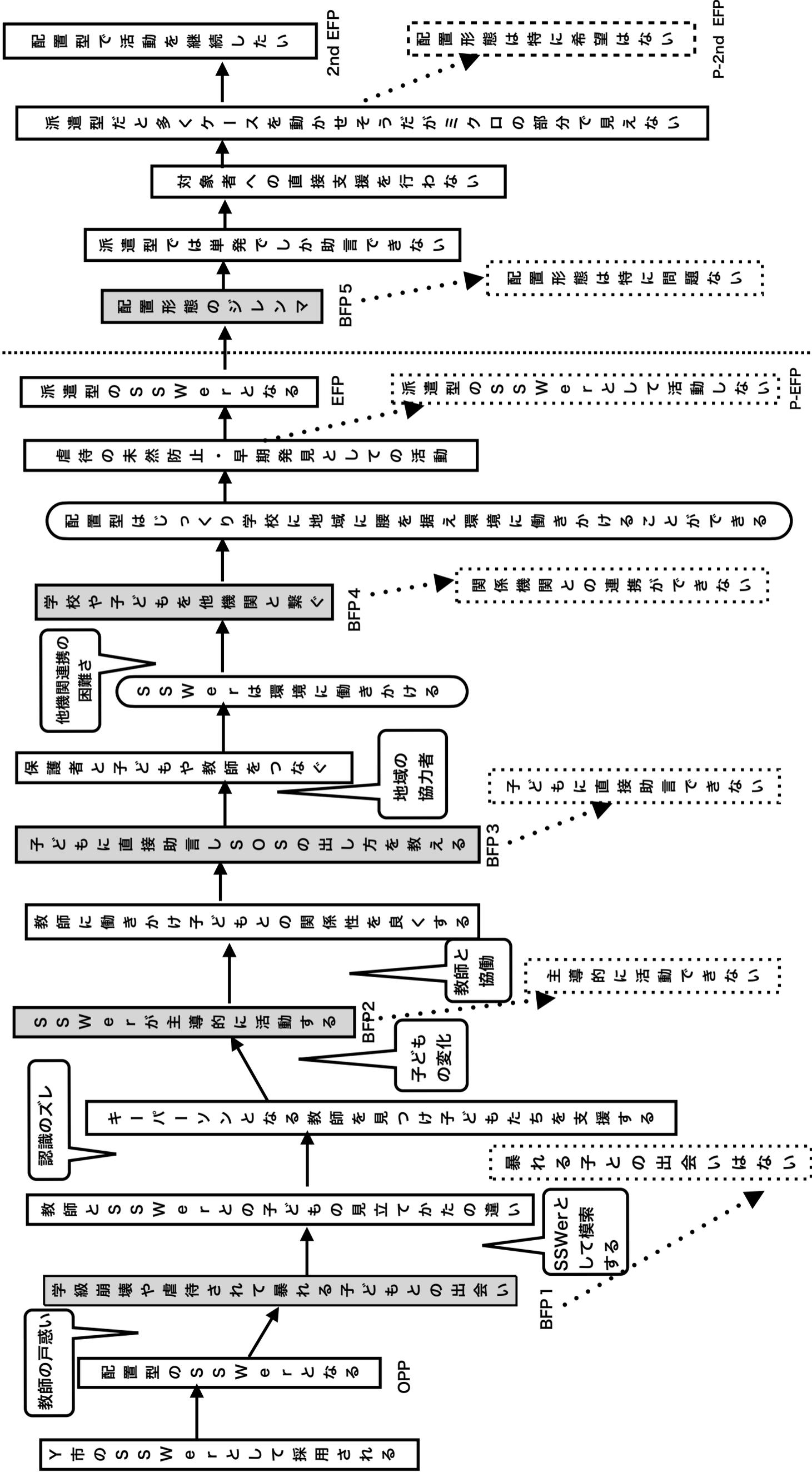
概念	事象
等至点：EFP	派遣型のSSWerとなる
両極化した等至点：P-EFP	派遣型のSSWerとして活動しない
分岐点：BFP (等至点に対する径路の分かれ道が発生する ところ)	1. 学級崩壊や虐待されて暴れる子どもとの出会い 2. SSWerが主導的に活動する 3. 子どもに直接助言しSOSの出し方を教える 4. 学校や子どもを他機関と繋ぐ 5. 配置形態のジレンマ
必須通過点：OPP (多くの人に共通して生じる経験や状態)	配置型のSSWerとなる
社会的方向づけ：SD (等至点 (EFP)に至るありようを阻害する 力として描き出される)	・教師の戸惑い ・認識のズレ ・他機関連携の困難さ
社会的助勢：SG (等至点 (EFP)へ向かうありようを促進し たり助けたりする力を意味する概念)	・SSWerとして模索する ・子どもの変化 ・教師との協働 ・地域の協力者

当初、EFPについて＜派遣型のSSWerとなる＞と設定していたが、実際に協力者にインタビューを行い、協力者とTEM図を見せながら描きなおしていく中で＜配置型で活動を継続したい＞と変わっていった。筆者が設定した等至点とは異なる協力者側からみた等至点をセカンド等至点(Second Equifinality Point:以下2nd EFP)といい、2nd EFPを＜配置型で活動を継続したい＞と新たに設定し、両極化した等至点(Polarized 2nd EFP:以下P-2nd EFP)を＜配置形態は特に希望はない＞と加えた。

分岐点にあたる内容を中心に、TEM図と4名の切片化したインタビュー内容から、個別のSSWerの内的変容をTLMG図で示し、その図を協力者に見せながら＜これから起こりうる活動＞を設定した。4名分のTLMG図を統合し示した(Fig.4-2)。

1.3.1 SSWerの支援プロセス (TEM図) の分析

＜第Ⅰ期＞(採用～BFP2の前)初めて配置された学校



第1期 第2期 第3期 第4期 第5期

非可逆的時間

Fig.4-1 SSWとして活動していく中での支援プロセス TEM図 (鶴田 2019b)

行為、経験 (Behavior, Experience)

心境 (Mental State)

SD 社会的方向づけ (SD Social Direction)

SG 社会的助勢 (SG Social Support)

BFP 分岐点 (BFP Branch Point)

2nd EFP セカンド等至点 (2nd EFP Second Equal Point)

P-2nd EFP 両極化されたセカンド等至点 (P-2nd EFP Bifurcated Second Equal Point)

OPP 必須通過点 (OPP Must-pass Point)

4名とも始めは、中学校区・拠点巡回型で1中学校区にある2-3小学校を巡回するといったスタイルで勤務していた(OPP 配置型のSSWerとなる)。嘱託職員であるので週4日勤務でその内1日は教育委員会での勤務があり、正味週3日が学校での勤務となっており、小中学校の巡回はSSWerと学校での調整で行われていた。配置期間は3年間を基準としていた。SSWerが学校に導入されて、まだ浅い時期であったため、学校側はSSWerを導入するにあたり、勉強会をして環境を整えていたが、教師の中にはSSWerの職務範囲ではない部分まで依頼されることがあり、教師自身SSWerに戸惑い(SD 教師の戸惑い)があっただろうと語られた。

全ての中学校区に配置されていたわけではなく、配置された学校では、学級崩壊、万引き、タバコ等の非行行動、暴力・暴言などの問題行動や、不登校、いじめ、自殺志願、虐待を受けている子ども、発達に問題を抱えている子どもなど、早急に問題対応にあたる必要があったと語った(BFP1 学級崩壊や虐待されて暴れる子どもとの出会い)。教師側は、こんな問題行動を起こす子ども自体が悪いといった、子どもの問題行動に焦点を当てた見立てを、SSWerは子どもの背景に焦点を当てた見立てをしており、現場では教師とSSWerとの間で異なった意見は多くあって、意見がかみ合わないことも日常茶飯事だったと語る。

教師とSSWerの認識のズレ(SD 認識のズレ)は、互いにストレスになっていたと考えられるが、子どもを多面的に見たり、双方の職種の価値観からの視点を話し合うのは、子どもを知る上で必要なことであったと思われる。

語りの中で、初めて配置された学校でSSWerとしてどう活動していいか悩んだとあり、結果、学校組織の影響を受け、本来のSSWerの業務ではないことをしていたようだであった。その結果は、西野(2009)によると、配置型は学校組織に影響を受けることがあるとあり、また門田・奥村(2009:59)によると、配置型は教師がSSWerに児童生徒対応を委ねる傾向を作ってしまう等を挙げている点と一致する。しかし、インタビューではキーマンとなる教師(例えば養護教諭、教頭等)を見つけだして、その教師と情報共有したり、子ども達の問題行動に対してどう支援するかともに考えあったことで、数年かけてそれぞれの領域を理解することができつつあったと語られていた(SG SSWerとして模索する)。その様子が他教師へ影響し、教師間やSSWerとの関係性が出来上がってきたと考えられる。支援する大人側の関係性の変化等から、子どもも少しずつではあるが良い方向性での変化が生まれた(SG 子どもの変化)。

<第Ⅱ期>(BFP2~3の前)SSWer主導で活動する

第Ⅰ期では、問題行動がある子ども達への対応に追われる日々であったが、月日が経ちSSWer自身が慣れてくると、校内巡回を通して子ども達の靴箱の靴の状態や、掲示物の内容など、子どものちょっとした気になる様子を見つけた。それをキーマンとなる教師と情報共有したり、子ども達の問題行動や、保護者への支援の向き合い方を、教師に校内カンファレンスを通して、キーマンとなる教師とともに提案するといった試みを行った(SG 教師と協働)。教師とSSWerとの間で子どもの見立て方の違いがある時は、それぞれの教師の強みを生かしてアドバイスしたり、教師と子どもの関係性にパイプ役として入ったりすることが語られた(BFP2 SSWerが主導的に活動する)。

年数が経つと、SSWerの方が教師より在籍期間が長くなり、配置型ゆえに地域や子どものことを、教師より知っていることがあったと語っていた。このことは、SSWerが教師から教えてもらうことばかりでなく、子どもを取り巻く環境状況を伝えることができ、教師との対等な関係性が構築されていったと考えられる。4名のSSWerは、自ら校内システムに関与しながら、役割を確立していき、立ち位置を定め、SSWer主導で上手く活動している様子が語られている。配置された学校では、教師がSSWerの支援方法を実際みて、役割を理解し、それを活用しようとする協働が生まれたと示唆された。配置年数や経験値が、大きく活動に影響していることがうかがえた。

<第Ⅲ期>(BFP3~4の前)子どもへの直接支援、他機関連携

SSWerは虐待にあっている(重篤な虐待ではなく虐待疑いの事案)と思われる子に対して、日々様子を確認しながら、子どもの気持ちに寄り添い、困ったときの対応スキルを教えた(BFP3 子どもに直接助言しSOSの出し方を教える)。学校現場にいてほぼ毎日見ているSSWerだからこそ、短中期的な子どもへの支援が出来ると考える。学校外での様子については、地域の協力者ととともに連携して情報収集を行い、対応困難になった場合、どの関係機関に連絡するかをあらかじめ決めていたということだった(SG 地域の協力者)。しかし、子ども等の支援について他機関と要保護児童対策地域協議会などで話し合っても、SSWerがプランニングしたことが、なかなか伝わらないこともあった(SD 他機関連携の困難さ)。

不登校の子どもに対して、保護者と連絡がつかなくなり、安否確認と今後の支援につなげるため、教師とともに時間帯を変えながら、何度も家庭訪問を行い、最終的に会えて信頼関係を築いた事例などが語られた。

配置型であると、わずかな変化にも気づくことができ、すぐに行動にする事が出来るため、その子にあった支援が期待できると示唆された。また、SSWerは社会的環境に積極的

に働きかけ、問題を抱える子どもの周辺を変化させることで、子どもに回復する力があることを実感しており、SSWerが充実感を抱いていることも示唆された。

<第Ⅳ期>(BFP4～EFPの前)配置型の利点

必要に応じて福祉事務所、家庭児童相談室、児童相談所、主任児童委員、少年サポートセンター、保健所、病院、保育所、幼稚園等の連携を行ったり、関係機関を集めたカンファレンスを開いたりすることで、学校と他機関とをつなぐ役割を果たしていた(BFP4 学校や子どもを他機関と繋ぐ)。直接支援も必要だが、子どもが生活しやすい環境調整を行うことが重要で、問題が起きている子どもに対応することも大切だが、問題が起きる前の未然防止や予防に力を注ぐことの大切さが語られた。学校内では、スクールカウンセラーとの情報共有は重要であり、互いの見立てを話したりすることで、子どもや保護者の理解に役立てたという語りもあった。他機関・他職種連携はSSWerの中核的な業務の一つであり、関係機関との摩擦がありながらも、丁寧に繋いでいることが明らかとなった。地域の人的環境等の社会資源を理解し、うまく活用する事で問題が大きくなる前に予防的に集中して関わることができるのも、配置型だからこそできる支援だと示唆された。

<第Ⅴ期>(EFP～2nd EFP)派遣型のジレンマ

4名とも配置型の後、派遣型での支援を行う(EFP 派遣型のSSWerとなる)。派遣型での実践は、学校情報や関係機関情報を聞いて、間接的にプランニングを立てる状態なので、ソーシャルワーカーとしては危ういことであり、教師のキャラクターや環境の強み弱みがわからない状態での提案は、当たり障りのないことしか言えないと語られた(BFP5 配置形態のジレンマ)。派遣型は単発的な助言に留まってしまう事が多いため、支援前後の様子がわからないことと、当事者の声を聞き、感じる事ができないため、SSWerは不全感を持ってしまうのだろう。

子どもの身近なところにSSWerがいて、地域の資源を存知し、うまく繋いで活用することが必要である。環境に働きかけ続けるためには、配置型のSSWerとして活動したいと思っている事が導き出された(2nd EFP 配置型で活動を継続したい)。

1.3.2 SSWerの意識の変容について —TLMG図の分析

Fig.4-2は、SSWerの4名分を統合したTLMG図で、SSWerの意識の変容を可視化したものである。SSWerの意識は出来事によって随時変容しており、SSWerの様々な経験と、それから意識が生まれ積み重なっていく事で、現在のこうありたいと思うSSWer像に対する

意識が発生し、その意識が新しい意識を生じさせ、行動へと導く可能性があるとし唆された。

行動レベルを第1層に、分岐点となった5つの経験をおいた。そして、4名のSSWerのインタビュー内容から、意識レベルを第2層に行動に対する意識を抽出し、第3層の信念、価値観レベルには、SSWerがこうありたいと思う信念を記述した。

第1層では、BFP①<学級崩壊や虐待されて暴れる子どもとの出会い>で、子どもへの「関わり方を悩む」という意識が生じ、次にBFP②<SSWerが主導的に活動する>では「子どもの安全を心配」しながら、「関わり方を悩む」意識が生じ、「その子どもにあった支援方法とは何か」と模索する意識が生じた。SSWerが子どもに向き合い、試行錯誤しながらアセスメントや関わりを持ったからだと考えられる。

学校現場で、深刻な問題を抱えている子どもに出会い、BFP③<子どもに直接助言しSOSの出し方を教える>で「子どもの安全を心配」しつつも、保護者支援や環境調整をしていけば、変化が期待できるかもといった「関わり方を悩む」という意識が生じた。困難なケースでは、BFP④<学校や子どもを他機関とつなぐ>という行動が起こり、「子どもの安全を心配」するが「その子どもにあった支援方法とは何か」と考え、時にはそれぞれの機関の役割や考え方の相違から「学校と他機関との板挟み」を感じ困難さを抱えても、やはり「現場で直接支援したい」という意識が生じた。それが「問題を抱える子どもが置かれた環境に働きかける」事が出来るSSWerになりたいといった価値レベルに影響し、「子どもの身近なところにSSWerはいるべき」という今後の起こりうる行動へと意識が生じていく。次に、配置型から派遣型になり、BFP⑤<配置形態のジレンマ>から「現場で直接支援したい」という意識が生じた。直接支援ができない派遣型を経験する事で、配置型での支援の重要性を感じている事が導き出された。

1.4 総合考察

以上の調査結果から本研究で目的とした、第1にSSWerの支援プロセスと配置形態に対する意識の変容について、第2にSSWerの支援のあり方について考察する。

1.4.1 SSWerの支援プロセスと配置形態に対する意識の変容

TEM図(Fig.4-1)から、SSWerは<学級崩壊や虐待されて暴れる子どもとの出会い>、<SSWerが主導的に活動すること>、<子どもに直接助言しSOSの出し方を教えること>という分岐点を経験しつつ、SSWerに対する<教師の戸惑い>や教師との<認識のズレ>を

感じながらも、模索する中で〈子どもの変化〉や〈教師との協働〉、〈地域の協力者〉からの援助を社会的助勢として支援を進めていた。また〈他機関連携の困難さ〉を感じつつも、学校や子どもを他機関に繋げる地道な取り組みの中で、「配置型はじっくり学校に地域に腰を据え環境に働きかけることができる」ことを痛感していた。また「派遣型」勤務の中で〈配置形態のジレンマ〉を感じるようになり、現場への直接的支援や教師との協働がより可能な「配置型」の重要性を認識するようになることなどが確認された。

このように4名とも4つの分岐点を経て、筆者が設定した等至点の〈派遣型のSSWerとなる〉へ収束していったが、インタビューを行っていくうちに、2nd EFPとして新たに設定した〈配置型で活動を継続したい〉への収束があった。

そもそも本研究において、配置形態に対する意識の変容に着目した理由は、それが支援プロセスを変化させる要因になりうると考えたためであった。

TLMG図(Fig.4-2)を分析すると、SSWer自身が配置形態の変化の中で、自らの実践の関連について行動と意識レベルで内省を行っていた。配置形態に対する意識について、配置型では実践内容や意識の変容が語られ、行動とともに意識の変容が現れ、さらに信念・価値観レベルで〈問題を抱える子どもが置かれた環境へ働きかけるSSWer〉という意識が確立された。それは、SSWer自身が持っていた価値観が、分岐点を経験する中で、さらに強く信念・価値観レベルが明確になっていったということではないかと推察される。2つの配置形態について意識した経験が、支援者のあり方に変化を与えた。このSSWerとして「問題を抱えた子どもの環境へ働きかける」というアイデンティティを確立する要因の一つになったのではないだろうか。「問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ」という役割はもともと文部科学省(2008a:2,2008b)からも期待されていた役割であるが、本研究では、その役割を果たすべく奮闘するSSWerの配置形態がその支援のあり方と職務意識に変化を与える可能性があることを示唆したと言えよう。

配置形態のメリット、デメリットを理解しつつも、SSWerが支援プロセスの中で、2nd EFP〈配置型で活動を継続したい〉に収束したのは、子どもの近くにSSWerはいるべきだと確信するに至ったからだと考える。

SSWerが働きかけるべき「環境」とは、家庭(保護者)や学校(教師)だけでなく地域であり、さらに子どもそのものであるという自らへの問いが、最終的に信念・価値観レベルに現れたと言えるのではないだろうか。それは、「チームとしての学校」が目指す組織力に通じると考えられる。中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策(答申

素案)」(文部科学省 2015a)によれば、「教育の専門性を有する教職員に加え、地域とも連携しながら、多様な職種の専門性を有するスタッフを学校に置き、校長のリーダーシップの下、それらの教職員や専門能力スタッフが自らの専門性を十分に発揮し、「チームとしての学校」の総合力、教育力を最大化できるような体制を構築する」ことが重要だとされている。

専門職であるSSWerは、教師の強みを活かしたり、教師がSSWerの専門性を理解し互いに尊重しながら、子どもの課題に取り組むことが出来ていると考えられる。相乗効果が生まれることで地域社会との連携・協働を通して、SSWerや教師が十二分に能力を発揮することができるかと期待されている。こうした連携・協働の取り組みは、学校段階における要支援・要保護児童に対する支援のみならず、乳幼児期における要支援子ども・家庭への支援のあり方にも示唆を与えるものである。

1.4.2 SSWerの支援のあり方

第Ⅳ期の径路でみられた「派遣型では多くケースを動かそうだが、ミクロの部分で見えない」という意識は、2nd EFPである〈配置型で活動を継続したい〉に辿り着くひとつ手前の意識だが、別の角度から見ると、信念・価値観としての〈環境へ働きかけるSSWer〉に影響を与えていると考えられる。つまり、“ミクロな部分で見る”こと、子どもの心理を細かくつぶさに見取ることや単発ではない継続的な支援が、問題を抱える子どもへの支援において重要であり、それが抱える問題の本質に迫る上で近道だと認識したからこそ、「配置型での活動をしたい」という意識に変容したのではないかと考えられる。

SSWerが働きかけるべき「環境」とは、家庭（保護者）や学校（教師）だけでなく地域であり、さらに子どもそのものであるという自らへの問いが、最終的に信念・価値観レベルにあらわれたと言えるのではないだろうか。それは、「チームとしての学校」が目指す組織力に通じる考えと捉えることができ、SSWerが教師の強みを活かしたり、教師がSSWerの専門性を理解し互いに尊重しながら、子どもの課題に取り組むことが出来ていると考えられる。さらに相乗効果が生まれることで地域社会との連携・協働を通して、SSWerや教師が十二分に能力を発揮することが出来ると期待している。

本研究は、配置型、派遣型を経験した4名のSSWerからインタビューを行い、TEAを用いて分析した。配置型で実践してきた経験についてが、4名のSSWerの語りの多くであった。4名の経験年数を考えると、派遣型より配置型の経験年数が長い。必然的に配置型の語りは多くダイナミックであり、一方派遣型の語りは少なくスタティックであった。しかし、配置

形態の双方を経験した4名の語りは貴重であり、その違いから役割、活動形態などを可視化できた。SSWerが子どもを支援するには、仮説で示した配置型がSSWerの業務遂行に有効であると示唆されたが、関連するであろう配置期間や職員雇用形態（嘱託もしくは常勤）について、分析するに至らなかった。

2020年3月までには、全中学校区にSSWerを配置する予算も準備されており、学校を基盤とし環境に働きかけ、関係機関と連携をするSSWerの存在はますます必要とされる。法的整備が整い、SSWerは学校現場で益々その活動が期待されることとなる。本研究の配置形態におけるSSWerの経験をもとにTEAで可視化した内容は、保育所の支援モデルの一助となると考える。

注

- 1) 配置形態は、①単独校配置型：教育委員会(あるいは教育事務所)から特定の学校に配置される。②拠点校配置型：教育委員会(あるいは教育事務所)から特定の学校に配置され、そこを拠点としながら必要に応じて配置校以外の複数の学校も併せて担当する。③派遣型：教育委員会(あるいは教育事務所)に所属しており、必要時に学校へ派遣される。④派遣型+(単独・拠点)配置校型：教育委員会(あるいは教育事務所)が両形態をとってSSW活動を実施する。⑤登録型：教育委員会(あるいは教育事務所等)が福祉系職能団体等の協力を得るなどしてSSWerの登録を行い、教育委員会(あるいは教育事務所)の派遣要請を受けて活動する(山野・梅田・厨子 2014)。
- 2) TEAとは、経路の多様性と複線性を捉える「複線径路・等至性モデリング」(Trajectory Equifinality Modeling :TEM)が中心にあり、対象選定の理論「歴史的構造化ご招待」(Historically Structured Inviting:HSI)と、自己変容・発生を捉えるモデル「発生の3層モデル」(Three Layers Model of Genesis:TLMG)を総称している(サトウ 2012b)。
- 3)配置型とは、前述の②拠点校配置型である。
- 4)派遣型とは、前述の③派遣型である。
- 5)トランスビュー的飽和とは、研究者と参加者が何度かのやり取りを経て双方が納得するTEM図を作れたと考える時が一種の飽和であり、研究の終了を意味しても良いとされている(サトウ 2015a:25-26)。
- 6)歴史的構造化ご招待は、「研究者が興味を持った等至点的なイベントを実際に経験している実在の人をお招きして、その話を聞くという手続き」である(サトウ 2015a:5)。
- 7)TEMは個人の発達や人生径路の多様性・複線性の時間的変容を捉えることに適した方法であり、個々人が生きてきた時間を重視し、ある定常状態に等しくたどり着くポイント(等至点：Equifinality Point:EFPP)があるという考えに基づく(荒川・安田・サトウ 2012)。またその他の概念として、両極化した等至点(Polarized Equifinality Point:P-EFP)、必須通過点(Obligatory Passage Point:OPP)、分岐点(Bifurcation Point:BFP)、社会的方向づけ(Social Direction:SD)、社会的情勢(Social Guidance:SG)がある。Table3-5に概念の意味も合わせて記した。

TEMでは1・4・9の法則という経験則を提唱しており、1人では個人の径路の深みを探ることが出来、4人では「1人の時では見いだすのが難しい『誰もが経験すること』としての必須通過点を見いだすことが容易となり説得力を増すということであったり、現象の多様性を見いだす」ことが出来、9人では径路の類型を把握することができるとされている(サトウ 2012a:7)。

8)発生の3層モデル(Three Layers Model of Genesis:TLMG)とは、人間の内的変容過程を、個別活動レベル(アクティビティの発生 第1層)、記号レベル(サインの発生 第2層)、信念・価値観レベル(ビリーフの発生 第3層)という3層によって理解する理論である(サトウ 2015a:7-8)。

9)SSTとはソーシャルスキルトレーニングの略。人が社会で生きていくうえで必要な技術を習得するための訓練のこと。

2 保育士経験を持つスクールソーシャルワーカーの支援プロセス

－ケアワーク経験がソーシャルワークを豊かにする視点－ (研究3)

研究2で、「配置型」「派遣型」の両方を経験し活動しているSSWerの4名にインタビューを行い、意識の変容、配置形態の違いによる支援プロセスの違いについて、以下3点について発見した。①<学級崩壊や虐待されて暴れる子どもとの出会い>、<SSWerが主導的に活動すること>、<子どもに直接助言しSOSの出し方を教えること>という分岐点を4名が「配置型」勤務の際に経験していること。②<学校や子どもを他機関とつなぐこと>は、配置形態に関係なく経験すること。③「派遣型」では<配置形態のジレンマ>を感じたこと。現場への直接的支援や教師との協働がより可能な「配置型」の重要性を認識することなどが導き出された。SSWerの支援は配置形態により支援の違いがあり、子どもとその環境への直接的支援や学校・地域との協働が重要であることが示唆された。

2.1 問題と目的

研究2で環境に働きかける4名のSSWerのプロセスをとおして、様々な社会資源を活用し問題の解決を図ろうとするSSWerの実践を明らかにした。4名のSSWerの基本資格は、ソーシャルワークの専門資格である社会福祉士であるため、ソーシャルワーク理論が実践に活かされていると考えられる。支援者の所有している資格は、支援者が支援方法を考える拠り所となる基点であり重要である。乳幼児期の要支援子ども・家庭の支援を行う者の資格や資質は、どのようなものが必要となるのだろうか。

SSWerの業務は、学校を基盤としたソーシャルワークであると考えるが、実際に採用されているSSWerの所有する資格は2012年での調査では、教員免許が最も多く、社会福祉士、精神保健福祉士などが続き、資格なしといった職員も存在していた(駒田・山野 2015; 山野 2015:76)。2015年調査によると、①社会福祉士50%、②精神保健福祉士28.2%、③その他社会福祉に関する資格13.4%、④教員免許37.2%、⑤心理に関する資格15.9%、⑥その他SSWerの職務に関する技能の資格5.1%、⑦無資格6.9%となっている(厚生労働省 2018e)。ソーシャルワークの資格者が全体の約8割近くで、教員免許が4割近いことをみると、複数の資格を所有している職員がいることと、SSWerのほとんどがソーシャルワーク資格を有していることがわかる(宮野・潮谷・奥村ほか 2018; 厚生労働省 2018e)。スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領(文部科学省 2017)が、示すような

社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワークに関する資格を有する者の採用が増えてきている。

スクールソーシャルワーカー活用事業(文部科学省 2008b)で、SSWerは「教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者」が望ましいとしている。学校では、子ども虐待をはじめとし、不登校問題、いじめ問題など、様々な問題があるため、問題解決に向かって、教師などの学校内、児童相談所などの学校外との連携する技術も必要となる。社会福祉士について森田(2008)は「社会福祉士受験に必要とされる指定科目の中には、学校教育での福祉サービスを前提とした内容は含まれていない」と述べている。森田に類似する内容として、SSWerに求められる能力を工藤が論じている。工藤(2009)は、「ソーシャルワークだけでなく他領域の専門的技術をベース」に持つことや「他領域における活動方法や実戦上のセオリーについて理解しておく」ことが重要と述べている。ソーシャルワークの専門職資格の所持だけでは、ソーシャルワークの力量はあっても、学校教育の場に対する理解や、教師との関係性等における力量について、十分とは言えないことが議論されている。

一方、子どもの生活支援の専門家である保育士の養成カリキュラムには、保育、教育分野はもちろん、相談援助、子ども家庭支援論、保育の心理学等に関する科目がある。だが相談援助や子ども家庭支援論には、ソーシャルワークの内容が組み込まれているが、限られた内容となっている。なかでも三好(2014)は、保育所等におけるソーシャルワークは、ソーシャルワークの専門知識に加え、乳幼児期の発達過程や保護者に対する育児などの知識が必要であると述べている。ところが現状で保育士はソーシャルワークを学ぶ機会は少ない。すなわち保育士は、前述したように、子どもの生活支援を行うことが中心業務となるため、ソーシャルワークを十分学ぶ環境にはないと考える。

以上、社会福祉士、教員、保育士と資格の特徴について論述してきたが、要支援子ども・家庭の支援を行う際、ソーシャルワークの専門的知識が必要だと理解できる。しかし、単一のソーシャルワークの専門資格だけでは十分でないことが、先行研究より推察される。つまりソーシャルワークの知識に加え、子ども期の教育、福祉に関する知識、さらにその実務経験があることが望ましいのではないだろうか。

本研究の目的は、福祉・教育系の複数の資格を保有しているSSWerの変容プロセスを可視化し、要支援子ども・家庭を支援する者の、資格や経験が支援にどのように影響しているのか探究することである。

2.2 研究方法

ケアワーカー経験(保育士)のあるSSWerが、ソーシャルワーク活動を通してどのような支援プロセスを経験し、意識がどのように変容したのかを検討する。そこで対象者の経験を抽出し、対象者の内的変容に焦点をあてつつ、非可逆的時間とともに生きる人間の経験を総体的に描くことが出来る、複線径路等至性アプローチ(Trajectory Equifinality Approach:TEA)を用いて質的に分析する。

2.2.1 調査対象と方法

西日本にあるY市の教育委員会にてケアワーカー経験のあるSSWerの紹介を願い、協力が得られたSSWer1名にインタビュー調査を行った。研究2の研究協力者D(以下Dとする)である。Dと筆者は、時々研修会や会議等で顔を合わせ、立ち話する関係である。

協力者は、Table4-4のように保育所で保育士として12年間勤務した後、福祉型障がい児入所施設で6年間勤務し、SSWerとして勤務した経験を持つ協力者1名である。その他、基本情報として年代、SSWerとしての勤務年数、資格を確認した。インタビューは、3回実施し面接は全て筆者が行った。

データの収集場所は、Y市の施設の面接室にて個別に面接を実施した。面接実施前に研究目的の説明等、面接録音の許可、プライバシー保護など説明した。なるべく協力者の語りを阻害しないようにしながらも、以下の質問内容に従って半構造化面接を行った。質問項目は、①学校を卒業してからの経歴、②SSWerとして支援してきたプロセス、③保育士の経験がSSWerにどのような影響があるか、などについて会話の流れに応じて質問した。

2.2.2 分析方法

本研究の特徴が現れるために研究2でも採用した、語りの内容が非可逆的時間に沿って描ける分析方法であるTEA (サトウ 2012b)を採用した。

TEMによる分析手順は、以下の通りである。まず①インタビューで得られた語りを意味のあるまとまりごとに切片化した後、ラベル化しそれを分析単位とした。②それぞれの語りから必須通過点、分岐点を設定した。③語りから等至点を<学校地域に配置されるSSWer>とし、これは、研究が進行するにつれて変更もありうるとした。両極化した等至点(polarized Equifinality Point:P-EFP)を<学校地域にSSWerがない>とし、「両極化した等至点的飽和」を確認した。Fig.4-3がDのTEM図である。

次にTLMGを用いて、SSWerが活動していく中での意識の変容を可視化した。TLMGによる分析は、TEM図で設定された分岐点を元に個別活動レベル、記号レベルにわけ価値観を

図式化した。TEM図、TLMG図について再度面接の中でDと修正を行い、トランスビュー的飽和を確認した。Fig.4-4がDのTLMG図である。

Table4-4 協力者Dの概要 2018年7月現在

年齢・性別	40代・女性
職歴	保育所保育士 12年勤務 障がい児入所施設 6年勤務 障がい者支援施設 1年勤務 SSWer 10年勤務（内配置型9年、派遣型1年）
資格	保育士 幼稚園2種 ケアマネージャー 社会福祉士
インタビュー日 時間	1回目 2017年 6月30日 75分 2回目 2017年11月22日 40分 3回目 2018年 7月24日 30分

2.3 結果と考察

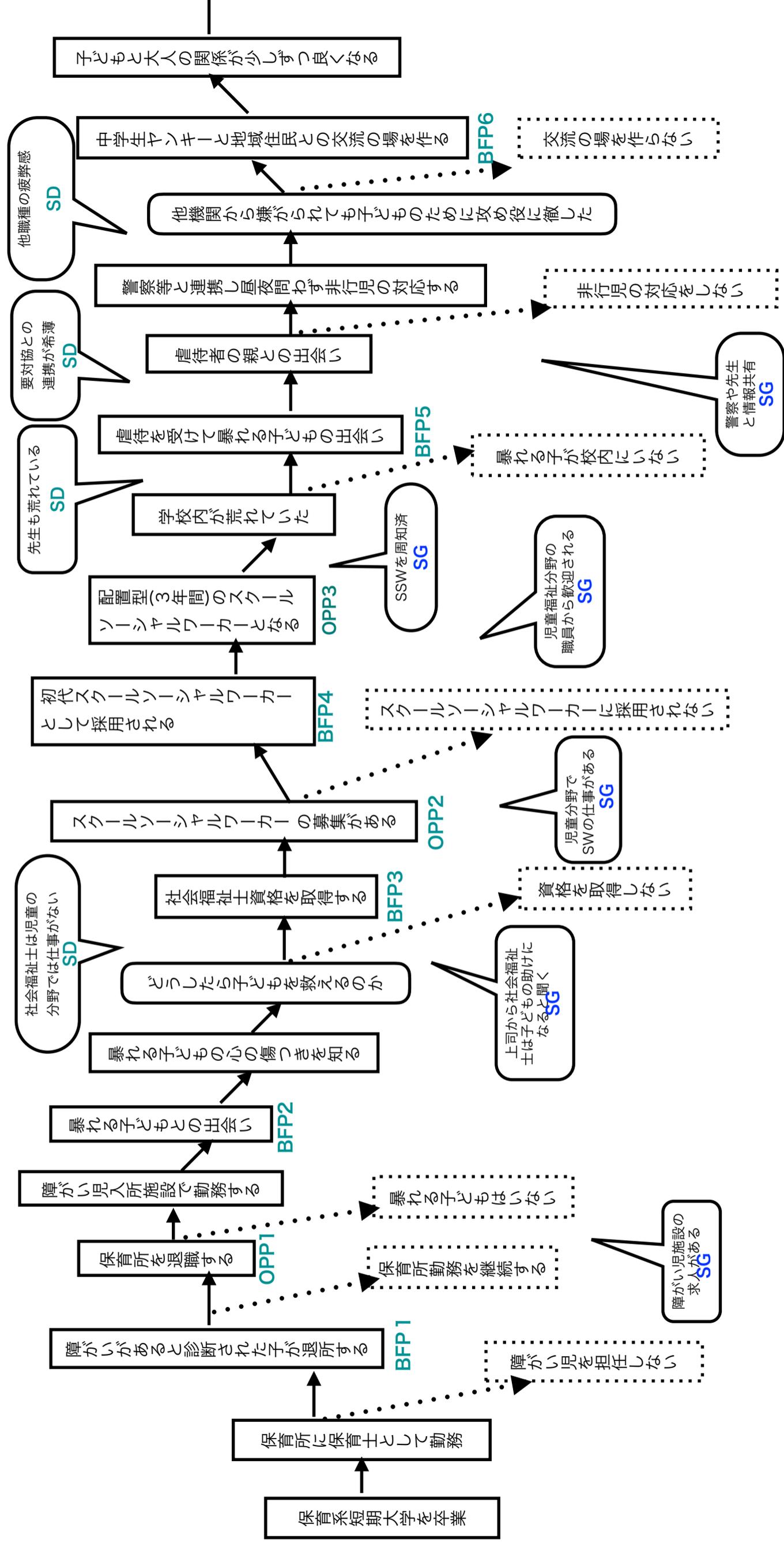
まず、＜学校地域に配置されるSSWer＞という等至点に至るまでの径路を、必須通過点(Dの活動の変容が明確と思われる経験)を区切りとして、DのTEM図の全体像を第I～VI期に分類した(Fig.4-3)。社会的方向づけと社会的助勢から、子どもへの支援に対する社会的要因を分析し、分岐点、社会的方向づけ、社会的助勢についての概念をTable4-5にまとめた。

当初、等至点(EFP)について＜学校地域に配置されるSSWer＞と設定していたが、実際に協力者にインタビューを行い、DとTEM図を見せながら描きなおしていく中で＜安心して過ごせる子どもの居場所を作る＞と変わっていったため、2nd EFPとして新たに設定し、両極化した等至点(P-2nd EFP)＜子どもの居場所を作らない＞を加えた。

分岐点にあたる内容を中心に、TEM図とインタビュー内容から、DのSSWerの内的変容をTLMG図で示し、その図をDに見せながら＜これから起こりうる活動＞を設定し、TLMG図を完成させた(Fig.4-4)。

Table4-5 TEA分析の概念

概念	事象
等至点：EFP	学校地域に配置されるソーシャルワーカー
両極化した等至点：P-EFP	学校地域にソーシャルワーカーがいない
分岐点：BFP (等至点に対する径路の分かれ道が発生するところ)	<ol style="list-style-type: none"> 1.障がいがあると診断された子が退所する 2.暴れる子どもとの出会い 3.社会福祉士資格を取得する 4.初代SSWerとして採用される 5.虐待を受けて暴れる子どもとの出会い 6.中学生ヤンキーと地域住民との交流の場を作る 7.慢性化したネグレクトの子ども達の問題 8.子ども食堂を始める 9.幼稚園から派遣依頼がある
必須通過点：OPP (多くの人に共通して生じる経験や状態)	<ol style="list-style-type: none"> 1.保育所を退職する 2.SSWerの募集がある 3.配置型(3年間)のSSWerとなる 4.移動になり別の学校に配置される 5.配置型の配属となる
社会的方向づけ：SD (等至点 (EFP)に至るありようを阻害する力として描き出される)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士は児童の分野では仕事がない ・先生も荒れている ・要対協との連携が希薄 ・他職種の疲弊感 ・保育所がネグレクト親子を支え抱え込む ・地域の大人と子どもが仲が悪い ・地域が分裂 ・ボランティアの苦悩 ・直接支援ができない ・幼稚園での保護者との関係性の悩み
社会的助勢：SG (等至点 (EFP)へ向かうありようを促進したり助けたりする力を意味する概念)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児施設の求人がある ・上司から社会福祉士は子どもの助けになると聞く ・児童分野でSWの仕事があることを知る ・児童福祉分野の職員から歓迎される ・警察や先生と情報共有 ・社協や自治会長との出会い ・教育委員会が理解する ・地域老人の孤立化問題 ・様々な人の協力 ・SSWerを幼稚園も信頼する ・地元企業の協力

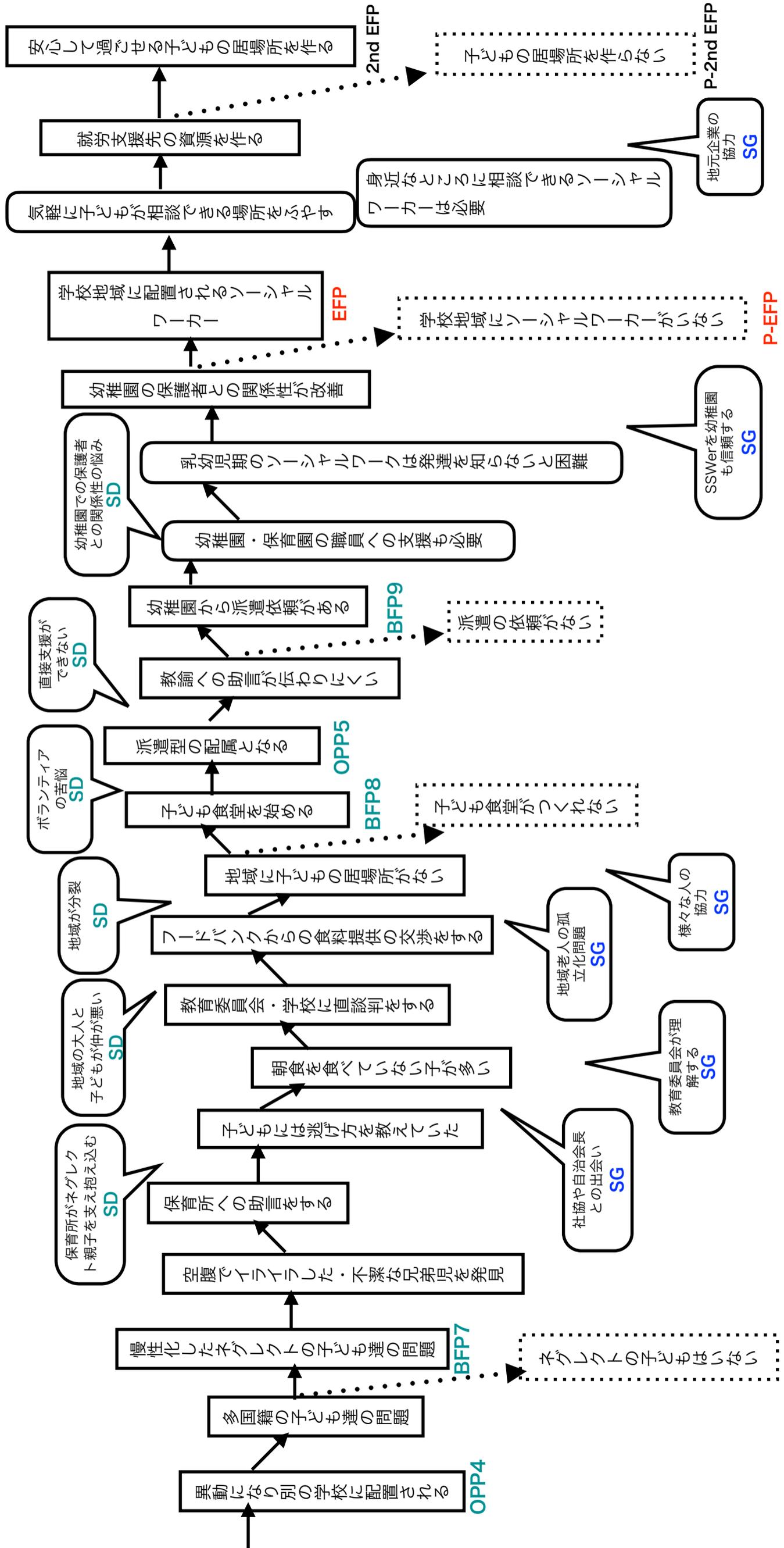


第Ⅰ期：ケアワーカー時代(保育所) → 第Ⅱ期：ケアワーカー時代(施設職員) → 第Ⅲ期：ケアワーカーからソーシャルワーカーへの過渡期 → 第Ⅳ期：ソーシャルワーカー時代 (SSWer配置型)

非可逆的時間

行為、経験
 選択されなかったが有り得た行動、経験
 〇 心境
 BFP 分岐点 EFP 等至点 OPP 必須通過点 SD 社会的方向づけ SG 社会的ガイド

Fig.4-3 ケアワーカーからソーシャルワーカーとして実践するプロセス TEM図 1/2



第V期：ソーシャルワーカー時代(2度目の配置型SSWer) ← 第VI期：ソーシャルワーカー時代(派遣型SSWer)

非可逆的時間

→ 語りから得られた経路 語りからは得られなかったが、理論的に存在すると考えられた経路

Fig.4-3 ケアワーカーからソーシャルワーカーとして実践するプロセス TEM図2/2

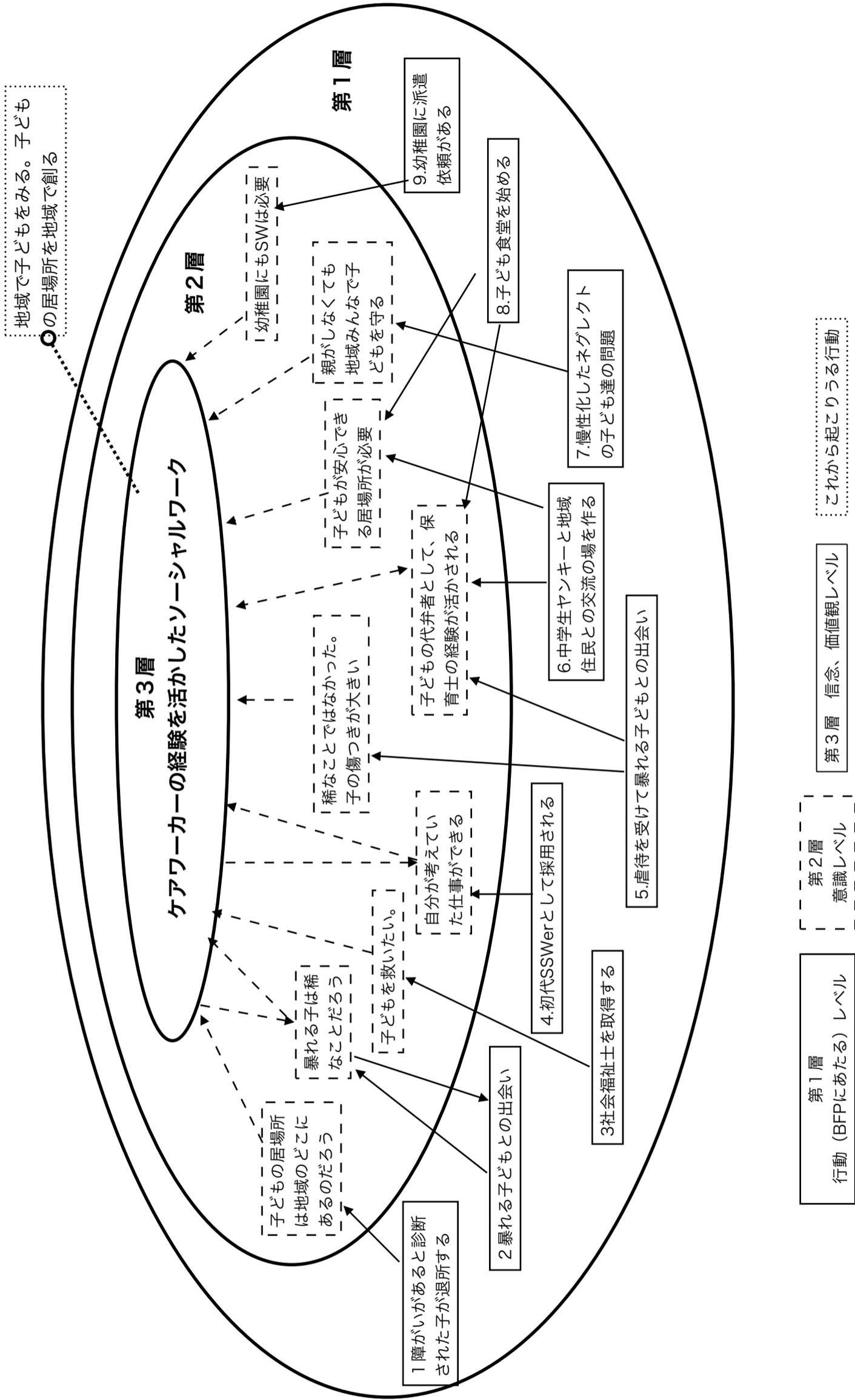


Fig.4-4 TLMGで可視化した協力者Dの保育士経験からSSWerの活動に至る意識の変容

2.3.1 TEM図の分析 -支援プロセスの変容-

<第Ⅰ期：ケアワーカー時代(保育所)>(保育系短期大学を卒業～OPP1)

短期大学を卒業後、保育所保育士としてクラス担任をする。子どもの中には、発達上、言葉や表情で伝えることが難しい子もいた。Dは、そのような子どもたちの思いを押し量って、つなぎ役として他者に思いを伝えてきた。Dは、言葉にならない子どもの思いや要求を、汲み取ることが自然にできるようになった。また、子どもたちのトラブルや事故は、大人側が環境を整えることで、未然に防げることもわかってきたと語った。

数年が過ぎ、Dが担任していた子どもの中に、発達が遅れている子がいた。園長がDに、その保護者に対し、専門家に子どもを受診させるように伝えることと言い、Dは保護者と面談をした。保護者は受診を了承し、結果障がいがあると診断される。その当時、Dの保育所では障がい児を受け入れていなかった(障がい児保育は未実施の園)ため、園長がDに対し、来年の保育所申し込みについて、当園では受け入れられない旨を保護者に伝えるよう言われる。Dは園長、保護者同席のもと、来年の入園が難しいことについて保護者と話をする。保護者が泣きながら「(当)保育所は無理ですよ」と話す姿に、その場で思わず担任として「受け入れられますよね？」と園長に尋ねた。園長がしぶしぶ了承したため、継続してその保育所に通えることが出来た。しかし、今回のように継続になった子どもは稀で、本来は退園となるが多かったと語る(BFP1)。Dは思わず「障がいを持っている子どもは、退所となった後、どこに行くのだろうか？」と園長に尋ねるが、園長からは「障がい児保育を行っている保育所か施設しかない」と言われる。Dは地域の保育所に希望すれば、当たり前に通えると考えていたが、当たり前だと思っていることが出来ない親子がいることに疑問を持った。障がいのある子は、地域で育つことが出来ないんだと言うことを身をもって感じた。

<第Ⅱ期：ケアワーカー時代(施設職員)>(OPP1～OPP2)

保育所を退職し、保育所の頃、障がいがあると診断された子どもが行くであろう知的障がい児施設の求人を見つけ再就職する(SG)。入所している子どもの中には、複雑な家庭環境の子どもや、虐待されていた子どもなど様々いたと語る。子どもたちのほとんどが、思っていた以上に、傷ついていたことにも驚いたと語る。

そんな子どもの中には、なぜ自分が施設にいるのか理解していない子もいて、子どもから「どうしてここにいるの？家で親と一緒に過ごしたい」と言った話を聞く。Dは、虐待されても子どもは「親と一緒に暮らしたい」、という思いがあるということに気づかされたと語る。子どもは傷ついた思いを、物を破壊したり、暴力で表現することが多く(BFP2)、「こ

んなに傷つく前に、誰か助けてあげられなかったのだろうか？」と疑問を持ったと語る。それを上司に相談すると、虐待を受けた子どもを助けることができる仕事は、ソーシャルワーカーだと思ふ(SG)と言われる。しかし、その当時、児童分野では児童相談所の職員くらいしか仕事がないことを知らされる(SD)。Dはいつか役に立つ可能性があると思ひ、社会福祉士の国家試験を受験し、資格を取得する(BFP3)。

<第Ⅲ期：ケアワーカーからソーシャルワーカーへの過渡期>(OPP2～OPP3)

X市で初のSSWerの非常勤職員の募集があり、児童相談所以外の児童分野でのソーシャルワークの仕事を見つける(SG)。同僚から、SSWerはDがやりたいことに近いのではないかとわれ、応募し採用される(BFP4)。児童相談所等の職員はSSWerの誕生を心待ちにしており、かなり歓迎された(SG)。児童相談所の職員から、「一緒に子どもを守っていこう」と言われたと語る。SSWerとして配属されるまで、SSWerの業務とはあまり関係のない、X市の仕組みについて2カ月間研修を受けた。すぐにSSWerの仕事ができると思っていたので、かなり苦痛であったと語る。配属となったのは、教育委員会を拠点とするのではなく、中学校校区を拠点とする配置型で同校区に3年間配置された。

<第Ⅳ期：ソーシャルワーカー時代(SSWer配置型)>(OPP3～OPP4)

2カ月の研修後、Dは拠点校にSSWerとして配置される。拠点校の中学校、小学校では、事前に教員が独自でSSWerの勉強会を行っており、通信などで地域や関係機関にもSSWerについて周知されていた(SG)。配置された学校は、びっくりするほど子どもたちが荒れており(SD)、子どもや保護者の対応に明け暮れ、毎日何らかの事件があっていたと語る。ここでも、障がい児施設で出会った子どもと同じように、親から虐待された子どもの多くが、学校で暴力的になっていたと語る(BFP5)。Dが考える虐待を受けた子どもは、暗く落ち込んで、自分で話すことが出来ず、おどおどしているイメージであったと語る。それとは真逆な子どもの状態に驚き、こんなにも傷つきがひどかったのかと語り、それを今まで誰も受け止めて来なかった大人側の問題もあると語った。その頃は、要保護児童対策地域協議会が設置されたばかりで、SSWerを含む学校と役所との連携は希薄であった。何かあればDは、直接児童相談所に相談することになっていた(SD)。

Dは子どもを虐待する親と面接をした時に、親の子どもに対する考えや感情に驚くことが多かったと語る。親がどうにも子を受け入れられず、Dは親から、子に対する衝撃的で否定的な言葉を聞く。驚くというよりDは「こんな仕事なんだ」と、ある種の諦めに似た思いを持ったという。

学校では、子どもが起こす事件が多かったことから、教師や警察とも常に情報を共有し、Dも常に問題を抱えている子どもと関わっていた(SG)。Dは、学校だけでは対応できない子どもの家庭に問題がある時、児童相談所などの他機関に相談することがあった。児童相談所職員は疲弊している状態にあり、Dが職員に相談をしようと声をかけようにもかけづらく、相談してもすぐには動いてもらえないこともあった(SD)。しかし、Dはこのままでは子ども達の安全を守ることが出来ないと考え、関係機関から疎まれたり、嫌われても何度も必死に、関係機関に情報を入れていたと語る。

ある時、中学生ヤンキーが集まっていることで、地域から学校に苦情がくることがあった。地域の大人と中学生ヤンキーは対立していた。中学生ヤンキーの言い分では、ただ集まっただけとのことだった。しかし中学生ヤンキーは、それだけで大人が苦情を言うてくることに理不尽な思いを持ち、いつ爆発してもおかしくない状況があった。Dはこのままでは、中学生ヤンキーにとっても地域の大人にとっても、良い方向に行かないと思い、様々思案したと語る。地域の祭りがあった時、まずDが中学生ヤンキーに、祭りの片付けの手伝いに誘うと、文句を言いながらも積極的に手伝っていた。地域の大人たちは、中学校ヤンキーに対して、「意外といいところもあるんだ」と話していた。Dのちょっとした声かけから、地域の人に中学生ヤンキーの良いところに気づかせることに成功し、地域の大人と中学生ヤンキーの交流が始まった(BFP6)。地域の大人と子どもとの関係が少しずつ良くなっていったと語られた。

<第V期：ソーシャルワーカー時代(2度目の配置型SSWer)>(OPP4~OPP5)

DはSSWerの3年の配置の満期が来て、別の中学校区に配置される(OPP4)。Dは、その学校には、多国籍の子どもや親がいて、日本語が通じなかったり、文化の違いで生活に困難を抱えている家庭が多かったと語る。当初、小学校に入学して来た子どもが、ずっと不潔な服装であったり、食事を用意されておらず、お腹をすかせた子どもがいて、ネグレクトを疑うような状態があった(BFP7)。その子は以前保育所に所属していたため、Dが主任保育士に保育所での様子を尋ねた。主任保育士の話で、保育所にいた時から親が何もしないため、毎回保育所でお風呂に入れたり、食事を提供したりしていたことがわかった(SD)。そのことは児童相談所には相談や通告はしておらず、関係機関および小学校も知らなかったため、他機関には繋がることはなかった。保育所に来ている間は、子に対する支援を保育所が行えるため、問題はないかもしれないが、来ない時または兄弟児が小学生に在籍しているなど

あった場合、連携が必要になることを、Dは保育所に伝えたと言語。Dは保育所を労いつつも反省を促し、関係機関との連携の必要性を再度訴えたと語った。

Dの配属された学校の子どもは、イライラして集中が続かない子が多かった。この問題について、Dは社会福祉協議会の地域担当コミュニティソーシャルワーカーと、地域の人々と協議した。結果、朝食を食べてないことが要因ではないかと考え、家で食べる習慣がないなら、学校で朝食を提供できないかと思案したとDは語る。とにかくDはできる事はしたいと思ったが、地域では大人（特に老人）と子どもが仲が悪い状態があった(SD)。Dは社会福祉協議会や自治会長に朝食提供の話を持ちかけ(SG)、同じように教育委員会や学校に、何度も必要性を提言したと語る。教育委員会が理解を示し(SG)、Dが食料の提供先として開拓したフードバンクの支援を受け、学校で朝食の提供が出来きるようになった。その後、子どものイライラが少し減る。

さらにDは、コミュニティソーシャルワーカーと子どもの居場所が地域にないことについて、何か良い方法がないか話し合う。コミュニティソーシャルワーカーが危惧していた、地域の老人が孤立化している問題(SG)と、Dが提案している子どもの居場所づくりと関連づけて、つなぐことが出来ないかと協議し、子ども食堂の構想を練ったと語る。地域からは様々な反対意見があり(SD)、Dらは子どもと老人の居場所を作るのは無理かと思っていた。しかし企業から、子ども食堂に協力したいと話があり(SG)、作ることができた(BFP8)。Dらは、こども食堂でおにぎりを用意すると、参加する子どもの数は少ないが、多くのおにぎりはあつという間になくなっていることに疑問を持った。Dが子どもたちに尋ねると、子どもたちは、この場にいない自分の兄弟や友だちのために、おにぎりを持って帰っていることがわかった。Dは子ども食堂を通して、こんなに子どもたちが食に困っていたのかと、改めて考えさせられたと語った。

こども食堂では、ボランティア学生が子どもたちに学習支援をしたり(SG)、子ども食堂に携わる人のおかげで、Dは社会資源をうみだしていくことが出来たと語る。しかし、子ども達のあまりの暴言に、ボランティア学生がどう対応していいか悩んだりすることもあった(SD)。Dは子どもは暴言を吐いても、それが本心だったりするわけではなく、関わってほしい時にでる言葉であつたりすることなど、子どもの気持ちを代弁し、それをボランティア学生に丁寧に伝えていたと語る。

<第VI期：ソーシャルワーカー時代(派遣型SSWer)>(OPP5～2nd EFP)

Dは3年の任期が過ぎ、派遣型として勤務することになった(OPP5)。派遣型では、Dは教師等に助言する事が多く、直接子どもや保護者に支援する事ができなかつたと語る(SD)。幼稚園から、精神疾患を抱えた保護者がおり、対応の助言が欲しいとのことで、Dに対して派遣依頼がある(BFP9)。幼稚園では保護者との関係性を気にして、密に話せなかつたり(SD)、保護者に子どものことを聞きたいが聞くことが出来ず、幼稚園が困難ケースへの対応に苦慮している事がわかつたと語る。Dの保護者への見立てや対応に関する助言を聞き、幼稚園は安心することが出来(SG)、保護者への心構えができた。Dは、幼稚園・保育所など乳幼児のいる機関でも、ソーシャルワークを必要としていると言い、地域の身近なところにソーシャルワーカーはいて(EFP)、相談を誰もが受ける事ができるようにすべきだと語る。

Dが配置型で勤務していた時、子ども食堂を作った関係から、地元企業とも関係を継続して持つことが出来ていた。Dに地元企業から、いつも同じようなパンや食事では、バランスも悪かつたりするだろうと話があつた。企業が積極的にパンの種類を多くしたり、食材を増やしてくれた。また企業からの提案で、Dは、中学卒で高校に行かない子や、高校中退の子について、自分の企業で子どもの就労支援をしてもいいと声をかけてもらう。Dは人とのつながりや連携の重要性を感じながら、子どもにとって、美味しいご飯がお腹いっぱい食べられ、安心して過ごせる地域の居場所づくりを、今後も考えて行きたいと語る(2nd BFP)。

2.3.2 協力者Dの意識の変容について -TLMG図の分析-

Fig.4-4は、Dの保育士の経験とSSWerとしての実践の関係について、時期区分と意識の変容をTLMGで可視化し分析した図である。行動レベルの第1層には、各時期に経験したBFPに代表される出来事を示している。意識レベルの第2層は、第1層のBFPの出来事から発生した気づきである。信念、価値観レベルの第3層は、各時期の気づきが集積し、Dの価値観や、SSWerとしてこうありたいと思う信念を表している。

第1層には、分岐点となつた9つの経験をおいた。第2層には、行動に関する意識を抽出し、第3層には、SSWerとしてこうありたいと思う信念を記述した。

第1層のBFP1<障がいがあると診断された子が退所する>で、第2層では、地域の保育所に行けなくなつた「子どもの居場所は地域のどこにあるのだろう」という意識が生じ、第1層のBFP2の障がい児施設に入所している<暴れる子どもとの出会い>で、第2層では、傷ついて「暴れる子どもは稀なことだろう」という意識が生じた。ケアワーカー時代から、傷ついたり子どもを救いたいという思いが強かつたからだと考えられる。

第1層のBFP3<社会福祉士を取得する>で、第2層では、「子どもを救いたい」という意識が生じ、第1層のBFP4<初代SSWerとして採用される>で、第2層では、「自分が考えていた仕事ができる」という意識が生じた。それは、傷ついた子どもを救いたい、これ以上傷つけさせたくないという意識が、ケアワーカーからソーシャルワークへとシフトする方向性を決めたと考えられる。

第1層のBFP5<(学校現場で)虐待を受けて暴れる子どもとの出会い>で、第2層では、傷つきは「稀なことではなかった。(想像以上に)子どもの傷つきが大きい」と「子どもの代弁者として、保育士の経験が活かされる」という意識が生じ、第1層のBFP6<中学生ヤンキーと地域住民との交流の場を作る>とBFP8<子ども食堂を始める>で、第2層では、「子どもの代弁者として、保育士の経験が活かされる」と「子どもが安心できる居場所が必要」という意識が生じた。

第1層のBFP7<慢性化したネグレクトの子どもたちの問題>で、第2層では、「親がしなくても地域みんなで子どもを守る」という意識が生じ、第1層のBFP9<幼稚園に派遣依頼がある>で、第2層では「幼稚園にもSW(ソーシャルワーク)は必要」という意識が生じた。Dの根底には、ケアワーカー時代の障がいを持った子どもへの思いがずっと生き続け、子どもを救うためのソーシャルワークに継続されていると考えられる。子どもを救うのは、何も保護者だけでなく、Dは地域みんなで救える活動を模索している。子どもが自分の慣れ親しんだ場所で、お気に入りの物や友人、地域の大人などに囲まれ、安心安全な生活ができるように、Dはソーシャルアクションを今後も起こしていくであろう。TLMGから、Dがケアワーカーとして経験したことが、SSWerの実践としてのソーシャルワークに影響を与えていることが示唆された。

2.4 総合考察

本研究では、以下の2点について考察する。

第1は、保育士としてのケアワーカーからSSWerのソーシャルワーク実践の関連と変容プロセスおよび意識の変容について、第2は保育所におけるソーシャルワークの担い手について考察する。

2.4.1 ケアワーカーからSSWerの実践プロセスと意識の変容

常に意識レベルでみられたのはいつも子どもを感じ、行動レベルでは子どもを救うために支援を組み立てていることであった。その基礎となったのが、SSWerになる以前のDが担

任した障がい児とその保護者の居場所が、地域の保育所になかったことであった。それぞれの分岐点(BFP)について分析すると、子どもの安心安全が保証され、地域で生活できるための知恵や工夫、協働、さらにソーシャルアクションを起こすことが示されていた。

Dが保育所に勤務していた頃、沢山の子どもおよび家庭との関わりを経験したことで、SSWerとして活動する際、子どもの発達を理解し、子どもの気持ちを代弁する事が自然にできていたのではと示唆される。保護者への支援も、同じ子育て（保育）実践者としての目線で助言したり、傾聴し共感することができたと考えられる。山下(2013)は、SSWerは「直接子どもたちの声に耳を傾け、彼らが何を悩み、そして何を求めているのかを把握し、それを教育現場に代弁」することで、SSWerと教師が共に子どもにとって良い方向になるよう模索することにより、「教師たちができない業務を補完することが可能」と述べている。Dはそれを実践していたと考えられる。

清水(2016)は、学校では問題行動で表現する子どもたちに責任を問い、厳しく指導することがあったと指摘、結果問題行動は改善されなかった。その裏には子どもの「声にならない声」があったと述べている。子どもの声にならない思いに近づくことは、「個人の力を発揮できるよう環境を調整」することであると考えられる。そのような子どもに寄り添うSSWerの存在は必要である。

Dが関わった中学生ヤンキーと地域の大人との関係調整は、保育士が子どもと子どもをつなぐ時、それぞれの子どもの特性を把握し、その子にあった良さを引き出すための環境への働きかけを行うことと類似している。また、親子の関係性に対しても、親の良さ、子どもの良さを環境に働きかけながら、親子に印象付けさせる。そうすることで、それぞれの良さを再確認させる。保育士が両者(子どもと職員、子どもと親、子どもと地域等)のパイプ役をすることで、それぞれの印象が随分違って感じることもあり得る。そんな環境への働きかけが、支援者としてのDの経験値から生まれたものであると考えられる。

2.4.2 保育所におけるソーシャルワークの担い手

Fig.4-3の第VI期BFP9<幼稚園に派遣依頼がある>の経験から、幼稚園でもかなり対応に苦慮している保護者や子どもがいることが伺えた。保育所に関しても、校区配置型でSSWerだった時、第V期<保育所への助言>で、かなり困難なケースの家庭を長期に渡って支えるといった経験が語られていた。保育所は、子どもの支援に力を入れていたが、親支援に関してはどうだったかと言う疑問は残る。保育所は、子どもの身の回りのこと(お風呂に

入れる、着替えを洗濯する等)や、朝食の提供など、できる限りの支援を行っていた。どの保育所でも、日常的にそのような支援を継続して行うことは、できることではないだろう。

その保育所を利用している間はなんとか支援ができていても、子どもたちが卒園した後や、転居に伴う転園した場合(もしくは退園)など、同様の支援が継続される可能性は低い。保育士は保育所で子どもに対して、様々な支援を行っていたが、内だけで解決しようとしており、外に向けた関係機関との連携や環境調整等まで及んでいなかった。どちらかというところ、保育所内では、虐待という感覚で子どもと家庭を捉えていなかった。それは、いつも身近に保護者と接する余り、気づきにくく、気づいていても言い出せなかったのではないだろうか。また、身体に傷あざのないネグレクトを、それほどひどい虐待と考えていなかった可能性もある。保護者が怠慢なだけ、お風呂に入れていない、着替えをさせていないだけと考えていたのかもしれない。保育所が、外部に相談を求めたり、多機関との連携を行う視点や気づきがあれば、所内で抱え込むことはなかったと考えられる。SSWerのような、専任の職員が保育所にいて、常に他機関と連携していれば、上記のようなケースは、すぐに連携ケースとして取り扱ってきたのではないだろうか。

子どもの育ちを長期的目線で考えれば、親を含めた家庭支援について、家庭の持つ強みと弱みを調査し、家庭機能を高めるような支援調整や、他機関との連携を図る事など、ソーシャルワーク力を活かした支援が必要である。関係機関との連携や他の社会資源などの活用をすることによって、複数の違った角度からの見立てや、アプローチ、また役割分担など、適切なアセスメントもできたと考えられる。今後の保育所でのソーシャルワークを考える上で、SSWerのDが校区内の保育所に助言したケースは、一助となるであろう。だが、SSWerは他機関との連携の際や、学校に在籍している児童の兄弟児が保育所等にいる場合等は、積極的な関わりを保育所等とも行うだろう。しかし、保育所単独の「気になる子」、気になる家庭については、やはり保育所が支援する必要があるだろう。

牛島(2018)は、「子どもへの保育という“ケアワーク”に加え、その保育士の専門性を生かした“ソーシャルワーク”的機能を発揮するという役割」を保育士は有することになったと述べている。日々の保育の中で、子どもや保護者の様子にアンテナをはり、クラス担任の保育士に、助言や気づきを与える職員が必要である。その職員は、同僚のクラス担任をしている保育士では気づかなかつたり、業務に忙殺され、気づいても話さないままに終わってしまうことも考えられる。一歩引いた目線で見ってくれる専任の職員が、保育所にも必要であ

る。専任の職員が、親子の変化に気づき、職員と共に検討する環境調整を行うことで、子ども虐待の予防や防止ができると考える。

3 小括

本章では、2つの研究を質的なデータを基に分析した。

研究2では、SSWerの語りから、派遣型と配置型の双方を経験した支援プロセス及び、プロセスにおける意識の変容を分析した。SSWerは配置型で支援する方が、子どもの様子も把握しやすく、日々学校にいてことで学校内の教師等の連携や環境への働きかけも有意に行っていることが明らかとなった。SSWerの支援は配置形態により支援の違いがあり、子どもとその環境への直接的支援や学校・地域との協働が重要であることが示唆された。

研究3では、研究2の対象者1名の語りを分析した。保育士としてのケアワーカーの経験を経て、SSWerとしてソーシャルワークを行っているプロセス及び、意識の変容を探求した。結果、ケアワーカーとしての経験が、SSWerとしてのソーシャルワークに影響があることが示唆された。問題を抱えている子どもを救いたい思いが、子どもの居場所を地域に作るというソーシャルアクションへと関係していることが明らかとなった。

研究2、3の結果より、SSWerとして効果的に支援ができる配置形態は、配置型と示唆され、SSWer自身が経験したケアワークが、ソーシャルワークに与える影響があることを示唆した。保育所等における要支援子ども・家庭への支援システムを考える上で、前述のSSWerにおける配置形態や力量のある望ましい人材についての研究結果は、一つのモデルになると考える。

研究1で、保育所にも配置型のSSWerのような、直接支援する専任の保育士が存在する行政機関が明らかとなった。専任の保育士が、保育所で要支援子ども・家庭をどのように支援しているのか、次章の研究に委ねる。

第5章 保育所におけるソーシャルワーク的支援の可能性

-要支援子ども家庭を支援する保育士の変容プロセス- (研究4)

研究3では、ケアワーク経験があり社会福祉士資格を所有するSSWerの語りから、9つの分岐点が発見された。ケアワーカー時代は①<障がいがあると診断された子が退所する>、②<暴れる子どもとの出会い>、③<社会福祉士資格を取得する>が発見され、SSWerとなってから、④<初代SSWerとして採用される>、⑤<虐待を受けて暴れる子どもとの出会い>、⑥<中学生ヤンキーと地域住民との交流の場を作る>、⑦<慢性化したネグレクトの子どもたちの問題>、⑧<子ども食堂を始める>、⑨<幼稚園から派遣依頼がある>が導き出された。TLMGから、常にケアワーカー時代の経験をもとに、ソーシャルワークの視点を持って、子どもの権利保障としての支援やソーシャルアクションを起こしていたことが発見された。「環境を通して行う教育」である「保育」を実践した経験が、要支援子ども・家庭に対して行う、ソーシャルワーク実践と関連していることが示唆された。

1 問題と目的

研究1で行政、研究2、3ではSSWerにインタビュー調査を行い、支援の状況や配置形態や資質等について質的データをもとに検討した。保育所等では、SSWerのようなソーシャルワークをする者は法的には存在しない。実際保育所等で行う、要支援子ども・家庭に対する支援は各保育所等で異なっているであろうし、クラス担任に全て任せている可能性もある。研究1で調査した自治体の中で、W市は公立保育所で要支援子ども家庭に対して支援を行う、専任の保育士を配置しているとの語りがあり、先進的に取り組んでいる様子が見出された。W市は、一定の条件を満たすと予算がつき加配保育士を配置することができる「家庭支援推進保育事業」¹⁾を利用し、クラス担任や主任保育士とは区別される、ハイリスクアプローチの担い手としての「家庭支援担当保育士」²⁾という名称の職員を配置している。家庭支援推進保育事業は、「部落差別の結果として不安定な就労状況におかれてきた被差別部落の親の仕事保障と、生存すら場合によっては脅かされたその乳幼児の生命を守ることはもとより、成長・発達の保障を求め」(曾和 2006)た、同和保育を推進する事業の流れを汲む。つまり人権問題や貧困問題を是正、解消する目的で行われた背景のある「家庭支援推進保育事業」を活用することによって、配慮が必要な子どもと保護者、その家庭を支援して

いくことができるのではないか、また、主任保育士に業務が集中する現状も緩和できるのではないかと考えられる。

子ども期の切れ目のない支援を考える上で、保育所は学校、母子保健の間に位置している。保育所と学校は、保育所保育指針第2章の4(2)に示されているように就学前の子どもを保育しているため、連携するのは必然である。しかし、母子保健と保育所の連携は、「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会(厚生労働省 2014b)によると、「切れ目のない母子の健康支援を行うためには、地域の母子保健と、学校保健や産業保健との連携が必要不可欠である」とあり、保育所との連携については直接的には触れられていないが、「乳幼児健康診査等で把握した子どもの健康に関する情報が、就学前後で途切れることなく学童・生徒の健康支援においても活用されることが重要」とあり、暗に連携の重要性が述べられていると考える。実際どのように連携について、両者が考えているかはあまり明らかになっていない部分も多い。

保育所が内部でどのような役割分担をして家庭支援の業務を行っているか、ケアワークで培った理念を基礎としたソーシャルワーク的支援のプロセス、およびそれを担う保育士の意識変容がどう現れているのかについての研究は十分ではない。その体験した径路から、他機関との連携、その中の母子保健との関係性についても探求することで、今後の保育現場における家庭支援の一つのモデルになり得、また母子保健、公立・民間保育所の連携について、測定尺度を開発するための検討もできると考える。

ソーシャルワークを担う経験豊かな保育士が、要支援子ども・家庭を支援する際のソーシャルワーク的視点に着目して、以下の3点について明らかにすることを目的とする。

保育所内で第1に保育士の家庭支援におけるプロセスと意識の変容を明らかにし、第2に保育所におけるソーシャルワークの担い手について考察する。最後に、量的データから研究5につながる連携における質問項目の抽出を行った上で、保育所に求められるソーシャルワーク的な家庭支援についての検討を行う。

なお、「ソーシャルワーク的」と述べている所以は、学術的にも保育ソーシャルワークの見解が統一されていないこと、本論の中心が他機関との連携であり、ソーシャルワークの一側面にすぎないことから使用している。

2 研究方法

保育所保育士が、専任として家庭を支援するプロセスおよび、保育士の意識の変容を検討する必要がある。そこで、専任として家庭支援を行う保育士(以下、家庭支援担当保育士とする)が「保育所に家庭支援担当保育士は必要」と考えるに至った経路を分析するため、対象者の経験を抽出し、人の意識変容と維持の有り様に焦点をあてつつ、非可逆的時間とともに生きる人間の経験を総体的に描くことが出来る、複線径路等至性アプローチ(TEA)を用いて質的に分析する。

2.1 調査対象と方法

指定都市であるW市の公立保育所に配置されている、家庭支援担当保育士を調査の対象とした。W市は平成28年度時点で、市内に19カ所の公立保育所がある。市内の6地区に、各地区の拠点となる公立保育所に1名の主任保育士レベルの家庭支援担当保育士を配置し、市内全体で6名の家庭支援担当保育士が活動している。家庭支援担当保育士は、クラス担任保育士としてのキャリアを持った経験豊富な保育士で、家庭支援のみを行う専任の保育士である。W市の公立保育所を所管する課に調査協力をお願いし、調査の協力を得られた家庭支援担当保育士4名に、個別に面接調査を依頼した。調査協力者の概要をTable5-1に示す。その他、基本情報として保育士としての勤務年数、家庭支援担当となつての経験年数を確認した。調査期間は2017年1月から12月までである。インタビューは、第1回目は2017年7月10日、第2回目は2017年8月17日に2回実施した。各インタビュー時間は概ね60分程度であり、面接は4名とも筆者が行なった。その後は2017年12月に2回の電子メールのやりとりを行った。

Table5-1 本研究における協力者 (2017年8月時点) (鶴田 2019c)

協力者	性別	保育年数	内家庭支援担当年数
E	女	27年5ヶ月	3年5ヶ月
F	女	26年5ヶ月	4年5ヶ月
G	女	25年5ヶ月	5年
H	女	25年5ヶ月	4年5ヶ月

調査対象者が多いほど、類型を把握することが出来るであろうが、家庭支援推進事業として加配保育士がつく保育所は限定されることと、保育士が専任で継続的に家庭支援を担当している職員が稀少であるため、4名を調査対象とした。筆者が学会に参加した時、協力者Gが保育所の取り組みについて発表していた。その内容に感銘を受け、筆者から連絡を取り調査協力を快く快諾してもらい、協力者E、F、Hを紹介してもらった。協力者Gとは、インタビューまでに2回会い、協力者E、F、Hは初対面であった。

データの収集場所はW市役所の会議室で行い、個別に面接を実施した。面接実施前に研究目的の説明等、面接録音の許可、プライバシー保護など説明した。なるべく協力者の語りを阻害しないようにしながらも、以下の質問内容に従って半構造化面接を行なった。質問項目は第1にクラス担任をしていた時、不適切な養育等が疑われる家庭への関わり、第2に家庭支援担当になるまでの流れ、第3に家庭支援担当になってからの保育士としての変化、第4に家庭支援担当になってどんな他機関とどのように連携してきたか、第5に家庭支援担当としての保育士の今後、についてインタビューの流れに応じて質問した。また、インタビューから得られた家庭支援担当保育士の業務内容について、Fig.5-1に示す。

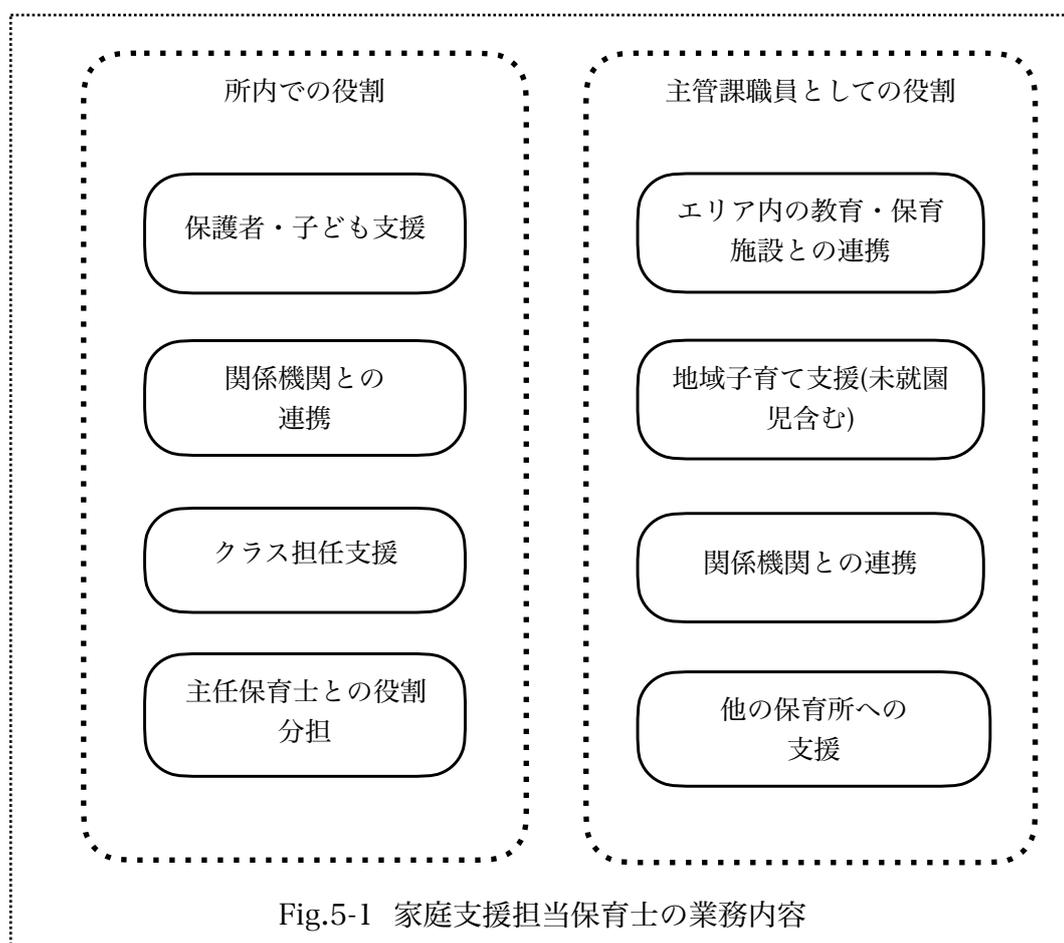


Fig.5-1 家庭支援担当保育士の業務内容

2.2 分析方法

本研究でTEA(サトウ 2012)を採択した理由は以下の2点である。第1に、クラス担任保育士から家庭支援担当保育士として、就業している時間の流れを通したプロセスを語りから明らかにすること、第2に、多様な経験をし心理的な揺れを感じたことや、保育士の意識の変容を可視化するのに効果的であると考えた。

TEAによる分析は、以下の手順で行った。まず第1回目の面接後、4名分のTEM図を作成した。TEM図の手順は①インタビューで得られた語りを意味のあるまとまりごとに切片化し、②語りから必須通過点(OPP)、分岐点(BFP)、さらに社会的方向づけ(SD)、社会的助勢(SG)を加え、時間軸に沿って設定した。③4名とも語りの内容の着地点が<保育所に家庭支援担当保育士は必要>であったため、それを等至点(EFP)とし、両極化した等至点(P-EFP)を<家庭支援担当の保育士は不要である>とした。そのTEM図を用いて2回目の面接を行い、過不足を調整した。その後、①をラベル化しそれを分析単位とし、②、③を経て4名の統合したTEM図と、TEM図の分岐点を元に協力者の意識の変容を可視化したTLMG図を作成後、再度協力者と過不足の調整を行い、トランスビュー的飽和を確認した。

3 結果と考察

4名の統合したTEM図作成にあたり、インタビューを切片化し、ラベリングした一例をTable5-2にまとめた。等至点<家庭支援担当保育士は必要>へ至るまでの径路を、BFP(保育士が活動の際に変容したと考えられる経験)を区切りとして、4名の統合したTEM図の全体像を第I～VI期に分類した。

そして、BFPにあたる内容を中心に、TEM図(Fig.5-2)と4名の切片化したインタビュー内容を、保育士としての意識の変容を分析した(TLMG図 Fig.5-3)。またSDとSGから、職務に対する社会的要因を分析し、BFP、SG、SDについての概念をTable5-3にまとめた。以下では、TEMの概念で表した経験を期ごとに分けながら、保育士としての意識の変容過程を示していく。

Table5-2 TEA分析のラベル (一例) (鶴田 2019c)

語り	概念	ラベル
<p>E.ここの家庭のお母さんとの関係性は、こう言ったほうがいいよっと言うアドバイスを担任にはできていた。</p> <p>F.園庭開放、育児講座であったり、地域向けの未就学園児のサークルなどに行って手遊びなど教えたりしていた。</p> <p>G.地域支援みたいなこともすごいしてたんで、家庭支援ですけど、未然に防ぐところで幼児教室で保育スタッフに入っていた。</p> <p>H.今日親子関係なんかあるとか、子どもつまずいているとか、何となく毎朝見てたら、わかるからその時に、タイムリーで声かけができた。</p>	<p>必須通過点： OPP (多くの人に共通して生じる経験や状態)</p>	<p>2.地域の子育て支援・自園の要保護児童・家庭の支援、担任の支援をする</p>
<p>E.困難な保護者や子どものいるクラスを持っていた。子どもも家庭的にもしんどいよねといったお子さんを担任することが多く…</p> <p>F.子どもの虐待の内容は、ネグレクト。世話されていないし、兄弟も多かった。</p> <p>G.家庭がすごく大変で、子どもが荒れてしまって、色々大変なことがあって心配なことがたくさんあった子どもがいた。</p> <p>H.ドア蹴って、縄投げるとか、その子が一番すごかったんですけど…もう受け止めきれない状態だったんです。</p>	<p>分岐点： BFP1 (等至点に対する径路の分かれ道が発生するところ)</p>	<p>1.複雑な家庭環境で育ち、自己肯定感を持ちにくい子供を支援した</p>
<p>E.本当にこんなんでもいいんだろうかという、自分自身が自信なくて…</p> <p>F.他の園に行って話を聞いて、よくコーディネート的なことを求められても、なかなか最初は、アドバイスって言っても…</p> <p>G.最初なった時は、大丈夫かな、なにするんだろうとか、…不安がすごいありました。</p> <p>H.最初は何やっていいか、わからなかったんです。</p>	<p>社会的方向づけ：SD (等至点(EFP)に至るありようを阻害する力として描き出される)</p>	<p>業務への不安</p>
<p>E.同じ園で担任から家庭支援担当になって、保護者もよく知っていたし、上司もフォローしてくれた。</p> <p>F.4年前から家庭支援担当がいて、仕事が確立されていた。わからないことは上司に聞いていた。</p> <p>G.前任者が同じ園にいたので、近くで色々聞いたり、引き継ぎして教えてくれる人がいるから、すごく良かった。</p> <p>H.私の辛い思いを上司はわかってくれて、よく理解してくれたのは大きかった。私のメンタルは上司が支えてくれた。</p>	<p>社会的助勢： SG (等至点(EFP)へ向かうありようを促進したり助けたりする力を意味する概念)</p>	<p>上司の支え</p>

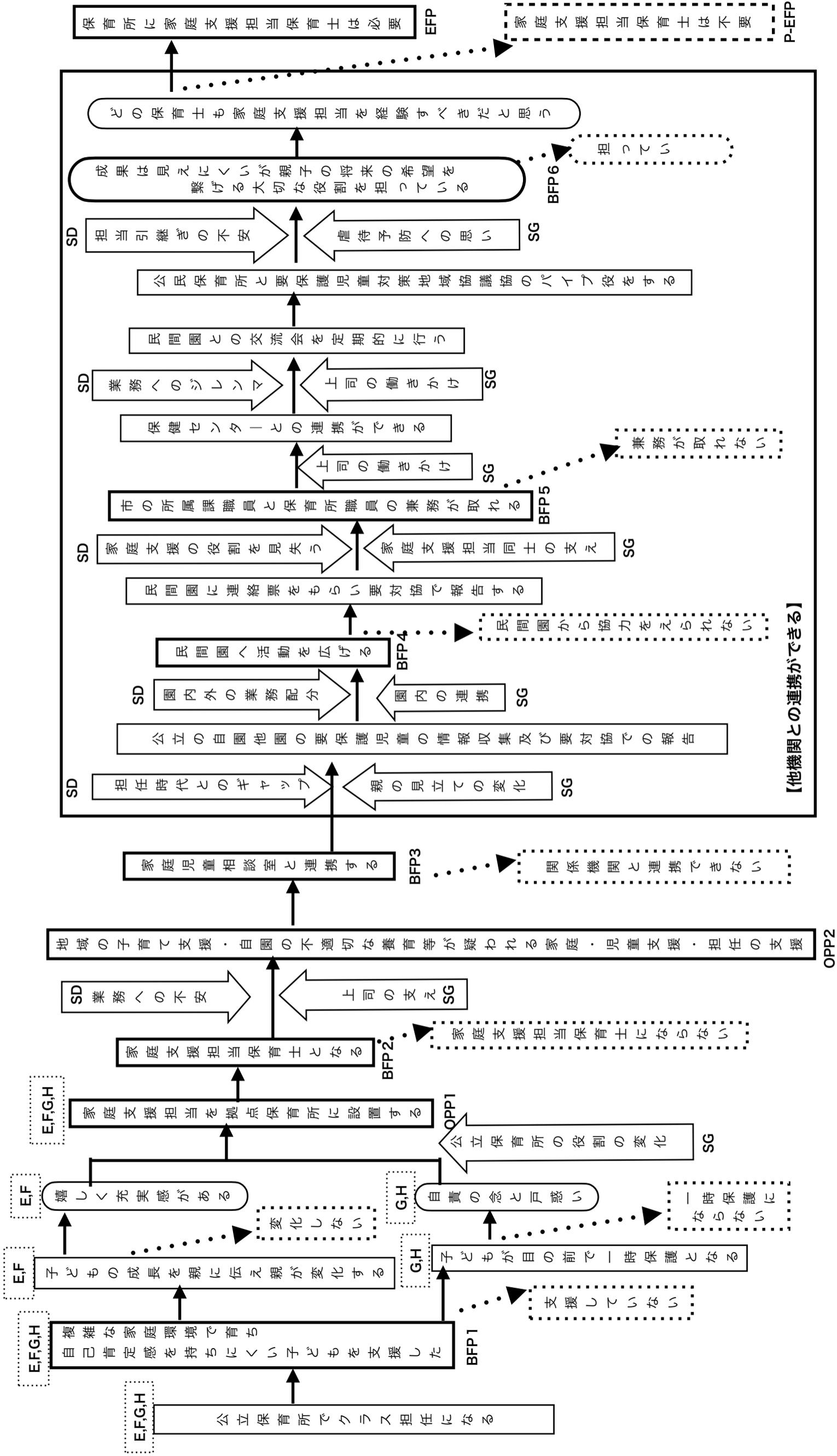
Table5-3 TEM分析のための概念表 (鶴田 2019c)

概念	本研究における意味
等至点：EFP	保育所での家庭支援担当保育士は必要
両極化した等至点：P-EFP	家庭支援担当保育士は不要である
分岐点：BFP (等至点に対する径路の分かれ道が発生するところ)	<ol style="list-style-type: none"> 1 複雑な家庭環境で育ち、自己肯定感を持ちにくい子どもを支援した 2 家庭支援担当保育士となる 3 家庭児童相談室と連携する 4 民間園へ活動を広げる 5 市の所属課職員と保育所職員の兼務が取れる 6 成果は見えにくいが親子の将来の希望を繋げる大切な役割を担っている
必須通過点：OPP (多くの人に共通して生じる経験や状態)	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭支援担当を拠点保育所に設置する 2 地域の子育て支援・自園の要保護児童・家庭の支援、担任の支援をする 3 公立の自園他園の要保護児童の情報収集及び要対協での報告
社会的方向づけ：SD (等至点 (EFP)に至るありようを阻害する力として描き出される)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務への不安 ・担任時代とのギャップ ・園の内外の業務配分 ・家庭支援の役割を見失う ・業務へのジレンマ ・担当引き継ぎの不安
社会的助勢：SG (等至点 (EFP)へ向かうありようを促進したり助けたりする力を意味する概念)	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所の役割の変化 ・上司の支え ・親の見立ての変化 ・園内の連携 ・家庭支援担当同士の支え ・児童虐待予防への思い

3.1 家庭支援担当保育士として支援するプロセス –TEM図を用いて–

<第Ⅰ期>複雑な家庭環境で育ち、自己肯定感を持ちにくい子どもを支援した(BEP1~2)

4人の保育士ともクラス担任時代に、不適切な養育等が疑われる家庭の子どもを担当した経験があり、担任として保護者との関わり、また対象の子どもと集団での他児との関わりの中での保育実践に、かなり試行錯誤していた。E、Fは、保護者へ子どもへの関わり方を変えて欲しいことを伝えるために、まず子どもを保育の中で変えていく、良いところを見つけ認める、それを保護者へ返すことを行っていくうちに、保護者が子どもに対して目を向け始めてきて、保護者と子どもとの関係が好転したことを語っていた。G、Hは、自分の園の子どもが園にいる時に一時保護される経験があり、その際の対応に苦慮し、戸惑い、無力感を持っていた。子どもと共に保育所で生活し、保護者の支援をしてきたのに、目の前で一時



第I期 第II期 第III期 第IV期 第V期 第VI期

非可逆的時間

Fig.5-2 保育所でクラス担任が家庭支援担当として成長するプロセス TEM図(鶴田2019c)

行為、経験
 選択されなかったが
あり得た行動、経験
 心境
→ 語りから得られた経路
⇄ 語りからは得られなかった
が、理論的に存在する
と考えられた経路
⇄ SD 社会的方向づけ
SG 社会的ガイド
 BFP 分岐点 EFP 等至点
 P-EFP 両極化した等至点 OPP 必須通過点
 E,F,G,H 協力者

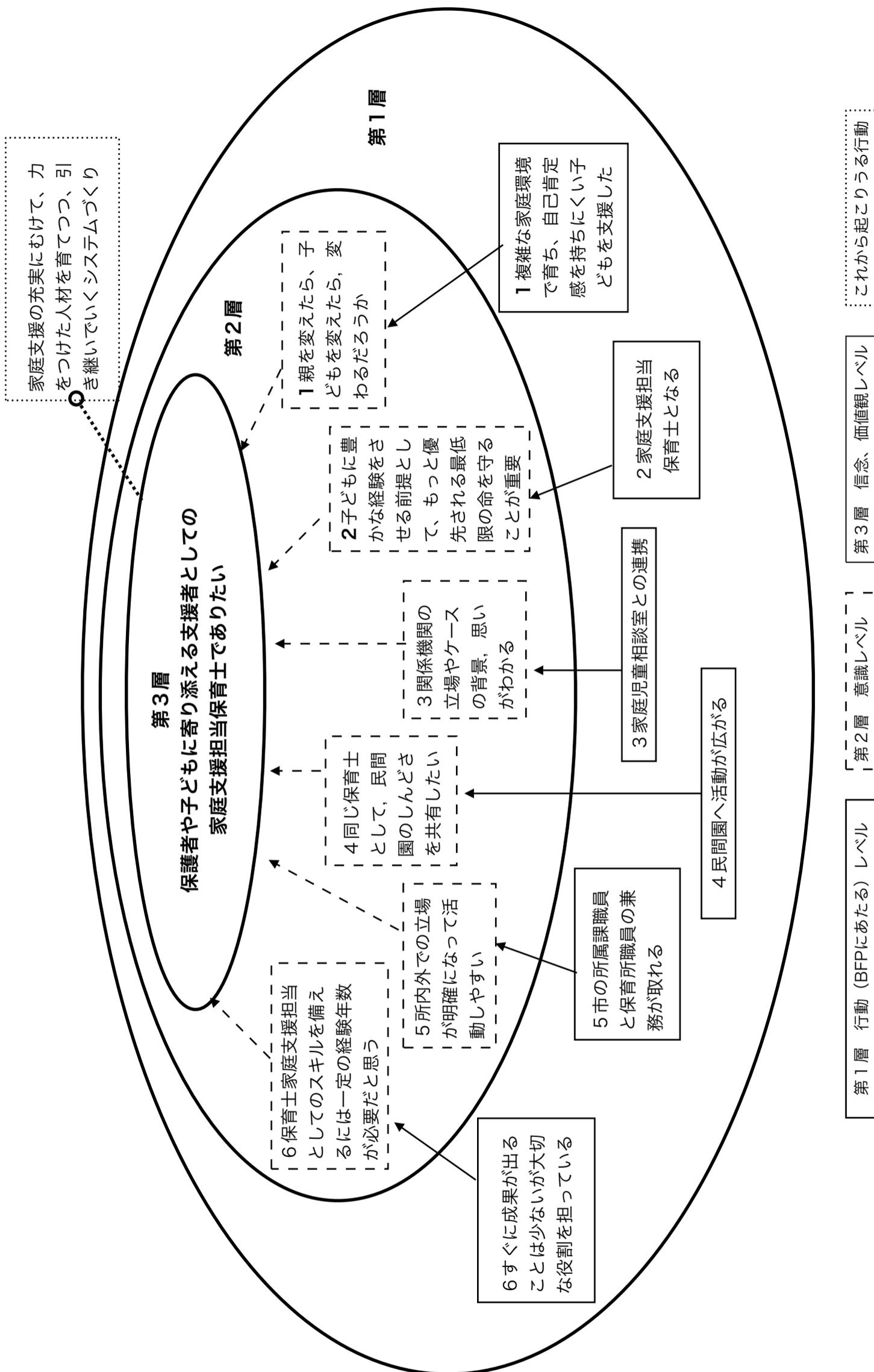


Fig.5-3 TLMGで可視化した家庭支援担当保育士の意識変容の概念図 (鶴田2019c)

保護になったことに頭が真っ白になり、どうしていいかわからずショックを受けた体験が語られた。

<第Ⅱ期> 家庭支援担当となって慣れない業務への不安(BFP2~3)

市の方針で、初めて家庭支援担当を拠点保育所に配置することが決まり、4人は家庭支援担当となった。誰も経験したことがない業務であり、初めは担当地区の公立保育所を巡回し、要保護・要支援家庭の子どもの様子を見て担任と情報交換をし、家庭支援担当保育士が所属する保育所では、ケースに対し従来から実施している個別の支援計画を立て支援していた。所内の要保護・要支援家庭の保護者対応、地域の未就園児を持つ保護者の支援を直接的に行った。

クラス担任時代から所属していた保育所で家庭支援担当になった保育士に比べ、家庭支援担当になって異動があり、初めての職場で一から業務に携わった保育士は、保育所に慣れることから始まり大変な思いを抱えていた。

語りから、「最初なった時は大丈夫かな、何するんだろうかとか、すごい不安が大きかった」「本当にこんなんでいいんだろうかという、自分自身が自信なくて」といった不安があった。

<第Ⅲ期> 家庭児童相談室と連携する(BFP3~4)

家庭児童相談室との連携は、要支援子ども・家庭の連絡票（個別シート）を受け取り、要保護児童対策地域協議会の連絡会に参加し、会議の方針を保育所に返すといった内容であった。家庭児童相談室との連携のなかで、初めて聞くような専門用語があり、保育とは別に相談援助等、必要な知識を学ぶ必要に迫られたと語る。家庭児童相談室とは良好な関係ができていて、ケースの相談を随時行っていた。保育とは違う業務に日々戸惑っていたと語る。

ケースの子どもや保護者には、担任時代であれば表面上しか知り得ない内容であったことも、家庭児童相談室と情報共有により親子の背景を知り、なぜこのような不適切な状態になったのか理解できたと語る。保育所に「全く荷物なく身1つで来る子もいるし、13時とか14時位に身1つでくる。何？って言う感じで、他の子が寝ているところでドロドロで、何の荷物も持たなくて」きた子どもと親に対し、「よく来たねってなんでも受け入れたくなる。親のことなんでも受け止めたい、受け入れてあげたい思うんだけど、受け入れるのと、なんでも許すのは違うんだなって思っている。ここは頑張っって欲しいってところは、(保護者に)その中でも言っていないといけないと思っている」と語る。情報については「担任

にはある程度話せることと、話せない内容とがあり」慎重に扱わないといけないと思つたと語る。

<第Ⅳ期> 所外へ業務の幅を広げる（民間保育園との連携）(BFP4～5)

地区内の民間保育園にも要支援子ども・家庭の連絡票を受け取り、要保護児童対策地域協議会の連絡会で情報共有を行う。民間保育園には気を使うことが多く、不適切な養育等が疑われる家庭のケースで、困っていることはないか尋ねるために電話連絡すると、「なに？だれ？」といった様子で受け入れが難しい民間保育園もあった。しかし、元々家庭児童相談室のケースが在籍している民間保育園では、受け入れはよかった。家庭支援担当保育士は、民間保育園のケースの子どもについて情報共有をすることで、それを要保護児童対策地域協議会で報告するといった、パイプ的役割ができるようになっていったと語る。担当地区の公民の保育所におけるケースの子どもについて、各保育所から情報を集約し、そこで同じ保育士の目線でアドバイスを行うといった、ピアカウンセリングのようなことを行い、それを家庭児童相談室に保育所の代表として報告することを行っていたと語る。

<第Ⅴ期> 2つの所属を使い分け、さらに業務を拡大し他機関との連携を図る(BFP5～6)

家庭支援担当保育士は、民間保育園や保育施設等と連携する機会が増え、一保育所である、A保育所の家庭支援担当という立場で活動することに違和感を持つようになった。地区に1名の家庭支援担当が配置されており、その地区を支援の範囲としていることから、W市のB地区の家庭支援担当、という肩書きを持つ必要性を上司と相談した。上司が市役所内で重要性を訴え、W市立A保育所兼X市役所B地区担当の家庭支援担当といった、2つの肩書き(兼務)を取ることができ、スムーズな連携ができるようになった。

以前から保健センター(母子保健)との連携をしたいと思っていたことを上司に伝え、上司が保健センターと掛け合い、乳幼児健診時やカンファレンスなどに参加できるようになった。さらに、保健センターと繋がることで子どもの情報を把握でき、早めの支援内容を考えることが出来るようになった。

民間保育園のケースについては、所内では上司に相談しないが、家庭児童相談室と情報共有やコンサルテーションを受ける他、W市の家庭支援担当が定期的集まる時などに、ケースの相談やスムーズな連携について互いにアドバイスするピア・スーパービジョンを行っていた。さらに保育所に限らず、W市にいる未就園児の子どもたちの支援にも業務の幅を広げ、保健センターの保健師と連携して、乳幼児健診の際に保育園での園庭解放等の子育て支援の誘いを行ったり、気になる家庭の情報共有を行った。

他方、家庭児童相談室や児童相談所等のケース会議に、当該保育園と共に家庭支援担当も参加していたが、自分たちの役割を見失う時もあったと次のように語る。「自分たちの役割がわからないこともあって、ケースを動かすのは家庭児童相談室であったり、児童相談所であったり」しており、自分たち家庭支援担当は保育所をつなぐだけと思うこともあった。だが同じ保育所の立場がわかることで応援ができ、他機関の立場もわかる家庭支援担当の重要性が理解できたと語る。その中でも当該保育所とともに要保護児童対策地域協議会に出席し、家庭引き取りとなる子どもの地域での支援について、連携している関係機関の立場も理解しつつ、保育所の立場としてともに、子どもにとって一番いい方法を考え、語ることができたことが、家庭支援担当保育士の必要とされる場所とも述べている。

要支援子ども・家庭への支援を続けていくことで、これからは虐待の未然予防、早期発見をすることに重きを置くことの重要性を感じる。問題が深刻になってしまってからではなかなか支援が届きにくいとの語りがあった。

<第Ⅵ期> 成果は見えにくいが親子の将来の希望を繋げる大切な役割を担っている (BFP6~EFP)

家庭支援担当を担う保育士の任期、異動の時期は難しい。「長く続けるエキスパートを作ることも大事かもしれないが、やっぱり交代して知識とか経験とか積んだ上で、また違う保育業務に就くっていうのも大事」かと思案したり、これだけの業務をすぐに交代して、次の家庭支援担当が戸惑わないかなどの語りが聞かれた。

しかし、「これからの時代、各保育所に家庭支援がいると思う」とか、「個別対応してほしい保護者がすごくいっぱい増えてきている」「この子にとってこの親を全力で、考えるっていうか、全力で毎日見るっていうか、それは専任でないとできない」「担任を支える家庭支援担当でいたい」などの思いを語る。

3.2 保育士の意識の変容 - TLMGを用いて -

Fig.5-3は、4人の保育士の統合したTLMG図であり、保育士としての意識の変容を可視化したものである。様々なBFPの経験から意識が発生し、また意識が行動を生み、さらに意識が生じることが示された。

まず第1層のBFP1<複雑な家庭環境で育ち、自己肯定感を持ちにくい子ども支援した>は2層では<子どもを変えたら、親を変えたら、変わるだろうか>といった意識レベルがあり、BFP2<家庭支援担当保育士となる>の後、<子どもに豊かな経験をさせたいというこ

とより、もっと優先される最低限の命を守ることが重要>という意識が生じ、BFP3<家庭児童相談室と連携する>という経験後、<関係機関の立場やケースの背景、思いがわかる>という意識が生じ、BFP4<民間保育所へ活動を広げる>という経験後、<同じ保育士として、民間保育所のしんどさを共有したい>という意識が生じた。BFP5<市の所属課職員と保育所職員の兼務が取れる>の後、<所内外での立場が明確になって活動しやすい>という意識が生じ、BFP6<成果は見えにくいだが親子の将来の希望を繋げる大切な役割>後、<保育士家庭支援担当としてのスキルを備えるには一定の経験年数が必要だと思う>という意識が生じた。

4 総合考察

以上の調査結果から本研究で目的とした、第1に保育士の家庭における支援プロセス、第2に保育士の意識の変容について、第3に、保育所におけるソーシャルワークの担い手について、第4に、保育所に求められるソーシャルワーク的な家庭支援、第5に、母子保健と保育所の連携について考察する。

4.1 保育士の家庭における支援プロセス –TEM図 SD,SGを中心に–

行動への阻害・抑制する力が働く6つのSDをまとめると、新設された家庭支援担当に対する不安、つまり今までの子どもの保育実践であるケアワーク中心であった活動とは違うソーシャルワークが中心となることへの漠然とした不安が、経験を積んでいく過程で細分化された不安となりSDとなって、EFPへ至る途中、阻害していたことがうかがえる。

行動を後押しし、援助的な力が働く6つのSGをまとめると、保育士が不適切な養育等が疑われる家庭・児童の支援に積極的に取り組めるように、家庭支援担当を支える上司の後押しがあり、家庭支援担当同士の仲間の存在、子どもや家庭に寄り添って支えたいといった家庭支援担当の思いが、EFPへ促進する概念となった。どんなに専門性を身につけたとしても、家庭支援担当のみの力では、不適切な養育等が疑われる家庭の支援は困難であることが示唆された。

調査対象者の4名が、クラス担任をしていた当時は、家庭支援担当の保育士は存在せず、不適切な養育等が疑われる家庭・児童に対して、主任保育士や施設長に助言をもらったり、場合によっては保護者に対し、主任保育士や施設長が直接支援する状況があった。家庭支援

担当が配置されてからは、「(家庭支援担当という)パイプ役がいることで、丁寧な支援ができるし活かせるようになった。クラス担任が補えないところをフォローし、活きた支援になっている」といった、クラス担任からの意見も出ていと語られている。4名の家庭支援担当は、表面上だけの支援にとどまらず、もっと入り込んだ継続的支援ができていると史料される。

4.2 保育士の意識の変容 -TLMG図を中心に-

TLMG図(Fig.5-3)の第2層の3に<関係機関の立場やケースの背景、思いがわかる>は、クラス担任をしているだけでは、意識できなかったことであり、家庭支援担当を経験することで、ケアワーカーが主体だったクラス担任時代に、あまり考えていなかった子どもや保護者の背景への視点や、不適切な養育等が疑われる家庭・児童に対しての支援のテクニック、他保育所、関係機関との連携などを体験する過程で、保育士の意識の変化が起こり、さらにケアワーカーとしての子ども支援と、ソーシャルワーク的視点を持つ家庭支援のスキルが高まっていくことが示唆された。4名の保育士は家庭支援担当になり、アセスメントに基づいた支援をしていくことで、一般的に望ましいと思われる親子の姿、つまり相対評価としての親子の見方ではなく、その親子の背景や文化にあわせた絶対評価としての親子の見方で、支援内容を思案している可能性がある。

今までの研究では、保育所で行われるソーシャルワークとして、子育て支援いわゆる保護者面談、育児相談等を指すことが多かった。それは、虐待予防としてのポピュレーション・アプローチに近い内容である。しかし、家庭支援担当の保育士は、ハイリスクアプローチに積極的に取り組み、さらにポピュレーションアプローチも行っていた。保育士は、関係機関との連携を重視し、子どもや家庭を取り巻く環境に働きかける間接的支援と、家庭や子どもに直接支援を意識し実施できていたと考える。このような、ハイリスクアプローチを経験している家庭支援担当の保育士は、例えば園内では見えにくい児童虐待に気づいたり、他の保育所から相談されたりした場合にも対応できると考える。

笠原・加藤(2011)は、保育士の児童虐待の発見に対する実態調査を行っているが、それによると、虐待についての保育士の知識の偏りや欠如が、早期発見や通告が遅れる要因の可能性を示唆している。クラス担任は、不適切な養育等が疑われる家庭・児童を発見しやすく、また直接的な支援やモニターもでき把握しやすい。しかし、クラス担任は子どものケアと保護者支援の双方を行い、長時間保育や保育士の時間差勤務等で業務は多忙を極めてい

る。保育士による家庭支援担当の存在は、保育所での虐待の早期発見から早期支援へと切れ目なく行えることが期待される。

家庭支援担当の保育士は、ケースワーク（個別支援）も行いつつ、公民保育園との横の繋がり、市の要対協事務局や保健センターとの連携支援を行っていることは、非常に画期的で、保育経験を活かして、同じ立場の保育士を支援し、他機関と連携をする、新しい支援システムとして、注目すべきである。

4.3 保育所におけるソーシャルワークの担い手

保育所におけるソーシャルワークの担い手として、親和性があると考えられるSSWerの存在がある。保育所におけるソーシャルワークの担い手として考えられるのは、SSWerのように相談援助の専門資格である社会福祉士が望ましいと考えやすい。だが支援対象となる乳幼児は、自分の意思を表現することが困難であったり、不適切な養育をされていても当事者である乳幼児自身が、それを不適切と発信する力を持ち合わせていない。周りの大人の支援なしでは十分に生きていけない乳幼児を支援するには、その発達段階を熟知し、言葉に出せない思いや表情を汲み取れることが支援につながる。

八木(2012)は「ケアワークとソーシャルワークは密接な関係」があり、「ソーシャルワークとケアワークの業務を厳密に区分して業務を遂行することは、かなり困難」であると述べている。故に単にソーシャルワークの専門知識だけでは乳幼児期の支援は困難と考えられ、本研究の対象保育士のような、ケアワークを熟達した保育士がソーシャルワークの研鑽を積み、家庭支援を行うことが望ましいと考える。理想を言えば、社会福祉士、保育士の双方の資格を持ち、どちらも経験年数が一定ある者が良いと考える。

4.4 保育所に求められるソーシャルワーク的な家庭支援

保育所は乳幼児とその保護者を支える場である。そして人生の最初の集団所属機関でもある。保育所が、最初から丁寧に家庭支援をすることは児童虐待の予防になる。家庭支援担当保育士は、民間保育園、家庭児童相談室、保健センターとの連携を定期的に行っていた。X市だけでなく、どの地域でも同様のサービスが受けられるように、保育所を子育て支援の拠点として、家庭支援担当保育士がSSWerや子育て世代包括支援センター（母子保健）、学校のSSWerとの連携をすることで、子ども期の切れ目のない支援が実現できるようにすることが望ましい。

所内で抱え込んでいたり、問題のある子どもに気づくのが遅れたりすることを防いだり等、困難な問題を抱える保護者や子どもにおいては、家庭支援担当保育士がいることで、情報共有や連携が密に行われることができる。さらに、ケースに対する直接支援については、所内にいる時、様子を観察したり、主任保育士と情報共有しながら、時に主任保育士が支援したりしながらと、役割分担できていた。決して、家庭支援担当保育士だけが、困難な保護者や子ども対応をするのではなく、所内全体で行っていく姿勢が感じられた。

4.5 母子保健と保育所の連携

質的データの中で、家庭支援担当保育士は所属する保育所内だけでなく、外に出て他機関と連携する視点を持っており、アクションを起こし連携先を広げていったことは特異的であろう。

TEM図に示されていたように、BFP4<民間園へ活動を広げる>に至った経緯は、公立として(公的機関)の役割の中で、公立保育所が地域の要支援子ども家庭に対して積極的に支援していく必要がある、それが行政の責務であるという考えのもと、活動を広げていた。それは、稀少で画期的な横のつながりの取り組みであった。

家庭支援担当保育士として軌道に乗り始めた時、第V期の<保健センターとの連携ができる>では、家庭支援担当保育士が以前から熱望していた連携先の一つで、それが上司の働きかけで連携できるようになったことが語られ、地域の未就園児の家庭に対して、母子保健からの情報を聞き、園庭開放に誘ったり、声掛けしたりすることができ、孤立させない支援ができたとの語りがあった。乳幼児期の子どもを持つ親の支援をしている保育所と、胎児期から乳幼児期の支援をする母子保健は、保育所は福祉、母子保健は医療のそれぞれの視点から、多角的に子どもや親を見ながら情報共有していた。母子保健と保育所における、縦のつながり目の部分で興味深い内容であった。

本研究のTEM図第V期の質的データから、他の自治体の保育所や母子保健は連携についてどう考えているのか、何を必要としているのか等について以下の4点を調査する必要があると考える。調査内容は、①母子保健と保育所等の連携、②公立保育所と民間保育所との連携、③未就園児に対する支援、④特定妊婦に対する支援、についてであり、母子保健と保育所の縦の連携、公立保育所と民間保育所の横の連携について質問紙の項目を作成し、次章で量的に研究を進めていく。

5 研究の限界と今後の課題

本研究は、要支援子ども・家庭への支援を中心に行っている家庭支援担当の4名の保育士にインタビュー調査を行い、そのプロセスと意識の変容についてTEAを用いて質的に分析した。家庭支援推進保育事業を実施できる保育所は限られており、その加配保育士の4名という対象者からも、一般化を目指した研究ではなく、対象の理解を深め起こりうる可能性について考察することを主眼としている。本研究で分析検討した、保育士が行うソーシャルワーク的支援のプロセスや意識変容は、今後の保育所でのソーシャルワークのシステム作りの一助として生かされるのではと期待している。しかし、保育士はケアワークが主体である。X市のように、所長、主任保育士に加え、主任クラス級の専任の家庭支援担当保育士を配置するといった、人的環境面の配慮が法的に進む必要がある。家庭支援担当をどのような配置形態で配置するのかについても、議論の余地がある。また、本論ではあまり触れなかったが、実際の困難な家庭におけるケースワークをどのように実践しているか、保育士の具体的支援内容の解明など課題であると考ええる。

保育所のソーシャルワークを中心とする家庭支援を、どう想定し学校のようにシステム化するのが今後の課題となるであろう。X市の公立保育所は、SSWerのように専任の家庭支援担当の保育士を一定期間(4-5年程度)異動させず、地区毎に配置していた。今後、国の責務として、要支援子ども・家庭を支援するための整備を進めていく必要があるだろう。

また、児童福祉法第二条では「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定されており、公立保育所もその一員として、配慮の必要な子どもと家庭への支援に向けて積極的な配置を進めることが重要であろう。もちろん、保育所そのものが、いわゆる「公共財」(OECD=2011:44-47,503-504)であり、これからの保育所は、公私ともにその役割を担う必要があるが、公立保育所は、他の行政機関とも連携がしやすく、情報共有もスムーズに行われる可能性が高いため、より一層の役割が期待されるべきであろう。ただし、保育士がソーシャルワークを考える場合、保育経験年数や相談援助等の研修、養成カリキュラム等を整理していくことは、今後避けて通ることのできない課題であるといえる。

注

1)第3章 研究1 p64と同様

2) 家庭支援担当保育士は、平成29年4月17日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「多様な保育促進事業の実施について」(雇児発0417第4号 各 都道府県知事 政令都市市長 中核市市長 宛)の家庭支援推進保育事業で加配された保育士である(研究1同様)。配置された保育士は対象「児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと」とある。

W市では、家庭支援担当保育士を配置するにあたって三つの背景があった。第一に要保護児童の増加、第二に地域子育て支援の必要性(虐待予防、早期支援)、最後に公立保育所の役割分担の推進(パイプ役)である。家庭支援担当保育士の主な業務は、①担当地区の公民保育所に入所している要保護家庭・要支援家庭の状況を把握し、関係機関と連携し、支援方法を調整する、②地域の子育て家庭への支援、③各地区の民間保育施設等と共に保育・教育内容の向上に向け、事務局の役割を担うとしている。

主任保育士は各保育園に配置されているが、主任保育士の業務は、園内の保育業務のスーパーバイズと、園内の育児不安がある保護者に対しての予防的支援を行っており、家庭支援担当とは業務をすみ分けしている。

第6章 要支援子ども・家庭における母子保健と保育所の連携に関する調査

－ 乳幼児期からの切れ目のない支援にむけて － (研究5)

研究4ではクラス担任を経験した後、家庭支援担当となり活動している保育士4名に対してインタビュー調査を行った。家庭支援担当保育士のソーシャルワーク的支援プロセスと、職務意識の変容について分析し、保育所におけるソーシャルワークの手法を使用した家庭支援の在り方と他機関連携について考察した。わかったことは以下の3点である。

第1に、クラス担任が家庭支援担当保育士としての専門性を持つまでのプロセスは6期に分かれていた。〈複雑な家庭環境で育ち自己肯定感を持ちにくい子〉を担任後、家庭支援担当保育士となり、クラス担任の立場やケースの背景、民間保育園の辛さなどを理解しながら、〈保護者や子どもに寄り添える支援者でありたい〉という思いに到達するプロセスが描かれた。第2にいくつかの分岐点で、上司・同僚の支えや、親への見立ての変化、虐待予防への思い、他機関との連携などが、保育士の職務意識の変容に大きく影響したことがわかった。第3に、ケアワークの資質・能力を持ちながら、他機関、特に保健センターと民間保育所との縦横の連携を行うことでソーシャルワーク的な実践に深みが増し、家庭支援のスキルが向上したことが示唆された。特に、母子保健(保健センター)と、保育所との連携について、①母子保健と保育所等の連携、②公立保育所と民間保育所との連携、③未就園児に対する支援、④特定妊婦に対する支援、の4点において調査する必要があることがわかった。

1 問題と目的

本研究では、研究4で乳幼児期の要支援子ども・家庭の支援について重要な連携として導き出された、公立・民間保育所、母子保健担当部署の連携について分析する。保育所と母子保健担当部署の連携についての先行研究は数が少ないが、第1に母子保健担当部署と保育所の子育て支援、第2にメンタルの問題を抱えている保護者支援、第3に子ども虐待に繋がる恐れのあるハイリスクケースの3つに分け、先行研究を概観する。

第1は、母子保健担当部署と保育所の子育て支援における連携についての先行研究である。高野・齋藤・安藤他(2003)は、保健師が知り得ている保護者の情報を保育所にどこまで伝えるべきかなどの問題点の指摘や、保育所等が「保護者の了承を得ないで情報提供」を

求めてくること、保健師と保育士の事例の受け止めや知識に差があることと、保健師のケースが「保育所に入所すると安心し、保育士に任せてしまう傾向」があることなどの問題点を明らかにしている。それらを解決するために高野・齋藤・安藤他(2004)は、「保健師・保育士らの相談事業担当者が子育てに関する共通の意識と認識」を持つことと、「具体的な内容に関する研修」を設定することが必要であると述べている。

第2は、問題を抱えている保護者に対する保育所と、地域福祉保健の連携についての先行研究である。太田・臺・中村(2018)は、メンタルの問題を抱えている保護者について保育士が支援することに対し、疲弊感に結びつきやすいことが明らかとなっており、「保護者支援の専門職員の配置への期待も高い割合」であると述べている。

第3は、子ども虐待に繋がるような個別のハイリスクケースにおける保健師と保育士の連携についての先行研究である。尾形・有本・村嶋(2011)は、保健師は日々対応している保育士に支援し、保護者のケアが発揮できるように支援していたと述べている。

第1、第2、第3から言えることが2点ある。1点目は、保健師と保育士の連携が上手くできている場合は、それぞれの所属の強みが活かされていることが言える。例えば、保健師は問題を抱えている母子に対し、個別支援を行っているため、個別対応へのノウハウがある強み、保育所では子どもを保育することで、個と集団から子ども側の状況の把握、継続的支援に繋がるのが強みとなる。互いにそれぞれの役割を把握することで連携を図っていることが示されている。2点目は、それぞれの知識や受け止めの差からくる支援のずれがあり、保護者支援に関して保健師が保育士を支えるなど、保健師と保育士の立ち位置の差が見出された。問題を抱えている保護者支援について、保健師と保育士の連携は重要であり、保育所の連携の窓口となる保護者支援の専門職の必要性も示唆された。

本研究では、要支援子ども・家庭に関する保健師と保育所の連携について、現場がどのような意識を持っているのか明らかにする必要がある。育児不安や子ども虐待のリスクのある保護者を発見するのは、乳幼児健診が有効である。乳幼児健診は全家庭へ健診案内が送られ、その健診状況で健診に来なかった親子も含め、リスクが有る無しを把握することが出来る。把握したところで、子育て世代包括支援センター内で保健師等のアウトリーチ、訪問支援などの支援内容を検討しながら、状況によっては要保護児童対策地域協議会で管理を行う。

子ども虐待の死亡事例等第15次報告(2019b)では、心中以外が0歳53.8%、内0カ月が50%を占めている現状が報告されている。子育て世代包括支援センターは、妊娠期からの支

援も重要と位置付けており、母子手帳交付時や病院からの情報により、ハイリスク要因を抱えている妊婦を特定妊婦とし、早期支援を目指している。特定妊婦については、行政の保健師、助産師が把握すると想定されるが、その支援についての研究は、保健師の支援プロセス(黒川・入江 2017)、医療・保健・福祉の連携(三上・佐賀 2014、萩田 2016)などがあるが、保育所等との連携についての研究は十分ではない。

公立保育所と民間保育所の関係について、笠原(2018)は、公立も民間も一緒に捉えた保育所での、児童虐待防止における専門職連携の研修について研究を行っている。それ以外の公立保育所と民間保育所の連携については、先行研究の数が少なく研究が十分ではない。

以上のように先行研究において、保育士と保健師の要支援子ども・家庭における支援についての研究は数多くはない。しかし、高野らが指摘しているように、要支援子ども・家庭への支援には、福祉分野のみならず保健分野の視点も重要となる。医療と福祉の分野の連携について明らかにすることは、乳幼児期から切れ目のない支援をしていく上で、意義深いことと考える。

本研究では、先行研究ではあまり触れられなかった、要支援子ども・家庭の支援における公立・民間保育所等と母子保健担当部署の連携、そして公立・民間保育所等におけるソーシャルワークの必要性およびその担い手に関する意識について、質問紙調査を実施し、量的な実態を把握することで考察を試みる。

2 調査内容と方法

2.1 基本属性

所属、職種、役職、年齢、その職域の経験年数について調査した。

2.2 連携項目の抽出

研究4のインタビューからTEM図を作成し、抽出されたインタビュー内容を精選した。質問項目の内容妥当性を高めるために、項目の抽出・精選の際に、母子保健業務に携わる行政所属の保健師3名、公立保育所に勤務する所長を含む保育士2名、民間保育所に勤務する主任保育士、所長の2名、大学教員1名の計8名が、それぞれに質問項目について精選した。

2.3 研究4のインタビューに基づく連携の要素の抽出

研究4のインタビューの内容からTEM図(Fig.5-1)が描かれ、その保育士の支援プロセスから第V期において、民間保育所、母子保健担当部署(保健センター)との連携の語りがあった。その語りから、①母子保健担当部署と保育所等の連携、②公立保育所と民間保育所との連携、③未就園児に対する支援、④特定妊婦に対する支援、の4つのカテゴリーについて抽出された。

①では「各組織内の主な支援者を含む支援体制」の6項目、「保育所、母子保健とそれ以外を含む他機関連携」の5項目、「親の支援」の4項目、「組織の資質向上」の3項目、計18項目を抽出した。

②では「公立・民間を含む他機関連携」の4項目、「保育所内の支援者・資質向上」の5項目、「保育所に対する支援」の3項目、計12項目を抽出した。

③・④では「保育所と母子保健担当部署を含む他機関連携」の各2項目、「組織内の支援・サービス提供等」の各4項目、各計6項目、合わせて計12項目を抽出した。①から④まで計42項目を抽出した。

2.4 保育士、保健師による項目の再確認

上記の項目を、要支援子ども・家庭の支援について、母子保健担当部署と保育所の連携に関する調査票として作成し、保育士2名、保健師2名に予備調整として、不明瞭な表現項目を修正し、内容的妥当性を確認し、計42項目を採用し質問紙票を作成した。

2.5 回答形式

各項目において、「とてもあてはまる(4点)」、「まあまああてはまる(3点)」、「あまりあてはまらない(2点)」、「まったくあてはまらない(1点)」と示し、4択の中から自分の考えに近いところの一つのみ回答を求めた。なお、①の母子保健担当部署と保育所等との連携の18項目のみ4択に加え、3組織が4択に無回答の場合、失念しての無回答か否かを知るために、「知らない・わからない」の項目を加えた。

①については、母子保健担当部署、公立・民間保育所等、全て解答とし、②は公立・民間保育所等に解答、③と④は実施している機関のみに解答とした。①から④のそれぞれに、意見や感想などの自由記述の欄を設けた。

2.6 調査対象者

全国の公立保育所等(公立こども園含)400カ所、民間保育所400カ所、自治体(母子保健担当部署)¹⁾400カ所、計1,200カ所を、インターネットの全国保育所および自治体リストより、都道府県の人口を概ね偏りなく按分し無作為多段抽出法にて抽出した。被験者は、保育所は所長もしくは主任保育士、母子保健担当部署は保健師もしくは助産師に回答を依頼した。

2.7 実施日

2018年11月から2019年1月、それぞれ公立保育所200カ所、民間保育所200カ所、自治体(母子保健担当部署)200カ所、計600カ所に計2回、合計で1,200カ所郵送した。2回に渡り実施した理由は、1回目と2回目に1ヶ月半の間があったが、内容は同じでありかつ年度内であるため、同じ配置職員が考えられたことと、1回目の回収が約100団体と少なく、信頼性の目安として、質問42項目の5倍である200以上の回収数があると信頼性がより高まるため実施した。

2.8 方法

自計式、郵送法

Table6-1 3団体別の回収数および回収率

各機関	計
公立保育所等	110(27.5%)
民間保育所等	134(33.5%)
母子保健担当部署	95(23.8%)
計	339(28.3%)

3 アンケートの結果(フェイスシート)

1,200カ所のうち回収されたのは、3団体合計すると339か所で、回収率は28.3%であった。すべて有効回答であった。それぞれの団体別回収数をTable6-1に示す。

フェイスシートについては、それぞれ、無回答であったものを不明とし、その他に印があったものに関してはその他としている。

3.1 回答者の所属

公立保育所等、民間保育所等、母子保健担当部署をそれぞれ区別し、所属をTable6-2-1、6-2-2、6-2-3に示す。

Table6-2-1所属

公立 保育所等	所属	数	%
	保育所	101	91.8
	こども園	9	8.2
	計	110	200

Table6-2-3 所属

母子 保健担 当部 署	所属	数	%
	子育て世代包括支援センター	40	42.1
	母子保健	37	38.9
	保健センター	12	12.6
	子ども家庭支援センター	1	1.0
	保健所	1	1.0
	その他	1	1.0
	不明	3	3.2
	計	95	100

Table6-2-2所属

民間 保育所等	所属	数	%
	保育所	122	91.0
	こども園	12	9.0
	計	134	100

3.2 回答者の職種

公立保育所等、民間保育所等、母子保健担当部署をそれぞれ区別し、職種をTable6-3-1、6-3-2、6-3-3に示す。

Table6-3-1職種

公立 保育所等	職種	数	%
	保育士	98	89.1
	保育教諭	7	6.4
	事務職	4	3.6
	幼稚園教諭	1	0.9
	計	110	100

Table6-3-2 職種

民間 保育所等	職種	数	%
	保育士	91	68.0
	保育教諭	5	3.7
	事務職	12	9.0
	社会福祉士	3	2.2
	その他	20	14.9
	不明	3	2.2
	計	134	100

Table6-3-3職種

母子 保健担 当部 署	職種	数	%
	保健師	90	94.7
	保育士	2	2.0
	事務職	1	1.1
	その他	1	1.1
	不明	1	1.1
計	95	100	

3.3 回答者の役職

公立保育所等、民間保育所等、母子保健担当部署をそれぞれ区別し、役職をTable6-4-1、6-4-2、6-4-3に示す。

Table6-4-1 役職

公立 保育所等	役職	数	%
	所長	91	82.7
	主任	12	10.9
	その他	3	2.8
	不明	4	3.6
	計	110	100

Table6-4-2役職

民間 保育所等	役職	数	%
	所長	88	65.7
	副園長	5	3.7
	主任	32	23.9
	その他	7	5.2
	不明	2	1.5
	計	134	100

Table6-4-3役職

母子 保健担 当部 署	役職	数	%
	センター長	2	2.1
	係長・主査	40	42.1
	主事・主幹	9	9.5
	主任	19	20.0
	係員	11	11.6
	その他	3	3.1
	不明	11	11.6
計	95	100	

3.4 回答者の年齢

公立保育所等、民間保育所等、母子保健担当部署年齢はTable6-5に示す。

Table6-5 年齢

年齢	公立保育所等		母子保健担当部署		民間保育所等	
	数	%	数	%	数	%
20代	0	0	13	13.7	0	0
30代	1	0.9	22	23.1	10	7.5
40代	14	12.7	40	42.1	31	23.1
50代	81	73.7	20	21.1	65	48.5
60代	13	11.8	0	0	20	14.9
70代	0	0	0	0	7	5.2
不明	1	0.9	0	0	1	0.8
計	110	100	95	100	134	100

3.5 回答者の経験年数

Table6-6 経験年数

回答者の経験年数の平均を
Table6-6に示す。

	公立保育所等	母子保健担当部署	民間保育所等
経験年数	25.3	12.7	21.0

4 分析方法

基本統計量を算出し、回答の概要を把握した。それぞれの質問項目に対して、「まったくあてはまらない」「あまりあてはまらない」「まあまああてはまる」「とてもあてはまる」の4択に回答があったものを有効とし、無回答や「知らない・わからない」に印があった回答は、欠損値として扱った。回答には、子ども園も含まれていたが、保育所に含め、公立、民間に分けた。母子保健担当部署に関しては、組織名で分けるのではなく、「保健師・助産師等による母子の家庭訪問など継続して個別支援を行っている部署」としてまとめた。

質問項目ごとに、各変数の度数、中央値（第1四分位数、第3四分位数）、平均値、標準偏差を算出した(Table6-7-1、6-7-2)。順序尺度である質問項目による、母子保健担当部署、公立保育所等、民間保育所等の差を比較検討するため、Mann-WhitneyのU検定、Kruskal-Wallis検定を用いた。

統計解析には統計ソフトSPSS Statistics23を使用し、危険率5%未満を有意とした。

Table6-7-1 質問項目と回答数(平均値、中央値、標準偏差) ①n=339

質問項目	総数			平均値			中央値			標準偏差		
	公立保育所等	母子保健	民間保育所等	公立保育所等	母子保健	民間保育所等	公立保育所等	母子保健	民間保育所等	公立保育所等	母子保健	民間保育所等
2者は定期的な連携を行っている	107	94	124	3.25	2.83	2.90	3.00	3.00	3.00	0.766	0.812	0.869
2者だけでなく、他機関との連携も必要だ	104	94	127	3.40	3.70	3.30	4.00	4.00	3.00	0.757	0.483	0.770
定期的に2者を含めた他機関と連携している	104	94	126	2.90	2.96	2.49	3.00	3.00	3.00	0.919	0.789	0.994
2者が連携する時の保育所等窓口は、園長や主任保育士で十分である	108	89	129	2.76	2.37	2.60	3.00	2.00	3.00	0.926	0.789	0.833
連携する際、個人情報をごとまで他機関と共有するか悩む	106	95	130	2.60	2.73	2.80	3.00	3.00	3.00	0.923	0.764	0.875
主に支援をしているのは私の組織である	101	92	116	2.55	2.17	2.43	3.00	2.00	2.00	0.854	0.689	0.760
① 保育所等だけで十分支援 公 立 が で き て い る	105	88	128	1.77	1.93	1.66	2.00	2.00	2.00	0.593	0.498	0.618
・ 母子保健担当部署だけで 民 間 十分支援ができている	89	94	112	1.77	1.78	1.67	2.00	2.00	2.00	0.527	0.444	0.591
保 育 所 等 ど う 支 援 し て い い か わ か ら な い 時 が あ る	103	94	122	2.77	2.73	2.91	3.00	3.00	3.00	0.730	0.608	0.771
支 援 し て も し な く て も 変 わ ら な い ケ ー ス が あ る	98	86	120	2.47	2.58	2.53	2.00	3.00	3.00	0.840	0.727	0.830
母 子 保 健 私 の 組 織 は 専 門 職 等 の 人 材 の 支 援 態 勢 が 整 っ て い る	107	94	123	2.21	2.62	2.08	2.00	3.00	2.00	0.774	0.705	0.753
回 答 私 の 組 織 で は 、 主 な 支 援 者 を 決 め て い る	105	94	124	2.68	3.19	2.56	3.00	3.00	3.00	0.791	0.610	0.789
支 援 者 を 増 や す こ と は 私 の 組 織 職 員 の 安 心 に つ な が る	98	91	121	3.18	3.33	3.12	3.00	3.00	3.00	0.709	0.597	0.665
子 ど も と 保 護 者 の 両 方 を 支 援 す る こ と が 必 要 だ	108	95	131	3.69	3.81	3.69	4.00	4.00	4.00	0.523	0.394	0.539
保 護 者 以 外 の 家 族 へ の 支 援 も 必 要 で あ る	102	93	125	3.10	3.65	3.10	3.00	4.00	3.00	0.802	0.503	0.689
私 の 組 織 は 困 難 な ケ ー ス に つ い て 児 童 相 談 所 に 支 援 の 相 談 を す る	104	93	121	3.05	2.99	3.14	3.00	3.00	3.00	0.874	0.773	0.850
私 の 組 織 は 支 援 方 法 に つ い て の 研 修 が 必 要 で あ る	104	95	128	2.92	3.16	3.05	3.00	3.00	3.00	0.634	0.512	0.638
私 の 組 織 は 支 援 に つ い て の 定 期 的 な 研 修 を 受 講 し て い る	105	95	127	2.65	2.92	2.46	3.00	3.00	3.00	0.734	0.679	0.794

Table6-7-2 質問項目と回答数（平均値、中央値、標準偏差） ②n=244、③n=133、④n=62

質問項目	総数			平均値			中央値			標準偏差		
	公立保育所等	母子保健	民間保育所等	公立保育所等	母子保健	民間保育所等	公立保育所等	母子保健	民間保育所等	公立保育所等	母子保健	民間保育所等
公立が積極的に受け入れ、支援すべきである	105		124	3.03		2.35	3.00		2.00	0.700		0.989
私の保育所等は他の保育所等に支援の方法について相談をしたことがある	104		126	2.01		2.14	2.00		2.00	0.887		0.953
地域の公立と民間は定期的な連携を行なったほうが良い	107		124	2.95		2.92	3.00		3.00	0.620		0.852
学校のスクールソーシャルワーカーと連携し、支援を行なっている	107		126	2.12		1.83	2.00		2.00	0.939		0.927
② 公立・民間保育所等のみ回答 保育所等にソーシャルワークの専門職を配置し、直接支援にあたる必要がある	108		126	2.65		2.63	3.00		3.00	0.824		0.874
保育所等に専任のベテラン保育士を配置し、直接支援にあたる必要がある	108		128	2.70		2.66	3.00		3.00	0.740		0.758
保育所等での直接支援は、園長や主任保育士で十分できている	107		126	2.30		2.29	2.00		2.00	0.690		0.705
保育所等が保護者支援の相談ができる専門家が定期的に巡回して欲しい	105		127	3.09		3.21	3.00		3.00	0.622		0.763
保護者に不適切な養育をしていることを伝えるのは難しい	109		128	3.39		3.59	3.00		4.00	0.653		0.594
児童相談所や市町村の虐待通告窓口に通告するのは保護者との関係性でためらう	109		127	2.35		2.49	2.00		3.00	0.821		0.942
保育所等が支援について相談できる機関が少ない	109		126	2.27		2.56	2.00		3.00	0.715		0.890
子どもの支援は専門家からのアドバイスを欲しい	109		128	3.31		3.38	3.00		3.00	0.619		0.627
2者は定期的な連携を行っている	40	51	41	3.15	2.75	2.93	3.00	3.00	3.00	0.662	0.891	0.932
③ 該当組織のみ回答 定期的に2者と他機関は連携を行っている	40	51	41	3.00	2.84	2.73	3.00	3.00	3.00	0.847	0.834	0.949
主に支援を行なっているのは私の組織である	38	51	41	2.34	2.75	2.59	2.00	3.00	3.00	0.745	0.744	0.774
私の組織だけでは対応が困難である	41	51	41	3.34	3.39	3.24	3.00	3.00	3.00	0.693	0.568	0.663
情報があれば、私の組織で積極的に支援することができる	41	51	41	2.63	2.76	2.71	3.00	3.00	3.00	0.662	0.586	0.716
保護者に様々なサービスの提供ができる	40	50	41	2.68	2.84	2.83	3.00	3.00	3.00	0.572	0.584	0.667
産まれた子どもは保育所等で養育のサポートを受けた方がいい	17	40	5	3.41	3.25	3.20	4.00	3.00	3.00	0.712	0.630	0.447
2者は定期的な連携を行っている	17	39	5	3.06	2.95	3.20	3.00	3.00	3.00	0.748	0.759	0.837
④ 該当組織のみ回答 定期的に2者と他機関は連携を行っている	17	39	5	3.18	3.13	2.40	3.00	3.00	2.00	0.809	0.767	0.548
主に支援を行なっているのは私の組織である	17	40	5	2.47	3.23	2.60	2.00	3.00	3.00	0.717	0.698	0.548
保育所等に入所する際、2者間での保護者の情報共有は必要である	17	40	5	3.76	3.63	3.80	4.00	4.00	4.00	0.437	0.540	0.447
保育所に入所しないのであれば、その保護者が当該地域にいても2者で情報共有はしない	17	40	5	2.53	3.10	2.80	2.00	3.00	3.00	0.874	0.900	1.095

Table 6-8-1 要支援家庭・子どもの支援態勢に関する質問項目と所属の関係 (n=339)

質問内容	所属	有効	中央値	(25%,	75%)		p値
2者は定期的な連携を行っている	公立保育所等	107	3	3	4	***	<.00
	母子保健	94	3	2	3	***	
	民間保育所等	124	3	2	4		
2者だけでなく、他機関との連携も必要だ	公立保育所	104	4	3	4	***	<.00
	母子保健	94	4	3	4		
	民間保育所	127	3	3	4	*	
定期的に2者を含めた他機関と連携している	公立保育所	104	3	3	4	***	<.00
	母子保健	94	3	3	3		
	民間保育所	126	3	2	3	***	
2者が連携する時の保育所等窓口は、園長や主任保育士で十分である	公立保育所	108	3	2	3	***	<.00
	母子保健	89	2	2	3		
	民間保育所	129	3	2	3		
連携する際、個人情報をごどこまで他機関と共有するか悩む	公立保育所	106	3	2	3		n.s.
	母子保健	95	3	2	3		
	民間保育所	130	3	2	3		
主に支援をしているのは私の組織である	公立保育所	101	3	2	3	***	<.00
	母子保健	92	2	2	2		
	民間保育所	116	2	2	3	*	
保育所等だけで十分支援ができています	公立保育所	105	2	2	3		<.00
	母子保健	88	2	3	3		
	民間保育所	128	2	1	2	***	
母子保健担当部署だけで十分支援ができています	公立保育所	89	2	1	2		n.s.
	母子保健	94	2	2	2		
	民間保育所	112	2	1	2		
どう支援していいかわからない時がある	公立保育所	103	3	2	3		n.s.
	母子保健	94	3	2	3		
	民間保育所	122	3	2	3		
支援してもしなくても変わらないケースがある	公立保育所	98	2	2	3		n.s.
	母子保健	86	3	2	3		
	民間保育所	120	3	2	3		
私の組織は専門職等の人材の支援態勢が整っている	公立保育所	107	2	2	3	***	<.00
	母子保健	94	3	2	3		
	民間保育所	123	2	2	3	***	
私の組織では、主な支援者を決めている	公立保育所	105	3	2	3	***	<.00
	母子保健	94	3	3	4		
	民間保育所	124	3	2	3	***	
支援者を増やすことは私の組織職員の安心につながる	公立保育所	98	3	3	4		n.s.
	母子保健	91	3	3	4		
	民間保育所	121	3	3	4		
子どもと保護者の両方を支援することが必要だ	公立保育所	108	4	3	4		n.s.
	母子保健	95	4	4	4		
	民間保育所	131	4	3	4		
保護者以外の家族への支援も必要である	公立保育所	102	3	2	4	***	<.00
	母子保健	93	4	3	4		
	民間保育所	125	3	3	4	***	
私の組織は困難なケースについて児童相談所に支援の相談をする	公立保育所	104	3	3	4		n.s.
	母子保健	93	3	2	4		
	民間保育所	121	3	3	4		
私の組織は支援方法についての研修が必要である	公立保育所	104	3	3	4		<.03
	母子保健	95	3	3	3	*	
	民間保育所	128	3	3	3		
私の組織は支援についての定期的な研修を受講している	公立保育所	105	3	2	3		<.00
	母子保健	95	3	3	3		
	民間保育所	127	3	2	3	***	

Kruskal-Wallis test ***p<.01,*p<.05

Table6-8-2 要支援家庭・子どもの支援態勢に関する質問項目と所属の関係 (n=244)

	所属	有効	中央値	(25%,	75%)		p値
公立が積極的に受け入れ、支援すべきである	公立保育所	105	3	3	3	\	<.00
	民間保育所	124	2	2	3		
私の保育所等は他の保育所等に支援の方法について相談をしたことがある	公立保育所	104	2	1	3		n.s.
	民間保育所	126	2	1	3		
地域の公立と民間は定期的な連携を行なったほうが良い	公立保育所	107	3	3	3		n.s.
	民間保育所	124	3	2	3		
学校のSSWerと連携し、支援を行っている	公立保育所	107	2	1	3	\	<.01
	民間保育所	126	2	1	2		
保育所等にソーシャルワークの専門職を配置し、直接支援にあたる必要がある	公立保育所	108	3	2	3		n.s.
	民間保育所	126	3	2	3		
保育所等に専任のベテラン保育士を配置し、直接支援にあたる必要がある	公立保育所	108	3	2	3		n.s.
	民間保育所	128	3	2	3		
保育所等での直接支援は、園長や主任保育士で十分できている	公立保育所	107	2	2	3		n.s.
	民間保育所	126	2	2	3		
保育所等が保護者支援の相談ができる専門家が定期的に巡回して欲しい	公立保育所	105	3	3	3		n.s.
	民間保育所	127	3	3	4		
保護者に不適切な養育をしていることを伝えるのは難しい	公立保育所	109	3	3	4	\	<.01
	民間保育所	128	4	3	4		
児童相談所や市町村の虐待通告窓口に通告するのは保護者との関係性でためらう	公立保育所	109	2	2	3		n.s.
	民間保育所	127	3	2	3		
保育所等が支援について相談できる機関が少ない	公立保育所	109	2	2	3	\	<.01
	民間保育所	126	3	2	3		
子どもの支援は専門家からのアドバイスが欲しい	公立保育所	109	3	3	4		n.s.
	民間保育所	128	3	3	4		

Mann-WhitneyのU test **p<.01,*p<.05

Table6-8-3 要支援の未就園児に関する質問項目と所属の関係 (n=133)

	所属	有効	中央値	(25%,	75%)		p値
2者は定期的な連携を行っている	公立保育所	40	3	3	4		n.s.
	母子保健	51	3	2	3		
	民間保育所	41	3	2	4		
定期的に2者と他機関は連携を行っている	公立保育所	40	3	2	4		n.s.
	母子保健	51	3	2	3		
	民間保育所	41	3	2	3		
主に支援を行なっているのは私の組織である	公立保育所	38	2	2	3		n.s.
	母子保健	51	3	2	3		
	民間保育所	41	3	2	3		
私の組織だけでは対応が困難である	公立保育所	41	3	3	4		n.s.
	母子保健	51	3	3	4		
	民間保育所	41	3	3	4		
情報があれば、私の組織で積極的に支援することができる	公立保育所	41	3	2	3		n.s.
	母子保健	51	3	2	3		
	民間保育所	41	3	2	3		
保護者に様々なサービスの提供ができる	公立保育所	40	3	2	3		n.s.
	母子保健	50	3	2	3		
	民間保育所	41	3	2	3		

Kruskal-Wallis test **p<.01,*p<.05

Table6-8-4 特定妊婦に関する質問項目と所属の関係 (n=62)

	所属	有効	中央値	(25%,	75%)		p値	
産まれた子どもは保育所等で養育のサポートを受けた方がいい	公立保育所	17	4	3	4		n.s.	
	母子保健	40	3	3	4			
	民間保育所	5	4	4	4			
2者は定期的な連携を行っている	公立保育所	17	3	3	4		n.s.	
	母子保健	39	3	2	3			
	民間保育所	5	3	3	4			
定期的に2者と他機関は連携を行っている	公立保育所	17	3	3	4		n.s.	
	母子保健	39	3	3	4			
	民間保育所	5	2	2	3			
主に支援を行なっているのは私の組織である	公立保育所	17	2	2	3	\	<0.00	
	母子保健	40	3	3	4			**
	民間保育所	5	3	2	3			
保育所等に入所する際、2者間での保護者の情報共有は必要である	公立保育所	17	4	4	4		n.s.	
	母子保健	40	4	3	4			
	民間保育所	5	4	4	4			
保育所に入所しないのであれば、その保護者が当該地域にいても2者で情報共有はしない	公立保育所	17	2	2	3		n.s.	
	母子保健	40	3	2	4			
	民間保育所	5	3	3	3			

Kruskal-Wallis test **p<.01,*p<.05

5 結果

5.1 要支援子ども家庭の支援体制に関する所属ごとの設問の得点差の比較(Table6-8-1)

Q1からQ18までの設問に対し、Kruskal-Wallis検定を行った結果は以下のとおりである。

Q1「2者²⁾の定期的な連携を行っている」($H(2)=17.04$, $p=.000$)、Q2「2者だけでなく他機関との連携も必要だ」($H(2)=17.22$, $p=.000$)、Q3「定期的に2者を含めた他機関と連携している」($H(2)=15.64$, $p=.000$)、Q4「2者が連携する時の保育所等窓口は、園長や主任で十分である」($H(2)=10.40$, $p=.006$)、Q5「連携する際、個人情報をごとまで他機関と共有するか悩む」($H(2)=2.41$, $p=.299$)、Q6「主に支援をしているのは私の組織である」($H(2)=12.64$, $p=.002$)、Q7「保育所等だけで十分支援ができています」($H(2)=13.51$, $p=.001$)、Q8「母子保健担当部署だけで十分支援ができています」($H(2)=3.29$, $p=.192$)、Q9「どう支援していいかわからない時がある」($H(2)=4.24$, $p=.120$)、Q10「支援してもしなくても変わらないケースがある」($H(2)=.74$, $p=.688$)、Q11「私の組織は専門職等の人材の支援態勢が整っている」($H(2)=28.77$, $p=.000$)、Q12「私の組織では、主な支援者を決めている」($H(2)=37.23$, $p=.000$)、Q13「支援者を増やすことは私の組織職員の安心につながる」($H(2)=4.72$, $p=.094$)、Q14「子どもと保護者の両方を支援することが必要だ」($H(2)=3.50$, $p=.173$)、Q15「保護者以外の家庭への支援も必要である」($H(2)=38.67$, $p=.000$)、Q16「私の組織は困難なケースについて児童相談所に支援の相談をする」($H(2)=2.73$, $p=.255$)、Q17「私の組織は支援方法についての研修が必要である」($H(2)=6.93$, $p=.031$)、Q18「私の組織は支援についての定期的な研修を受講している」($H(2)=19.49$, $p=.000$)の11項目(Q1.2.3.4.6.7.11.12.15.17.18)で所属間に有意な差があった。

さらに、11項目において多重比較を行った結果が、下記のとおりである。

質問項目Q1「2者は定期的な連携を行っている」の多重比較では、母子保健担当部署と公立保育所等($z=3.85$, $p=.000$)と、民間保育所等と公立保育所等($z=3.21$, $p=.004$)のペアに有意差がみられた。比べると公立保育所等の方が定期的な連携を行っていると考えていることが言える。他の組み合わせは有意ではなかった。

質問項目Q2「2者だけでなく、他機関との連携も必要だ」の多重比較では、民間保育所等と母子保健担当部署($z=4.10$, $p=.000$)、公立保育所等と母子保健担当部署($z=-2.77$, $p=.017$)のペアに有意差がみられた。それぞれ比べると母子保健担当部署の方が、2者だ

けでなく、他機関との連携も必要と考えていることが言える。他の組み合わせは有意ではなかった。

質問項目Q3「定期的に2者を含めた他機関と連携している」の多重比較では、民間保育所等と公立保育所等($z=3.17$ 、 $p=.005$)、民間保育所等と母子保健担当部署($z=3.51$ 、 $p=.001$)のペアに有意差がみられた。民間保育所等と公立保育所等を比べると、公立保育所等の方が、民間保育所等と母子保健担当部署と比べると、母子保健担当部署の方が定期的に2者を含めた他機関と連携していると言える。他の組み合わせは有意ではなかった。

質問項目Q4「2者が連携する時の保育所等窓口は、園長や主任保育士で十分である」の多重比較では、母子保健担当部署と公立保育所等($z=3.22$ 、 $p=.004$)を比べると有意差がみられた。公立保育所等の方が2者が連携する時の窓口となる職員は、園長や主任保育士で十分と考えていることが言える。他の組み合わせは有意ではなかった。

質問項目Q6「主に支援をしているのは私の組織である」の多重比較では、母子保健担当部署と民間保育所等($z=-2.52$ 、 $p=.034$)及び母子保健担当部署と公立保育所等($z=3.47$ 、 $p=.002$)の間で有意差がみられた。それぞれ、民間保育所等、公立保育所等の方が、自組織において支援を主に行っていると考えていることが言える。他の組み合わせは有意ではなかった。

質問項目Q7「保育所等だけで十分支援ができている」の多重比較では、民間保育所等と母子保健担当部署($z=-3.67$ 、 $p=.001$)を比べると有意差がみられた。母子保健担当部署の方が保育所等だけで十分支援ができていると考えていることが言える。他の組み合わせは有意ではなかった。

質問項目Q11「私の組織は専門職等の人材の支援体制が整っている」の多重比較では、民間保育所等と母子保健担当部署($z=-5.21$ 、 $p=.000$)及び公立保育所等と母子保健担当部署($z=-3.92$ 、 $p=.000$)の間で有意差がみられた。それぞれ比べると母子保健担当部署の方が、自組織に専門職等の人材の支援体制が整っていると考えていることが言える。他の組み合わせは有意ではなかった。

質問項目のQ12「私の組織では、主な支援者を決めている」の多重比較では、民間保育所等と母子保健担当部署($z=-5.85$ 、 $p=.000$)及び公立保育所等と母子保健担当部署($z=-4.65$ 、 $p=.000$)の間で有意差がみられた。それぞれ比べると母子保健担当部署の方が、自組織での主な支援者を決めていることが言える。他の組み合わせは有意ではなかった。

質問項目のQ15「保護者以外の家族への支援も必要である」の多重比較では、民間保育所等と母子保健担当部署($z=-5.72$ 、 $p=.000$)及び公立保育所等と母子保健担当部署($z=-5.16$ 、 $p=.000$)の間で有意差がみられた。それぞれ比べると母子保健担当部署の方が、保護者以外の家庭への支援が必要と考えていることが言える。他の組み合わせは有意ではなかった。

質問項目のQ17「私の組織は支援方法についての研修が必要である」の多重比較では、公立保育所と母子保健担当部署($z=-2.61$ 、 $p=.027$)の間で有意差がみられ、比べると母子保健担当部署の方が、支援方法の研修が必要だと感じていることが言える。他の組み合わせは有意でなかった。

質問項目のQ18「私の組織は支援についての定期的な研修を受講している」の多重比較では、民間保育所等と母子保健担当部署($z=4.41$ 、 $p=.000$)の間で有意差がみられ、母子保健担当部署の方が支援についての研修を定期的に受講していると言える。他の組み合わせは有意でなかった。それ以外の項目では有意差がみられなかった。

5.2 要支援子ども家庭の支援体制に関する公立と民間の設問の得点差の比較(Table6-8-2)

Q19からQ30までの設問に対し、Mann-WhitneyのU検定を行った結果は以下のとおりである。

Q19「公立が積極的に受け入れ、支援すべきである」($U(1)=29.09$ 、 $p=.000$)、Q20「私の保育所等は他の保育所等に支援の方法について相談をしたことがある」($U(1)=1.10$ 、 $p=.294$)、Q21「地域の公立と民間は定期的な連携を行ったほうが良い」($U(1)=.019$ 、 $p=.891$)、Q22「学校のSSWerと連携し、支援を行っている」($U(1)=6.39$ 、 $p=.011$)、Q23「保育所等にソーシャルワークの専門職を配置し、直接支援にあたる必要がある」($U(1)=.032$ 、 $p=.858$)、Q24「保育所等に専任のベテラン保育士を配置し、直接支援にあたる必要がある」($U(1)=.162$ 、 $p=.687$)、Q25「保育所等での直接支援は、園長や主任保育士で十分できている」($U(1)=.000$ 、 $p=.985$)、Q26「保育所等が保護者支援の相談ができる専門家が定期的に巡回して欲しい」($U(1)=2.99$ 、 $p=.084$)、Q27「保護者に不適切な養育をしていることを伝えるのは難しい」($U(1)=6.59$ 、 $p=.010$)、Q28「児童相談所や市町村の虐待通告窓口に通告するのは保護者との関係性でためらう」($U(1)=1.66$ 、 $p=.197$)、Q29「保育所等が支援について相談できる機関が少ない」($U(1)=6.67$ 、

p=.010)、Q30「子どもの支援は専門家からのアドバイスが欲しい」(U(1)=.748、p=.387)の4項目(Q19.22.27.29)で、公立保育所等と民間保育所等で有意差がみられた。

結果として、公立保育所等と民間保育所等では積極的に支援すべきとの考えに有意に差があり、公立保育所等のほうが積極的に支援すべきと考えている傾向がわかる。公立保育所等と民間保育所等では学校のSSWerと連携し、支援を行うことに有意に差があり、公立保育所の方が、学校のSSWerと連携し、支援を概ね行っていると考えている傾向がある。公立保育所等と民間保育所等では、保護者に不適切な養育をしていることを伝えるのは難しいとの考えに有意に差があり、民間保育所等の方が保護者に不適切な養育をしていることを伝えるのは難しいと考えている。公立保育所等と民間保育所等では保育所等が支援について相談できる機関が少ないとの考えに有意に差があり、民間保育所等の方が保育所等が支援について相談できる機関が少ないと考えていると言える。

それ以外の質問項目では有意差はみられなかった。

5.3 要支援の未就園児に関する所属ごとの設問の得点差の比較(Table6-8-3)

Q31からQ36までの設問に対し、Kruskal-Wallis検定を行った結果は以下のとおりである。

Q31「2者は定期的な連携を行っている」(H(2)=4.66、p=.097)、Q32「定期的に2者と他機関は連携を行っている」(H(2)=1.74、p=.418)、Q33「主に支援を行っているのは私の組織である」(H(2)=5.67、p=.059)、Q34「私の組織だけでは対応が困難である」(H(2)=1.12、p=.570)、Q35「情報があれば、私の組織で積極的に支援することができる」(H(2)=.611、p=.737)、Q36「保護者に様々なサービスの提供ができる」(H(2)=2.14、p=.343)となり、全ての質問項目で、所属との関係に有意差はみられなかった。

5.4 特定妊婦に関する所属ごとの設問の得点差の比較(Table6-8-4)

Q37からQ42までの設問に対し、Kruskal-Wallis検定を行った結果は以下のとおりである。

Q37「産まれた子どもは保育所等で養育のサポートを受けた方がいい」(H(2)=3.90、p=.142)、Q38「2者は定期的な連携を行っている」(H(2)=.573、p=.751)、Q39「定期的に2者と他機関は連携を行っている」(H(2)=4.51、p=.105)、Q40「主に支援を行っているのは私の組織である」(H(2)=12.89、p=.002)、Q41「保育所等に入所する際、2者間での

保護者の情報共有は必要である」(H(2)=1.09、p=.578)、Q42「保育所に入所しないのであれば、その保護者が当該地域にいても2者で情報共有はしない」(H(2)=5.01、p=.082)となり、1項目(Q40)において有意差があった。

質問項目のQ40「主に支援を行っているのは私の組織である」で所属間で有意差があった。多重比較すると、公立保育所等と母子保健担当部署の間に有意差がみられた($z=-3.41$ 、 $p=.002$)。母子保健担当部署の方が、主に支援を行っているのは自分の組織であると考えていると言える。他の組み合わせは有意ではなかった。

6 考察

本研究の目的である、要支援子ども・家庭への支援における、第1に、母子保健担当部署と保育所等の連携の認識、第2に、公立保育所等と民間保育所等の保育所におけるソーシャルワークの必要性、その担い手に関する意識、について考察する。最後に本研究の課題について述べる。

6.1 母子保健担当部署と保育所等の連携の認識

子ども期における切れ目のない支援を実現するためには、母子保健担当部署と保育所等が連携を行う必要があると考える。本研究での質問紙の項目では、Q1～Q3がそれに該当する。

それらの項目では、有意差がすべてみられている。2者間の定期的な連携については、公立保育所等が定期的に連携を行っていると考えていることが明らかとなった。公立保育所等からすると、母子保健担当部署との連携は重要だと考え、意識的に連携しようとしていることが伺える。公立保育所と母子保健担当部署は、同じ行政機関であるため、連携のしやすさがあつたのではないだろうか。公立保育所は母子保健担当部署と、連携を密にすることができ、その重要性を感じたのではないだろうか。

母子保健担当部署は、保育所等の2者だけでなく、他機関との連携が必要だと考えていることが明らかとなり、小児科、歯科などの医療分野、行政内の他課等、要保護児童対策地域協議会での情報共有の重要性を感じていると思われる。役所内に母子保健担当部署の場所があるため、保育所以外の他機関との連携のしやすさもあると考える。病院(小児科、産

科等)と母子保健は密接な関係があるが、母子保健担当部署は福祉(保育所等)と連携することとあまり重要性を感じていないのではないだろうか。

定期的な2者を含めた他機関との連携とは、要保護児童対策地域協議会等を想定しているが、公立保育所等と母子保健担当部署がより他機関連携を意識していることが明らかとなった。双方とも行政機関のため、連携の取りやすさもあり、他機関連携を意識しやすいと推察される。

母子保健担当部署と保育所等における支援者、および対象者への考え方については、質問紙のQ4、Q11、Q12が支援者、Q17は支援者の資質向上、Q14、15は対象者に該当する。

支援者に関しては、母子保健担当部署が専門職の担当者を決めており、人材の体制が整っていると考えていることが明らかとなった。一方で、公立・民間保育所等では、そのような専門職の人材や、担当者を母子保健担当部署ほど整えていないと示唆される。人材育成や資質向上として研修に関する質問項目があるが、母子保健担当部署は研修の必要性を感じ、受講していることが示唆される。公立・民間保育所等では、研修を受ける時間的余裕がない、またそのような研修案内が、少ないのではないだろうか。

対象者への支援として、Q14「子どもと保護者の両方を支援することが必要だ」について、有意差はみられなかったが、中央値、標準偏差、四分位数などを各所属で比較すると、各所属とも重要であると考えている傾向があると言える。また、Q15では、保護者以外の家族支援の重要性については、母子保健担当部署がより重要だとの認識を持っていることが明らかとなった。公立・民間保育所等は、ほぼ毎日、保護者支援、子ども支援を直接会って実践している。母子保健担当部署は、母子支援を行う中で、家族内の力関係についてアセスメントを行う内に、家族全体を考えなければ親子の支援が立ち行かないことを感じることもあるのではないだろうか。

6.2 公立保育所等と民間保育所等の保育所におけるソーシャルワークの必要性、その担い手に関する意識

保育所におけるソーシャルワークの質問項目は、Q23、24、25である。公立保育所等と民間保育所等では、有意差はなかった。中央値、標準偏差、四分位数等をみると、ほぼQ23、24、25が両者が同じような回答であることが言える。

Q23「保育所等にソーシャルワークの専門職を配置し、直接支援にあたる必要がある」、Q24「保育所等に専任のベテラン保育士を配置し、直接支援にあたる必要がある」

の項目は、公立・民間保育所とも、概ねソーシャルワーク専門職もしくは、ベテラン保育士の配置を望んでいると言える。Q25「保育所等での直接支援は、園長や主任保育士で十分できている」は、公立・民間保育所等とも、どちらかというあまり思っていないと言える。

よって、現状として、専門職の配置も、専任の保育士の配置もないため、基本的には園長や主任保育士が支援を行っていると考えられるが、公立・民間保育所ともあまり十分とは思っていないことが示唆された。また、公立・民間保育所とも専任の職員の配置を望んでいることも示唆された。質問紙の記述欄にいくつか記載されていた内容に、「専門職等の配置が必要ということはわかっているが、保育士不足で日常保育も厳しい」との記載が多数あった。保育所等は支援者の配置の必要性を感じているが、現状、人材不足でそれどころでない様子が伺え、困難な状況が示唆された。

6.3 本研究の課題

本研究では、母子保健担当部署と保育所との連携について、かつ公立保育所と民間保育所の要支援子ども・家庭への支援等について調査検討した。

母子保健担当部署と保育所の連携の重要性について、2者は互いに感じているが、その中身までは本研究では明らかにできなかった。さらに、どのような内容の連携を2者が考えているのか、そこにどのような問題があるのか等、2者間を踏まえ検討していく必要がある。

公立保育所と民間保育所では、要支援子ども・家庭への支援の重要性を互いに感じていた。しかし、人材不足などで、そこまで手が回っていないという現状があった。支援する際の壁として、人材不足以外の理由、つまり本研究で明らかにできなかった、何が困難だと考えているかをさらに調査する必要がある。そこには、公立保育所と民間保育所とで認識の差があるのかも、検討する必要がある。

注

- 1) 本研究では、要支援子ども・家庭の支援を行っている、母子保健の保健師を対象としている。その担当者の所属部署が、それぞれの行政で名が異なるため(保健センター、保健所、保健福祉センター、子育て世代包括支援センター、地域保健など)、それらの総称を母子保健担当部署とした。
- 2) 2者とは、「母子保健担当部署」と「保育所等」のことを指す。

第7章 本研究における総括的考察

本章では、以下3点について検討する。初めに、本研究から導き出された結果を総括し、保育所等における要支援子ども・家庭への支援およびそれを担う職員の定義、そして保育所等の支援システムについて、および切れ目のない支援について考察する。最後に、本研究の意義、課題について検討し、乳幼児期におけるソーシャルワークの実現にむけた提言を行う。

1 本研究における知見

本項では、第1に各章の総括、第2にSSWerと保育所の支援の比較、最後に保育所等の支援システムについて考察する。

1.1 各章の総括

第2、3、4、5、6章の結論を考察する。

第2章では、第1に我が国の施策、第2に各機関のソーシャルワーク、第3にイギリスの貧困対策であるシュアスタートの3点を挙げて、乳幼児期を中心とした子ども虐待防止における研究動向を概観した。

第1は、①ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチの連携、②母子保健と児童福祉を統合したワンストップ機能の組織、③支援拠点を身近な地域に設置、について評価され、④子育て支援施策が乱立、⑤乳幼児期から学童期に至る切れ目のない支援の実現、が課題として挙げられた。

第2は、児童福祉施設のFSW、SSWer、保育ソーシャルワークを挙げた。FSWとSSWerの差は、支援対象の中核が家族か子どもかの違いがあった。保育ソーシャルワークは、議論はされているが、まだ統一した見解がないことが示された。

第3のシュアスタートは、特色として親子の多機能総合相談窓口として機能しており、保育、相談機能、アウトリーチや家庭訪問支援など、我が国の子ども施策に視座を与えるものであった。

そこで第3章研究1では、日本国内の5つの行政機関の取り組みを踏まえ、保育所における要支援・子ども家庭への支援への支援ネットワークの比較を行った。その結果、以下の2つの支援方法があることがわかった。第1は、巡回訪問や保育所からの訪問依頼があった際、

助言や情報共有を受ける、いわゆる問題がある際に専門的知識がある職員を派遣する方法と、第2は、保育所内で直接支援をし、他機関と連携する専任の保育士(家庭支援推進保育事業を活用した保育士)を活用する方法をとっている行政があった。そこでは保育士の養成や人材確保の問題はあるが、親子を直接支援し、家庭や地域と連携するメリットがあることが示唆された。しかし、直接支援できる支援者を乳幼児期にどの現場にどう配置するかという点については、様々な議論が残った。

第4章研究2では、すでに学校現場で実施され、一定以上の実績が得られているSSWerについて配置形態や支援プロセスについて分析を行った。SSWerの配置形態が「配置型」もしくは「派遣型」の違いによって支援プロセスに違いがあるのではないかと予想され、現場での直接支援の経験を積み重ねながら、多様な社会資源を組み合わせる「配置型」の利点を明らかにした。研究3では、「環境を通して行う教育」である「保育」を実践した経験のあるSSWerの語りから、支援プロセスと意識の変容を通して、子どもと家庭を直接支援する保育士の「ケアワーク」の経験が「ソーシャルワーク」に活かされていく過程を質的に検討した。このようにSSWerの支援プロセスにおいて、子どもや家庭に直接的支援ができる配置型の形態が支援効果を上げると示唆され、子どもへのケアワークの実践経験がソーシャルワークを行う際に好影響を及ぼしていることが示唆された。

さらに第5章研究4では、保育所におけるソーシャルワーク的支援を行っている保育士の語りの分析を行った。子どもに様々な経験をさせ、発達支援を行ってきた保育士としてのキャリアの積み重ねが、情報共有や協議会での連携、家庭支援等に役立つことが明らかとなった。また、公立の保育士であるが故に、一保育所の家庭支援担当保育士と役所の保育主管課の職員としての2つの肩書を持ち、保護者に対しては保育所、民間保育所に対しては役所の主管課職員として、使い分けていることも利点として語られており、注目すべき点であった。支援プロセスでは、保育士としての価値やアイデンティティにおける葛藤を抱えながらも、要支援子ども・家庭を支援するという熱い意識が明らかとなった。

第6章研究5では、母子保健担当部署と保育所の連携について質問紙調査を行った。保育所は母子保健担当部署との連携を期待していることや、所長や主任保育士の業務の一部にするのではなく、専門のソーシャルワーク的支援を行う担当者の配置を期待していること等が明らかとなった。

1.2 乳幼児期におけるソーシャルワークの考案

本研究における以下6点の知見を踏まえ、乳幼児期におけるソーシャルワークを考案する。

第1に児童養護施設のFSW、第2に、巡回訪問と家庭支援推進保育事業(研究1)、第3にSSWerの配置形態(研究2)、第4に、子ども期のソーシャルワークを担う人材(研究3)、第5に、保育士によるソーシャルワーク的支援(研究4)、第6に、民間保育所と公立保育所の意識調査(研究5)に分けて、それぞれの知見と保育所等での要支援子ども・家庭における支援者を対比し、乳幼児期のソーシャルワークを考案する。

1.2.1 児童養護施設のFSW

児童養護施設のFSWの役割は、家族再統合支援と退所後のアフターフォローがメインである。中山(2008a)は、ファミリーソーシャルワークには2種類あると言い、第1に「困難を抱える前の家庭への支援」と、第2に「困難を抱えて家庭が崩壊の危機あるいは崩壊した家族への支援」が挙げられるとした。中山が述べている第2が、児童養護施設のFSWの支援であり、第1、2とも、子ども家庭総合支援拠点、保育所等の支援が考えられる。

大橋(2010:4-5)は、子どもの支援は「他の社会福祉行政分野とは異なり、母子関係も含めた家族全体への支援」が必要であるとした。子どもが生活する場にソーシャルワークの視点が導入されることで、子どもだけでなく家庭への支援の視点も必要であると指摘されている。保育所における要支援子ども・家庭への支援で不可欠なものは、子どもの権利を守ることであり、家庭内でも、子どもの権利を守る視点が必要である。FSWと乳幼児期におけるソーシャルワークの相違は以下である。

FSWは家庭への支援という概括的な役割を持つが、乳幼児期におけるソーシャルワークは、常に子どもへの視点を持ち、子どもが成長するために家族をエンパワメントするというスタンスである。時には、子どもの権利保障のために、親と対峙する場面もあることを想定している。さらに、乳幼児期におけるソーシャルワークは、後のFig.7-4で示す他機関と連携や支援を行うという側面を持つ。

1.2.2 巡回訪問と家庭支援推進保育事業(研究1)

研究1では、保育所の支援を大別すると、要支援子ども・家庭に対し、臨床心理士などの巡回訪問でコンサルテーションを行っているところと、加配保育士として家庭支援推進保育事業を行っているところがあった。乳幼児期におけるソーシャルワークとの相違は以下である。

保育所の巡回相談は、障がい児保育における支援の視座を、保育士や保護者に助言することが主体である(佐伯 2013)。要支援子ども・家庭にも、障がいを持つ子どもも含まれるが、虐待のグレーゾーンや虐待があつている家庭など、多様な家庭があるため、すべて巡回相談で網羅することは困難である。対して家庭支援推進保育事業は、問題を抱えている子ども・家庭への支援を加配の保育士が支援する。しかし、問題を抱えている子ども・家庭が、ある一定の割合を超えないと加配保育士の予算がつかない。

臨床心理士の専門性は保育所にとって、必要なものであるが、環境に働きかけ、多機関と連携を行うようなソーシャルワークとは異なる。乳幼児期におけるソーシャルワークは、積極的なアウトリーチや、要支援子ども・家庭の直接の支援を行うことを期待しているため、家庭支援推進保育事業には相以があると考えるが、巡回訪問とは異なると考える。

1.2.3 SSWerの配置形態(研究2)

SSWerの配置形態は大別すると配置型と派遣型がある。研究2の結果から、SSWer自身が考える、最も支援が効果的な配置形態は配置型である事が示唆された。SSWerの経緯は、アメリカのセツルメントハウスのワーカーの活躍である。子どもが労働を強いられた劣悪な生活をしている貧困地域に、セツルメントハウス内に図書館を設置し、勉強スペースを提供したり、勉強を教えたりといった取り組みをしながら、学校と家庭の訪問を行うようになったのが契機である(門田2010:28-33;野田2012)。歴史を振り返ってみても、子どもたちが暮らす地域にワーカーがいて、環境に働きかけ、学校と地域と家庭をつなぐ役割を果たしてきた。子どもや家族の支援をする上で、ソーシャルワーカーが生活している地域に根ざすことは重要であると考える。そして、福祉の専門職が配置され、教職員の中で役割分担を行うことによって、役割が明確となり、教師の教育活動を阻害することなく福祉の支援が行われ、子どもの安定化が図られる。そして、「チームとしての学校」として組織的体制を整え機能強化を図ることができるのではないかと考えられた。

このように、拠点校に配置されて、教職員との連携・協働によって、チームとして学校運営をしていく方法は、保育所や幼稚園という場においても、学ぶべきことが多く、保育士が、保育所内外において連携・協働しつつ、子どもと家庭の支援を行っていく際に有効な知見であると考えられる。

1.2.4 子ども期のソーシャルワークを担う人材(研究3)

研究3でケアワークの経験が、SSWerのソーシャルワークに活かされていることの重要性が示唆された。SSWerの基本資格として、社会福祉士が挙げられるが、金子(2010:63-

64,69-70)によると社会福祉士は「子ども領域よりも高齢者や障害者領域に傾斜した資格となっている」とし、養成課程が改定された際は、「ジェネリックな側面を強化したが、それでもケアとの関連性は“介護”の一般知識・技術と規定されており、現状では子どもの“養育”との関連性はない」としている。その他、養成課程で保育士と社会福祉士の2課程を合わせて学ぶことの効果を挙げており、子ども家庭への総合的な支援ができる専門職の育成が必要であると述べている。さらにいうと、今般の子ども虐待問題から、子ども分野の新しい国家資格「子ども家庭福祉士(仮称)」(福祉新聞 2019)の議論が出ている。それはソーシャルワークの国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士のみでは、子ども・家庭への支援対応は困難であることを一側面として表していると考えられる。

SSWerに親和性があると考えられる乳幼児期の支援者は、子どもの発達を知り、「環境を通して行う教育」である「保育」の豊かな実践経験を持つ保育士もしくは幼児教育の資格を持つ者で、それに加えてソーシャルワークの知識もしくは資格を持つ人材が望ましいと考える。

1.2.5 保育士によるソーシャルワーク的支援(研究4)

研究4では、保育所でソーシャルワーク的支援を行っている保育士の可能性について検討した。結果、ケアワークの豊かな経験を通して、職員の支援や子ども・家庭への直接支援、公立と民間保育所、要保護児童対策地域協議会や母子保健担当部署との連携を行っていた。特に重要な結果を2点上げる。第1に家庭支援担当保育士は、公立の拠点保育所に配置され、その管轄地域の公立および民間保育所を定期的に巡回していた。要保護児童対策地域協議会の会議の出席や情報共有も担っていた。第2に家庭支援担当保育士は、拠点の保育所に籍を置いているが、役所の保育担当部署との兼務といった、2つの肩書を持つ事で、他機関(特に民間保育所)との連携が円滑にできるようになった。

研究4の結果は、後述の乳幼児ソーシャルワークの目指している支援に近いと考える。乳幼児ソーシャルワークは、要支援子ども・家庭を対象とする。子どもの人権を守り健やかな成長の責任を国も負っている。まずは、公的責任のもと、公立保育所から後述の乳幼児ソーシャルワークを担う人材を導入する事が堅実ではないだろうか。一定のエリア内に拠点の公立保育所を定め、その人材を配置し、役所の関係部署と保育所の兼務という2つの肩書を持つことで、母子保健など他の役所の部署や、民間保育所等とも連携を取りやすくなるであろう。他機関や民間保育所等への巡回連携もしくは巡回支援を行うことで、ネットワークを構築する事ができると考える。つまり、SSWerで考えると、教育委員会の事務所の様

なところを拠点として、派遣されるのが派遣型である。ひとつの公立保育所を拠点として、他の保育所に派遣されるのであれば、派遣型とあまり変わりはないと考える。誤解を恐れずに言うと、拠点とする場所が、事務所か現場かの違いと考えられる。現場が拠点の方が、実践感覚や現場の状況、センスを掴みやすく、アセスメント等に活かせるのではないだろうか。

さらにその人材の件費は、家庭支援推進保育事業の緩和で対応する考えも検討されるべきだろう。家庭支援推進保育事業の基準を少し柔軟にし、現行の概ね全体の40%以上(ひとり親家庭、外国人子育て家庭等配慮が必要な家庭における子ども)を引き下げ、加配予算を付与することにより、実現の可能性が高まると考える。

1.2.6 民間保育所と公立保育所の意識調査(研究5)

研究5の設問23「保育所等にソーシャルワークの専門職を配置し、直接支援にあたる必要がある」、設問24「保育所等に専任のベテラン保育士を配置し、直接支援にあたる必要がある」、設問25「保育所等での直接支援は、園長や主任保育士で十分できている」が、乳幼児ソーシャルワークに関する質問である。

分析結果から、公立も民間保育所も、要支援子ども・家庭に対し、ソーシャルワーク的な支援が必要であると感じている事が明らかとなった。現状、支援を行っているであろう園長や主任保育士では、あまり十分な支援はできていないと考えており、人材に関しては、ソーシャルワークの専門職の配置にも、専任のベテラン保育士の配置にも、概ね必要性を感じている事が明らかとなった。これらの結果は、研究1、3、4の結果を裏付ける内容である。保育所等が、乳幼児期のソーシャルワーク的な支援を求めている根拠となり得ると考える。

1.3 保育所等を中心とした切れ目のない支援

本研究における以下3点の知見を踏まえ、切れ目のない支援システムを検討する。

第1に、子ども虐待防止に関する施策動向、第2にシュア・スタート、第3に、母子保健担当部署と保育所の連携(研究5)に分けて、それぞれの知見と乳幼児期のソーシャルワークを対比し、切れ目のない支援システムの考察を試みる。

1.3.1 子ども虐待防止に関する施策動向

市区町村における行政内での子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会と連携を行うことは当然である。また、他機関である、保育所

等、学校、児童養護施設等は、連携がスムーズに行くためにも、保育所に乳幼児期のソーシャルワークを担う人材を配置し、その者が中心となってカンファレンスや協議に参加する。学校のSSWerとも連携を図り、地域の民生委員、主任児童委員や公民館等とも繋がり、社会資源の発掘等の活動を行うことが期待されるであろう。

子ども家庭総合支援拠点には、職員の配置人数等が定めてある。小規模型は3型があり、A型は人口約5.6万人未満で、子ども家庭支援員2名(常時)の計2名、B型は人口約5.6万以上11.3万人未満で、子ども家庭支援員2名、虐待対応専門員1名の計3名、C型は人口約11.3万人以上17万人未満で、子ども家庭支援員2名、虐待対応専門員2名の計4名、中規模型は人口約17万人以上45万人未満で、子ども家庭支援員3名、心理担当支援員1名、虐待対応専門員2名の計6名、大規模型人口約45万以上で、子ども家庭支援員5名、心理担当支援員2名、虐待対応専門員4名の11名となっている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 2017b)。その配置人数の体制では、継続的な支援を数多く持つ場合、一つ一つのケースに集中および深奥に支援することが困難となったり、職員の疲弊感に繋がることが想定される。未就園児や学校所属のない18歳未満の子どもに関しては、子ども家庭総合支援拠点が主担当となり支援していくと考えられるが、保育所等に入所するとやはり、ほとんどのケースは所属見守りとなりやすいため、保育所等にも継続的な支援ができる支援者が必要となる。

妊娠期からの切れ目のない支援を考え、市区町村では、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会にポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせた支援を行う環境が整備されている(Fig.2-2参照)。その行政機関での支援と、子どもの所属機関である、保育所等、学校、児童養護施設について、乳幼児期のソーシャルワークを担う人材、SSWer、FSWの体制の併走が、切れ目のない支援、見落とさない支援を行えると考えられる。

1.3.2 シュアスタート

シュアスタートでは、地域を拠点とし早期介入として、乳幼児の子どもに関する保健、幼児教育・保育、家庭支援や親の就労支援等まで、ワンストップサービスを行っていた。また、ボランティアの家庭訪問支援やアウトリーチなど、積極的に利用者の近くまで支援を届ける取り組みを行っていた。シュアスタートを埋橋(2011b)は、我が国で例えるなら多機能保育所と名付けていた。

シュアスタートで例えるのは難しいかもしれないが、我が国の現状で考えると、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、保育所等が連携すると、シュアスタートの

ような機能に近づくのではと考える。そこで、アウトリーチや家庭訪問支援の機能を乳幼児期のソーシャルワークを担う人材と、ホームスタート等のボランティアとの連携ができると支援の幅が広がることが期待できる。

シュアスタートのように、2019年10月から、乳幼児の保育の利用料が0歳から2歳までの一部補助を含め、3歳から5歳の原則全世帯で無償化となる(内閣府・文部科学省・厚生労働省 2019)。幼児教育の重要性が認識されてきており、さらなる子どもの人権を尊重した、保育の質を求められると考える。その上で乳幼児期のソーシャルワークを担う人材を拠点保育所に配置し、保育所等、子ども家庭総合支援拠点と連携し、さらには未就園児、特定妊婦等にも支援を拡大する事が重要であると考え。

1.3.3 母子保健担当部署と保育所等の連携(研究5)

研究5で、母子保健担当部署と公立・民間保育所等の連携について調査した結果、①公立保育所等の方が、母子保健担当部署との定期的な連携を行っている、②母子保健担当部署は、母子保健担当部署と保育所等以外の他機関との連携を重要視している、③公立・民間保育所等とも、主に支援をしているのは自分の組織である、④母子保健担当部署は、公立・民間保育所等より、専門職等の人材の支援体制が整っている、⑤母子保健担当部署は、公立・民間保育所等より、主な支援者を決定している、⑥母子保健担当部署の方が、公立・民間保育所より家族支援が必要だと思っている、の6点が明らかとなった。

①では、公立保育所は母子保健担当部署と連携する際、同じ行政機関であるため、よりいっそう連携がとりやすいと考える。②では、母子保健担当部署は要保護児童対策地域協議会で関係機関との情報共有を行うため、二者での連携よりその他の機関との連携を重要視しているのではないかと考える。③では、公立・民間保育所等で、毎日の観察など、要支援子ども・家庭に直接支援ができるため、母子保健担当部署の訪問支援等より身近な支援ができていると思われる。

④、⑤で明らかになったことから、公立・民間保育所等は、母子保健担当部署より、支援者の人材も備わっておらず、主たる支援者が定まっていない事が言え、公立・民間保育所等での、要支援子ども・家庭の支援システムが軟弱である事が示唆される。⑥では、公立・民間保育所等は、母子保健担当部署のように家庭支援をそれほど重要と思っていない事が言える。それは保育所では子どもへの支援が中心となっているからではないだろうか。保育所は母子保健担当部署より二者間の連携を望んでいる。それは、子どもや親の他機関から見た様

子や支援状況を知り、日々の保育や子育て支援に活かせたいと考えているからではないだろうか。

以上、母子保健担当部署と保育所等の連携を図るためにも、保育所等における要支援子ども・家庭への支援システムを検討する必要があると考える。要保護児童対策地域協議会で協議される要支援児童についてもあると想定されるが、それ以前の子ども・家庭について、早期の二者の連携は極めて重要になると考える。要支援子ども・家庭の支援者を、乳幼児期のソーシャルワークを担う人材を明確に位置付ける事で、窓口が一本化され、二者間の連携が円滑に行われることが期待できる。

2 要支援子ども・家庭の保育所等支援モデル

2.1 保育所等における「乳幼児ソーシャルワーク」の定義

本研究では、乳幼児期における要支援子ども・家庭の支援システムについて検討を行った。以下その支援システムについて考察する。

全ての子ども・家庭を対象とした支援をポピュレーションアプローチ、問題を抱えている要支援子ども・家庭への支援をハイリスクアプローチとして、アプローチごとに区別し検討してきた。ポピュレーションアプローチは全子ども・家庭の状況把握をし、リスクが疑われる子ども・家庭の発見から、ハイリスクアプローチへと連続し支援が継続される。要支援子ども・家庭の支援は、全ての子ども・家庭を対象とした子育て支援とは異なり、特にソーシャルワークを踏まえた個別支援や、配慮が必要であることは本研究からも明白である。ハイリスクアプローチは、支援が必要な子ども・家庭に限定されるため、要支援子ども・家庭の必要としているニーズに焦点化した個別支援ができる。特に、ハイリスクアプローチはポピュレーションアプローチと比較すると、全体の中の少数への支援である。しかし将来のある子どもが生まれ育った環境によって不利益を被らないように、社会が援助する必要がある。要支援子ども・家庭を、少数派や自己責任の問題として捉えるのではなく、社会全体で子ども・家庭に対してウェルビーイングを目指す必要がある。

要支援子ども・家庭の保護者の多くは、特に問題意識を持たない間に、子どもが虐待的な状況に陥ることも多く、保護者自身は相談意欲がないことが多い。そのような保護者に対しては、常にではなく必要な時の「世話焼き」と言われるような、ソフトでポジティブな予防的かつ積極的支援、および関係機関との連携が必要となる。本研究で使用する「予防

「かつ積極的支援」とは、子どもの人権を守るセーフティネットの範囲であり、建設的な関わりを行うという意味である。

予防的かつ積極的支援は親子だけではなく、きょうだいや親族等に行い、エンパワメントすることで、キーパーソンとなる人を探し出せる可能性がある。特に、乳幼児期は家庭環境に大きな影響を受ける。乳幼児のみならず、その家庭全体を支援することで、子どものウェルビーイングを目指すことができる。こうした予防的かつ積極的な支援をする方法は、保育所という場の方がより実施しやすいと考えられる。なぜなら、保育所は送迎により必ず保護者が毎日子どもの育ちについて情報を共有できるからである。したがって本研究では、保育所を中心とした保育施設における乳幼児期のソーシャルワークに焦点をあて、要支援子ども・家庭に対するエンパワメントとウェルビーイングの援助支援の総称を「乳幼児ソーシャルワーク」と定義する。Fig.7-1に、保育所等における乳幼児ソーシャルワークの支援対象者の範囲を示す。

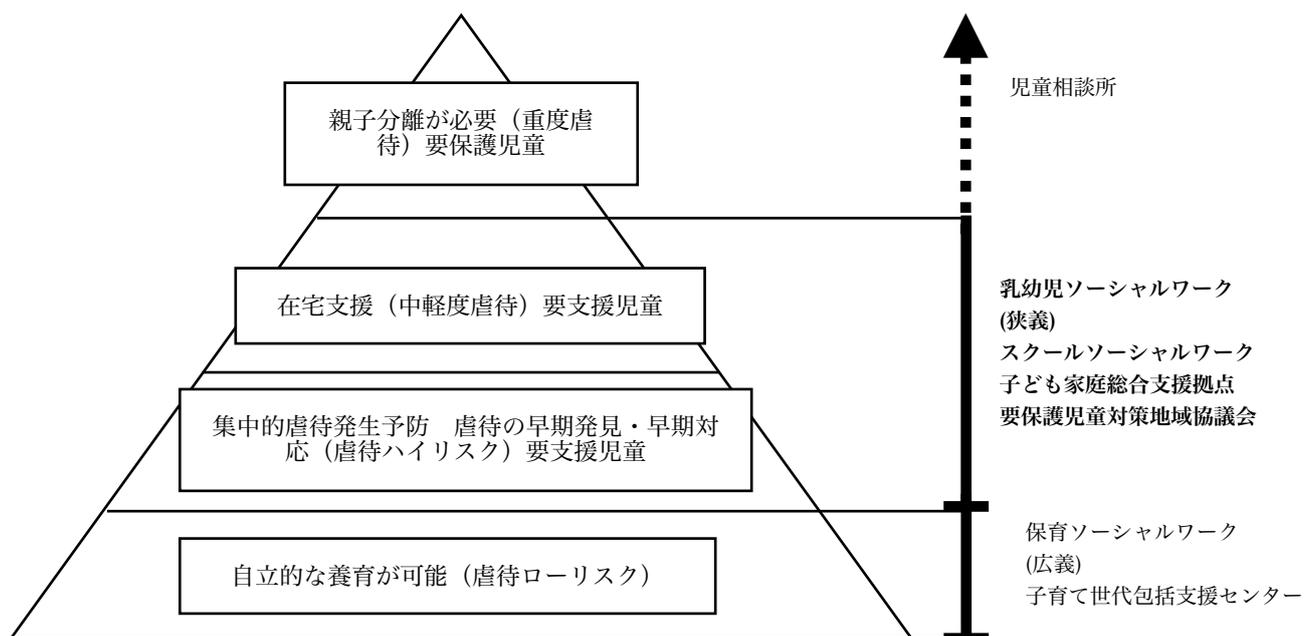


Fig.7-1 各機関の支援対象範囲

2.2 予防的かつ積極的支援に基づく「乳幼児ソーシャルワーク」の定義の独自性

前項では、乳幼児ソーシャルワークの定義を、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチとの関係で述べてきた。ここでは、乳幼児ソーシャルワークと保育ソーシャルワークの関連から、乳幼児ソーシャルワークの独自性について示す。

本研究では、保育ソーシャルワークが包括的で、乳幼児ソーシャルワークはその一部分を占める。乳幼児ソーシャルワークの対象は、第1章の「Fig.3 保育ソーシャルワークの対象についての考え方」の狭義に近いと考える。

既に示しているとおり、保育ソーシャルワークは統一した定義がない。しかし本研究での保育ソーシャルワークの考え方は、全ての子ども・家庭への支援として幅広い概念であると捉える。一方、本研究における乳幼児ソーシャルワークの概念は、保育ソーシャルワークの中の狭義の一部分で、個別的で限定的あると考える。Fig.7-2に、保育ソーシャルワークとの関係を示す。

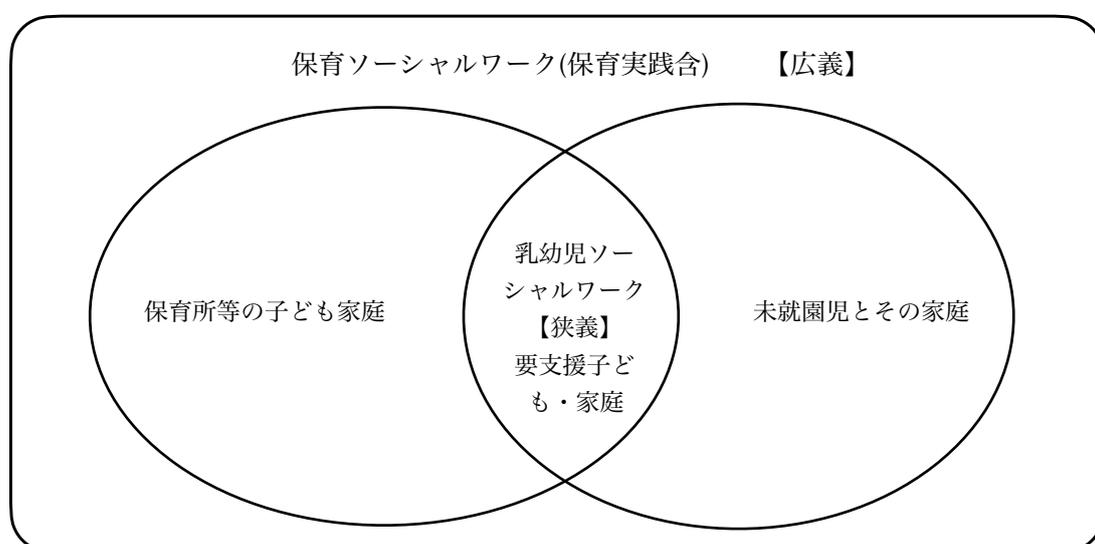


Fig.7-2 子育て支援における
保育ソーシャルワークと乳幼児ソーシャルワークの概念図

永野(2011a:26)によると、大きく分けて子ども・家庭には2つの相談・支援があると述べている。1点目は「保護者や子育て家庭が抱える子育ての問題の相談・支援を行う」ことであるとし、2点目は保護者自身が問題や課題を抱えており、それが子どもの発達や養育に影響を与える場合の「家庭全体の問題解決を目指した相談・支援」であると論じている。1点目は、保育ソーシャルワークの内容であり、2点目は乳幼児ソーシャルワークの内容であると考えられる。家庭全体を広く支援の対象として捉えながらも、中心に考えているのは子どものウェルビーイングである。そのために早期の予防的かつ積極的支援が必要となる。

保育ソーシャルワークの概念にある保育実践においては、乳幼児ソーシャルワークの概念には含まない。あくまでも、ケアワーク(保育実践)とソーシャルワーク(子育て支援を含)を

分離し、保育所等における要支援子ども・家庭に対するケースワークから生じるソーシャルワークと考える。

これまで、一部の保育所等が、組織の裁量で要支援子ども・家庭を中心とした支援を行っていたが、概念や総称については今まで十分とは言えなかった。本研究により、保育所等でのハイリスクアプローチとなる要支援子ども・家庭への支援を、乳幼児ソーシャルワークと捉え独自性を見出すと考えられる。

乳幼児期の発達を理解していることがベースとしてあり、尚且つ要支援子ども・家庭への支援としてソーシャルワークを行うことができる人材を「乳幼児ソーシャルワーカー」と位置づける。クラス担任などの直接保育にあたるケアワーカーが行うのではなく、専任の独立した立場となる職員が担うこととする。Fig.7-3に乳幼児ソーシャルワークの対象範囲および支援システムを記す。

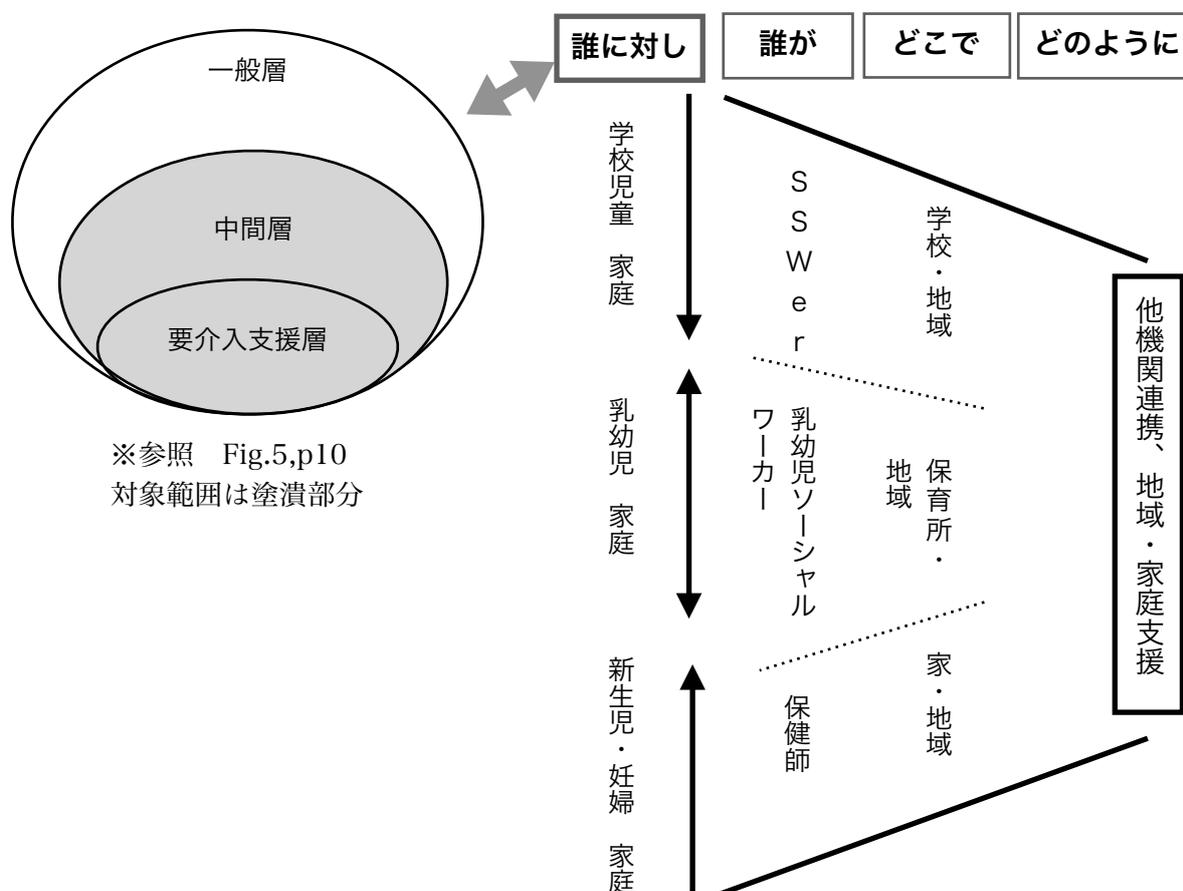


Fig.7-3 乳幼児ソーシャルワークの支援対象範囲および支援システム

2.3 予防的かつ積極的支援に基づく「乳幼児ソーシャルワーカー」の考案

乳幼児ソーシャルワークは、保育所等で要支援子ども・家庭を対象とするコアな新しい取り組みであるため、その主体者たる者の資格などの専門性、位置付けなどは決まったものはない。研究3、4の研究結果からも、乳幼児期の発達や子育て支援に対して、ソーシャルワーク的な内容を保育所等で行う場合、ケアワークの経験は重要であると考えられる。

保育ソーシャルワークの主体者について、永野・宮崎・香崎ほか(2014:124)は「保育者なのか、社会福祉専門職(社会福祉士・精神保健福祉士など)である」のか、「その他、養成機関が認定した専門職なのか」と論じており、若宮(2011:87)は、保育ソーシャルワークについて「誰がどのように担うのか、どの援助をソーシャルワークと指すのか等については統一した見解はない」と述べている。一方で伊藤(2011:14)は、「保育ソーシャルワークの主体論をめぐっては、保育士を想定するケースが多い」と述べ、ソーシャルワーカー、ファミリーソーシャルワーカーを想定するものもあり、「保育士とした場合も、社会福祉士資格を併用する者」と限定する議論もあると述べている。乳幼児ソーシャルワークを支援システムとして考案するには、どのような資格や人材を支援者として配置するかは必須である。保育士のケアワークから子ども家庭の支援の中で関係性や連続性がある枠組みと、SSWerの「人と環境との関係において問題をとらえる考え方は、エコロジカルな視点として現在のソーシャルワークの考え方を決定する主要な理論的枠組み」(文部科学省 2016)を視点として合わせ持つことが支援者には必要となる。

本研究では、乳幼児ソーシャルワークを担う支援者を「乳幼児ソーシャルワーカー」と位置付ける。Fig.7-4に乳幼児ソーシャルワークにおける乳幼児ソーシャルワーカーと支援の関連性について示す。対象は、保育所のみ限定せず、乳幼児を保育・教育・支援する様々な機関への配置を期待している。

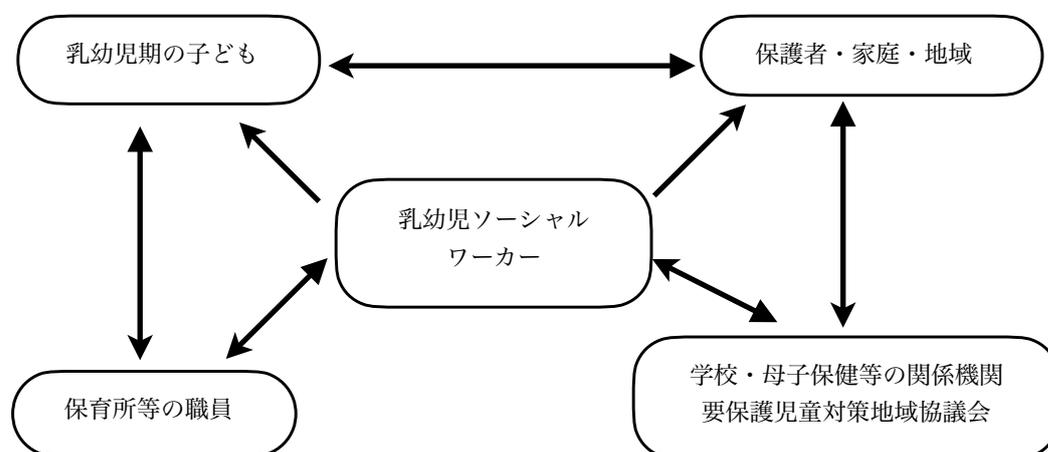


Fig.7-4 乳幼児ソーシャルワークにおける乳幼児ソーシャルワーカーと支援の関連

なお、乳幼児ソーシャルワーカーは、クラス担任としてケアワーク業務を行う者と、所内全体の子ども・家庭を支援し、全保育士への助言指導を行う主任保育士と職務は異なる。乳幼児ソーシャルワーカーは、要支援子ども・家庭に対する直接的で予防的かつ積極的支援に基づくソーシャルワークを行う。それは、保育所内外の2つに分類される。保育所内では、所属する(拠点保育所)要支援子ども・家庭における、①社会資源の活用、行政サービス支援、子どもの家庭養育支援、②母子保健担当部署(行政)等の関係機関との連携、③クラス担任支援、④主任保育士(全子ども・家庭の支援、全クラス担任支援)との役割分担である。保育所外では、エリア内(拠点保育所を除く)の要支援子ども・家庭における、①民間・公立保育所、その他保育施設との連携、②未就園児を含む地域の子育て支援、③要保護児童対策地域協議会等、学校等の関係機関との連携、④他保育所支援(巡回訪問：アドバイスや助言)が考えられる。保育所内外の支援システムのイメージ図をFig.7-5に、またTable7-1にそれぞれの職員の業務内容を示す。

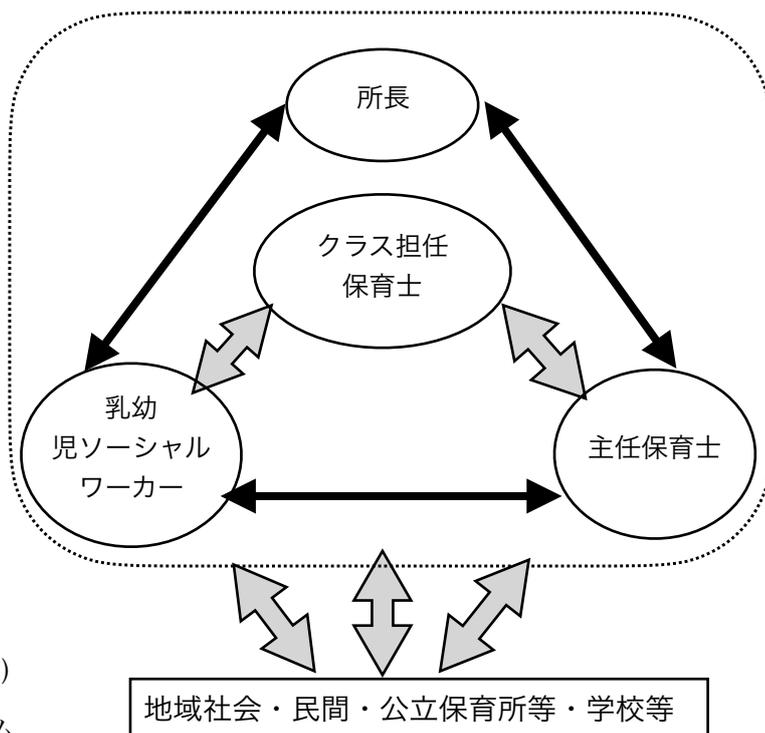


Fig.7-5 保育所等における支援システム

Table 7-1 主な保育所職員と乳幼児ソーシャルワーカーの業務内容

	所長	主任保育士	クラス担任	乳幼児ソーシャルワーカー	
				所内	所外(主管課職員)
主な業務	所内のマネジメント	全子ども家庭への支援	クラス全体の子どもの保育・教育	子ども・家庭支援	エリア内の保育施設等の連携
		全保育士の助言・指導		関係機関との連携	関係機関との連携
	所外への対応	所内の統括	保護者への支援	クラス担任支援	地域の子育て支援
				主任保育士との連携・分担	他保育所支援(巡回訪問)

3 本研究の課題と提言 –乳幼児期からの切れ目のない支援の実現にむけて–

本項では、第1に本研究の意義、第2に課題、第3に乳幼児ソーシャルワークの提言について述べる。

3.1 本研究の意義

本研究は、保育所等における要支援子ども・家庭への支援を行うにあたり、乳幼児期の支援をしている母子保健担当部署、学童期の支援のSSWerの実態、各自治体の取り組み、国の施策等について、実態を明らかにしてきた。本研究は混合研究法を用い、その多くは質的アプローチを採用した。その理由は、乳幼児ソーシャルワークにおいて、現場のリアリティーのある語りの収集により、実現可能な提示をしたかったためであった。

子どもの所属する機関では、ソーシャルワーカーの配置が進んでいるが、保育所等にはそれがなかった。保育所等にソーシャルワーカーの配置を切望されていても、具体的な配置内容の検討は十分ではなかった。本研究により、保育所等における要支援子ども・家庭に対し直接支援することの重要性が示めされた。予防的かつ積極的支援に基づく乳幼児ソーシャルワークは、その担い手を乳幼児ソーシャルワーカーと位置づけ、まず公立保育所を拠点とした機関と連携する。なぜ公立保育所を拠点とするのかということ、養成課程を修了し公務員試験を経て、業務について利益を追求せず公共の福祉を目的としていることと、一定の実務経験を積んでいる公立保育士を活用することで、一保育所保育士と役所の主管課職員の2つの肩書(兼務)が持ち、個人情報扱う上において活動に幅が生まれることが言える。また、対外的な連携として多くは母子保健担当部署や福祉課、保護課など行政内であることが予想され、迅速で躊躇うことのない情報共有ができると考えたからである。乳幼児ソーシャルワークの誕生で、乳幼児期の要支援子ども・家庭への集中的な支援が明確化されると考える。

3.2 本研究の課題

本研究の課題として、研究上と実践上の課題を分けて示す。

研究上の課題として以下3点を挙げる。第1に、支援システムを考案するにあたり、「誰が」にあたる乳幼児ソーシャルワーカーの人材育成について触れることができなかった。実務経験年数や、講習会のポイントによる受講履歴、事例研究等の研修体系の考案、また大学などの育成校でのカリキュラムや科目の新設などの体系も検討すべきであろう。第2に、

「どこで」にあたることとして、保育所のみならず、乳幼児の保育施設および幼稚園、こども園、地域子育て支援拠点、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点等にも、配置できると考えられるが、それぞれの施設で配置された乳幼児ソーシャルワーカーの可能性について触れることができなかった。第3に「どのように」について、配置形態のみならず、どのような具体的支援があるのか、その詳細な事例内容については触れられなかった。今後その3点について、研究を進めていきたい。第4に、質的研究による解釈主義的アプローチが中心となったため、根拠に基づく結論の裏付けが弱かった。質的アプローチと量的アプローチの順番や視点、組み合わせ方を変えると、さらに事象を深められる可能性が考えられる。研究法に関する力量や、質の精度をあげる必要がある。

実践上の課題として以下3点を挙げる。第1に乳幼児ソーシャルワーカーに対するスーパーバイズ(助言指導)が行える上司の存在とその育成である。第2に、乳幼児ソーシャルワーカーの実現のための財源が必要であり、現行の家庭支援推進保育事業の緩和もしくは新規事業の立ち上げが必要となる。第3に、本研究では要支援子ども・家庭の支援システムについて検討してきたが、保育所内での主任保育士の業務と考えているポピュレーションアプローチの担い手との役割分担など、保育所内外の業務の詳細なすみ分けについては不十分であった。業務分担が明確でないと、業務量が膨大になったり、それを支えるスーパーバイザーがないことで、乳幼児ソーシャルワーカーが孤立し、疲弊する可能性がある。乳幼児ソーシャルワーカー同士のピアサポート(同じような立場の人同士の支援)などの機会を意識的に作ることが大切であると考えられる。

3.3 乳幼児ソーシャルワークの実現にむけた提言

- ・乳幼児ソーシャルワークの実現に向けて、公的機関が役割や配置を検討すること。
- ・エリア内での公立保育所を一つの拠点とし、専任の乳幼児ソーシャルワーカーを拠点に配置すること。
- ・家庭支援推進保育事業の加配予算の基準となる対象家庭の割合(現行では概ね40%)の引き下げを行うこと。

本研究の最後に、3点を乳幼児ソーシャルワークの提言としたい。

あとがき

本論文は、筆者が児童相談所に勤務し始めた6年前頃、漠然と考えていたことを研究を通して具体化したものである。筆者は、保育所保育士としての経験、児童相談所での児童福祉司の経験を通して、子どもや家庭の様々な状況を観てきた。多様な問題を抱えている子ども・家庭に対して、その子ども・家庭にあった個を大切にしたいと支援を行いたいと考えている。そのためには、保育所等での支援システムの構築および関係機関でのネットワークが必要だと思案したことが、本論文作成のきっかけである。

本研究では、行政職員、保育所保育士、スクールソーシャルワーカー、母子保健担当部署等の様々な方々に、インタビュー調査、質問紙調査にご協力いただいた。この場を借りて感謝申し上げたい。実践内容についての貴重なインタビューは、実践者としての筆者自身にとっても意義深いものであった。質問紙調査については、現場では貴重な時間を割いて回答していただき、それにより現場の差し迫った思いを知ることができた。

博士論文の御指導いただいた齋藤政子教授をはじめ、樋口修資教授、今野貴之准教授、石田健太郎准教授、お茶の水大学西村純子准教授の先生方には、懇切丁寧なアドバイス、助言をいただいた。何度も気持ちが折れそうになった時には、愚痴を聞いて頂き、また励ましの言葉をかけていただき、ここまでようやく書き上げることができた。心より感謝申し上げたい。また、研究に関する助言をいただいた様々な先生方に、この場を借りてお礼を申し上げたい。

昨今、子どもが虐待され、虐待加害者として親が逮捕されるニュースを見ない日は無い。誰も子どもが亡くなることを良いと思っていない。しかし、重篤な子どもへの加害行為をする保護者に対して、筆者は心底ひどい人間だと思えることはできない。保護者も様々な思いや喪失経験があり、しつけと称する体罰がエスカレートし、重篤な状況になったと考えられる。そこまで至る間、保護者も追い詰められた状況があったのだろう。誰か、子どもを救い出せることは出来なかったのか。支援者は、重篤な事件が発生すると、マスコミや世論から責任の所在について厳しく追及される。責任を追求することよりも、重篤な状況にならないような、一歩先の継続的な支援の構築及び人材の育成が必要である。本論文がその一助となれば幸いである。

なお、保育関係予算の概要【2019(令和元)年度補正予算案・2020(令和2)年度予算案】(厚生労働省 2020)として、多様な保育の充実において、家庭支援推進保育事業は現行のままです。それとは別に、保育所等における要支援児童等対応推進事業が新規で予算化された。内容は、「保育所等において、保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員(仮称)の配置を促進し、保育所等における要支援児童等(要支援児童、要保護児童およびその保護者等)の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る」とある。非常に喜ばしいことであり、本論文がまさに目指していた内容が盛り込まれていると考えられ、今後、事業の実践内容や人材育成など、そして、家庭支援推進保育事業と要支援児童等対応推進事業の有機的な構造などについての研究も必要となってくると考える。益々本研究分野の発展に尽力したいと考えている。

教育と福祉は密接に関連していると考えます。家庭での養育に関する親への助言やアドバイスにも教育的視点は必ず必要であるし、教育の場所である学校でも子への教育が進みやすくするために、親子への生活基盤を支える福祉的な関わりは重要である。論文にご助言やご協力をいただいた皆様に感謝しつつ、筆者はこれからもChild Firstの視点で、子ども・家庭の教育および福祉に微力ながら力を尽くしたいと考える。

引用文献

- A.Bate&D.Foster (2017)Sure Start(England) Briefing Paper Number 7257,9June 2017 House of Commons Library
- 荒川歩・安田裕子・サトウタツヤ(2012)「複線径路・等至性モデルのTEM図の描き方の一例」『立命館人間科学研究』25、95-107
- 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 (2017) 「新しい社会的養育ビジョン」(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf>13.2018.7.2)
- Ball,M. and Niven,L.(2005)Buildings in Sure Start Local Programs,Sure Start Report 11,Nottingham:DfES(<http://www.ness.bbk.ac.uk/implementation/documents/328.pdf> 2019.4.20)
- Blair,T.(2006)'A failed test of leadership',(<https://www.theguardian.com/commentisfree/2006/oct/05/comment.publicservices>.2019.9.6)
- 母子保健法 平成二十八年六月三日公布 (平成二十八年法律第六十三号) 改正 第22条 (http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340AC0000000141#115 2019.4.2)
- Charles Teddlie and Abbas Tashakkori(2009)Foundations of Mixed Methods Research(=2017,土屋敦・八田太一・藤田みさお監訳『混合研究法の基礎 社会・行動科学の量的・質的アプローチの統合』西村書店.)
- DfES(2005) Implementing Sure Start Local Programmes:An in-depth study,Sure Start Report (<http://www.ness.bbk.ac.uk/implementation/documents/861.pdf>,2019.4.20)
- DfES(2008) NESS Research Team. The impact of Sure Start Local Programmes on three year olds and their families. Surestart Report 27. London, UK:DCSF; (<http://www.ness.bbk.ac.uk/impact/documents/41.pdf>. Accessed 2019..4.20)
- Edward Melhuish and Jacqueline Barnes(2004) Towards Understanding Sure Start Local Programmes: Summary Findings from the National Evaluation.

- Edward Melhuish, Jay Belsky, Jacqueline Barnes (2018) Sure Start and its Evaluation in England (<http://www.child-encyclopedia.com/sites/default/files/textes-experts/en/862/sure-start-and-its-evaluation-in-england.pdf> 2019.4.20)
- 榎本祐子・矢田朋恵・矢田匠(2016)「保育士・幼稚園教諭に求められる保育および子育て支援現場におけるソーシャルワーク機能についての一考察ーフィンランドのネウボラの視察からー」『滋賀大学教育学部紀要』66、1-12
- European Commission DG Employment, Social Affairs and Equal Opportunities(2006) Sure Start Synthesis Report(http://ec.europa.eu/employment_social/social_inclusion/docs/2006/pr_uk_en.pdf)
- 福祉新聞(2019)虐待から子どもを守る新たな国家資格を 超党派の国会議員が議論(<http://www.fukushishimbun.co.jp/topics/215842.19.9.20>)
- 外務省(1994)児童の権利に関する条約(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/je_pamph.pdf.2019.9.15)
- 萩田和秀(2016)「特定妊婦への支援における保健・児童福祉司・医療の連携」子どもの虹 情報研修センター紀要(14)、122-126
- 橋本真紀(2018)「包括的な子育て支援体制における地域子育て支援拠点事業の可能性」社会保障研究、3(2)、256-273
- 灰谷和代(2014)「児童虐待と保育ソーシャルワーク」日本保育ソーシャルワーク学会編『保育ソーシャルワークの世界ー理論と実践ー』晃洋書房、173-176.
- 林謙治(2019)「子育て世代包括支援センターの動向と期待～地方創生政策の推進と関連して～」『公衆衛生情報2』48(11)、6-7
- 平子哲夫(2019)「子育て世代包括支援センターへの期待・最近の母子保健施策の動向」『公衆衛生情報2』48(11)、4-5
- HM Treasury(2004) Choice for parents, the best start for children : a ten year strategy for childcare(https://dera.ioe.ac.uk/5274/2/02_12_04__pbr04childcare_480-1.pdf 2019.4.4)
- House of Commons (2017) Early Intervention Briefing paper No.7647
- 池田琴恵・池田満(2018)「エンパワーメント評価型学校評価の導入における校長の意識の変容過程」『教育心理学研究』66、162-180.

- 井上信次・松宮透高(2010)「メンタルヘルス問題のある親による児童虐待へのファミリーソーシャルワーカーの認識ー資格・経験年数とその問題認識や支援姿勢に及ぼす影響に焦点を当ててー」『川崎医療福祉学会誌』20(1)、107-116
- 今村浩司・下田学(2017)「チームとしての学校のあり方からみるスクールソーシャルワーカーの役割」『西南女学院大学紀要』21,95-106
- 伊藤嘉余子 (2007)「養護施設におけるレジデンシャルワークの再考ー児童養護施設実践に焦点をあててー」『埼玉大学紀要 教育学部』56(1)、83-94
- 伊藤美佳子 (2017)「保育ソーシャルワーカーの定義」日本保育ソーシャルワーク学会 著者 『保育ソーシャルワーカーのお仕事ガイドブック』風鳴舎、16-19
- 伊藤良高(2011)「保育ソーシャルワークの基礎理論」伊藤良高・永野典詞・中谷彪編著『保育ソーシャルワークのフロンティア』晃洋書房、9-16
- 伊藤良高(2014)「保育制度・経営論としての保育ソーシャルワーク」日本保育ソーシャルワーク学会 編 『保育ソーシャルワークの世界ー理論と実践ー』晃洋書房、21-32
- 伊藤良高(2018)「保育ソーシャルワークとは何か」鶴宏史・三好明夫・山本佳代子・ほか 編『保育ソーシャルワークの思想と理論』晃洋書房、1-20
- 岩間大和子(2006)「英国ブレア政権の保育政策の展開ー統合化、普遍化、質の確保へー」レファレンス 4、6-34
- 岩重佳治(2011)「現地調査から学ぶイギリスの子どもの貧困対策」 「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク編『イギリスに学ぶ子どもの貧困解決 日本の「子どもの貧困対策法」にむけて』かもがわ出版、11-35
- Jane Lewis(2011) From Sure Start to Children's Centres:An Analysis of Policy Change in English Early Years Programmes. Journal of Social Policy,40,71-88
- Jay Belsky eds.編著(2007)The National Evaluation of Sure Start:Does area-based early intervention work?(=2013.清水隆則監訳『英国の貧困児童家庭の福祉政策ーSure Startの実践と評価ー』明石書店)
- 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会(2019) 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000496811.pdf> 2019.4.1)
- 実方伸子(2009)「困難な人ほど入れない保育所 子どもの生存権保障を担う保育所」子どもの貧困白書編集委員会編著『子どもの貧困白書』明石書店、211-213

- 門田光司(2009a)「全国のスクールソーシャルワーカーの取り組み」『月刊生徒指導』5、18-21.
- 門田光司(2009b)「福岡県の取り組み状況」日本学校ソーシャルワーク協会『2008年度スクールソーシャルワーカー 活用事業ー現状と課題ー』学校ソーシャルワーク研究特集号、47-48
- 門田光司・奥村賢一著(2009)『スクールソーシャルワーカーのしごと～学校ソーシャルワーク実践ガイド～』中央法規
- 門田光司(2010)『学校ソーシャルワーク実践ー国際動向とわが国での展開ー』ミネルヴァ書房
- 加賀美尤祥(2010)「児童福祉施設における子ども家庭ソーシャルワーク」日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程編『これからの子ども家庭ソーシャルワーカー ースペシャリスト養成の実践ー』ミネルヴァ書房、109-124
- 抱井尚子(2015)「混合研究法とTEA」安田裕子・滑田明暢・福田茉莉・ほか編『TEA理論編 複線径路等至性アプローチの基礎を学ぶ』新曜社、172-176
- 抱井尚子(2016)「第1章 混合研究法 “古くて新しい”研究アプローチ」抱井尚子・成田慶一編『混合研究法への誘い 質的・量的研究を統合する新しい実践研究アプローチ』遠見書房、2-4
- 金井直美(2009)「私的領域での人権侵害と法規制ー日本における家庭内の虐待とその防止に関する法律の制定を事例としてー」明治大学政治学研究論集、30、17-41
- 金子恵美(2010)「子ども家庭に関わる専門職の今後」日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程編『これからの子ども家庭ソーシャルワーカー ースペシャリスト養成の実践ー』ミネルヴァ書房、59-78
- 笠原正洋・加藤和生(2011)「保育所保育士による児童虐待の発見と通告に関する実態調査」『中村学園大学・中村学園短期大学部研究紀要』43、13-19
- 笠原正洋(2018)「保育所保育士を対象にした児童虐待防止での専門職連携実践に関する短期研修が通告の抵抗感に及ぼす効果」中村学園大学発達支援センター研究紀要、9、19-24
- 笠野恵子(2016)「保育の質を高めるためのこどもソーシャルワークに関する一考察」『鹿児島国際大学大学院学術論集』8、1-8

- 加藤彰彦(2008)「スクールソーシャルワークと社会資源」山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳編『スクールソーシャルワーク論』学苑社、85-96
- 加藤純(2009)「家庭支援専門相談員の役割確立と専門性形成の過程」『社会事業研究』48、142-145
- 加藤曜子(2010)「市町村ネットワーク；調整機関の役割－要保護児童対策地域協議会調整機関と個別ケース検討会議参加機関調査から－」『流通科学大学－人間・社会・自然編－』22(2)、51-62
- 加藤曜子(2013)「要保護児童対策地域協議会－機能するための要件・ファミリーソーシャルワークの視点－」『マッセ大阪研究紀要』16、29-39.
- 加藤曜子(2016)「市町村児童家庭相談と要保護児童対策地域協議会の運営」『流通科学大学論集－人間・社会・自然編－』28(2)、29-41
- 君島昌志・君島智子(2016)「支援を必要とする児童および家庭への対応－宮城県大崎市におけるスクールソーシャルワーカーの専門性に関するインタビュー調査をもとに－」『東北福祉大学研究紀要』40、35-47
- 木村容子(2016)「自治体における養育支援訪問事業の実施に影響を与える要因の分析－ミクロからメゾ領域の実践に焦点を当てて－」『ソーシャルワーク学会誌』33、27-39
- 衣笠秀一(2018)「福祉事務所の中核機関としての役割及び体制・業務の見直し－新たな包括的相談支援体制における中核機関の集約－」『日本社会事業大学研究紀要』64、5-22
- 木脇奈智子(2017)「フィンランド・ネウボラの理念と現状－ハナーリンナのネウボラナース養成校の現地調査から－」『藤女子大学QOL研究所紀要』12(1)、5-12
- 国際ソーシャルワーカー連盟 編著(2004)『ソーシャルワークと子どもの権利 「国連子どもの権利条約」研修マニュアル』筒井書房
- 駒田安紀・山野則子(2015)「社会福祉士・精神保健福祉士資格所有状況による実践の差の検証－効果的スクールソーシャルワーカー配置プログラム構築に向けた全国調査より－」『学校ソーシャルワーク研究』10、37-48
- 小林由美子(2017)「『チーム学校』としての在り方」『名古屋学院大学教職センター年報』1、69-75
- 厚生労働省(2004)「第1章 要保護児童対策地域協議会とは」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05-01.html> 2018,6.29).

厚生労働省(2005a)要保護児童対策地域協議会設置・運営指針(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv11/05.html>2019.9.11)

厚生労働省 (2005b)「平成17年度 少年非行事例等に関する調査研究報告書」(<https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hikou/kenkyu/8-6-2.html> 2019.4.28)

厚生労働省(2007)「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate12/03.html>,2018.5.20).

厚生労働省(2008)「養育支援訪問事業ガイドライン」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate08/03.html>.2018.6.20).

厚生労働省(2014a)地域子育て支援拠点事業実施要綱(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kyoten_youkou_H30.pdf2019.9.10)

厚生労働省(2014b)「“健やか親子21(第2次)”について検討会報告書」「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000045648.pdf>.2019.8.31)

厚生労働省(2015)「子育て世代包括支援センターと利用者支援事業等の関係等について」(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s41-2.pdf> 2019.4.3)

厚生労働省(2016) 平成28年国民生活基礎調査(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/03.pdf>.2019.9.5)

厚生労働省(2017a)「子育て世代包括支援センターの設置運営について(通知)」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成29年3月31日 雇児発0331第5号) (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc2680&dataType=1&pageNo=1 2019.4.1)

厚生労働省(2017b) 「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kosodatesedaigaidorain.pdf>. 2018.7.1)

厚生労働省(2017c)「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について(通知)」(雇児発0331第49号 平成29年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)

厚生労働省(2017d)養育支援訪問事業の実施状況調査(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000349535.pdf>.2019.9.10)

厚生労働省(2017e)「要保護児童地域対策協議会・運営指針について」(https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060403/files/2017080700322/file_2017871195213_1.pdf 2019.5.3)

厚生労働省(2017f)「保育所保育指針(厚生労働省告示第百十七号)」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000160000.pdf>,2018.9.9)

厚生労働省(2018a)「保育所等関連状況取りまとめ(平成30年4月1日)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000350592.pdf>.2019.8.18)

厚生労働省(2018b)「保育所保育指針解説」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000202211.pdf>.2018.10.1)

厚生労働省(2018c)平成30年度地域子育て支援拠点事業実施状況(<https://www.mhlw.go.jp/content/000519569.pdf>.2019.9.15)

厚生労働省(2018d)「地域子育て支援拠点事業の経営状況等に関する調査報告書」平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(https://www.murc.jp/uploads/2018/04/koukai_180420_c2.pdf.2019.9.15)

厚生労働省(2018e)「社会福祉士の現状等(参考資料)」(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000198347.pdf 2019.5.10)

厚生労働省(2019a)「平成30年度児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000533886.pdf>.2019.8.20)

厚生労働省(2019b)「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」社会保障審議会 児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第15次報告

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(2012)「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(雇児発0405第11号 平成24年4月5日)(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-70.pdf> 2019.4.29)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(2017a)「多様な保育促進事業の実施について」(雇児発0417第4号 平成29年4月17日)

- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(2017b)「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」雇児発0331第49号(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161700.pdf>.2019.9.18)
- 厚生労働省子ども家庭局保育課(2020)「令和2年度保育関係予算の概要」(<https://kosodatehiroba.com/pdf/19box/2020hoikukayosan.pdf>.2020.2.29)
- 香崎智郁代(2012)「子育て支援施設非利用者の現状と支援の課題に関する一考察—非利用者を対象にしたアンケートを参考に—」社会関係研究、18(1)、19-45
- 工藤歩(2009)「スクールソーシャルワーカーの育成についての一考察—人材に求められる能力と、育成の状況における課題について—」関西福祉大学社会福祉学部研究紀要 12、101-107
- 久能由弥(2013)「スクールソーシャルワーカーの実務上の課題—教育委員会担当者とスクールソーシャルワーカーへの基礎調査を通じて」『学校ソーシャルワーク研究』8、25-36
- 倉石哲也(2019)「保育ソーシャルワークの考え方」倉石哲也・鶴宏史編『MINERVAはじめて学ぶ子どもの福祉11 保育ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房、15-25
- 栗山隆(2015)「スクール(学校)ソーシャルワーカーと家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の協働—「溶融する家族」と生きる子どもを支えるために—」『北星論集』53(1)、49-62
- 黒川恵子・入江安子(2017)「特定妊婦に対する保健師の支援プロセス—妊娠から子育てへの継続したかかわり—」日本看護科学会誌 37、114-12
- 埋橋玲子(2009)「イギリスのシュア・スタート —貧困の連鎖を断ち切るための未来への投資・地域プログラムから子どもセンターへ—」『四天王寺大学紀要』48、377-388
- 埋橋玲子(2011a)「シュア・スタートとイギリスの乳幼児・家庭支援」「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワーク編『イギリスに学ぶ子どもの貧困解決 日本の「子どもの貧困対策法」にむけて』かもがわ出版、37-64
- 埋橋玲子(2011b)「イギリスのシュア・スタートと日本の課題 貧困問題と就学善のワンストップ機能」『部落解放研究』192、40-51.
- 真鍋健(2010)「障害のある幼児に関する保育所巡回相談の評価—X市における保育者と保育コーディネーターへの質問紙調査より—」『幼年教育研究年報』32、43-52

- 丸目満弓(2015)「保護者支援の前提となる保育士と保護者間コミュニケーションに関する現状と課題ー保護者アンケートを中心としてー」『大阪総合保育大学紀要』9、173-194
- 益邑千草(2017)「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の現状と課題」小児保健研究,76(4)、306-311
- 松本伊智朗(2010)「いま、なぜ“子ども虐待と貧困か”」松本伊智朗編著『子ども虐待と貧困ー「忘れられた子ども」のいない社会を目指してー』明石書店、9-37
- 松本伊智朗(2013)「子ども・家庭が直面する複合的困難ー調査対象事例の概況」松本伊智朗編著『子ども虐待と家族「重なり合う不利」と社会的支援』明石書店、20-36
- 三上のり子・佐賀典子(2014)「医療・保健・福祉の連携による虐待死の予防：特定妊婦への支援(特集 虐待死をめぐって：1ヵ月を迎えられない子どもたちの問題)」日本子ども虐待防止学会学術雑誌 15(1)、41-48
- Ministry of Labour, Migration Division(1997) Having Children in Finland (https://www.ouka.fi/c/document_library/get_file?uuid=5bf1ec7e-ecc0-406f-8aa3-5cf71ff0b4b3&groupId=1651612 2019.4.30)
- 宮野澄男・潮谷有二・奥村あすか・ほか(2018)「スクールソーシャルワーカーの法的整備に関する一考察ー「チーム学校」における教員との連携・分担を他職種連携の立場からー」『純心人文研究』24、83-104
- 宮崎正宇(2016)「児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに関する文献レビュー」『高知県立大学紀要 社会福祉学部編』66、161-176
- 三好明夫(2014)「スクールソーシャルワーカーと保育ソーシャルワーカー」日本保育ソーシャルワーク学会編著『保育ソーシャルワークの世界ー理論と実践ー』晃洋書房、165-168
- 文部科学省(2006)「学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)」学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/_icsFiles/afieldfile/2016/04/08/1235293_001.pdf.2019.9.5)
- 文部科学省(2008a)「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2009/04/13/1246334_1.pdf.2018.6.30)

- 文部科学省 (2008b) 「スクールソーシャルワーカー 活用事業」 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/attach/1376332.htm 2018.7.3)
- 文部科学省(2015a) 「チームとしての学校のあり方と今後の改善方針について(チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会 中間まとめ)」 (https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/07/28/1360375_02.pdf.2020.3.8)
- 文部科学省(2015b) 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」 中央教育審議会(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf.2020.3.4)
- 文部科学省(2016) 「スクールソーシャルワーカーの活用」 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/019.htm 2018.7.30)
- 文部科学省(2017) 「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等」 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2017/11/17/1398120_4.pdf, 2018.1.6)
- 文部科学省初等中等教育局(2017) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」 平成29年3月31日
- 文部科学省(2018) 平成30年度学校基本調査(確定値)の公表について(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2018/12/25/1407449_1.pdf.2019.8.18)
- 森田久美子(2008) 「スクールソーシャルワークの人材養成」 山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳編著『スクールソーシャルワーク論』学苑社、175-186
- 望月初音・北村愛子・大久保ひろ美・ほか(2008) 「子ども虐待の早期発見・予防に関する研究ー保育士が子どもの虐待を疑った時の対応と苦慮していることー」 『つくば国際大学研究紀要』14、175-188
- 元山彩織(2018) 「乳児家庭全戸訪問事業における効果と課題」 中京学院大学看護学部紀要,8(1)、47-57
- 村上満(2018) 「保育に関する社会情勢と保育ソーシャルワーク」 伊藤良高・櫻井慶一・立花直樹・ほか編『保育ソーシャルワークの制度と政策』晃洋書房、103-118
- 永井亮(2006) 「児童養護施設における被虐待児への支援ー児童ソーシャルワーカーによる専門的支援の技法ー」 『ルーテル学院研究紀要』39、89-101

- 永野典詞(2011a)「保育ソーシャルワークと保護者支援・子育て支援」伊藤良高・永野典詞・中谷彪編著『保育ソーシャルワークのフロンティア』晃洋書房、24-31
- 永野典詞(2011b)「保育ソーシャルワーカーの可能性」伊藤良高・永野典詞・中谷彪編『保育ソーシャルワークのフロンティア』晃洋書房、106-113.
- 永野典詞・宮崎由紀子・香崎智郁代ほか(2014)「保育ソーシャルワーカー養成の構想と課題」日本保育ソーシャルワーク学会編『保育ソーシャルワークの世界-理論と実践-』晃洋書房、121-130
- 内閣府(2015)「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2016/01/dl/tp0115-1-05-09d.pdf>,2018.1.6)
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 (2019)「幼児教育の無償化について」(https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/free_ed/kanji_2/pdf/s1.pdf,2019.5.4)
- 内閣府政策統括官(2009)『英国の青少年育成の推進体制に関する調査報告書』(<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ukyouth/index.html>.2018.1.6)、11-13
- 中平絢子・馬場訓子・高橋敏之(2014)「信頼関係の構築を促進する保育所保育士の保護者支援」『岡山大学教師教育開発センター紀要』4、63-71
- 中嶋一恵(2016)「20世紀初頭イギリスにおけるマクミランの保育学校の特質と意義に関する研究」『保育学研究』54(1)、18-29
- 中村強士(2014)「子どもと貧困と保育ソーシャルワーク」保育ソーシャルワーク学会編者『保育ソーシャルワークの世界-理論と実践-』晃洋書房、131-142
- 中村強士(2016)「保育所保護者への調査からみえた貧困 解決策としての保育ソーシャルワーカーの配置」秋田喜代美・小西祐馬・菅原ますみ編著『貧困と保育 社会と福祉をつなぎ、希望をつむぐ』かもがわ出版、96-112
- 中谷奈津子(2014)「地域子育て支援拠点事業利用による母親の変化-支援者の母親規範意識と母親のエンパワメントに着目して-」保育学研究、52(3)、319-331
- 中津郁子(2015)「児童虐待予防に関する保育士への意識調査」『鳴門教育大学研究紀要』30、33-40
- 中山正雄 (2008a)「ファミリーソーシャルワーク の課題 ファミリーソーシャルワークと児童福祉の未来-子ども家庭援助と児童福祉の未来」STARS編集委員会 中央法規、82-90

- 中山正雄 (2008b) 「児童福祉施設の役割、将来像 ファミリーソーシャルワーク と児童福祉の未来ー子ども家庭援助と児童福祉の未来」 STARS編集委員会 中央法規、165-171
- 日本看護協会(2007) 「平成18年度 先駆的保健 活動交流推進事業 新やってみよう!! ポピュレーションアプローチ」 発行 (社団法人)日本看護協会、3
- 日本社会福祉士養成校協会(2016)スクールソーシャルワーク教育課程認定事業 教育課程認定校一覧(http://www.jaswe.jp/ssw/ssw_school_list.html2019.9.18)
- 虹釜和昭(2007) 「児童養護施設における家庭支援専門相談員の専門性」 『北陸学院短期大学』 39、13-21
- 虹釜和昭(2008) 「ファミリーソーシャルワークが施設を変える」 STARS(資生堂児童福祉海外研修同窓会)編集委員会編 『ファミリーソーシャルワークと児童福祉の未来』 中央法規、155-165
- 西野緑(2009) 「配置校型スクールソーシャルワーカーの有効性と課題」 『学校ソーシャルワーク研究』 4、28-41
- 西原尚之・原田直樹・山口のり子・ほか(2008) 「子ども虐待防止にむけた保育所、学校等の役割と課題」 『福岡県立大学人間社会学部紀要』 17(1)、45-58
- 野田秀孝(2012) 「スクールソーシャルワーカー の実際と課題:富山県スクールソーシャルワーカー 活用事業を題材に」 とやま発達福祉学年報、3、p35-41
- 野村康(2017) 『社会科学の考え方』 名古屋大学出版会
- OECD(2006)Starting Strong II : Early Childhood Education and Care, OECD Publishing (=2011 星三和子・首藤美香子・大和洋子・ほか訳 『OECD保育白書ー人生の始まりこそ力強く:乳幼児期の教育とケア(ECEC)の国際比較』 明石書店)
- 尾形玲美、有本梓、村嶋幸代(2011) 「児童虐待ハイリスク事例に対する個別支援時の行政保健師による保育所保育士との連携内容」 『日本地域看護学会誌』 14(1)、20-29
- 尾島豊・田中春海(2016) 「ホームスタート(家庭訪問型子育て支援)におけるニーズの特徴」 長野県短期大学紀要、71、77-87
- 岡本悟(2009) 「児童養護施設における家庭支援専門相談員に関する検討」 『社会福祉学科紀要 西日本短期大学社会福祉学科編』 6(1)、29-56
- 奥村賢一(2016) 「スクールソーシャルワーカー が相談対応する児童虐待の実態と実践課題ー配置型と派遣型の活動形態に焦点化してー」 『福岡県立大学人間社会学部紀要』、41-60

- 小野セレスタ摩耶・木村容子・平田祐子(2015) 「乳児家庭全戸訪問事業の実態調査ー自治体担当者がみる実施状況と意識ー」 『Human Welfare』 7(1)、99-113
- 大橋謙策(2010) 「地域における子育て支援システムの構築とソーシャルワーク」 日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程編 『これからの子ども家庭ソーシャルワーカーースペシャリスト養成の実践ー』 ミネルヴァ書房、1-8
- 大豆生田啓友(2017) 「新制度以降の自治体発の子育て支援・保育の取り組み」 『医療と社会』 27(1)、89-97
- 大西由香里(2009) 「地域母子保健における虐待予防活動ー保健師として取り組む家庭の貧困問題」 子どもの貧困白書編集委員会編著 『子どもの貧困白書』 明石書店、68-70
- 大澤朋子(2012) 「過程支援専門相談員の機能と家族再統合」 『社会福祉』 53、57-73
- 大曾根邦彦(2017) 「児童虐待防止対策保育所巡回相談から見る子育て支援ー育てにくい・かかわりにくい子と虐待予防ー」 『社会事業研究』 56、57-62
- 太田敬子・臺有桂・中村真一 (2018) 「メンタルヘルスに課題を抱える保護者への保育所における養育支援の実態と保育と地域福祉保健との連携に関する研究」 『鎌倉女子大学学術研究所報』 18、77-82
- 大塚美和子(2019) 『「チーム学校」におけるスクールソーシャルワーカーーの専門性ー教員を対象とした意識調査を通してー』 「神戸学院総合リハビリテーション研修」 14(2)、9-20
- 佐伯文昭(2013) 「保育所・幼稚園における巡回相談について」 関西福祉大学社会福祉学部研究紀要、16(2)、85-92
- 西郷泰之(2006) 『ホーム・ビジティング(Home Visiting)の挑戦ーイギリス・家庭滞在型の新しい子ども家庭福祉サービスの展開ー』 八千代出版
- 西郷泰之(2011a) 「家庭訪問支援(ホームビジティング)をマッピングする」 世界の児童と母性、70、7-11
- 西郷泰之(2011b) 「イギリスにおけるホームスタート活動の評価方法に関する研究」 『大正大学研究紀要』 96、243-239
- 坂本純子(2017) 「地域子育て支援拠点の質的向上と発展に資する実践と多機能化に関する調査研究」 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
- 佐藤拓代(2010) 「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業推進のための手引き」 『分担研究ー妊娠・出産・行く時期の要支援家庭への訪問指導のあ

- り方に関する研究』 (https://www.wch.opho.jp/information/01/pdf/nyujikateizenkohoumon_youikusien_tebiki.pdf2019.9.10)
- 佐藤拓代(2018a)「子育て世代包括支援センターと切れ目のない支援とは」小児保健研究、77(4)、319-321
- 佐藤拓代(2018b)「子育て包括支援センターとネウボラの理念」『大阪市立大学看護学雑誌』14、36-39
- サトウタツヤ (2012a)「質的研究をする私になる」安田裕子・サトウタツヤ編著『TEMでわかる人生の径路』誠信書房、4-11
- サトウタツヤ(2012b)「理論編—時間を捨象しない方法論,あるいは,文化心理学としてのTEA」安田裕子・サトウタツヤ『TEMでわかる人生の径路—質的研究の新展開』誠信書房、209-242
- サトウタツヤ (2015a)「TEAというアプローチ」安田裕子・滑田明暢・福田茉莉・ほか編『TEA理論編 複線径路等至性アプローチを活用する』新曜社、3-8、24-28
- サトウタツヤ (2015b)「TEA (複線径路等至性アプローチ) 心理学におけるTEM/TEA研究の可能性」『コミュニティ心理学研究』19(1)、62-76
- Sato, T.,and Yasuda, Y.and Kanzaki, M., & Valsiner, J.(2014)From Describing to Reconstructing Life Trajectories: How the TEA (Trajectory Equifinality Approach) explicates context-dependent human phenomena. Wagoner B., Chaudhary, N. & Hviid, P.(Eds.). Culture Psychology and its Future: Complementarity in a new key(p. 93-104). Information Age Publishing.
- 澁谷昌史(2008)「スクールソーシャルワークと子ども虐待」山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳編『スクールソーシャルワーク論』学苑社、109-118
- 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ(2017)「“市区町村子ども家庭総合支援拠点” 運営指針(案)」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000151778.pdf> 2019.4.1)
- 清水光子・和泉比佐子・波川京子(2013)「継続的に養育支援が必要な家族への保健師の援助の実際」日本地域看護学会誌,16(2)、55-62
- 清水隆則(2014)「英国の地域貧困児童家庭支援政策(シュアスタート)の示唆するもの—児童の発達・生活支援と地方自治体—」『都市とガバナンス』21、81-90

- 清水剛志(2016)『学校の問題から家庭生活の問題への支援ー富山のスクールソーシャルワーカーの実践』月間福祉,99(4)、36-39
- 塩崎美穂(2015)「海外における家庭支援(イギリス) イギリスの子育て政策」加藤邦子・牧野カツコ・伊原成男・ほか編『子どもと地域と社会をつなぐ 家庭支援論』福村出版、134-142
- 潮谷光人(2016)「訪問型子育て相談のあり方について」『奈良佐保短期大学研究紀要』24、41-49
- 白石淑江(2011)「虐待の予防を視野に入れた家庭訪問支援(その1)ーHealthy Families Americaの家庭訪問プログラムの概要と日本の家庭訪問事業の課題ー」『愛知淑徳大学論集 福祉貢献学部篇』1、69-81
- 園山繁樹・由岐中佳代子(2000)「保育所における障害児保育の実施状況と支援体制の検討:療育のある統合保育に向けての課題」『社会福祉学(日本社会福祉学会)』41(1)、61-70
- 曾和信一(2006)「人権保育と『同和』保育」『四條畷学園短期大学紀要』39、1-12
- 鈴木秀洋(2019)「第1はじめに」厚生労働省『市区町村子ども家庭総合支援拠点設置に向けて スタートアップマニュアル』(http://suzukihidehiro.com/data/h30_suzukihidehiro_startupmanual.pdf.2019.8.18)
- 鈴木秀志・原田唯司・伊田勝憲・伊藤公介(2019)『「チーム学校」充実に向けたスクールソーシャルワーカーと学校の連携の在り方ー浜松市教育委員会の取組ー』『静岡大学教育実践総合センター紀要』29,218-227
- 鈴木香代子・岡光基子・廣瀬たい子・ほか(2015)「フィンランドにおける子どもの虐待予防のための育児支援ー看護職による活動を中心にー」『小児保健研究』74(3)、447-452
- 鈴木庸裕(2008)「学校・教師・学習とスクールソーシャルワークー教職員との協働をさぐるー」山下英三郎・内田宏明・半羽利美佳編『スクールソーシャルワーク論』学苑社、129-142
- 鈴木由美子(2009)「子どもが背負う困難な家族の歴史 学校事務室から見る子どもと地域の暮らし」子どもの貧困白書編集委員会編著『子どもの貧困白書』明石書店、71-73

- 社会福祉専門職団体協議会国際委員会(2016)「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義と解説」https://www.jacsw.or.jp/06_kokusai/IFSW/files/SW_teigi_01705.pdf.2019.8.18
- 社会保障審議会児童部会(2016)「報告(提言)」新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000116161.pdf.2019.2.6)
- 社会保障審議会児童部会保育専門委員会(2016)「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」(http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Shanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/1_9.pdf・2017.4.7)
- 榎穂希子(2017)「イギリスにおける保育無償化政策の展望と課題」『保育学研究』(聖徳大学)55(2)、132-143
- 田尻由貴子(2009)「“こうのとりのゆりかご”から見る出産・子育てと貧困 全国から寄せられる深刻な相談」子どもの貧困白書編集委員会編著『子どもの貧困白書』明石書店、208-210
- 高橋重宏(1994)『ウェルフェアからウェルビーイングへ 子どもと親のウェルビーイングの促進：カナダの取り組みに学ぶ』川島書店、158-159
- 高橋重宏(1998)「ウェルフェアからウェルビーイングへ」高橋重宏編『子ども家庭福祉論』放送大学教育振興会、9-39
- 高野陽・齋藤幸子・安藤朗子他(2003)「保育所と地域保健の連携における子育て支援のあり方に関する研究 母子保健と保育所の連携に関する保健師の意識調査」『日本子ども家庭総合研究所紀要』40、117-128
- 高野陽・齋藤幸子・安藤朗子他(2004)「保育所と地域保健の連携における子育て支援のあり方に関する研究(II) 保育所と地域の保健活動に関する親の意識調査」『日本子ども家庭総合研究所紀要』41、91-102
- 高岡昂太(2013)『子ども虐待へのアウトリーチ 多機関連携による困難事例の対応』東京大学出版社
- 高屋大樹(2018)「子育て世代包括支援センターに関する一考察」『都市問題』2、94-121
- 民秋言(1999)「保育者改革論」安田生命社会事業団編者『新しい保育の創造』安田生命社会事業団、75-108

- 田邊泰美(2015)「英国児童虐待防止研究 子ども投資の社会哲学-ギデンズ、エスピン-アンデルセンらの社会哲学を中心に-」園田学園女子大学論文集 49、67-86
- 田中弘美(2017) 「イギリスのECEC政策にみる連続のなかの改革-「漸進的变化」に着目して-」『社会福祉学』58(1)、13-25
- 寺田清美 (2011)「主任保育士のあり方について」社会福祉法人日本保育協会『主任保育士の実態と在り方に関する調査研究報告書』(<https://www.nippo.or.jp/Portals/0/images/research/kenkyu/h22shunin.pdf>.2019.5.21)、7-17
- 所貞之(2016)「児童福祉施策枠組みの再構築とソーシャルワーク機能の要請」『立教女学院短期大学紀要』48、146-161
- 特定非営利活動法人ホームスタートジャパン(2006)「ホームスタートの訪問活動」(<https://www.homestartjapan.org/about/2019.9.6>)
- 特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパン(2014)「家庭訪問型子育て支援ホームスタート」(http://www.homestartjapan.org/_wp/wp-content/uploads/2014/02/HS-pamphlet.pdf 2019.5.10)
- 塚本智宏(2019)『コルチャックと「子どもの権利」の源流』子どもの未来社
- 土田美世子(2006)「エコロジカル・パースペクティブによる保育実践」『ソーシャルワーク研究』31(4)、285-294
- 土田美世子(2012)『保育ソーシャルワーク支援論』明石書店
- 鶴宏史(2009)『保育ソーシャルワーク論 社会福祉専門職としてのアイデンティティ』あいり出版
- 鶴宏史 (2012) 「保育所・幼稚園における巡回相談に関する研究動向」『帝塚山大学現代生活学部紀要』8、113-126
- 牛島豊広(2018)「保育者の養成と保育ソーシャルワーク教育」伊藤良高・櫻井慶一・立花直樹・ほか編『保育ソーシャルワークの制度と政策』晃洋書房、135-154
- 内田充範(2010)「スクールソーシャルワークに求められる専門性に関する一考察」『山口県立大学学術情報』3、1-10
- Uwe Flick(1995)Qualitative sozialforschung,Reindbek bei Hamburg:Rowohlt Verlag GmbH(=2011,小田博志監訳・小田博志・山本則子・春日常・宮地尚子訳『質的研究入門-〈人間科学〉のための方法論』春秋社)
- ヴィゴツキー(1930-31/2005)柴田義松監訳『文化的-歴史的 精神発達の理論』学文社

- 若宮邦彦(2011)「保育スーパービジョンの理論と実践」伊藤良高・永野典詞・中谷彪編著『保育ソーシャルワークのフロンティア』晃洋書房、86-93
- 八木裕子(2012)「介護福祉と社会福祉援助技術の概念に関する諸説の検討」広島国際大学医療福祉学科紀要、8、41-62
- やまだようこ(2004)「質的研究の核心とは」無藤隆・やまだようこ・南博文・ほか編『質的心理学 創造的に活用するコツ』新曜社、8-13
- 山本佳代子(2011)「児童養護施設における実戦研究に関する一考察」『山口県立大学学術情報』4、37-49
- 山本佳代子(2014)「保育所を中心とした地域連携の現状と実践的課題ー保育ソーシャルワークの観点からー」『山口県立大学学術情報』7、105-120
- 山野則子・梅田直美・厨子健一(2014)「効果的スクールソーシャルワーカー配置プログラム構築に向けた全国調査ー効果的プログラム要素の実施状況、および効果（アウトカム）との相関分析」『社会福祉学』54(4)、82-97
- 山野則子(2015)「全国調査によるプログラムの検証」山野則子編著『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワークー現場で使える教育行政との協働プログラム』明石書店、75-99
- 山下英三郎(2010)「スクールソーシャルワーカーに求められる専門性」日本社会事業大学児童ソーシャルワーク課程編『これからの子ども家庭ソーシャルワーカーースペシャリスト養成の実践ー』ミネルヴァ書房、49-57
- 山下英三郎(2013)「スクールソーシャルワーカーが果たしうる役割」『月刊自治研』55(644)、33-40
- 安田裕子(2015)「第1部 TEAの基本と理論的背景 2章 TEMの基本と展開」安田裕子・滑田明暢・福田茉莉・ほか編『TEA理論編 複線径路等至性アプローチを活用する』新曜社、30-34.
- 吉田なよ子(2010)「新生児訪問指導を考えるー4か月児を持つA市の母親の現状と母親意識からー」『日本赤十字看護学会誌』10(2)、11-18

初出一覧

本論に収録した成果の一部は、下記の論文において発表した。

第2章

鶴田智子 (2019a) 「乳幼児期から学童期における子ども・家庭支援をめぐる諸問題-児童虐待防止につながる切れ目ない支援-」 明星大学通信制大学院研究紀要、18、139-148

第3章 研究1

鶴田智子 (2017) 「保育所における特別なニーズを持つ家庭への支援方法の検討-4つの自治体および1つの行政区における支援ネットワークの比較から-」 保育ソーシャルワーク学研究、3、39-52

第4章 研究2

鶴田智子 (2019b) 「スクールソーシャルワーカーの配置形態に対する意識の変容と支援プロセスの検討-複線径路等至性アプローチ(TEA)による分析の試み-」 社会福祉学、128、54-66

第5章 研究4

鶴田智子 (2019c) 「保育所におけるソーシャルワーク的支援の可能性-問題を抱える家庭を支援する保育士の変容プロセス-」 子ども社会研究、25、85-105